

平成30年第1回定例会

(3月5日招集)

山都町議会会議録

平成30年3月第1回山都町議会定例会会議録目次

○3月5日（第1号）

| | |
|---|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 1 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 2 |
| 開会・開議 | 2 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名 | 2 |
| 日程第2 会期決定の件 | 2 |
| 日程第3 諸般の報告 | 2 |
| ・議長の報告 | |
| 日程第4 行政報告 | 2 |
| 日程第5 提案理由説明 | 4 |
| 日程第6 議案第2号 町道廃止について | 9 |
| 日程第7 議案第3号 町道認定について | 9 |
| 日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事） | 11 |
| 日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線白石橋下部工工事） | 13 |
| 日程第10 発議第1号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について | 15 |
| 散会 | 17 |

○3月8日（第2号）

| | |
|----------------|----|
| 出席議員 | 18 |
| 欠席議員 | 18 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 18 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 19 |
| 開議 | 19 |
| 日程第1 一般質問 | 19 |
| 1番 眞原 誠議員 | 19 |
| 2番 西田由未子議員 | 33 |
| 11番 後藤壽廣議員 | 46 |
| 4番 矢仁田秀典議員 | 61 |
| 散会 | 73 |

○3月9日（第3号）

| | |
|----------------|-----|
| 出席議員 | 74 |
| 欠席議員 | 74 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 74 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 75 |
| 開議 | 75 |
| 日程第1 一般質問 | 75 |
| 8番 飯開政俊議員 | 75 |
| 9番 吉川美加議員 | 85 |
| 6番 藤川多美議員 | 100 |
| 5番 興梠 誠議員 | 111 |
| 散会 | 124 |

○3月12日（第4号）

| | |
|---|-----|
| 出席議員 | 125 |
| 欠席議員 | 125 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 125 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 126 |
| 開議 | 126 |
| 日程第1 議案第6号 山都町営プール条例の廃止について | 126 |
| 日程第2 議案第7号 山都町高齢者生産活動センター条例の廃止について | 129 |
| 日程第3 議案第8号 山都町環境保全型農業推進条例の廃止について | 131 |
| 日程第4 議案第9号 山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について | 135 |
| 日程第5 議案第10号 山都町国民健康保険条例の一部改正について | 136 |
| 日程第6 議案第11号 山都町介護保険条例の一部改正について | 137 |
| 日程第7 議案第12号 山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について | 141 |
| 日程第8 議案第13号 山都町辺地総合整備計画の策定について | 145 |
| 日程第9 議案第14号 債権の放棄について | 147 |
| 日程第10 議案第15号 平成29年度山都町一般会計補正予算（第5号）について | 149 |
| 日程第11 議案第16号 平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について | 158 |
| 日程第12 議案第17号 平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について | 160 |
| 日程第13 議案第18号 平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について | 162 |
| 延会 | 164 |

○3月13日（第5号）

| | |
|---------------------------------|-----|
| 出席議員 | 165 |
| 欠席議員 | 165 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 165 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 165 |
| 開議 | 165 |
| 日程第1 議案第19号 平成30年度山都町一般会計予算について | 166 |
| 延会 | 217 |

○3月14日（第6号）

| | |
|---------------------------------|-----|
| 出席議員 | 218 |
| 欠席議員 | 218 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 218 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 218 |
| 開議 | 218 |
| 日程第1 議案第19号 平成30年度山都町一般会計予算について | 219 |
| 延会 | 284 |

○3月15日（第7号）

| | |
|--|-----|
| 出席議員 | 285 |
| 欠席議員 | 285 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 286 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 286 |
| 開議 | 286 |
| 日程第1 議案第20号 平成30年度山都町国民健康保険特別会計予算について | 286 |
| 日程第2 議案第21号 平成30年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について | 292 |
| 日程第3 議案第22号 平成30年度山都町介護保険特別会計予算について | 294 |
| 日程第4 議案第23号 平成30年度山都町国民宿舎特別会計予算について | 303 |
| 日程第5 議案第24号 平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について | 305 |
| 日程第6 議案第25号 平成30年度山都町簡易水道特別会計予算について | 306 |
| 日程第7 議案第26号 平成30年度山都町水道事業会計予算について | 310 |
| 日程第8 議案第27号 平成30年度山都町病院事業会計予算について | 314 |
| 日程第9 議案第28号 工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事） | 321 |
| 日程第10 議案第29号 工事請負契約の締結について（柚木砥用線道路改良工事） | 324 |

| | | | |
|-------|--------|--|-----|
| 日程第11 | 議案第30号 | 町有財産の無償貸付について（旧中島西部小） | 326 |
| 日程第12 | 議案第31号 | 町有財産の無償貸付について（旧小峰小） | 327 |
| 日程第13 | 議案第2号 | 町道廃止について | 328 |
| 日程第14 | 議案第3号 | 町道認定について | 328 |
| 日程第15 | 同意第1号 | 山都町教育長任命について同意を求める件 | 329 |
| 日程第16 | 同意第2号 | 山都町教育委員任命について同意を求める件 | 332 |
| 日程第17 | | 議員派遣の件 | 333 |
| 日程第18 | 議長報告 | 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査 申出について | 333 |
| | 閉会 | | 334 |

3 月 5 日 (月 曜 日)

平成30年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年3月5日午前10時0分招集
2. 平成30年3月5日午前10時0分開会
3. 平成30年3月5日午前11時0分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 議案第2号 町道廃止について
 - 日程第7 議案第3号 町道認定について
 - 日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）
 - 日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線白石橋下部工工事）
 - 日程第10 発議第1号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 栢 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 副町長 | 岡本 哲夫 |
| 教 育 長 | 藤吉 勇治 | 総務課長 | 坂口 広範 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 橋本 由紀夫 |
| 会計課長 | 藤島 精吾 | 企画政策課長 | 本田 潤一 |
| 税務住民課長 | 田中 耕治 | 健康福祉課長 | 山本 祐一 |
| 環境水道課長 | 佐藤 三己 | 農林振興課長 | 荒木 敏久 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 建設課長 | 後藤誠輝 | 山の都創造課長 | 檜林力也 |
| 地籍調査課長 | 玉目秀二 | 老人ホーム施設長 | 藤原千春 |
| 学校教育課長 | 渡邊尚子 | 生涯学習課長 | 工藤宏二 |
| そよう病院事務長 | 小屋迫厚文 | 監査委員 | 志賀美枝子 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） ただいまから平成30年第1回山都町議会定例会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議議事録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、甲斐重昭君、8番、飯開政俊君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から3月16日までの12日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの12日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（工藤文範君） 日程第4、行政報告の申し出があつております。これを許します。

学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） おはようございます。3月定例会にて行政報告の機会をいただきました。学校教育課から山都町小中学校の統合について報告させていただきます。

昨年7月に山都町小中学校統合検討委員会を設置して、2月21日の平成30年第2回教育委員会

において、これに係る方針を決定いたしました。

お手元の資料をごらんください。

山都町小中学校の統合についての方針。

1、統合の時期。平成31年4月1日。

2、統合の規模。御岳小学校を矢部小学校に統合する。中島小学校、潤徳小学校については、当面現行とし、継続して統合に関する再検討を行う。

校区について。

校区については、御岳小学校の校区を矢部小学校に引き継ぐ。なお、将来的な山都町全体の校区については、町部局と一体となって検討を開始する。

平成30年2月21日、山都町教育委員会。

簡単に統合に係る経過を報告いたします。

山都町において出産可能な世代の減少と少産化による児童生徒の減少に伴い、小中学校の統合について協議するため、17名の委員構成による山都町小中学校統合検討委員会を昨年7月18日に設置し、教育委員会からこの委員会に、よりよい教育環境を受けられることができるよう、複式学級の解消を課題として、小学校の統合整備について、1、統合後の学校数及び学校の組み合わせ並びに位置について、2、統合に伴う校区の区分について諮問を行いました。

山都町小中学校統合検討委員会による審議等の経過については、2に記載のとおりです。

第1回検討委員会の中で、討議の資料として、皆さんがどのように考えておられるか意見が聞きたいということで、第1回アンケートを行うことになり、矢部地区の小学生以下の保護者を対象として10月3日にアンケートを配布して、その結果を10月24日の第2回検討委員会にお示しました。このアンケートの概略を広報やまと12月号に掲載しております。

再度意見を聞きたいということで、第2回目のアンケートを12月18日に配布し、その結果にて第5回以降の検討委員会で答申をまとめられ、1月31日に第7回の委員会で最終審議をされた後、検討委員会から教育長が答申を受けました。山都町小中学校統合検討委員会による答申についての概略を掲載しております。

答申の内容。

1、統合後の学校数及び学校の組み合わせ並びに位置について。

御岳小学校を矢部小学校に統合する。その時期は平成32年4月1日が望ましいものとする。中島小学校、潤徳小学校の統合については継続検討とし、複式学級の解消を課題に平成32年度には再度統合の検討を行われたい。

統合に伴う校区の区分について。

校区については、現学校の校区を引き継ぐこととする。その他、校区の全町的な見直しや移住定住施策についてなど御意見も付加されております。

この答申に対する教育委員会の方針は先ほど報告しましたとおりです。

答申を受けて、2月15日に教育委員会で協議を行いました。その中で、御岳小学校の統合の時期について、平成31年4月に新入学児が1名であることは、教育委員会として児童の教育環境を

考えたとき、まずは子供の環境を整えることが最大目標であることから、平成31年4月に統合することが重要であるという結論に達しました。

その後、総合教育会議を開催し、この方針案について、答申の実施時期を前倒しすることについて町長に説明を行い、2月21日の教育委員会にて正式に方針を決定したものです。

また、中島小学校と潤徳小学校については、現在、複式学級があり、今後の数についても減少傾向であるところですが、現状では御岳小と比較し、学年に複数の児童もあり、複式学級の解消は課題であるものの、急激な統合を行わず継続検討を行うという答申の内容を重視しました。検討委員会が意見を付加された状況も見ながら継続して考えていきたいと思えます。

今後の計画として、平成30年度中に山都町立小中学校設置条例の一部改正について、山都町議会へ上程して御岳小学校を廃止します。その後、熊本県教育委員会等へ各種の報告をすることとなります。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（工藤文範君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

平成30年第1回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、まことにありがとうございます。まずは、きのうの山都町消防団出初め式に参加いただきまして、ありがとうございました。

最近の町政の動向及び今定例会に提案いたします議案について御説明申し上げます。

ことしの冬は例年にない降雪、厳しい寒さに見舞われ、1月10日の大雪ではビニールハウスの倒壊など、農業施設に大きな被害をもたらしました。

生活面におきましても、水道の断水、漏水、道路凍結によるコミュニティバス運休に伴う小中学校の臨時休校など、町民の生活や生産活動に大きな支障を来しました。被災された方々初め、町民の皆さんに心より御慰労とお見舞いを申し上げます。農業施設被害につきましては、復旧支援に関する補正予算を提案しており、迅速に対応してまいります。

また、先月20日に大矢野原演習場で発生しました実弾射撃訓練に起因する原野火災について、今月2日、地元期成会長とともに陸上自衛隊北熊本駐屯地に出向き、陸上自衛隊第8師団長に対して文書にて抗議を行いました。演習場の管理はもちろんですが、先般の日米共同訓練の際には速やかな情報提供をお願いしたところであり、それらの徹底を再度申し入れたところでもあります。

さて、新年より、各地各団体の初会や総会、祭り、イベントに御案内をいただき、可能な限り出席をしております。元気に活動される地域がある一方、疲弊している地域もありました。こうした状況を目の当たりにし、地域の自立、共助の重要性とともに、地域や町民の方々に対する支えの必要性についても改めて感じたところです。

1月4日に114名の新成人の参加を得て成人式を開催いたしました。代表者の誓いの言葉では、

社会の一員としての自覚とともに、自分や人の命を大切にしていきたいとありました。新成人の皆さんには、そのような思いを強く持って立派な社会人になってもらうことを切に願うとともに、ふるさと山都町に誇りを持ち続けていただきたいと思いました。新成人の皆さんが、たとえ進学や就職で町を離れることがあっても、将来この町に戻ってきていただけるよう、居住環境や就業環境の整備にしっかりと取り組まねばならないと強く感じました。

きのうは山都町消防団の出初め式が行われました。団員の皆さんは、厳冬のさなか、連日厳しい訓練に取り組んでこられました。議会からも工藤議長初め、議員各位に御臨席をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

私も点検者として団員の皆さんの起立点検や小型ポンプ操法を拝見しましたが、各団一糸乱れず、きびきびと行動される姿に、山都町の誇りに思うと同時に大変頼もしく感じました。団員が減少する中、郷土愛とボランティア精神のもと、町民の安全安心を確保するために日々消防防災活動に頑張っておられる消防団員の皆さんに改めて感謝と敬意を表するとともに、今後とも消防防災機材の整備や自主防災組織、機能別消防体制の充実、強化に取り組んでまいります。

次に、行政改革についてであります。

老人ホーム浜美荘については、民間法人への移管準備を進めておりますが、4月1日の移管に向けて入所者へのサービス低下や家族への不安を招かないように、連携を図りながら双方のスタッフによる引き継ぎを行っております。

なお、移管法人に対しましては、職員の継続的雇用、調達物品や請負業務等の町内発注について、極力配慮いただくよう求めているところでございます。

矢部高校の応援につきましては、応援町民会議での議論や学校との協議を踏まえ、新年度から一層の支援充実を図るため、所要の予算を提案しております。

今月1日、矢部高校の卒業式に出席しましたが、近年、各方面での矢部高校生の活躍の場を目にするにつけ大変誇らしく思うとともに、郷土の高校として矢部高校のさらなる魅力化に向け、町としても全力を挙げて応援していく所存です。

さて、蘇陽地区では、年明けから各地の神楽が結集する九州山地神楽祭や、地元の白石、仁瀬本神社、高畑阿蘇神社の神楽が開催されました。私も、舞い手や楽曲の皆さんと交流をさせていただきましたが、地域に引き継がれる伝統文化は、単に芸能の存続にとどまらず、地域コミュニティの形成や地域を担う人材の育成に大きく寄与しております。

また、今月24日には清和文楽館におきまして、能と人形浄瑠璃の共同公演が企画されております。本町には地域の宝とも言える多くの伝承文化が継承されております。この機会にぜひとも多くの皆さんに観賞をしていただきたいと考えております。

震災で漏水をしております通潤橋については、鋭意、復旧工事を進めております。伝統的な工法や材料によって施工しているため時間を要していますが、できるだけ早い時期に放水が再開できるよう取り組んでまいります。

次に、町にとって貴重な財源となっておりますふるさと寄附金についてであります。平成28年度に1億円を突破し、本年度は2月末現在で約1億4,000万円となっております。寄附をいた

いただきました皆さんには衷心より感謝を申し上げます。

ふるさと寄附金につきましては、地場産品の育成、振興はもとより、本町の情報発信の一手段として有効活用を図るとともに、多くの皆さんに引き続き応援していただけるよう、広報の充実などさらなる取り組みを目指します。

次に、農林業の振興についてであります。各地域で、農地の減少や耕作放棄地の増加、農林業従事者の高齢化が進行しております。農業構造の脆弱化が進む中、有害鳥獣の被害も拡大しており、農家の生産意欲が減退する現状となっております。

そのような中、新規就農者や後継農林業者については、国県の各種制度事業などで支援しているところでありますが、その後、かなりの高い率で農林業に定着している状況であります。

農林業基盤の整備と経済効率性の高い経営形態を示し、農林業経営の将来に期待が抱けるものであるならば、これからも農林業に対して希望を持つことができるものと思っております。

また、本町は有機農業発祥の地として、昨年、県下市町村に先駆けてグリーン農業推進の町宣言をいたしました。今後も高付加価値のある農林業生産を支援してまいります。

一方、国において導入が検討されております森林環境税については、高い関心を持って検討の推移を見守っております。荒廃が進みつつある森林の公益的価値が改めて評価され、この財源が森林所在自治体に十分に配慮された配分がなされるよう求めていきたいと思っております。

次に、重点プロジェクトとして掲げております若者定住促進については、役場旧浜町事務所跡地を定住住宅として分譲することで制度設計を進めてまいりました。新年度において、造成及び水道管の布設など附帯工事を行い、なるべく早い時期に分譲ができるよう進めております。

中央体育館の移設については、総合体育館整備推進委員会から候補地の選定について答申をいただいたところです。将来を見据え、さまざまな条件も検討しながら判断していきたいと考えております。

次に、九州中央自動車道につきましては、来年度中に北中島地区長谷まで開通し、本町において初めてとなるインターチェンジの供用が開始されます。

本年2月に、九央道につきましては15億円の補正予算が措置をされました。そしてまた、蘇陽・高千穂間のルート選定が国の小委員会において決定をされたところでございます。新たな段階に進むことになりました。

九州中央道につきましては、生活、物流、観光、さらには防災面において九州の横軸が強靱化される基盤整備であります。これを絶好の機会と捉え、観光客の増加などに向けた取り組みを行い、地域経済の浮揚につなげたいと考えております。

情報基盤整備事業につきましては、4月中に町内全域におきまして、光ケーブルの敷設が完了します。観光協会では先行してW i - F i を浜町商店街に整備されました。町も総務省の補助事業を活用し、観光拠点施設や防災拠点施設においてW i - F i 整備を進めていくこととしております。

また、全ての小中学校にタブレットを配置し、I Tを活用した教育の充実を一層進めたいと考えております。

現在、平成30年度からの町の情報化計画の策定を進めており、この計画に基づいて商工業や農林業などの生産、経済活動を初め、観光振興、移住定住、教育分野など多様な面でのITの活用を図ってまいります。

次に、総合計画に掲げた五つの柱の実現を目指して町政を進めているところでございますが、平成30年度予算につきましては、初めての本格的予算の編成となりました。

来年以降の実施計画を示しておったところですが、厳しい財政状況の中ではありますが、町の課題を解決するために、早期の災害復旧を図るための農林・商工観光事業、移住定住の推進、子育て環境の充実、高齢者支援などの福祉向上、環境に優しいまちづくり及び防災体制の再構築などについては、重点的に予算配分しております。詳細については、予算審議の中で説明させていただきます。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回の定例会への提出議案は、条例7件、補正予算4件、当初予算9件、その他案件12件です。議案第6号及び議案第7号は、施設の老朽化に伴う維持管理や利用者の安全確保の観点から、山都町営プール及び山都町高齢者生産活動センターを用途廃止するため、条例の廃止を行うものです。

議案第8号は、現行の環境保全型農業制度から、県のくまもとグリーン農業制度に統一して取り組むため、山都町環境保全型農業推進条例を廃止するものです。

議案第9号は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正を行うものです。

議案第10号は、国民健康保険の一部改正に伴い、山都町国民健康保険条例の一部改正を行うものです。

議案第11号は、平成30年度から同32年度までの各年度における保険料率等を定める必要があるため、山都町介護保険条例の一部改正を行うものです。

議案第12号は、介護に係る関係法律の施行に伴い、新たに山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を定めるものです。

次に、議案第15号は、平成29年度山都町一般会計補正予算（第5号）です。本年1月の大雪により被害を受けた農業ハウス等の復旧対策事業費及び過年度農業施設災害復旧費を中心に、28億2,800万円の増額補正を行い、補正後の額を188億2,400万円とする予算を編成しました。

議案第16号の平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第17号の平成29年度山都町介護保険特別会計予算（第3号）については、それぞれ、納付額の確定に伴い、予算の補正を行いました。

議案第18号は、工事費の減額による平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算を計上しました。

続いて当初予算です。

議案第19号の平成30年度山都町一般会計予算については、本町復興計画に基づく熊本地震及び豪雨災害からの復旧復興事業の速やかな実施と、町政の重点事項に配慮し、総額115億2,200万円

の予算を編成しました。

主な内容は、移住定住促進に向けた下馬尾分譲住宅地造成事業に7,400万円、地域の特性を生かし活力ある社会形成のため、農産物ブランド推進事業や食農観光塾事業を展開する地方創生事業に3,667万円、被災宅地普及支援事業と熊本地震復興基金交付金事業に1億3,781万円を計上しました。

さらに、町道、林道及び農地等の復旧として4億9,080万円を計上したところです。

議案第20号の平成30年度山都町国民健康保険特別会計予算については、26億9,626万円の予算を編成しました。

議案第21号の平成30年度山都町後期高齢者医療特別会計予算については、2億4,108万円の予算を編成しました。

議案第22号の平成30年度山都町介護保険特別会計予算については、28億9,415万円の予算を編成しました。

議案第23号の平成30年度山都町国民宿舎特別会計予算については、7,350万円の予算を編成しました。

議案第24号の平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、464万円の予算を編成しました。

議案第25号の平成30年度山都町簡易水道特別会計予算については、7億3,213万円の予算を編成しました。

議案第26号の平成30年度山都町水道事業会計予算については、収益的収入、収益的支出いずれも8,784万円、資本的収入38万円、資本的支出として4,653万円の予算を編成しました。

議案第27号の平成30年度山都町病院事業会計予算については、収益的収入、収益的支出いずれも10億4,977万円、資本的収入5,028万円、資本的支出として1億6,324万円の予算を編成しました。

議案第13号は、事業計画変更に伴う山都町辺地総合整備計画の変更です。

議案第14号は、町営住宅使用料に係る債権の放棄を行うものです。

議案第2号は、町道3路線の廃止、議案第3号は、町道の6路線の認定に係るものです。

議案第4号、議案第5号、議案第28号及び議案第29号の4議案は、工事請負契約の締結に係るものです。

議案第30号及び議案第31号は、町有財産の無償貸し付けに係るものです。

同意第1号の山都町教育長任命について同意を求める件は、山都町教育長が本年3月末日をもって任期満了ですので、教育長の任命について議会の同意を求めるものです。

同意第2号の山都町教育委員の任命について同意を求める件は、教育委員4名のうち1名が本年3月25日をもって任期満了となりますので、委員の任命について議会の同意を求めるものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。

詳細については担当課長から説明をさせますので、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願い致します。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第2号 町道廃止について

日程第7 議案第3号 町道認定について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第2号「町道廃止について」及び日程第7、議案第3号「町道認定について」は関連しますので一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） おはようございます。それでは、御説明を申し上げます。

議案第2号、町道廃止について。本町は別紙の路線を町道として廃止する。

平成30年3月5日提出、山都町長。

提案理由です。

町道の路線を廃止するには、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提案する理由です。

1ページ開いていただきます。

廃止検討路線が一覧表になっております。1の1から1の3までございます。

1の1、上鶴線。山都町金内字姥川から、山都町田小野の大深道まで、延長としまして2,403メートルです。

続きまして1の2、瀬戸福良線です。北中島長畑から島木の堂の上というところでございます。延長が5,785.9メートル。

それから、1の3、面田線です。北中島字面田から同じく北中島面田までの286メートルでございます。

備考のほうに道路改良工事による路線形状変更に伴う廃止が1と2にあります。それから、1の3につきましましては、九州横断道の建設工事により路線の形状変更に伴う廃止ということになっております。

その後ろのほうに、資料としまして、位置図、それから写真をつけております。これはごらんになっていただければおわかりになれるかと思っておりますので、よろしく御検討をいただきたいと思っております。

それから、これに出しておりますけど、一応、廃止になっておりますが、道路改良等で路線の形状が変わっておりますので、後で御説明申し上げますが、町道認定の中でも新しく変わったところでの延長等を上げておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、続きまして、議案の第3号のほうに参ります。

町道認定について。本町は別紙の路線を町道として認定する。

平成30年3月5日提出、山都町長。

提案理由。

町道の路線を認定するには、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

ます。これがこの議案を提案する理由です。

次、お願いいたします。

認定検討路線として、2の1から2の6までございます。

2の1、上鶴線。田小野字鹿生野から、同じく田小野の大深道。

それから、2の2の瀬戸福良線ですけれども、北中島長畑から島木の水増までです。

それから、2の3、面田線でございます。北中島面田から、同じく北中島の西田というところ
でございます。

2の4、上鶴支線でございます。金内の姥川から、同じく金内の姥川ということでございます。

2の5、小鶴釜出線。北中島の西田から北中島の面田までです。

それから、2の6、小払線。小笹谷川から、同じく小笠の谷川までということになっておりま
す。

それぞれ延長につきましては、2の1の上鶴線が2,255メートル、2の2の瀬戸福良線が5,677
メートル、2の3面田線が303.3メートル、上鶴支線のほうが263メートル、小鶴釜出線が699メ
ートル、2の6小払線が321メートルとなっております。

先ほど申しましたように、さっきの廃止の中で、瀬戸福良線ほか2件が上がっておりましたが、
ここでは路線が道路改良で変わりましたので、この中で新しく認定し直すという感じになってお
ります。そのほか3件につきましては、新しく認定をするところ、それから九州横断道によって
また新規で認定するところということになっております。御検討をよろしくお願ひしたいと思
います。

後ろのほうに位置図及び写真をすべてつけておりますので、よろしくお願ひしたいと思
います。
以上です。

○議長（工藤文範君） 議案第2号及び議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 道路の認定の件でございますけれども、瀬戸福良線、これはルート
を変えて新しくされますが、もともとの旧道部分に対しての認定というのは考えておられないわ
けでしょうか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それではお答えをいたします。瀬戸福良線につきましては、もう
随分前から道路改良しております。今のところ、用地等の困難がありまして、途中で終わって
いるという状況でございます。それが大体全て終わりに近づいたところで一緒にしていけたら
いかなというふうにご考えておりますので、そういうふうにしております。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） この瀬戸福良線の認定の図面の中で、集落内から出ておりますです
よね。新しく橋をかけたところの上流側。5ページですかね。5ページ。認定の。その、要する
にこちらからいうと終点側のところ。もともとの廃止のときには、ここの、今かかるとる橋のと

ころの上流側の道を廃止しとるわけです。今回、そこの橋からするから、ここの分に対しては、これは集落内道路なんですけれども、これに対しての認定がないということを尋ねておるわけでございます。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） これにつきましては、地元と協議をした上で廃止をさせていただくということになりましたものですから、ここは地元からの了解を得たところで廃止ということにしております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は経済建設常任委員会に付託して会期中の審査を行うことにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「町道廃止について」及び議案第3号「町道認定について」は経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査を行うことに決定しました。

日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第4号「工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、御説明いたします。議案第4号、工事請負契約の締結について。次の工事について、請負契約を締結することとする。

平成30年3月5日提出、山都町長。

工事番号。民安29国第1号です。

工事名。上鶴線道路改良工事。

契約金額。5,508万円です。

契約の相手方。山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。

入札の方法。指名競争入札です。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

続きましてお開きいただきたいと思っております。

工事の概要を御説明いたします。

3番の工事場所のほうから説明いたします。山都町田小野地内です。

入札月日は30年2月23日です。

工事の内容でございます。施工延長112メートル、1工区が86メートル、2工区が26メートルでございます。これは全延長は2,220メートルでございます。幅員は5メートルでございます。

掘削工、土工です。587立方メートル。

それから、重力式擁壁39立方メートルです。Lは23.2メートルです。

それから、大型ブロック積工、控えの1,000、L=82メートルの281平方メートルです。

道路用U字側溝です。これは300型です。104メートル行います。

それから、自由勾配側溝、400型です。42メートル行います。

それから、ボックスカルバート、14メートル行います。

それから、土どめ壁工、20立方メートルです。

それから、下層路盤工、569平方メートルです。

土どめ壁工は、カルバートボックスを、カルバートボックスは河川の部分ですが、設置しますけれども、そのサイド部分のあての擁壁でございます。

続きまして、指名業者でございますけれども、下記に書いております1番から11番までの業者を指名させていただいております。

続きまして、仮契約書のほうでございます。

工期のほうから御説明をいたします。30年の3月7日から31年の3月20日まで。

請負金額は5,508万円です。

それから、上記の工事について、発注者山都町と受注者大栄企業株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有するということになっております。

続きまして、開いていただきたいと思います。

入札結果の一覧がこちらに出ております。11社を指名いたしましたけれども、10社辞退。大栄さんだけが入札に参加されたということでございます。

後のほうに位置図をつけております。それから、平面図が縮小が小さ過ぎてわかりにくいかと思いますが、平面図、それから標準の横断図をつけております。

以上で説明を終わりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）」については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線白石橋下部工工事）

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第5号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線白石橋下部工工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは御説明いたします。議案第5号、工事請負契約の締結について。次の工事について、請負契約を締結することとする。

平成30年3月5日提出、山都町長。

工事番号。民安29国第2号です。

工事名。水の田尾下鶴線白石橋下部工工事。

契約金額。1億6,524万円です。

契約の相手方。山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役、尾上一哉。

入札の方法。指名競争入札です。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次を開いていただきたいと思います。

工事の概要でございます。

工事場所、山都町北中島地内でございます。

入札月日が、平成30年2月23日ございました。

工事の内容。施工延長318メートル、1工区148メートル、2工区が170メートルでございます。全延長は約1,900メートルでございます。幅員は5メートル。

それから、白石橋A1橋台、A2橋台とあります。A1橋台が95立方メートルですね。それから、基礎杭が7メートルから8メートルを5本打ち込みます。

それから、踏掛版が8.8立方メートル、仮締切工一式が入っております。

A2橋台につきましても、93立方メートル。

基礎杭が9メートルから9.5メートルということで4本するようにしております。

それから、踏掛版が8.7立方メートル、仮締切工一式が入っております。

護岸部でございます。

土工、掘削工ですが、1,410立方メートル。

大型ブロック積が、控えの500から2,500までございますけれども、500の控えのほうは95.5平方メートルです。控えの1,000が55平方メートル、控えの1,500が38平方メートル、控えの2,500が185.5平方メートル、合計で374平方メートルございます。

それから、道路部でございます。

掘削工が1,713立方メートル、それから、路体の盛り土としまして3,340立方メートル、のり面工としまして2,350平方メートル、簡易土どめ工が122メートルでございます。

それから、6番の指名業者でございます。

これにつきましても、1番から11番まで指名しておりますので、見ていただきたいというふうに思います。

続きまして、また開いていただきたいと思います。

仮契約書でございます。

工期につきましては、30年の3月7日から31年の3月20日まで。

請負代金は1億6,524万円でございます。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社尾上建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有するというようにしております。

平成30年2月27日です。

続きまして、開いていただきまして、入札の結果でございます。

これにつきましても、11社指名しておりますけれども、9社は辞退と。2社によって入札が行われております。その結果、尾上建設さんが落札されたということでございます。

次から、また位置図と平面図、それから標準横断図をつけております。

一番最初に、これは橋の標準断面ですね。それから、後ろのほうは横断の標準をつけております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 申しわけありません、ちょっとわからないことがありますので、お聞きいたします。

橋梁の上部工の発注の計画、それから道路の舗装の計画あたりは、どのように考えておられますか。時期的なことをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 一応、これにつきましては予算の配分等を考えながら行っとるもんですから、今回は舗装はございませんで、路盤の仕上げということにしています。

1工区、2工区と分けておりますのは、橋梁の部分でかなりの掘削土が出ます。2工区のほうに、今度は流用盛り土としてあるもんですから、1工区、2工区というふうにして流用盛り土をそこに持って行って盛り土として使うということにしております。舗装については、今のところ、ある程度の形ができてしまわんとできませんもんですから、後に考えています。

工事がまだ続きますものですから、大型のトラック等が入りますと、せっかく舗装したやつがまた傷んでしまうという現状が見られますので、ぐあいを見ながら表層はかけていきたいというふうに、今、考えております。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 今の件でございますけれども、踏掛版を施工するように、一体としてするようにしておられますけれども、実際、盛り土をした上での踏掛版をすると、どうしても周りから水が入ってきたときに沈下してしまうわけですね。本当はそこで、しばらく時間を置いた上で、転圧あたりをした後で踏掛版をしたほうが本来はいいわけでございますけれども、そこあたりの施工での注意点を現場のほうでよく指導されて、沈下が起きないようにしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 今、甲斐議員がおっしゃられました、専門でありまして、なかなか詳しいので、私もどきどきしながら答えておりますけれども、確かにおっしゃるとおり、橋の部分と道路の部分ちゅうのは、橋の部分はコンクリートですので下がることはないんですけれども、道路部分ちゅうのはどうしても盛り土がありますもんですから下がってくるということで、この踏掛版ちゅうのを設置するようになっていまして、おっしゃられましたように、その裏の盛り土部分はこちらの管理で十分転圧を、見ながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線白石橋下部工工事）」は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第1号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について

○議長（工藤文範君） 日程第10、発議第1号「主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員

会の設置について」を議題とします。

本案について主旨説明を求めます。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 発議第1号。山都町議会議長、工藤文範様。主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について。

上記議案を山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

主要地方道矢部阿蘇公園線は、観光や地域振興、防災対策などの効果が期待される重要な路線であるにもかかわらず、未整備の区間があるため、いまだネットワークを形成するに至っていない。

主要地方道矢部阿蘇公園線の早期整備の実現に向けて、本町議会に特別委員会を設置し、本町議会も一丸となって関係機関と協力のもと、国及び県に対して要望活動を展開していくことが必要である。

次のとおり主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会を設置するものとする。

記。

名称。主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会。

設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条による。

目的。主要地方道矢部阿蘇公園線の早期整備の実現に向けて、本町議会が一丸となって関係機関と協力のもと、国及び県に対して要望活動を展開していくことを目的とする。

委員会の定数。7名。構成につきましては、経済建設建常任委員5名、総務常任委員会から1名、厚生常任委員会から1名。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 発議第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 矢部阿蘇公園線につきましては、特別委員会を設置するに当たりましては、ぜひやっていかなきゃいけないというふうに感じております。これにつきましてはの早期の行動等、実現に向けてやらなきゃいけないわけですけども、この委員会につきましては、建設委員会5名のほかに、総務常任委員1名、厚生常任委員1名というふうになっております。これにつきましては議会内で決定して提出するものか。委員会を開かなきゃいけないというふうに感じておりますし、いつまでに提出の必要があるのかお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） お答えします。本議会中に委員の選定を行っていただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について」は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までをお願いします。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時0分

3 月 8 日（木曜日）

平成30年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年3月5日午前10時0分招集
2. 平成30年3月8日午前10時0分開議
3. 平成30年3月8日午後3時10分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第4日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 1番 眞原 誠議員
- 2番 西田由未子議員
- 11番 後藤壽廣議員
- 4番 矢仁田秀典議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 副町長 | 岡本 哲夫 |
| 教 育 長 | 藤吉 勇治 | 総務課長 | 坂口 広範 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 橋本 由紀夫 |
| 会計課長 | 藤島 精吾 | 企画政策課長 | 本田 潤一 |
| 税務住民課長 | 田中 耕治 | 健康福祉課長 | 山本 祐一 |
| 環境水道課長 | 佐藤 三己 | 農林振興課長 | 荒木 敏久 |
| 建設課長 | 後藤 誠輝 | 山の都創造課長 | 檜林 力也 |
| 地籍調査課長 | 玉目 秀二 | 老人ホーム施設長 | 藤原 千春 |
| 学校教育課長 | 渡邊 尚子 | 生涯学習課長 | 工藤 宏二 |
| そよう病院事務長 | 小屋迫 厚文 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

8人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、あす4人したいと思います。順番に発言を許します。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 皆様おはようございます。傍聴に朝からこうして、たくさんの皆様おいでいただきまして、足元の悪い中、本当にありがとうございます。たくさんの皆様にこうして見ていただいていますと、私、緊張してまいりまして、声もだんだん震えてきております。聞きにくい点もあると思いますが、どうかよろしく願い申し上げます。

今週の月曜、議会の初日の日に、この一般質問の質問の順番を決める抽選がございまして、抽選は順番の棒を書かれた棒を引きまして、そういうくじ引きで行われるんですけども、私、最若年ということで、また、性格がたいへん奥ゆかしいものですから、議会の先輩方、そして、人生の先輩方に、先に順番のくじを引いていただきました。そしたら、優しい先輩方に何と1番のくじを残していただきまして、こうして一番最初に質問をさせていただくことができました。先輩方、本当にどうもありがとうございます。よろしく願いします。

さて、先週の日曜日、4日ですが、山都町消防団の出初め式がございました。例年、雨に見舞われて大変、団員の皆様、また見守る御家族の皆様、お辛い中での出初め式が多いんですけども、ことしは珍しく晴天、晴れまして、暑いという声も聞かれるような出初め式でございました。団員の皆様の統率のとれた、規律正しい、力強い姿を拝見することができまして、この町の生命と財産を若い皆様方が守っていらっしゃるということをしみじみと感じた、大変感動した出初め式でございました。

ただ、その出初め式の中でも、やはりこの町が抱えております問題というのを感じたことも確かでした。消防団のOBの方々とお話をしていると、10年くらい前までは900人ぐらいいた団員の方々が、ことしは600人前後ということで非常に減ってきていると、そういうお話です。やはり若い世代が減るということは、この町の安全保障を脅かしておりますし、また、社会機能というものも劣化してくるということ、消防団の出初め式でも感じた、そういう次第でございます。

そうした若い世代をふやそうと、山都町におきましても、今さまざまな政策が展開されておりますけれども、それらをさらに力強く推し進めて、そして、この町の出身の方々、あるいは町外

出身の方々も、この山都町での生活を望む、この山都町を生活の拠点として選んでいただけるような、そういう町にしていかなければいけないと強く、また強く感じた次第でございます。

本日はその点を中心に据えまして、観光と、そして財政につきまして質問してまいろうと思っております。よろしく願い申し上げます。では、発言台のほうに移ります。

○議長（工藤文範君） 眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 改めまして、よろしく願い申し上げます。

まず初めに、財政計画について質問いたします。

この山都町ですが、面積が544.83平方キロメートル、これは熊本県内でも3番目に広いということで認識しております。そして、人口が1万5,364人、先月2月現在の数字ということで拝見しています。世帯数が6,564世帯、そういう山都町でございますが、この規模の山都町で、財政の規模、そういったものに適正な数値というのがあるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。あるとすれば、どのくらいの財政規模が適正なのでしょう。その辺の理由もあわせてお教えてください。よろしく願いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。お答えをしてみたいです。町の財政健全化につきましては、さまざまな財政指標、これにて診断または判断のもとに財政運営というものを行っておるところでございますけれども、お尋ねの財政規模となりますと、基準や指標と言えるものはございませんので、その団体にとってどれくらいが適当か、また、何をもちて適当と捉えるかというのは、非常に難しい問題でございます。

そこで、まずは標準財政規模という財政指数、財政のあらゆる指数の基礎となる数値に着目をして考えたいというふうに思っております。この標準財政規模と申しますのは、標準的な行政活動を行うための必要な経常的一般財源の総量を示すものでございます。内容は税込、それから地方譲与税、それに普通交付税を合計した額でございます、いわば財政の基礎体力と、そういった捉え方もできるものでございます。

この標準財政規模は本町の直近の金額で約77億円です。予算編成をする際には、この一般財源総量をベースに、国県支出金ですとか地方債といった特定財源を加えた財源総量の把握を行いまして、それにつり合った歳出の計画を立てるということになります。よって、執行可能な財源総額が、ある意味では標準財政規模、適正規模というのではないかというふうにも考えます。

次に、本町と同規模の団体との比較で財政規模を見てみたいと思っております。これには、全国全ての市区町村を対象に、その人口と産業構造の二つの要素を基準として設定された類型によりまして、団体を分別する類似団体との比較が妥当かなというふうにも考えます。

本町の属するグループは、つまり類似団体は、全国で28団体ございます。この28団体の財政規模の平均額は参考とはするものではございますけれども、類似団体は、ただいま申し上げましたように、人口と産業構造の二つの要素のみで設定されておりますので、各団体の面積ですとか施設などの個別要素は考慮されておられません。よって、町独自の事情ですとか個別要素等も考慮に加えながら、適正規模を図ることが求められると思っております。

現時点でこうしたことを比較検討、勘案すれば、本町にとりましては、約110億円程度が適正規模ではないかと考えているところでございます。ただし、標準財政規模の中でも、最も大きな構成要素であります普通交付税、これが現在、御案内のとおり合併縮減措置の最中でもありますし、今後、人口減少すれば、それに伴って減額されてまいりますので、この財政規模もさらに減少していくということになってまいります。

今後、持続可能な行政サービスを行っていく上では、後年度負担にも十分配慮した、身の丈に合った行政運営に努めていかなければならないというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ありがとうございます。丁寧な御答弁ありがとうございます。

さて、それを踏まえてになるんですけども、平成28年度からの財政計画におきまして、歳出のベースになるんですが、平成28年度で148億円、平成29年度で203億円と、約50億円、55億円ほどの増加が見てとれました。これは震災による災害復旧事業によるものと考えてよいのでしょうか。

また、平成30年度の推計では179億円となっております、これがおよそ24億円のマイナスですね。そして、平成31年度の推定におきましては118億円と。先ほど御説明いただきました約110億円程度の水準となっておりますが、これがおよそ60億円の縮小となっております。この一連の財政規模の縮小は、災害復旧事業の年度繰り越しが2回までしか許されないというふうに認識しておりますが、そういうことが理由になっているのでしょうか。あわせてお教えてください。お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。お尋ねの28年度は、おっしゃいましたように、既に決算が確定した数値でございます、これが約148億円、29年度はまだ年度が終了しておりませんので見込み額ということになりますが、203億円でございます。その差はおっしゃいましたとおり、55億円となります。この差額ですけれども、28年度と29年度の分析をいたしますと、ほぼ、災害復旧事業費が56億円ということですので、これに起因すると言ってよいというふうに考えております。

また、30年度も、おっしゃいましたように、災害復旧の年度繰り越しが2回ということもございまして、まだまだ28年度震災の災害復旧費、それから、29年、昨年発生しました災害の復旧費が反映をされますので、決算見込み額も179億円と依然、平常時に比べて増大をいたしております。しかし、31年度以降、災害復旧事業費につきましては総合計画には搭載をいたしませんので、先ほど縮小とおっしゃいましたけれども、平準化に近づいているというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ありがとうございます。今、御答弁で、縮小といいいますか、平準化

ということで御答弁をいただきました。確かに、震災で災害復旧事業が膨らみまして、それが終息していくということであれば、平常に戻っていくという認識でいいのかなというふうには思います。ただ、私が危惧しておりますのは、一度、財政規模が大きくなったもの、建設、災害復旧といいましても建設の事業であることは間違いないかなと思っております。

先日、国会議員の先生の勉強会に参加いたしましたので、そのときもおっしゃっていましたが、熊本県は景気は日本の平均に比べると、よいほうになっていると。それは震災の需要が大きくなっているからだというふうにも聞いております。そして、日本の経済が今、なかなか盛り上がってこない中、熊本県がぎりぎり耐えておりますのも、そういった震災の特需があるからだというふうにもおっしゃってございました。ここ山都町もやはり聞きますと土建業を中心に今、需要が急増したおかげで景気は悪くないというふうにはなっております。ただ、逆に供給が追いつかないという苦しい面もあるということも伺ってはおりますのでございます。

そんな中、規模で見ますと、来年度が今年度の見込みに対して12%のマイナスでした。そして、その次、30年から31年かけては60億円ということで、実に34%のマイナスですね。これが予算規模全体で見ますと、3分の2になるということで、この予算規模が縮小することに対する町の経済に対するマイナスのインパクトというのはどのぐらいあるのか。それをこの山都町として、どのように分析なさっていて、また、私が予測しますようなマイナスの影響があるということであれば、それに対して、どのような対策をとるおつもりでいらっしゃるのか、そのあたりを教えてくださいいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お尋ねがありました経済に与える影響は、具体的には分析ということはいたしておりませんが、経済環境の悪い本町のような地域では、おっしゃったように、経済を支える目的で公共事業が配分されているということは間違いのないところでございまして、経済活動の安定化にもつながっているというふうに捉えております。農閑期を中心に、農家の方々が作業員として建設事業に従事されていますことも、そのことの一つであるというふうには捉えているところでございます。

お尋ねのように、災害復旧事業が終わります平成31年度、これからのいわゆる反動といいますか、投資的事業が極端に減少しないように、公共事業の計画的な執行に努めていきたいというふうを考えております。このことによって、御指摘のような経済活動が疲弊しないような状況をつくり出すことも町の責務かなというふうには思っております。工事の適正な施工の確保を徹底しつつも、今後とも計画的な発注に努めて、発注の平準化、これも反映してまいりたいというふうには思っております。

○議長（工藤文範君） 眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ありがとうございます。さて、財政計画につきまして、今質問をいたしてまいりましたが、次が最後の質問になります。

歳出について、性質別歳出についてお伺いいたします。財政の歳出を性質別に見てまいりますと、義務的経費、投資的経費、その他の経費に大別することができるわけですが、これは、ここ

にいらっしゃいます執行部の皆様方には本当に釈迦に説法になるような形で大変恐縮ですが、きょうは傍聴の方もたくさんお見えですので、ちょっと内容を説明させていただきますと、義務的経費というのが、人件費、扶助費及び公債費ということで、そして、投資的経費と申すのが、道路、橋梁、公園、学校、公営住宅などの建設等、社会資本の整備に要する経費ということで普通建設事業費と災害復旧事業費、そして、失業対策事業費というところから構成されているというふうに私も学びました。その他の経費につきましては、山都町で額が大きな項目としては、物件費や補助費などがございますけれども、私からの質問は、その中の義務的経費と、それから投資的経費について質問したいと思います。

山都町の未来を切り開いていくためにも、先ほども申しました消防団の団員の問題にもつながってくるのですが、今一番重要なことは若い定住者をふやすということは論ずるまでもないことだというふうに思っております。そのために今、町は政策として、実にさまざまな事業を展開なさっているわけですが、その中で、社会資本の整備をする、社会資本の整備を充実させるということは、さきの12月の定例会におきます吉川議員の質問に対しましても、町長のほうでもその必要性を御答弁なさったかと記憶しております。

学校や公園、それから、安全な通学路の確保などというのは、私も子育て世代ですが、子育て世代の方々は非常に重視するわけです。このあたり、内容をしっかり精査しながらになるんですけども、この辺の投資的経費を拡大していくということが、若い世代の方々を呼び込むといえますか、この町を生活の拠点として選んでいただけるためにも、非常に重要なファクターじゃないかというふうに考えております。この点につきまして、町長、いかがお考えになるでしょうか。

もちろん、地方交付税が削減されていく中で、経費を拡大するということがいかに厳しいかということは、実は私も経営の世界におりましたので十分に理解しておるんですけども、民間企業におきましても収益を改善するために必要な投資というのは、やはり徹底的なコスト削減、効率化を図りながら、コストの見直しを行いながら行うことと思います。そうしたことを町の行政においても、きちんと精査しながら、町の財政面においても投資的経費をしっかりと確保するためには、その反対側にあります義務的経費の中身についても、効率化を徹底するためにきちんと内容を精査して厳しくチェックしながらやっていくことが必要なのかなというふうに思っております。そのあたりも含めまして、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。今、お尋ねになりました今後の投資的経費と。また、義務的経費につきましては、もうこれは当然見直すべきは見直していかなくていけないという思いでおります。非常に硬直化した今の町の財政事情の中で、非常にこれを削減するのが難しいのは、皆さん御存じのとおりであります。しかしながら、できる限り義務的経費の削減をしていかなくては、これはもう議会の皆さんにも、町民の皆さんにも、これはみんなで痛み分けをする部分だろうという思いでおりますので、具体的に皆さんにもお示しをしていきたいなという思いでおります。合併をして13年を過ぎたところでございますが、まだまだ旧態の部分がたくさ

ん残っとなるという部分もありますので、これはお互いに痛み分けを町民の方々にもお願いをしながらしていきたいなという思いであります。

先ほどからありますように、若い人たちがという部分につきましては、12月の議会でも申しましたように、定住化に向けた施策をずっと打っていきたくと。特に住宅等々につきましては、後でまた、他の議員さんのところでも申し上げますが、来年度、早速取り組みたいという思いであります。

そして、投資的経費につきましては、今、地震や水害からの復旧・復興に向けた取り組みをしておりますが、これにつきましては、ほとんど補助金等々でカバーしている部分でありますので、先ほど総務課長が申しましたような普通財源については余り手をつけていないのが事実であります。これについてしっかり対応していきたいと。

しかしながら、今、現実には、皆さんにも再三お伝えしておるように災害復旧の工事が、建設業の方々は一生涯懸命にいただいておりますが、入札率、落札率、不落が多いというようなことで、今後、大きな建設工事等々を計画をしてもできないのがここ1年、あと2年じゃないかなという思いでありますので、大きな公共事業等々については今回も提案をしておりませんし、ここ2年ぐらいはでけんとならないかなと。非常に、本来であれば早い時期にいろんな部分、公共事業もしていかななくてはならないという部分であります。先ほど来ありますように、まずは災害復旧・復興を最優先にした中で。しかしながら、義務的経費を除いた部分についても、投機的な部分については、おかげさまで今回サテライトオフィスの部分についても、県ともいろんな情報交換をしながら、そういう部分についての投資なりをしていきたいし、先ほど言いましたように定住化に向けた投資であったり、いろんな部分、今後する分についてはやっていくべきだという思いであります。

財政の硬直化の中ではありますが、先ほど来あります、何回も同じことですが、今、公共事業の前年対比、前々年対比、大変伸びておるのも事実でありますので、これが縮小したとき、また十分検討していきたいなという思いであります。先ほど来、言いますように、議員御指摘のとおり、行政コストを意識した中での徹底した義務的経費を含めた不断の見直しを今後とも進めていきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。このことは、今の質問は、私議員に対して出ております町の経費も同様なところでありまして、それを認識した上での質問でありました。ともすれば、私に大きなブーメランとして返ってくるような、そんな質問ではあるんですけども。しかしながら、やっぱり若い世代に、この山都町の生活を、この地を生活の地として選んでいただくためには、社会資本の整備というのは絶対に必要なことなんだという、そういう信念を抱いて質問をさせていただいた次第でございます。

私も、この町に若い人たちが戻ってくるために何をすればいいのか。また、町外からのお客様にもこの町を選んで観光に来ていただくと。そういうすてきなすてきなまちづくりというですね。この町が本当に周りの皆様から見てもすばらしい町になるように、財政面でもしっかり私のほう

としても支援していきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に移ってまいります。先ほど、今し方、町外からのお客様の話を申し上げました。観光面についてなんです、観光資源の整備について何点か質問いたします。

山都町のシンボルの一つであります通潤橋ですが、震災の被害の復旧に向けまして、現在、懸命な修復作業が続いております。この工事の完了予定、これはいつになるのでしょうか。もし、はっきりわかっているところがありましたら、ぜひお教えてください。お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。通潤橋の修理工事につきましては、もともと平成31年3月末を予定しているところでしたが、これまで工事を進めてきました中で、当初予定しておりました石管の修理工事が不要となったこと、それから、工事の工程進捗が順調にこれまで進んできたこと等の理由によりまして、現段階といたしまして、本年、平成30年12月末の修理完了を見込んでいるところです。

○議長（工藤文範君） 眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 大変うれしい御報告ありがとうございます。早まれば早まるほど、我が町の観光にとってはいいことではないかなというふうに思っております。これもひとえに、工事に携わられる皆様の御努力のおかげだなと思って、感謝申し上げます。

さて、その通潤橋とあわせまして、それに匹敵するぐらいに見ごたえのある観光資源が、五老ヶ滝となるかなというふうに思っております。通潤橋と五老ヶ滝は、山都町の豊富な観光資源の中でも特に知名度が高く、山都町の観光振興には欠かせない存在だと私は認識しております。町として、このあたりエリア一帯の観光資源についてどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。お答えください。お願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 通潤橋は国の重要文化財に指定されております。それから、通潤橋と白糸台地の景観、これは平成22年2月22日に国の重要文化的景観ということで、白糸台地全体が通潤用水とともに国の重要文化的景観に選定されております。また、平成26年には世界かんがい施設遺産として登録もされております。また、余り御承知おきないかと思いますが、五老ヶ滝と聖滝につきましては、平成27年に国の指定の名勝地として選定をされております。

また、そもそもこの国の重要文化的景観の選定に当たっては、平成20年に最初に通潤用水と白糸台地が選定されたわけですけど、これは全国で7番目でありました。今、世界の観光として知られております阿蘇につきましては、世界文化遺産に登録するに当たって、この重要文化的景観というのが非常に大きな要素となるということで、ここ数年、文化的景観に選定されることを目的に努力をされまして、昨年、29年10月にやっと選定されたということです。それから行きますと、当初、白糸台地が選定されたのは平成20年ですので、もう10年も先に、この山都町の貴重な文化資源であります通潤用水、それから白糸台地は選定されておりましたわけですから、世界の阿蘇に匹敵する、まさるとも劣らない観光資源ということで、素晴らしい資源が山都町には幾つも点在しているということで認識しております。

○議長（工藤文範君） 眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 本当に詳しく丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。私も小さいころから、通潤橋、そして、五老ヶ滝、白糸のほうにも遊びに行ったりしております。小さいころから親しみのある施設なんですけれども、戻ってまいりまして、国の重要な文化的景観に指定を受けたりとか、あと、世界かんがい遺産を受けていたりとか、日本や世界に誇る施設なんだということを大人になって改めてかみしめまして、この地に住んでいることを本当に誇らしく思うわけでございますが、この五老ヶ滝、通潤橋、白糸台地周辺に、震災で今は通れなくなっておりますけれども、滝つぼにおりられたり、あと、仙者ヶ淵のほうまで歩けたり、非常に歩いていてすばらしい遊歩道といいますか、あったんですが、今現在、震災後、そのまま通れないままだというふうに認識しております。そちらの整備計画ですね。こちらにつきましてどのようになっているのか、おわかりであれば教えていただきたいと思っております。九州中央道の中島の開通がまもなくですので、それに間に合うのかどうか。そのあたり非常に気がかりであります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 皆さん御承知のように、熊本震災、それから、それに続く豪雨災害ということで、通潤橋を初め、その周辺の白糸台地の棚田もそうですけれども、大変な被害を受けました。その中で今、復旧に向けてしっかり努力しているところでございますけれども、今、通潤橋、それからあわせて通潤橋の遊歩道につきましては、落石とか崩土がありますので、今その改修を進めております。その中でやっと、名勝地であります五老ヶ滝を正面に見るつり橋、そこまでは行けるようになりました。そこから、また、今のところは引き返して、布田神社のほうに戻ってくるというコースでしておりますけれども、先ほど生涯学習課長からもありましたとおり、前倒しで通潤橋の改修が進みますと、その遊歩道につきましても、つり橋から桐原のほうに向けて岩尾城に行く、そして物産館に帰ってくる、約40分から1時間のところでございますけれども、そこもあわせて、中島のインターが来年3月までには開通しますので、その間にはきっちりと整備をしたいというふうに思っております。

先般、課長会議でもありましたけれども、町長のほうからも早く早くやれというふうなことで指示を受けたところでございますが、これは県立自然公園の中の九州自然遊歩道でございますので、県とも協議をしながら整備をしていかなければなりませんから、開通が来年の3月までということであれば、県ともしっかり協議しながら、できるだけ前倒しでできるように努力していきたいと思っております。

ただ、仙者ヶ淵、それから、河鹿橋のところにつきましては被害が非常に大きゅうございまして、なかなか予算的にも復旧費がかかりますので、そこらあたりは、その後の開通のところまでには何とかやっていきたいというふうに思っておりますが、仙者ヶ淵につきましては、あそこの遊歩道は集中豪雨等で何回も何回も決壊している部分がございますので、その整備については再度、もう一回検討してやっていきたい部分もございます。

ただ、先ほども申しましたとおり、やはり通潤橋だけじゃなくて、五老ヶ滝のすばらしい景観

もあわせて見ていただきたいということがありますので、この周遊コースについてはしっかりと、来年3月までにはやっていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 非常に心強い御答弁ありがとうございます。今、課長のほうからもお話がありましたとおり、やはり通潤橋だけに頼っているのは、このエリアの魅力は半減以下になってしまうと思っております。やはり白糸台地、五老ヶ滝、あの辺一つを一つの観光のエリアとして見ることで、訪れるお客様の滞在時間も長くなるでしょうし、また、1回で見られなかったところにまた来ようという話にもなるかと思えます。

それから、遊歩道につきましては、町内の皆様も健康づくりのために歩かれたりとかするのもいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひ一日も早い復旧をお願いしたいと思います。県への協議に対して、我々議員のほうでもできることがあれば何でもやっていこうと思っておりますので、力をあわせて前に進めていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

さて、次の質問に移ってまいりたいと思います。次は、同じくやはり通潤橋周辺の話にはなるんですけども、道の駅通潤橋、こちらの施設の老朽化について質問していきたいと思えます。

この道の駅の通潤橋といいますのは、通潤橋を訪れる観光客の皆様をおもてなしする施設として現在あるというふうに認識しております。老朽化や、それからニーズの変化に伴う構造的な問題、そういったものを多く抱えていることは町の皆様も御承知のとおりだと思います。

特に言いますと、まず駐車場は線が消えてしまっていたりですとか、あと、排水が悪くて、雨が降りますと靴に水が入ってくるほど深く水がたまってしまったりもいたします。また、トイレに至りましては、御利用なさるお客様からの評判が非常によろしくなくて、私があそこに勤めておりましたころも、やはりたくさん、何というんでしょう、批判を受けたところでございます。

通潤橋周辺をやはり重要な観光エリアとするのであれば、御利用なさるお客様方のためにも、早急にこの辺を改善する必要があるというふうに思っておるのですが、その辺に対して具体的な計画があればお示しいただきたいと思えます。

また、ナビゲーションシステム等が発達しておりまして、今、地図を見る方とか、なかなか減ってきたとは思うんですけども、ただ、それでもやはり看板によるお客様の誘導というのは非常に重要かつ有効だと思うのですが、国道からの誘導が余り目立っていないようでして、いまだに道をお尋ねになるお客様がいらっしゃるというふうに聞いております。こちらに関しましても、改善の御計画があればお示しください。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 通潤橋の道の駅につきましては、平成13年5月1日に、通潤橋道の駅として登録をされて供用を開始しております。それ以前に、道の駅として、通潤橋の前の観光施設としてなっておりますので、もう20年以上たっておりますから、非常に改修をしなければならぬ部分がございます。先ほど議員の御指摘がありましたとおり、いろいろな部分で、細かな部分もきちっとやっぱりやっていくべきだというふうに今思っております。

トイレにつきましても、和式から洋式に変えたりとか、随時やってきたつもりでございますけ

れども、やはり老朽化については大規模な改修をしていく部分がございますので、大規模にやっ
ていく部分については、それなりの予算がまた必要でございますので、今議会にも平成30年度の
一般会計予算のほうにも上程させていただいておりますけれども、そちらのほうでやっていき
たいというふうに思っておりますし、細かな補修の分については今、観光協会に指定管理でお願い
しておりますので、そこはしっかり意思の疎通をとりながら十分に随時補修をやっていきたいと
いうふうに思っております。

やはりこれから、先ほども御指摘がありましたとおり、インターが開通しますと多くのお客様
に来ていただくわけですので、そこらあたりについてはサインも非常に大事だと思います。国が
つくっている看板、それから県がつくっている看板、それと町独自の看板、ばらばらでございま
す。これについてはやっぱり、サイン計画もそうですけれども、国の重要文化的景観に選定され
ている白糸台地の棚田もございますので、そこらあたりは景観の専門家でございます方々も入れ
て、教育委員会の生涯学習課とも協議しながら、きちっとこのインターが開通するまでには案内、
サインもしていきたいと。本当は阿蘇のように統一サインでやっていきたい部分がございますの
で、将来的にはそういったところも必要かと思っておりますけれども、まずは通潤橋のまでのアクセス、
通潤山荘までのアクセス、それから白糸の棚田までのアクセス、そこまではきっちりと案内でき
るようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ありがとうございます。本当に期待しておりますので、ぜひよろしく
お願い申し上げます。

続きましてですが、今度は少し話題といいますか、着眼点を変えまして、清和文楽邑と天文台
について、質問してまいりたいと思います。

清和文楽は江戸時代末期から脈々と受け継がれてきた農村芸能ということで、文化的価値が非
常に高いものですし、また、天文台につきましても、私もこちらに移ってきたときに、帰ってま
いましたときに、当時3歳になる息子を連れて何度も何度も行きましたが、すばらしい望遠鏡
を駆使して、隣の銀河のアンドロメダ星雲とか、あと、オリオン座の真ん中の三連星、この中
にあります星が生まれるところ、そういったものを望遠鏡で紹介していただくなど、非常に学術
的、アカデミックな施設だというふうに思っております。

それから、こういった文化的な学術的な施設と、あとは宿泊施設、物産館、レストラン、こう
いった商施設、今現在、同一団体の方が担っていらっしゃるというふうに認識しておりますが、
そこで働く方々に大変なジレンマといいますか、片や商業としてやらなければいけない部分、も
う片方では文化的、学術的なところを追求していかなければいけない部分、いわゆる営利事業と
非営利事業が混在するような形で大きなジレンマを抱えているというふうに私は見てとってお
るわけでございます。

文楽をやる方は、本当に日本有数の農村芸能ということで、芸能人としてしっかり稽古を積ん
でいただいて、そして、その技術をぜひ日本中にとどろかせるような、そういう清和文楽になっ
ていただきたいというふうに思っておりますし、また、天文台についても、せっかくのすばらし

い施設で、このような大きな望遠鏡ですばらしい施設がありますので、それらを生かすためにも、小学校や中学校、高校の児童、生徒、あるいは大学の天文関係者の方々が見学や研究に訪れていただけるぐらい学術的なレベルを上げられないものかなというふうに思っております。

また、その商施設のほうについては、営業、経営のほうに専念していただいて、売り上げをどんどん伸ばすことで、特産品をつくれる地域に貢献といいますか、そういったものにしていただきたいなというふうに思っているのですが、これらを分離して指定管理に置くということではできないのかなというふうにかねてより思っております。そのあたりいかがでしょうか。質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議員の御指摘については、これまでも議会の中でも数回指摘を受けております。今、指定管理施設として、清和文楽館、それから物産館、それから天文台、この三つを指定管理しております。指定管理そのもの自体は、それぞれ個別に指定管理をしておりますけれども、財団であります文楽の里協会が今、非公募で一体的にやっております。

この是非については、いろいろ議論の分かれるところでございます。これは旧清和村が、やっぱり文楽人形芝居をメインにして、いろんな文化の向上、それから地域の物産であったり、星、こういうところで一体的にやられた部分がありますので、そこらあたりをしっかりと認識した上で、財団の理事長とも、理事会とも相談をしていかなければならない部分であります。

平成30年が指定管理5年間の最後の年になります。最後の年になりますので、ここで、今11、町内に観光施設がありますけれども、その委託をどういう形でやるかということで今、庁舎内で協議しておりますが、いずれ6月の議会では債務負担行為ということで、3年ないし5年の予算を計上し、議会に議決をいただかなければなりませんので、それまでにはしっかりと結論を出さなければなりません。

殊、清和の三つの施設につきまして、特に文楽館につきましては、やっぱり文化施設でございます。伝統文化の保存、継承ということで、やはり文楽館として独自に運営をしていただくのがベストだというふうに思っております。また、天文台につきましては、やはり星の専門家、学芸員を置いて、きちっとそこらの説明ができるようにするべきだというふうに思っております。

ただ、これが地域振興という名もとの行政の都合によりまして、そういう形でつくっておりますので、やはり地域振興、町の振興にも、観光地としてつくる部分がございますので、それもやっぱりあわせて考えていかなければならないということで、やはり天文台については、学芸員を置くにしても、やっぱりレストランもありますし、ログキャビンもありますので、こういったところを一体的に管理できるしかるべき団体にするのか、今のままでするのかをしっかりと議論していきたいと思っております。

物産館につきましても、やはりこれは清和のトマトを中心とした野菜、シイタケ、いろんなものを加工して物産館で売るということで、しっかりと売り上げはしていただいておりますけれども、また仮に違う団体にすれば、もっともっと売り上げが上がるかもしれません、そこらあたりを、じゃあ今同じ敷地内にある物産館と文楽館をどう連携させるかと。そういう意味では、やはり旧

清和村時代に考えられました文楽と物産を一緒にあわせて売っていくという形でされている部分について、それはそれなりの効果がございます。

ただ、これまでやはり後継者のことにつきましては、人手不足、後継者不足というようなことで非常に苦労がありました。幸いにも3人の若手の担い手が2年間淡路に勉強に行きまして、帰ってきて今活躍してくれております。そういった形でやはり文化の継承は継承としてやっていく部分がありますので、この三つの施設を今後どういうふう指定管理するかは早期に決めなければなりません。これまではずっと非公募でやってきましたけれども、これをこのまま非公募ではまずいというふうには思っておりますので、そこらあたりはしっかりと庁舎内で議論し、そしてまた、議会の皆さん方も、経済建設常任委員会とあわせて、しっかり議論をした上で結論を出して、6月の議会、そして9月の承認、最終的には業者の選定は12月になりますけれども、その承認までしっかりと。1年しかありません、実際には9カ月です。非常にタイトなスケジュールになりますけれども、しっかりそこは議論をしつつ、やっていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ありがとうございます。そうですね、やはりしっかり検討しながら、議論をしながら、進めていくことが大事かなというふうにも思います。よろしく願い申し上げます。

最後になります。第2次山都町総合計画の中に「「山の都」の資源を活用した観光まちづくりの推進」というところがございます。「訪れた人が、ありのままの自然や人、文化に触れ、おのずと応援者・愛好者となる「山の都」を目指します」というふうに書かれておりました。この部分に関しまして、今後、具体的にはどのようにお進めなさるのか、そのあたりを町長から御答弁いただければと思っております。

中でも、私が一番注目しておりますのは、今回の質問で一貫して申し上げます基本施策の3番に書かれておりました観光施設の維持、強化というのがあったんですけれども、内容は、「指定管理者等の民間活力により、観光施設の維持管理を図るとともに、観光施設の老朽化対策や、観光地にふさわしい景観整備を行います」というふうにございました。今、檜林課長からもたくさんの御答弁いただいた中で、既にそのあたりの回答もいただいておりますけれども、山都町全体として見て、具体的にどのように進めていかれるのか。そのあたりを教えていただければなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほど来、檜林課長のほうから具体的な部分がありましたが、まずは観光資源、豊かなものがあると言いながら、なかなかそれを有効に利用できてないのが一番の今の山都町の観光に対する問題点じゃないかなという思いでおります。来年につきましては、予算にも計上しましたが、山都町観光協会との連携を密にしたいというようなことで予算措置もしたところでございます。

先ほど来ありますように、通潤橋、そしてまた、五老ヶ滝周辺、また、緑川水系にありますキャンプ場等々について、なかなか利用が少ないというようなことでありますので、整備と同時に、

今後いろんな形の中で発信ができる整備をしていきたいなという思いであります。蘇陽地区にあります二つの民間のキャンプ場については、ここ数年、非常にいい形の中で経営ができておるといふようなことでございますので、これも含めまして、先ほど来あります指定管理者制度等々、いろんな部分を利用しながら整備をしていきたいという思いであります。

特に施設の整備というようにございますが、先ほど来あります通潤橋のトイレ等々につきましても、もう誰からもあんな薄暗いところにトイレがあつてというふうなお叱りを受け取るのも事実でありますので、検討したいと思っております。そしてまた、通潤山荘につきましても、去年大々的に改修をしたものの、なかなか評判が悪いと。特に風呂の施設等々についても非常に評判が悪いというふうなことでありますので、こういう部分も早急に整備をせななという思いであります。

また、先ほど天文台という話がありましたが、天文台にロッジを、宿泊施設を併設しておりますので、この部分についても、これはそよ風パークも一緒でございますが、もう非常に老朽化した中での宿泊施設というふうなことでございますので、あわせて年次計画を立てながら整備をしていかななくては、これだけではなかなかお客さんが来ていただけないかなという思いであります。

先般、きのう、テレビタミで報道を見られた方もおられるかなと思いますが、若い高校生、大学生の方々に、山都町に対する提案をしていただきましたが、先ほどありました五老ヶ滝については、ライダーデーと大変ユニークな発想がありましたし、また、廃校を利用した宿泊施設であつたりという、本当に今、私たちも考えない部分も一緒に何か提案ができたなという思いであります。そういう分も含めた中で、私は、先ほど来、文楽館を中心とした文楽人形と、今、蘇陽地区を中心に神楽があるわけでありまして、全ての方々に提案をいたしました。神楽を1週間に1回ぐらい文楽館の中で、順番でございませう、公演をしていただけないかなという思いであります。また、文楽人形につきましても、薪文楽を毎年秋にさせていただいておりますが、去年もあいにくの雨で中止でありました。文楽館のほうでやったわけでございますが、そのとき、年に2回ぐらいでけんですかと保存会の方々とも話をしましたところ、ことしにつきましては4月に決定をしていただきました。4月に薪能をして、ことしは2回すると片山保存会長が言っていただきましたので大変うれしく思っておりますし、そしてまた、今月の24日には、文楽人形と能とのコラボの公演も計画ができました。

そういういろんな行事を進めながら、観光は、通潤橋、五老ヶ滝を見ていただくばかりでなくて、今後は文楽の鑑賞、そして、農作業はもちろんでございますが、農作業体験等々も今後できるような観光のメニューをつくってきたいなという思いであります。今、熊本にできておりますDMC等の話、そして、熊本電鉄が外国人観光客の受け入れのルートも、今、山都ルートも開発をしていただいておりますので、そういう分を具体的にやっていきたいなという思いであります。具体的には、クルーズ船の八代港からのお客さんを、今、八代の商工会等々とも話をしておりますのは、1台か2台、山都へ。今、文化的、体験的な観光をしたい中国のお客さんもたくさんだといふようなことでありますので、そういう部分についても具体的に受け入れ体制をとって

いきたいという思いであります。

また、体制につきましてはと企画課等々で話があるかなという思いであります、Wi-Fiの整備であったり、いろんな部分の整備も進めていかなくてはいけないという思いであります。

大変、観光資源があるあると言いながらも、なかなか発信ができておりません。きょうはたくさんの方の傍聴、町民の方々もお見えでございますが、ぜひ文楽人形も通潤山荘も、そして夜神楽も神楽も、みんなでここにおられる方々が体験をして、県内に全国に発信をしていただきたいなという思いであります。町だけの観光事業じゃないと、山都町全てが観光を発信する人になってもらえるような、私たちもそういう取り組みをします。今後につきましては、文楽人形の観賞会等も、町民の方々に向けた、そういう部分もしていきたいなという思いであります。

きのうも、たまたまでもございましたが、幣立神社のことが出ました。また、先般も宮司さんとお話したわけでもございますが、幣立神社と高千穂神社のいろんなコラボの話が、きのう提案がありましたので、そういう部分についても幣立神社の方々と地域の方々と話し合いをしながらという思いであります。

そして、また、馬見原はあの豊かなまちづくりをされておりますので、これについてどのような形であの街並みを生かせるかという思いであります。ある資源はたくさんといいますが、これは全国どこの町村も同じような形の中で、素晴らしい伝統的文化がある、伝統的建築があると言われておりますので、それに負けないような、やはり山都町ならではの観光をみんなで考えていかなくてはならないという思いでありますので、今後、施設の整備等々については皆さんにお諮りをしながら進めてまいります。ぜひ御提案をいただきたいなという思いであります。うちの、私を含め、職員ばかりだけではなかなかできない部分があるという思いでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ありがとうございます。そうですね、山都町、定住の人口をふやすということも非常に重要だというふうに思いますし、また、外から観光でいらっしゃるお客様、私どもは、交流といいますか、交流人口もふやしていかなければいけない。要するに、この町に住んでいらっしゃる方と外からいらっしゃる方々と、そういう方々がこの山都町にたくさんお見えになる、いらっしゃるということが、活気を生む、何というんですかね、活力源になるのかなというふうに思っていますので、観光はやはりこれからもっともっと重要になってくると思っています。先ほどの投資的経費の拡大にも直接的にかかわってくることになると思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

今月24日の文楽とのコラボレーションには、私もぜひ行かせていただきたいと思っています。文楽人形、指の関節、1本1本動くんですね。あれ、初めて見たとき、びっくりしました。外国の人形は多分あんなのはないと思います。本当に関節が全部動くんですね。あれは素晴らしいなと思っていますので、ああいう人形を扱える人形師の方々がこの町にいらっしゃるということは、我々山都町にとっても非常に誇りになると思っていますので、伸ばしていきたいなと思っています。

本日はいろいろ質問いただきましたが、丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。また、我々も頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（工藤文範君） これをもって、1番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 失礼いたします。おはようございます。2番、西田由未子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、1月の大雪で被害に遭われた農家の方々、心よりお見舞い申し上げます。また、あの大雪の中、本当に朝早くから除雪作業に御尽力いただきました地域の方々、建設業の方々にも、心より感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

昨年末は、大矢野原演習場での日米合同共同演習、オスプレイ訓練のために、山都町は大変不安な日々を過ごすことを余儀なくされました。約束違反のことも繰り返され、日本全体のことを考えてみても、佐賀での自衛隊機の事故、沖縄、青森での米軍機からの落下物のことなど、異常な事態が繰り返されているということに私は怒りを覚えます。

このことの延長線上に、先日の大矢野原演習場での原野火災がつながっているとも思っております。質問の中でお尋ねしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、この3月議会では平成30年度の予算が審議されます。これからの1年間、町民の皆様が汗水流して働き納められた税金をどのように使わせていただくのかを決める大変大事な話し合いがなされます。熊本地震や豪雨災害からの復興のため、教育や福祉のために、きちんとお金を使うようになっているのか。無駄遣いはないのか。町民の目線に立った、本当に必要とされているところに手は届いているのかということを見きわめないといけません。私自身、精いっぱい考え、緊張感を待って臨んでいきたいと思っております。

3月議会は、山都町のこれからの1年間を決めていくのだということで、このように傍聴の方、たくさん来ていただき、町民の皆様が関心を寄せていただいていること、大変ありがたいことだと思っております。お忙しいところだとは思いますが、今後も傍聴に来ていただけたら、ありがたいことだと思っております。

今回は通告しておりました三つのことについて、順番どおりにお尋ねしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、発言台から質問させていただきます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 改めまして、よろしくお願いいたします。

初めに、大矢野原演習場で発生した原野火災についてお尋ねいたします。

昨年の日米共同演習では、オスプレイは民家の上を飛ばない、訓練時間を守るという約束が守られませんでした。また、沖縄では、米軍機から保育園の上に部品が落下したり、オスプレイからも部品が落下したり、青森では、シジミ漁船が操業していた湖に燃料タンクが落とされたり、自衛隊においても、佐賀での自衛隊機墜落事故、鹿児島では先日、大型輸送ヘリからドアが落下するという新聞報道もあり、本当に信じられないような事態が頻発しています。

そんな中で2月20日、実弾射撃訓練による飛び火で発生した大矢野原演習場での原野火災が起きました。風向き次第では、本当にもっと深刻な事件になりかねなかった火災であるというふうに聞いております。周辺住民の方においては本当に大変な御不安だったと思います。心よりお見舞い申し上げたいと思います。

山都町としては、すぐに抗議に行かれており、その迅速で誠意ある行動に敬意を表したいと思っております。そのようにされたということは新聞報道でもありましたけれども、具体的な中身まではありませんでした。そして、そのようにきちんと抗議をされた中身というものは町民の皆様にもぜひお伝えしていただきたいと思いますので、よろしければ抗議文を呼んでいただくというをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。西田議員からの質問であります大矢野原演習場での原野火災について、一応経緯を含めて、お話をしたいと思います。

今ありましたように、さきの2月20日火曜日に原野火災ということですが、迫撃砲の訓練で、着弾地というのがありますが、その着弾地外のほうへ移って、部隊のほうで消火作業を行われたものの、それでは消火に及ばず、自衛隊ヘリコプターによる消火も実施されたところがありますが、発生から長時間にわたり、夜間に及ぶ原野火災ということになったものであります。おっしゃるように、南手のほうはかなり民家近くまで延焼したところがありますし、北のほう、西側のほうにも、これが及ぶのではないかとということで随分心配をしたところです。

この間、今申しましたとおり、自衛隊による自主消火活動は行われたものですが、鎮火に至らないということで、消防署への通報や町消防団への出動の事態となったものであります。このことにつきまして、翌日には、陸上自衛隊、業務隊のほうから訪庁されて、陳謝と報告はございました。

今回の原野火災につきましては、着弾地周辺の防火帯の整備が不備であったこと、それから、演習場とその境界、民有地とか森林管理署の山とかがありますが、そういった境界に設置されております防火帯整備がおくれているということが今回大きな原野火災というふうに。飛び火した場合に、さらに大きな原野火災につながる恐れがあったということでもあります。

このことにつきましては、防火帯整備の早期の整備を再三にわたり、地元の大矢野原演習場周辺対策期成会とか火入れ協議会がありますけれども、そちらのほうからも再三、指摘の声はあらゆる会合の場とかでも声は上がっておったものであります。その辺が今回問題視しておる1点目

であります。

また、原野火災から、町とか消防署を含め、関係機関への連絡が遅かったということを強く指摘しております。消防署や消防団への要請は民間からもされたと聞いておりますけれども、まずは第一報を、着弾地外に移ったという一報はこちらに入れるべきではないかということを指摘したところであります。

これを踏まえまして、先ほど議員がおっしゃったように、3月2日に町長と、それから大矢野原周辺対策期成会の会長とともに、北熊本駐屯地に出向きました。対応いただいた第8師団の副師団長以下3名の方に対しまして、抗議文を手渡しまして申し入れをしてきたということでもあります。

今、抗議文の読み上げをということでございますが、これはちょっと控えさせていただきたいと思っておりますけれども、今申しましたことを書いておりますので、これで御了承いただきたいと思っておりますが、対応された第8師団副師団長からは3点ありました。今回の件については、大変反省をしているということでもあります。それから、このような防火帯の整備、着弾地周辺と、それから、周辺の防火帯の整備について、その体制については見直しとその処置はちゃんと考えていきますというのが2点目です。それから、連絡体制です。まずは、第一報、消防署や消防団への要請をするかしないかはまたその次かと思っておりますけど、まずは第一報を入れるということについては確実にを行うという返答をいただいたところでありますので、報告したいというふうに思っております。

今回の原野火災についての一連の対応はこのようなことで推移したところでございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今のように、町として、本当に迅速に抗議をされるということは大変大事なことだと、そういうふうに思っております。抗議をされに行ったときの陸上自衛隊からのお答えもあわせてお伝えいただきましたけれども、反省していると言われても、今までも何遍もあったことだというふうに地元の方からも聞いております。

私が個人的に想像するに、昨年、日米共同演習があって忙しかったからとか、その後もしようと思ったけれども、雪が降ってなかなかできなかったとか、自分たちで何とか消そうと思ったけれどもできなかったという理由で、町民の命や財産が脅かされるようなことはやっぱり絶対あってはならないと思うわけです。

最初のところでも言いましたように、いろんなことが起きていますよね、自衛隊の中でも、それから米軍の中でも。何かこの私たちの大事なふるさとである山都町、山の上のへんぴなところで、人口も少ないから、ちょっとぐらい我慢してねというような気持ちがあるんじゃないかということが、とても腹立たしく私は思います。

本当、今回は幸い、民家への飛び火はありませんでしたので、本当によかったという気持ちでおりますけれども、だからいいということではないと思うんですね。万が一のことが起きないように最善を尽くすということが求められるし、ずっとそれは言い続けていかなければならないということだと思います。訴え続けたいといけないんじゃないかと思うわけです。

今回は本当に幸いではありましたが、二度とこういうことがないように、きちんと自衛隊のほうからも、反省している、見直したいというお言葉はあったと思いますが、それを具体的にどうするのかと。何遍も繰り返しているからですね。もうちょっと具体的に踏み込んだお答えを、これからやっぱり要求していかないといけないんじゃないかと思いますが、その辺は町長いかがですか。どちらでも構いません。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。今、企画課長が答弁したとおりでございますが、今後どうするかというようなことです。再三、ことしになってからも協議会の中で早く防火帯を焼いてほしいと。そしてまた、再三といいますが、何年前からも地元の方々は防火帯を切って、1週間以内ぐらいに焼いて、青草のときに防火帯を焼くのが今までのしきたりだったそうでございますが、今は自衛隊が防火帯を切るというようなことで、12月ごろというようなことだそうでございます。先ほども西田議員が言われたように、ことしの言いわけは言われたとおりであります。それはじゃあいかんというようなことで、やっぱりことしはもう早くしてほしいなというようなことでお願いをしております。

それと、私たちも、開パ地区にありますファームポンドの利用については、行く前まで、その前の日にしたというのが実情でありました。そういう部分も含めた中で、口頭ではございましたが、ファームポンドの使用についての協定をつくってほしいという申し入れをしてきたところであります。鍛冶床団地のファームポンドは非常に小さく、そしてまた水量も少ないというような、いろんな事情があると。災害時に利用するのにはやぶさかではありませんがというようなことでございますので、そういう申し出をし、協定をつくりたいと申し入れをしておりますので、これについては具体的に事務局とまた自衛隊との協議をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 陸上自衛隊としても反省をして見直したいと、今後このようなことがないようにしていきたいというお答えについて、やはり本当に今から先、きちんとされるように、具体的なことを示してほしいということも、議会としても、町がこれだけ頑張っておられるのですから、両輪として頑張るということで、きちんと行っていくべきだというふうに思っています。何らかの行動を考えていく必要があるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。何度も言いますが、住民の方の命を守る、そのことが一番大事な私たちの責務だというふうに思っております。

次の2番目の質問に行きたいと思っております。介護保険制度の改正についてお尋ねをします。

40歳以上の皆さんが保険料を納め、介護が必要となったときに費用の一部を支払って、デイサービスやヘルパー派遣などのサービスを利用できる仕組みですと、山都町の利用ガイドには書いてあります。3年ごとに見直しがされておりますので、平成30年度から、つまりことしの4月からの3年間については、保険料がどうなるのか。特に、要支援1、2の方の介護予防サービスは今後どうなるのか。具体的にわかりやすくお答えいただきたいと思っております。「今まで行かれよったデイサービスに、これからも行かるとどうだろうかね」という声をお聞きいたしますので、具体

的にわかりやすくお伝えいたしますと、ありがたいです。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） おはようございます。第7期の介護保険料ということで、本日の熊日の新聞一面に載っております。まさにタイムリーな質問かと思えます。

おっしゃいましたように、現在第7期の、30年度から3年間の、介護保険料を含みます介護保険事業計画を策定中でございます。策定委員会を設立しております。16名による策定委員です。議会代表としては、厚生常任委員さんの中からお二人、それから、医療機関並びに福祉関係の関係者、それから被保険者代表ということで、1号被保険者、2号被保険者、3名の方も入られております。

その中で、向こう3年間の計画を策定するんですけれども、もちろんその上位計画には、山都町の総合計画というのがございます。それとの整合性が必要ということであります。今おっしゃいましたように、向こう3年間の保険料ということでありますけれども、29年度に国のほうの改正もありまして、その中で一番重要視されておりますのが、地域共生社会実現に向けた取り組みというふうな、ちょっとかたい言葉ですけれども、地域支援、地域での支援を後押しするというようなことを盛り込みなさいということであります。

介護保険の現状ですけれども、要介護認定者数の推移をちょっと紹介いたしますが、平成21年当時が1,353名、これは人口に対しますと19.3%でございました。28年、今29年度中ですので、確定した数は28年度になりますけれども、28年度におきましては1,642名、人口に占めます認定率は23.3%というふうなことで、やはり高齢化に伴いまして、その数もふえてきております。

この通告がございましたので、直近の人口もちょっと調べてまいりました。65歳以上が2月末現在、6,983名おられます。これは率にしますと、45.4%になります。それから、75歳以上になりますと、4,198名、27.3%です。この数字につきましては、熊本45自治体の中で、一、二を争うというふうなことで、その争う相手方は五木村です。五木村さんにけさ、直近の数字を教えてくださいというふうなことを尋ねました。そうしますと、五木村は人口規模が2月末で1,122名です。1,122名の中で、65歳以上が47.4%、75歳以上が、これは山都町のほうが一時期上を行っていったんですけれども、これは五木村さんが現在が28.5%ということで、この高齢化率は今のところ、熊本県で山都町は2位というふうなことであります。

それから、保険料のもとになる介護給付費のほうですね。これの推移を申し上げますけれども、28年度が確定した数字でございます。給付費25億7,700万円。29年度ですけれども、これはまだ年度途中ですけれども、見込みを出しております。これが1億近く上がりまして、26億5,700万円。8,000万ほど給付費がふえております。30年度の見込みが、この保険料にかかわる分ですけれども、これも29年との対前年比で5,000万ほどは増加するのではないかと見ております。で、27億1,300万円です。ですので、この見込み額の27億1,389万円を被保険者数で割ります。被保険者数で割って、1人当たり算出した額が、今、策定委員会でお示しをしている基準額ということで、月額7,000円というふうになります。

これはきょうの新聞にもありましたとおり、やっぱりその自治体の高齢化率、それから給付費

ですね。それによってこれは変わってくるということですが、あくまでも基準額です。これは所得の段階によって納められる方は第1段階から9段階までございます。一番安い方ですと基準額の45%、非課税世帯とか年金の年収が1人当たりでも80万いかない方などがそういうことになります。それからだんだん登りまして、一番高い9段階の層は1.7倍です。7,000円の1.7倍です。これは非常に数は少のうございますけれども、そのようなことになっております。

この7期の保険料を算定するに当たり、試算を県の基準に基づいてやっておりますけれども、認定者数は昨年、2年前から余り変わりません。大体1,650人程度で推移しております。認定者数が余り変わらないのに、給付費がなぜ5,000万以上伸びているのかということ进行分析いたしますと、やはり重い方、要介護度3以上の方、やはりその方の利用費が伸びております。

ということは、重症化されている部分もちろんあると思いますけれども、全体が高齢化しておられますので、居宅で介護されたいと頑張っておられるような方々が、もうそれも無理が生じた場合は、やっぱりサービス事業所を利用されるのではないかとというようなことも一因ではないかというふうなことで考えております。

そういったことですので、向こう3年間はこの7,000円ということをお願いするわけでありませぬけれども、元気な方、いわゆる要支援までない方がやっぱり数からすれば5,300人ほどおられますので、その方たちが要支援、要介護にならないような健康づくりの取り組みですね。それから、介護給付費を実際受けていらっしゃる方の伸びを抑えるというふうなことが重要なことと思っております。

要支援1、2の方のサービスが今後どのように変わるかということでございます。よく言葉としては、新総合事業が始まるというふうな言葉で言われておりますけれども、当初申しましたとおり、新しく地域の支援構想というのを国はもう2年前から打ち出してあります。新総合事業におきましては、そんな大きな差はございません。基準が国の指定所である町内の事業所でなければならないというのが、町の指定でオーケーというふうなことになっております。

それから、なかなかわかりにくうございますけれども、訪問型サービスと通所型サービス、大きくはその二つに分かれるんですけれども、事業の内容につきましては余り変わりません。ほぼ変わりません。

県の基準で行ってございましたけれども、町が指定していいというふうなことで、そのサービスの内容につきまして、県の基準でいきますと予防給付ということになりますので、きちんとケアマネジャーがつくった何点以下とか、そのようなことになってございましたけれども、そこが若干緩和されまして、事業者としてはその方に応じたサービスが柔軟的に提供できるようになったというようなことです。特に、要支援1、2でございますので、通所サービスの方々が利用しやすくなった、自分の都合に合わせて事業所も選択できるようになったというふうなことであります。事業所にとっても、職員の配置が県の基準ですと、この事業所に対して、こういう専門職が何名おりなさいというふうな、きちんきちんとした基準があったんですけれども、そこも若干は緩和されております。

そのようなことで、なかなか一般の方には、利用されている方には、なかなかわかりにくうご

ございますけれども、ケアマネジャーがその利用のプランは立てますので、相談されて、やっていただければというふうに思います。

それから、要支援1、2のことをお尋ねですけれども、そうでない、そこにまで行かない65歳以上のいわば自立した方々、それは一般介護予防事業ということでも利用ができます。例えば、生活は自立しておられますけれども、閉じこもりがちの方とか、ちょっと体調が悪い方とか、まだ要支援までいかない方たちを一般介護予防事業ということで、これが特に地域で、隣近所のボランティアさんが支え合っただきまして、生きがいと健康づくり事業というのは後からも申しますけれども、各地区社協さんもやっております。

それから、介護関係の専門業者さんが専門的な健康体操とか、そのようなことも各地区でやられていると。この一般介護予防事業については、本人さんの負担なしに利用できるということですので、この一般介護予防事業のほうもぜひとも利用していただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今の御説明ですと、現在、要支援1、2の方の具体的にデイサービスに行かれています方、週1回ぐらい、ないし2回行かれています方は、そのまま行けるというふうに思っているんですか。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 新総合事業に移行するからといって、大きく何か変わられるようなイメージがございましてけれども、事業所さんによっては、今まで要支援の方もどうぞ通所でおいでくださいというふうなことでやられた事業所もあります。しかし、新総合事業で、その方たちはほかのところにおいでいただいてもいいですよというようなことで、より選択の幅は広がったということです。通所もあれば訪問型もありますので、これもまた同じことですが、ケアマネジャーさんと相談されて、ほぼ事業のサービスの内容は変わらないというふうなことで、認識していただいて結構と思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ほかのところに行かれてもいいですよという中身の一つに、先ほど言われた一般地域事業、生きがいと健康づくり事業とか、地域の中の支え合いとしてボランティアでしてくださいと言われている部分も入ってくるというふうに私は認識してるんですけど、それでもいいですか。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 地域の受け皿づくりの話になろうかと思っておりますけれども、そのような理解で結構だと思います。自立された方も、一般介護予防事業として地域でのいろんなサロンとか、そのようなことはもちろんされますけれども、1、2の方も、それに参加できないわけではありません。専門家の方がサービスを提供すれば、費用はその方に合わせて発生しますが、できますならば、その要支援1、2の方と一般の方は、区別というか、サービスの内

ですので、要支援のサービスの中には、訪問してリハビリを受けられる方とか、訪問看護もおられますね、通所リハビリとかですね。サービスつき高齢者住宅などもあります。今現在、これまでに、要支援1、2の方がケアプランに基づいてサービスを受けられているということであれば、変えようと思えば、そこはケアマネジャーさんと相談しながら、こういうことはどうですかということの相談はもちろんできます。

ですので、事業所がやっぱり町内の中には15カ所以上ございますので、それはケアマネジャーさんと相談されて利用が可能ということでもありますので、要支援までいってない方の一般の方とはサービスの内容が変わってきます。よろしいですか。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 実際、お年寄りの方が心配されているのは、先ほど言いましたよね。例えば、今あおぞらに行きよると。「あおぞらに行きよるんだけれども、何か変わるってだけん、私は行かるとかな」って。「何か行かれんごつなるっていうふうにも聞く」というふうに言われるわけですよ。だから、そのことに対して不安を持ってらっしゃる方がたくさんいらっしゃるわけなので、何度も聞いているわけです。続けて行かれる、大丈夫なんですねって。

それは、ここ3年間のこれからの総合計画の中で、本当に3年間大丈夫なんですねって。言われたけれども1年しかできませんでしたってことにはなりませんかということです。その辺はいかがですか。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 大変難しいです。なかなかうまく言えないのかなと思いますけど。実際は28年度にその新総合事業というのは話がありました。1年間はみなし期間と言いまして、30年度から本格的にスタートするので、今までのサービス内容から、30年度からするので、みなし期間の中で、いわばその選択ができますよというようなことで、みなし期間というのはほぼ同じようなことができてきたわけです。

ですから、言うように、今まで私はこれをあそこに行っこうしよったということができなくなるというのは、先ほどちょっと申しましたが、事業所さんによって、その事業所さんから、うちはこれは取り扱わないとか、しなくなりましたよと、そのサービスはしなくなりましたということは、可能性はありますけれども、本人さんがそのケアプランに基づいて、今使われている事業所でケアプランに基づいて受けていらっしゃるわけですから、そこは継続して使われます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今言い切っていただきましたので、ぜひそのようにお願いしたいと思いますし、ちょっと福祉課の方にも質問するに当たり、いろいろお話も伺いまして、本当に何か言葉が難しいんですよね。このこと一体何なのっていうのがいっぱいあるので、わかりやすく、お一人お一人ニーズも違いますし、丁寧に説明していただきたい、これからもですね。思います。

それと、先ほど言われた、今、要支援1、2でデイサービスに行かれています。それから、デイサービスとデイケアとは違うんだそうですね。デイサービスというのは、生きがいとして、楽しみとして、お風呂に入ったりとか、いろんな楽しいことがあったりするということ、そういうものが

あり、デイケアというのは医療的プランに応じてリハビリをするっていうことで、違うというふうに言われたんですね。そのデイケアについては大丈夫ですというふうに聞きましたが、デイサービスについては大丈夫ですと言えないという部分も聞きましたので、再三お尋ねしたわけです。

財政的な面があるから、本当に難しいと思います。でも、地域の受け皿としても、自主的といえますか、実情に合わせて、うまくサロンとかを経営されている地区もあるように聞いておりますので、そのようにして地域の支え合いがあっていくというのと両方相まってしていかなければならないと思いますけれども、本来の介護保険制度の趣旨からいくと、保険料を払っているのにもかかわらず、サービスが低下しないようにしていただきたいということでお尋ねをしました。

次に行っていていいですか。済みません、ごめんなさい。

○議長（工藤文範君） ちょっと待ってください。先ほど西田議員から自衛隊に対する抗議文について、事務局のほうから説明させますので、済みません。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 質問の途中で、失礼します。先ほど、1番目に質問がありました中で、抗議文の読み上げをということがございましたが、こちらは控えさせていただきまして申しましたが、議長からも読み上げたらということでございますし、町長からも許可をもらいましたので、読み上げさせていただきたいと思います。

読み上げます。大矢野原演習場で発生した原野火災に関する抗議文。

時下、貴職におかれましては、ますます御健勝のことと拝察いたします。さて、平成30年2月20日に発生した大矢野原演習場の実弾射撃訓練による飛び火で発生した原野火災については、約180ヘクタールにも及ぶ広大な延焼となり、周辺地域の住民に大きな不安をもたらしました。陸上自衛隊管轄地内のため、部隊やヘリコプターによる懸命な消火活動が行われたことは承知しておりますが、出火が当日の13時過ぎにあったにもかかわらず、本町への通報は約3時間以上経過した後であり、情報不足とともに、迅速な対応を図りたい状況となりました。また、演習場南側の民家付近まで延焼する事態に、本町消防団員約70名の出動及び地域住民の迎え火による延焼防火の対応などもなされたところです。今回の延焼の主要因は、部隊で毎年実施されている着弾地の野焼きが実施されていなかったこと、演習場南側の民家付近までの延焼は防火帯の設置がおくれたことによるものであり、早期対応について再三にわたり地域住民から声が上がっていたものです。つきましては、上記経緯を踏まえ、今回の原野火災発生とその後の対応不足について強く抗議し、今後このようなことがなきよう善処を求めます。また、通年の防火帯設置については、適正な時期に最優先に対処していただくこと、並びに原野火災の発生に関しては初動対応が最も重要であるとの認識を持って、火災の大小にかかわらず、速やかに本町を初め行政機関や関係機関への通報及び情報提供がなされるよう、あわせて要請します。

平成30年3月2日、第8師団長様。山都町長並びに大矢野原演習場周辺対策期成会会長で出したところでございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今読み上げていただいたように、通り一遍の抗議ではなく、具体的事実に基づいて、きちんと抗議をされているということは、私は高く評価されると思います。今後もそのようにしていただきたいと思いますし、やっぱり議会としても両輪として行動を起こしていくことが求められていると思います。

済みません。ちょっと前後しますけれども、続きをさせていただいてよろしいでしょうか。お願いします。

地域の受け皿づくりのことに移ります。サロンとか生きがい、健康づくりなどが公民館単位でされているところもありますし、そうでないところもあります。山都町は広いですので、難しいところで、地域の拠点、公民館でできないからちょっと集まってっていうふうになると、そこは遠くなって、交通手段の問題が出てきます。受け皿の運営は誰がするのか。今それができているところはどれぐらいあるのか。うまくやっておられるところもあると聞きますけれども、いつまでもボランティア頼みでいいのかなということも心配されます。

介護保険制度を成り立たせるためには、そして、お一人お一人の置かれている状況に対応して、特に本当にサービスを必要とされる方にきちんと手が届くようにするためにも、地域でのボランティア的な支え合いは必要だということも理解できますけれども、やはり地域で無理なく支え合いができるために、財政的な支援とか、いろんな手だてを考えておられると思いますので、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） この質問の冒頭に申しました新地域支援構想というのは国が構想を打ち出しております。その中には専門的な職員の方が対応すべきものと、そうでない、資格もない一般の方々、地域での支え合いが今から大事になると。その専門的でないと、ない人たち、この地域での受け皿づくりが大事なんだよというふうな構想がもとにあります。そのようなことで、これは世の中が昔のように人間関係が緊密でなく、希薄化になると。このような中山間地では人口減少に伴って人と人とのつながりが薄れてきたというふうなことで、社会的な孤立の方が発生しやすいとか、そのようなことで、その地区での問題がございます。ですので、いわば誰でも取り組める支援活動を掘り起こしてくださいというのが、この支援構想になっております。

一番代表的なものでいきますと、町内には30の地区社協さんがございます。その地区社協さんが、おっしゃられたとおり、とても熱心にされているところと、そうでないなというふうなところ、もちろん差がございます。一律ということではございません。ちゃんとというか、熱心にされている方、いわばその地区のそういったリーダーがおられて、毎月のように呼びかけをされているんな、言われましたグラウンドゴルフで体を動かしたり、カラオケに行ったり、体操をやられたりというふうなことで盛んにされているところもあります。一部には、旧小学校跡地でお泊まり体験、ひとり暮らしの方などに声をかけられて一晩ぐらいお泊りされて、みんなで楽しくおしゃべりされると、これもそういった生きがいづくりなんですね。そのようなことで、とても工夫を凝らした取り組みがございます。

地区社協さんですので、社会福祉協議会と協働しながら、そのようなすばらしい取り組みをされているところの紹介もしながら、それぞれ地域でできるようなことをぜひとも繰り広げてやってくださいというふうなことを、町としてもお願いしているところです。町の中には、いろんな組織もございます。いろんな趣味のグループとか、その方たちにもお願いしております。

それから、新たな取り組みなんですけれども、これは老人クラブ連合会です。あした、これについては8番議員さんから質問がございますけれども、老人クラブ連合会さんのほうから昨年度の秋以降に申し入れがございまして、この30年度から新総合事業というのが始まると。よく勉強されておまして、私たちができることはないかというふうなことで、よく勉強されて申し入れがございました。

老人クラブ連合会さんの中に、シルバーヘルパー部というのがあります。それは237名だったと思うんですが、237名が会員登録されて、その方たちはもう今までもそれぞれの地域でいろんな活躍をされています。地域での見守りとかそのようなことはされております。それプラス新しく、老人クラブ連合会は4,300人近くの会員がおられますので、それぞれの地域で、新総合事業に伴い、私たちができることはやりますと。地域での見守りとか声かけ、いろんな集會等に呼びかけていただいて、ちょっとした体操をしたりとか。そのようなときは社協さんが行ったりとか、町の保健師が行ったりとかというふうな活動になると思いますけれども、老人クラブのほうからは、59の単位クラブがありますから、より身近なそういった活動が。そこは非常に私たちも期待しているところでありまして、老人クラブさんから非常に温かい提案をいただきましたので、町としても、財政、町長とも相談いたしまして、地域支え合い活動の助成金というふうなことで、また新年度予算にお願いするところでもあります。

それと、受け皿づくりの受け皿となるべきは、もちろん社会福祉協議会があります。社会福祉協議会もずっと随時、年間の計画を立てておりますけれども、今おっしゃったように、車がない方、あそこでサロンがきょうあるけれども車で行かれない方とか、このような人たちのために社協さんではもう何年も前から、歩いて行けるサロンというのを企画されて、小集落でも少人数でもいいから、そのようなことで簡単な体操とか、地区のボランティアリーダーさん、サポーターさんもおられますので、そのようなことで活動していらっしゃることも紹介したいと思います。

最初申しました地域での支援をできるだけ、可能な限り地域での支援をお願いしたいというのが基本となっております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） それがなかなか難しいので、できているところはできている、できてないところはできてないと差があるので、それを埋めるのが福祉ではありませんか。それを取り組んでいただくのがうちの施策だと思うので、そこをお願いしたいと言っているんです。

国の制度として始められて、半分は国の公費で賄われている制度ですよね。山都町のような高齢化率50%に届くような地方の町には、やっぱりもっと手厚い国からの援助が必要だし、制度の持続をするために、いろんなことが上からというか、国から出てきても、財政の裏打ちがないこ

とをしろしろと言われて、町も大変だと思うんですね。そのことに対して、やっぱり国にもきちんと要求していくべきだと思っています。これについては、新しく3年間、今から始まりますので、また別のところで提案できればというふうに思います。

済みません、時間が迫ってまいりましたので、子育てしやすいまちづくりについてということでお尋ねをします。

国のほうでも幼児教育無償化をするということを言い出しておりますけれども、今国会できちんとできるかどうかはわからない状況です。中身も条件つきで、山都町では既にやっていることばかりですね。非課税世帯では保育料無料になっておりますし、保育料を無料にするための財源も12月でお尋ねしましたように、ふるさと納税や第三セクターへの委託管理料等の見直しなどで、私は生み出せるんじゃないかということをお尋ねしましたが、山都町で実際に保育料を無料にするためには一体どれくらいの予算が必要だと考えられておりますか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 国が出している無料化というのは、今おっしゃいましたとおり、今、国会で審議中であります……。

○2番（西田由未子君） 予算だけ言ってもらえますか。

○健康福祉課長（山本祐一君） 予算だけ。はい、わかりました。町の保育料として、今現在、保護者からいただいている保育料は総額で4,600万ほどあります。完全に無料化というのは、単純に考えれば、この4,600万円をゼロにすれば完全無料化ということになりますけれども、町の持ち出しは現在、国の基準の4割という部分のほうも負担しておりますので、それが3,000万ほどあります。ですので、合わせれば7,000万以上の町の新たな持ち出しになるというふうなことであります。時間がないですけれども、今おっしゃいました山都町の子育て支援につきましては、今現在が大体国の基準額の4割の保育料ということです。

それから、熊本県が多子世帯子育て支援事業というのをやっております。多子世帯ですから、その該当は第三子、3人以上のお子さんがあるところが多子世帯と言います。今現在でも3人以上の子供さんはゼロ歳から2歳まではゼロとなっております、県の補助金がありますので。それから、熊本県が、来年度の予算となりますけれども、今ある多子世帯の子育て支援事業というのを拡充するという予定であります。そうなれば、今ゼロ歳から2歳までの第三子の方は無料ですけれども、ゼロ歳から5歳までの第三子が無料になるというふうな県の補助事業が拡充されるということは紹介しておきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ふるさと寄付金のことについて、この間お尋ねして、担当課の努力のおかげで、2月段階では1億4,000万円ぐらいになるというふうに聞いておりますので、それが先ほど言われた7,000万補充にならないかなというふうに思っております。山都町には待機児童問題もありませんし、子育て環境としては豊かな自然と安心安全な食が豊富にあるという魅力があります。子供や親御さんに寄り添い、きめ細やかな就学前教育を行う保育園があり、子育て支援センターというサポートもあります。病後児保育という保護者が安心して仕事ができる制度

もあります。その上に保育料も無料だという、ほかの町村にはまだどこにもない目玉を打ち出していくということはとても、子育てするなら山都町と認識してもらい、移住へつながる、そのような流れになるのではないかと思います、町長、最後にそういうことについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 最後はそれではないかなという思いでございました。きのう勉強会をした中で、なかなか課長は言い切りませんでしたし、私たちも、先ほど最後に県の補助金で第三子までは無料化と、来年度からというようなことで、それは進めてまいります、今ありますように、ふるさと納税も寄付金も、いろんな使い道を考えておりますので、子育てばかりに使うことはできませんが、いろんな方々からの要望があるのも事実でありますので、そういう部分を、今、我々山都町として取り組んでいる部分を、もう少し若い世代の方々に発信をせないかんとやないかなという思いでおります。また、全保育料の全ての方々への無料化については今後検討していきたいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 重ねて申し上げますけれども、山都町の目玉として、矢部高校の魅力化とも相まって、子育てするなら山都町ということで、保育料の無料化をぜひ推し進めていただきますようにということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、2番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時08分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 11番、後藤です。一般質問をただいまからさせていただきたいと思っております。

実は、けさ役場へ来る途中、猿を見てしまいました。やっぱり竹原はまだまだ猿がおるかなと不安になりました。そういう中で、合併して13年たつなと思いながら、きょうは何か話さないかなと思いました。何ば話そうかと思って考えてまいりました。合併して13年間の間に大きく変わったのは三つだなと思いました。第1番目には、動物園みたいにイノシシがふえて、猿が来て、大変なことになりましたなということですね。その次には、地震が来て、畑は荒れて、田んぼも荒れて、あげくのさんばち、雪が降ってハウスが折れて農業に大きな災害をもたらしたということが変化したなと。3点目に感じたのは、矢部の町なかに来てみますとシャッター街がふえたな

と。こう言いますと、いいことは何にもやあなというような感じがしますよね。聞いている方も、あぎゃんつまらんこつばかり言うちからというふうに思われるかもしれませんが、事実です。

しかしながら、ここはちょっと奮発して頑張らんといかんなど。マイナスをプラスに持つていくという考えが大事であります。エネルギーも要るし、あんまり好きな言葉じゃないんですけども、何とか今を乗り切るためには、総力を結集して、執行部と議会と一枚岩になってやらんやいかんというふうに感じた次第です。

しかしながら、この前は子ども議会もありましたけれども、ある方が言われました。前向きに検討しますということは、しないということですよというお話がありました。私もそう思っております。議会におりますと、前向きに検討しますというのは、私はしませんよということなんです。それじゃだめなんです。今こそやっぱりちょっとふんどしのひもを引き締めて、地域のために、自分のためにも、子供のためにも頑張らなきゃいかんというふうに自覚するのが人間であり、成長をしていく政治家であり、成長をしていく役場職員であるというふうに位置づけておりますので、ぜひこの議会での答弁とか発言、皆さん方も一緒にともに考えていかれるような場所にしていきたいというふうに考えております。

2期目になりましたので、ちょっと気合いを入れてまた頑張っていこうかなと思っておりますし、町民を裏切らないためにも目いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。質問席のほうから質問させていただきます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） まず、1番目に取り上げておりますのは、商工観光の取り組みということを取り上げております。

このことに関しましては、高速道路も中島まで近々に来るということもありますし、まだ高千穂に向けての高速道路の開発のほう、計画も進められている。その中でも、町も体育館の話とか、グラウンドゴルフの話とか、文化センターの話とか、いろんな話があっております。

しかしながら、矢部地区及び清和地区、蘇陽地区の商店街の活性化につきましては、数多くの課題を残しております。整備としては、造り物小屋の整備をしました。文化の森も整備しました。いろんな整備をしていっているわけですけれども、なかなかこれが利用されていないといいますか、活用が十分にされていないというふうに感じているのは、私だけじゃないと思っております。

そういう中で、榎林課長、ことして退職されますけれども、大きな課題を持ったまま退職されるのもいかなもんかと思っておりますし、これにつきましては、後世にきちんとした問題点を引き継ぎながら、今、自分が考えていることをきちっとやらなきゃいけないというようなことがあると思います。そのためには、まだまだ夢半ばといいますか、夢1割ぐらいのところまで行ったが、あと9割ばかり残しとるような気がするわけですね。

そこで、課長のほうに、今までやってきた中での課題、今後取り組んでいくこと、後世に絶対やってもらわなきゃいけないことがあると思いますし、矢部地区、清和地区、蘇陽地区において、どういうことが問題なのか。これをどのように解決していかなきゃいけないのか。具体的な作戦があれば話していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） お答えします。大変厳しい評価でございますけれども、確かにそのとおりであります。

これまで長きにわたって商工観光にかかわらせていただきましたけれども、まず浜町商店街、これは平成11年の中心市街地活性化の計画をもとに、町民の皆さん、浜町商店街の皆さんが夢を語って、そしてその夢を一つずつ実現してこられました。街路灯、道路の整備、そして四万十川の浄化槽方式、いろんなことを、少しでもすけれども遂げてこられました。その集大成として、八朔の造り物小屋兼作業所、そして、拠点施設文化の森として完成しました。

しかし、今、この1年間、文化の森の利用状況を見てみますと、2月末現在でまだ2万人に至っていないということで、非常に利用のほうが少ないと。これにつきましては再三言っておりますように、商工会、観光協会の皆さんとともに作り上げた施設であります。そして、大きな投資をしたわけでございますので、利活用については当然、商工会、観光協会の組織を中心に、商店街の皆さんに利活用を検討していただかにはなりませんので、そこらあたりはしっかりと今からも取り組んでいただきたいと思っております。

やはり、造り物も展示しておりますけれども、我々役場の職員が来た観光客のお客様に、この造り物はまつぼっくりが2,000個ありますよ、重さは約1トンですよという話をするよりも、やはりつくった皆さんがそこに来て説明していただいたほうがもっとも説得力があるわけですから、そういった取り組みはぜひしていただきたいと思っておりますし、通潤橋のお客様も文化の森に来ていただいて商店街に回すって言うたときに、商店街が土日に開いていないというようなことではまず始まりません。商店街の中にもにぎわっている商店は何軒かありますので、やはり魅力があれば皆さんも観光客も来ていただけるわけですから、その努力はやっぱり商店街の皆さんにしていきたいという思いでいっぱいです。

それから、文楽を中心とした清和の村づくりを合併して引き継いでまいりました。文楽については、後継者の育成が非常に課題だったところを、理事長、それから理事会の中で、自分たちの財団の資金を出して淡路に研修に行って、2年間研修して後継者ができたということで、非常にその点は明るい見通しができてまいりました。まだまだ私は清和のブランドでいいと思っておりますので、そのブランドを生かしていただきたいというふうに思っております。

また、馬見原につきましては、平成7年にまちづくり協議会ができて、まちづくり協定をつくりまして、自分たちの町並みから変えていこうということで、商店街の皆さんが自分のお金を出して、3分の1を出して外観の補修はしております。町も、旧蘇陽町が7億から8億の巨額の投資をして、街路等の整備とか道路の整備とかもしてまいりました。おかげで町並みがきれいになりまして、それを生かしていこうということで、街づくり協議会の皆さんが、ボタン祭りとか馬見原追分祭りとか、水遊祭とか、いろんな祭り、それから、火伏地藏祭を中心に一生懸命やっております。

その中で、まだまだその投資、それから皆さんの労力が、馬見原の商店街全体に利益の配分ができてない部分がありますので、そこらあたりをどう経済に結びつけていくかということをして

いかなきゃなりませんし、長年の懸案であり、シンボルであります新八代屋の利活用については、馬見原街づくり協議会のほうからも、いつも町に改修とか利活用のことを相談に来られますけれども、馬見原の人たちがどうあれを活用するかということをもまず考えて、自分たちで運営していくという体制を整えば、また町もそれを応援していく形をとっていかなければならないというふうには思っていますが、民家でありますので、そこらあたりもしっかり検討しながらやっていくということだと思っています。

合併して13年、やっとなつと矢部とか清和とか蘇陽とかいうことではなくて、やっとなつと山都としてのブランドが少しずつできていきつつありますが、後藤議員がおっしゃったとおり課題山積で、そのことについては事務引き継ぎ書にしっかり書いて、100枚ぐらいなるかもしれませんが書いて、次に渡していきたいというふうに思っています。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 檜林課長、そこにおいてよかです。

馬見原については、私もいろんな協議会があつて、いろんな形を見て、若い人たちとも話をしておりますけれども、矢部のほうからいきましょうかね。

高速道路ができるということは非常に期待感もあるわけですね、流通に関しましては。しかしながら、ストロー現象として出ていくという可能性もかなり高いし、小売業店につきましては、非常に厳しい状況に今後なっていくだろうと。

私は、山都町は本当に住むのには非常にいい町と思うわけです。勤めに行くのもいい、景観もいい、高校もあるし、小学校も保育園もいろんなサポートする体制も整ってるので、非常にいいわけですがけれども、商店とすれば、やっぱり高速道路が整備されれば出ていく可能性もあると。そのところの対策は早急にやっといかなきゃ、小売店というものは、やっぱり大型店舗に流れていく可能性がありますので、ぜひ今そのところを十分考えてもらわにゃいかんかなと思いませんし、私たちも一緒に考える時期であるというふうに考えています。

あと1点が、通潤橋に来たお客さんが町なかに来ない、回遊しない。造り物小屋つくっても来ない。今、話がございました文化の森つくっても来ない。仕掛けがだめなんです。通潤橋に車を持っていくから回れないんです。町の中に駐車場をつくって、文化の森を駐車場に、拠点にして、そこから人が動くようにして、通潤橋の下の駐車場がありますよね、あそこには車を入れない形に。この前も言いましたが、入れないようにして、芝生にして、そこには車は入れなくて、商売の車だけにして。あそこは木か何か植えて、ベンチなんか置いて、ちょっと休憩できるような、商店街の人が、商工会の人がイベントをするときに来て、店を出せるようなですね。駐車場ばあそこにしゃにむにつくって、目の前に置くということになると移動しないですよ、それは。町なかにも来ないです。ですから、そこへの仕掛けがですね。町なかの、民間の駐車場でもいいですから。民間の駐車場あるいは文化の森の駐車場、あるいはほかのところを使いながら、そこにとめて歩かせる。歩いていくことによって、そこを歩く人が、物を買ったりするわけです。

私もいろんなところに行っていますけれども、通潤橋に来て、どこかおいしいもの、スイーツがあるから食べようかっていっても、そこもないわけじゃないですか。やっぱり町なかには車を置

いて、それから歩いていくことによって、景観を見たり、いろんなこと、散策したりするわけです。そうすれば、人が来た、店ばしてもいいか、店先か何かを出そうかとか、いろんなことが出てくるわけですね。

観光につきましては、非常に資源のある資源のあると言いますけれども、資源の活用の仕方とか、そこ辺をもっと。今まで何遍も計画書つくってきたじゃないですか。多分棚の上に上げっぱなしになつとると思いますけど。いろんな、1,000万、2,000万もかけてつくった計画書も棚の上に上がつとると思います。その実現に向けて行動がないというのはですね、やっぱり。それも、委託してつくりましたよ、こんな町をつくったがいいですよというふうな命令を受けました。しかしながら、やれない、やってない、金がない。なら、初めからせにやよかったんです。

ですから、風呂敷を広げ過ぎとるもんだけん、それをたたむというのを知らんわけですね。やっぱり、できることからということ、まず足元ばきちんと固めとかなきゃいかんと私は思うわけですね。そのためには、高速道路ができる前からわかつとるわけですよ。前例として、シャッター街、合併してこっちに来た中でも、いろんな小売店が閉鎖していく。新しくできるというのはなかなかできない。それは何なんだろうなという。ほかの元気なまちに行くと、通潤橋というのは物すごいシンボリックなものです。ほかのところに行って、シンボリックなものがあっても、そこには車は入れないです。大体1キロ手前か2キロ手前に置いて、そこまでは歩くような方向をすとかいうことをすれば、文化の森がその一つになるんじゃないかなというふうに思います。

私が大造り物小屋つくるとが悪いとか言う、またあやつが負けず嫌いでいらんこつばかり言いよと思われるかもしれませんが、通潤橋に置いてありますよね、今、造り物が雨ざらして置いてあります。あれ、本当に皆さん写真撮ってますよ。今度は造り物小屋に入れてあるとはなかなか写真が撮れないですよ。横に最近壁もしてあるごたるし。来た人は写真撮って、一緒に女性の方も写真を撮って。私も一遍撮ってあげたわけです。撮ってあげましょうかと言ったら、お願いしますということで。やっぱり、中に入れるものと入れなくていいものと区別化していく。毎年つくるわけですので、そこ辺のところも。造り物小屋つくったけん、全部、10カ所つくったけん10カ所みんな歩いていくのといったら、そこ辺の仕掛けはまだできてませんので、そこ辺は今後の課題になるのかなと思います。

そういうところを皆さんと一緒に考えないかなと思うし、課長も蘇陽のほうですので、そういうこともきちんと引き継いでもらいながら、清和としても頑張っていますし、蘇陽のほうとしても何らかの形で、残りながら、こうだあだと今までのことを生かしながら頭を貸していただきたいというふうに考えておるところでもありますが、そういう提案についていかがなものでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 通潤橋の前をどう生かすかということは、以前から議論してまいっております。議会の中でもありました。通潤橋が道の駅ということで、24時間365日無料であけておくという制約がございますので、それを取っ払って、駐車料金を500円なりとって、そこでしたらどうかという意見もございます。そのためには道の駅を返上するということも考え

なければなりませんけれども。

そういったことは、30年度の一般会計予算のほうにも上程させていただいております。旧矢部町のふれあいの里、いこいの里の地域エリアの再開発を今度は上げておりますけれども、その中でしっかり議論し、これは当然、先ほどの質問にもありましたように、トイレの改修とか、今ある体育館、それから高齢者生産活動センター、プール、一体的にですね。やはり、そもそもありました通潤橋周辺の景観を取り戻す、そして利活用していくということをコンセプトに、グランドデザインをつくっていききたいというふうに思っております。

また、高速道路のことについては、二元的に考える必要があると思います。北中島インター、仮称ですけども、できますが、それは来年の3月31日までには開通しますので、そこでどうするか。それから来るべき、この浜町まで延びてきたときにどうするか。まあ、3年ないし5年かかると思いますが、その中で長期的に考えていく部分が必要になってくるので。

まずは北中島インターにお客さんがおりてきたときにどうするかということで、まずは中島の地域のことも考えなければなりません。これは昨年度ぐらいから中島地域のほうからも検討とか御相談もあっております。中島地域は保育園もあります。小学校もあります。それから、社会福祉施設もあります。そういった形で、いろんな資源があります。そして、なおかつ、都市圏に近いということで、これは移住・定住の一つの施策として、通勤圏にもありますので、そういったエリアとして活用することが一つできると思いますし、今、ニューヤマザキデイリーストア、J Aと一緒に今やっておられる施設がありますけれども、あそこの売り上げを見ても、恥ずかしい話ですが、通潤橋道の駅よりも売り上げが上がっております。そういう民間の活力というのが非常にありますので、そういう民間と地域とが一緒になって、周りで物産を売ってみたり、イベントをしたりとか、開通に向けていろんな取り組みができると思いますので、そこらあたりはまた中島地域の代表の皆さんたちともしっかり議論を今度していかなければならないというふうに思っております。

それから、将来的に浜町に来たときに、グランドデザインが非常に重要になってきます。先ほど後藤議員からは、おまえたちは今まで委託料ばかり払って計画書ばかりつくってきたと言われましたけれども、決して我々はそうではありません。それはそれで、成果として出ていないかもしれないかもしれませんが、丸投げしてきたつもりはありません。一つ一つ着実にやってきた部分もありますので、それは御理解いただきたいと思います。

やはり浜町商店街の文化の森を中心とするには、やはりそこに魅力がないとだめです。今、歩かせるっていう発想でおりますけど、歩きたい町でないと誰も来てくれないわけですから。そのためには、今、三つぐらい見てみたい店がありますけど、三つじゃ足りないわけですよ。浜町商店街は、八朔の造り物を練り回すときに、4キロから5キロあります。大きい町ですので、そこを絞り込むのかどうかも含めて考えなければいけないし、商店街でなかったら、じゃあ移住者とかIターンとか、そういったものを活用するとかいうことも必要になってきます。ですから、そういうところは山の都創造課でしっかり取り組んでいきたいと思っております。

実際、IT企業のマルクさんは商店街に来ていらっしゃるし、地域おこし協力隊の、今、

文化の森に来ていただいております人材についても、地域としっかり夜の飲み方まで入ってまちづくりについて熱く語っていただいておりますので、そういったものが一つ一つ実現できていければ、この町はまだ捨てたものではないと思っておりますし、今が一番底だというふうに思っております。これから右肩上がりに上がっていかねばならないと思っております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、課長がそうやるというふうに言っていますが、その次に来た人がそぎゃん気持ちにやあなら困るわけですね。ですから、その次来た人が、より熱い思いを持つような体制づくりが必要だと思いますよ。そこ辺のところはぜひ、引き継ぎが物すごく大事だと思います。それについて、これは町長のほうには後でまたお聞かせ願いたいと思いますけれども。

光ケーブルが入ってきますということで、通信網が整備されていく。これは若い人たちにおいては非常に情報が流れてくるということで、農業の情報と観光の情報と地域の情報が混雑した中で地域おこしというのは、当然大切だと思います。これにつきまして、企画政策課長もことしまでだったですかね。ここの引き継ぎについて、ここ辺も大事だと思いますので、これをどのように生かした地域づくりをするのかということもあわせて、一度御答弁お願いしたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。本町におきましては来年度の4月末、要は翌月ですけれども、末には山都町全域に、一応光ケーブルが全線敷設ということになりますので、3カ年間かけて整備してまいりました情報基盤の整備が完了するということでありまして。御案内はまた差し上げたいと思っておりますけれども、4月22日には最終的なオープニングセレモニーもやるという予定で今考えております。

これらの活用を踏まえた、今御指摘のことにつきましては現在、本年度、地域情報活性化計画ということをつくりまして、この中でどうじゃあそれを活用していくのかという視点に立った計画をつくっております。基本方針を3本立てましたけれども、もちろん行政の立場から、安心安全なまちづくり、地域づくりということ、そして、共助の育みに役立つような方針が1点目です。それから2点目としては、子供たち、子育て、学校教育を含めまして、その充実、それから、今、山都塾なんかもやっていたいただいておりますけれども、地域愛の育みに活用できるようにやることが2本目の柱です。3番目、これも一番大事なことだと思いますが、地域産業の活性と創生に結びつけるようにということが3番目です。

おっしゃるように、情報網の高速道路ができるわけですね、ある意味。情報というインフラ、基盤ができるわけですから、これを利用して経済浮揚、商業も工業も観光も、そして、農業も林業もそうです。こういったあらゆるものにこのICT技術というものが活用できる仕掛けを今後構築していく必要がありますし、これをじゃあどう展開していったらいいのかという道筋を今立てているところで、本年度末をもって仕上げをやる予定ですので、来月にはお配りできるんじゃないかなというふうに思っております。

経済活性化の観点から、もう少しちょっと詳しくお答えさせていただきますと、やはり直接、個店とか農業者の個人に支援するという形も当然必要でしょうけれども、そうではなくて、自分

たちがそういう商売とか、農業も含めて、やりたいときに、情報をまず差し上げる。これ、オープンデータとかビックデータという言い方で、これは国もしっかりと推進を今図りつつあるところなんですけど、町民の皆さん、住民の皆さんが活用できるデータをオープンにして、皆さんに公開すると。で、山都町はどういう町なんだというところを明らかにすることをぜひ進めていきたいと。そうしますと、地元に住まわれている方もそうですし、よそから移住される方も、こういう町ならば行って何かやってみようかとかいうことになるのかというふうに思っております。

そういった意味では、先ほどちょっと紹介もしておりますけど、サテライトオフィスの計画もしておりますけれども、そういった情報系の企業の誘致なり、それから、それに伴う新たなビジネスの創出、そして交流人口。先行的に、W i - F i というのがあります。W i - F i を今、観光協会さんが、今のところは浜町ですけど、5カ所ぐらいフリーW i - F i というのを整備されておりますが、これを、清和、蘇陽も含めて、もっと広げていきたいと。10カ所、20カ所したいということでもあります。

それと、重層的になりますけれども、街のほうとしましては、総務省補助の部分と、それから、復興基金です、県の。この部分でフリーW i - F i を観光施設とか、行政用語ですけど防災拠点施設という言い方で整理せざるを得ないのでそう言ってますけれども、拠点施設にフリーW i - F i を設置して、山都町においでになる方が、今よく若い人たちに使われてるフェイスブックやL I N Eや、それからインスタグラムというのがありますけれども、そういったいろんな情報でどんどん、来られた方がデータ料無料で発信できる、思いついたときに発信できるという方法ですので、そういうのを町内全域に、ちょっとそれは先行的に整備をしたいというふうに考えているところであります。

それからもう1点ですが、こういった整備をするといったものの、I C Tって何ぞや、光が来たけどぎゃんなんとねって話ですので、これにつきましては、矢部、清和、蘇陽の三つの拠点にI C T館という形で、そういう技術に触れていただく場所を設けたいなということで考えております。これは永久的には置くわけではございません。今想定しているのは半年から9カ月程度ということで思っておりますけれども、とりあえずその中で、山都町全域に光情報基盤が整備できたことに触れていただく。そういう場を、紹介できる場を持って、まずはいろんな方々に使っていただきたいと。若い人のみならず、高齢者の方も「何ね、これは」という形で来られてもいいように、そういった施設を整備したいなということで、これも新年度早々整備をする予定でいるところでございます。ぜひ住民の皆様にも、このI C Tの技術の享受をしていただきたいというふうに考えているところです。ちょっと長くなりました。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、企画政策課長のほうからI C T、インスタグラムのお話等々がありましたけれども、町内においてはなかなか、高齢化率が45も50もなってますんで、わかりにくいところがあると思います。I C T館ができたとしても、なかなか足を運ぶ機会もないと思います。これは地域全体でまたアピールしていかなくちゃいけないのかなというふうに考えております。こういう観光振興、あるいは商店街の活性化の取り組みにつきましては、先ほど言いましたよう

に、町なかの活性化は当然でありますけれども、ぜひ今、政策審議会というのが行われておりますが、そういう中で、細々した政策審議会じゃなくて、総体的な取り組みでの政策審議会ではなくちやいかんというふうに考えるわけですね。

その中で、体育館の建設とか、あるいはグラウンドゴルフ場の話とかがあっておりますし、先ほど言いました、檜林課長からも話がありました通潤橋周辺の整備、これは今ある体育館をうち崩した中でどうするのか。造り物をどう展示するのかとか、いろんな形での町の総合計画について、そういう議論をする場を政策審議会の場に持っていつてもらいたいというふうに考えておりますし、その中でどんどん議論していきながら予算化を明確にしていくということが非常に大切と思います。

せんだつては、副町長のほうに町のことについてお尋ねをしました。方向性について町民の意見を聞くというような話もありましたけれども、基本的には政策審議会と。町長が打ち立てた政策的なことが、細々したことじゃなく、総体的に取り巻く、町の方向性を決める政策審議会であつてほしいというふうに考えるわけですね。

そういう中で、商工会の振興発展とかを申しましたけれども、これに関しまして、体育館の問題、今ある通潤橋の中にある体育館の利用問題、うち崩すのかどうするのかということ、ぜひこういうことも議論していきたいし、そうしましたのでやりますよというような話じゃなくて、その取り組みについて、また後継の新会長の取り組みあたりが正確で、むしろ、より飛躍する場に持っていくためには、職員の能力の話とか、あるいは勉強する力とか、いろいろあると思いますので、そこ辺のところについて町長のほうから御答弁お願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、政策審議会のことがありました。去年、私が就任をしてお願いをした部分であります。先ほどありましたように、先般の政策審議会では細々と議案の審議のような形で非常に申しわけなく思っておりますが、やはり今言われるように、政策審議会は本来、私が思うことを議員の方々にも理解をしていただいた中で議会をとという思いで、去年の6月の議会前をお願いをし、先般で4回だったかなという思いであります。今ありますように、大きな問題を、やはり我々執行部だけで考えて皆さんに提案するじゃなくて、選ばれた14名の議員の方々のいろんな意見も聞きながら、やはり骨格から議論をしながら、最終的にはこの場で議決をしていただくわけでございますが、そうしたいなという思いの中で政策審議会を立ち上げたところであります。

また、具体的に、これを条例ですか規約ですか何も決めない中で今、政策審議会をお願いしておるわけでございますので、そういう部分についても決まり事がいいか悪いか別にしながら、これも検討していただきたいと。

それと、今ありますように、いろんな部分については常任委員会を皆さんつくっていただいておりますので、その中にも具体的な部分についてはお願いをし、検討していただきたいなという思いであります。そして、やはりそういう部分を議案として提案していただき、また、議決をしていただくような流れをつくっていきなという思いであります。

町を思う、また、いろんなことを思う気持ちは、私も、また議員の皆さんも全て一つだという思いでおりますが、いろんなやり方があると思っております。今、回遊といいますか、歩いて観光地へ行っていただく、そういう部分も含めた中で進めたいという思いでおります。

そうした中でございますが、文化の森、交流館も造り物小屋も、もうつくっとるわけでございますので、これをどう生かすかは商工会、商店街の皆さん、そして、観光協会の方々と膝を突き合わせた中で進めていきたいという思いでおります。私たちが、どんなに行政が音頭をとっても、やはり商工業者の方、観光業者の方の思いがなくては、もうつくらんがよかというような形になるかという思いでおりますので、本当に真剣になった中で、これだけの観光事業に投資をしておるわけでございますので、やっていきたいなという思いでおります。

先ほど榎林課長からありましたが、馬見原の商店街に対してもそうです。今、金額的にも7億近い整備費を投入しながら整備した町並みであります。行ってみるとびっくりしますが、しかしながら、なかなか観光客が金を落とすような場所には今なっていないなという思いでおります。これは各商店街ばかりではなくて、全ての観光施設、商店街等々、同じ思いの中で今後進めていきたいという思いでおりますので、皆さんからもいろんな提言をお願いしたいなという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ありがとうございます。いろいろ課題も多い中でございますし、金もかかるところでございますけれども、ぜひ皆さんと一緒に協議しながら、町の活性化に向けて頑張っていけたらと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、指定管理者施設についてお尋ねしたいと思ひます。

指定管理者につきましては、今、何カ所かあると思ひますけれども、何カ所ぐらいあるのか。それと、どのぐらい年数がたっているのかについて、課長のほうにお尋ねしたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） お答えします。今、商工観光関連で11の指定管理施設がございます。平成30年度までが、これまでの5年間の期間になりますので、平成31年から新たな指定管理施設を設けなければなりませんので、それについては、先ほども申しましたように、30年度で公募の手続をとっていきます。

指定管理料につきましては、そよ風パーク、通潤山荘、通潤山荘は指定管理料はございませんけれども、いろいろな11の施設の中で10施設については7,931万円の指定管理料を年間にお支払いしております。

○議長（工藤文範君） 後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 指定管理者においてやっているのは、やって20年ぐらいですね。20年ぐらい前といいますと、高度経済成長の時代で交付税とか起債制度とかいろんな制度があつて、採算ベースを抜きにして、度外視した中で施設整備もあつたわけですね。例えば、そよ風パークにおいては木工施設をつくったりとか、あるいは農園をつくって広くPRしていこうとか、あるいは町民の利用のための広場をつくって、子供のためのアスレチックをつくってやったり。こ

これは地域におけるコミュニケーションをとる場としての位置づけでつくって、そこで金を生むよという話じゃなかったわけですね。そういう中でぜひ管理してくださいよという、本来ならば町が管理しなくちゃいけないんだけど、職員でそこまでするのは大変ですからということで指定管理という制度をとったところもあるわけですし、いろんな考え方もいろいろあると思います。その施設の管理に関しましてはですね。

ただ、ちょっと心配するのが、つくって20年もたってくると、屋根も傷んでくるし、時代が変わるとともに、中の保管する冷蔵庫とか冷凍庫、あるいは調理台とか、ちょっと傷んだところとか、非常に出てくるわけですね。これ、ちょっと傷んだけん修理すつとも面倒くさいけん、うち壊そうかということもできないわけです。ここで働いている人もいますし。これが、そよ風パークにしても、服掛松キャンプ場にしても、虹の通潤館にしても、いろんな施設の中で今後まだまだどんどん修理をしなくちゃいけなかったり、いろんなところでメンテナンスが必要だったりするわけですね。それで、そういうことを修理していきながら保っていかんやいかんわけです。それを、ここは経費ばかりかかるけんやめようかという話になってくると、また新たにつくるというのは非常に、今そういう事業もありませんので厳しいかなと思うわけです。そよ風パークにおいては、屋根の補修もせにやいかんとかなと思っておりますし、ほかの施設も見てみますと、修繕せにやいかんとかな。今の現代の中に合わない、中の器具等も入れかえにやいかんとかな、傷んでるなと思ってます。それに非常に金がかかるわけですけれども、その辺のところについて、今後の取り組みについて、どのような位置づけでどうしていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 御指摘のとおり、15年ないし20年たっておりますので、大規模改修の時期が来ております。これは年次計画でやっていくということで、そよ風パークの屋根についても30年度の当初予算で計上させていただいておりますので、その点についてはまた、しっかり御審議をお願いしたいと思います。

また、あわせて、中にある備品も大体10年から15年で冷蔵庫、冷凍庫、壊れてまいります。これは役場の備品ですので随時更新して。通潤山荘でも文楽館でもそよ風パークでもほかの施設でも随時更新しております。それについては通常の備品購入費等でやっております。問題はやっぱり大規模改修の部分ですので、それについては年次計画でやっていきます。

指定管理の公募をするに当たっても、箱物がきちっとしたものじゃないと、仮に民間にするとしても公募に応募してくれないような状態になりますので、そこはきちり町の責任としてする部分がありますので、当然しなければなりません。

それから、先ほど、7,931万円の指定管理費を毎年毎年払っておりますので、これ、確かに、考え方としては大きい予算になってまいります。しかし、その中で、今年で言いますと、28年度ベースでいいますと、5億9,300万円の売り上げを持っております。従業員の皆さんが大体90から100名いらっしゃいます。そして、給料も2億4,000万円ぐらい支払われております。

これはどういうことかといいますと、地場の企業が一つあるのと一緒でございますので、ここに働く人々が、山都で給料をもらって仕事ができよるわけですから、指定管理料を減らして子育

てに回したらどうかという意見もございますが、そのためにこそ、やはりそよ風パークであったり通潤山荘であったり文楽館で働くことによって、地場で、この山の都で生活して、子育てができよるわけですから、それがないとできないわけですから。

逆に言いますと、7,931万円の投資によって、大体5億9,700万円ぐらいの収入が上がってくるわけですからね。ピーク時は8億を超しておりました。これが、震災とか豪雨災害の中で落ち込んでまいりましたので、これをもう1回回復させて、10億、15億という形で。そして、雇用が生まれると従業員の給料も上がってまいりますので、そういった形で。私はなくてはならない施設で、これをいかに生かしていくかが、逆に言うと、これからの山の都、山都町の浮沈にかかわるというふうにも思っております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、課長がおっしゃったとおり、本当に大切な企業なんですね。この企業がなくなるといことは、そこで働く人がいなくなる。いなくなれば出ていく。出ていけば子供もいないという現象になりますので。そして、そこで働いている人が非常に若い方が多いということです。当然そこで働くことによって子供たちも。親が働くことによって、そこから子供たちも生まれて、学校も保育所も行かれるわけですので、ぜひそういう位置づけにおいて、ぜひ揺るぐことなく今後も、せっかくつくった施設ですので。これが山都町の大きな企業と位置づけで私どももおります。ぜひ、そのところを見失わないようにですね。

はたから見れば、不採算ベースのところもあるんですよ、実際そういう施設というのは。何かイベントがあったときに、出てくれ、出てくれと言われます。第三者から、補助金もらってないところから見れば、あんたたちは補助金もろていいなということがありますけれども、そのところを行政の役割として、わかりやすく、こういうことでいろんなところに駆り出していますよと。また、不採算ベースのところもあるしということも明確に町民の方々にわかりやすく言っていきながら、町民の皆さんの理解を得ていただきたいというふうにも考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長、何かございましたらお願ひします。よろしいですか、はい。

じゃあ、次に行きまして、農林業のほうはちょっと後にしまして、町道の維持管理についてに行きたいと。

町道の維持管理につきましては、これは大きな課題なんですよね。実際、蘇陽地区に出されている町道の維持管理、補修、改修、もろもろあります。平成18年から出てまして、ことしは30年ですね。120本。全部手つかずですね。それで、これ、申請した人の名前も書いてあるわけですが、亡くなった人もいらっしやいます。役場に行って調べたところ、どぎゃんすつとやって言ったら、予算がない。予算がにやあなら、もうとらんほうがようわなないちゅう気持ちですよ、本来なら。すんな、そぎゃんことは、どうせしきらんとならという気持ちもありますけど、それはちょっと待てと思ひましてですね。

これ、蘇陽だけで百二十何本ですよ。清和、矢部入れたらもう相当数あると思ひます。路線的には。ただ、これ、担当者レベルで、なら、どこばするって。予算が仮に1億円ついた場合、ど

こするかって担当者レベルで決められるのって言ったら、なんさま救急車も来ん路線があるけん急いでくれと言っても、いや順番がありますからって言うから。順番がって、平成18年からですから。

本当に必要か必要じゃないかっていうのを確認していきますと、せっかくだけん出しとこかというところもあります、実際問題。これ、問題なのは基準がない。選考する基準ですね。どういところを優先してやるかという基準があると、担当者も基準に沿ってできるわけです。基準がないので、もうそれは、私は言いませんけど、後藤議員から言われてもできませんよとか、誰誰から言われてもできませんよという話になってしまうわけです。

ですから、これ、今、災害で予算がないという話がありますけれども、そぎゃんばかりも言っちゃおれんとおりますし、交付税措置を受けながらも、救急車も来ないとか、あるいは道路が2メートルもないところはやっぱり。やるべきことはやっていくというふうな体制と、その採択基準の整備が必要かと考えるわけですがけれども、これについて、建設課長ももう、お疲れでございました。今年度ですけれども、ここも大きな課題を残したままじゃいかんと思いますし、ぜひ課長の今までと、今後についての思いですよ。部下にどういうことを引き継いでいかなんとか、町政にどのようなことを引き継いでいかなんとか、単刀直入にどんなことが必要かということをお話していただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それではお答えしたいと思います。先ほど、後藤議員が蘇陽から120カ所ということでした。矢部地区、清和地区、それぞれ調べますと、250件を超したところでのストックが今あります。

私も建設課長という辞令をいただきましたのは、28年の4月でございました。2週間したなら大地震が来ました。私はこれを減らそうという思いで建設課長になりましたが、1件も減るどころか、ふえてしまいました。非常に心残りであります、それは。しかし、一方考えますと、災害が出たところを早急に復旧するというのも私の大事な使命でもあります。予算も確かに限られた予算でありましたので、件数はふえておりますけれども、今のところは職員一丸となって災害復旧に進んでいるというのが現状でございます。250件ありましたけれども、その内容を見ますと、先ほど議員がおっしゃられたように、道路の拡幅、それから排水、それから、表層のし直しといったような内容が主であります。

言いましたように、仮に予算がつかましたと言いましても、今、御存じのように、災害復旧の工事もちましても不調が続いております。業者さんをお願いしても、業者さんもそこに手が回らないというのが今の現状でございます。私も本当はもっと財源をいただきたいというところが本音でありますけれども、災害復旧を優先ということもあまして、なかなか業者もいないというようなことで、私も予算の査定の中でもなかなか押しが足らなかったというのが、私の今の心境であります。

そのほかにも、御存じのように、町道の除草作業も147キロほど、町内ですね、行っております。これは、1級、2級町道が主でありますけれども、それも行っておりますし、冬場になりま

すと雪が降ります。やっぱ山間部はどうしても塩を振ったり、除雪をしなけりゃならないというところですが、それは降ってみなくちゃわからないというところで、予算の確保はしておりますもんですから、総務課にお願いして予備費から出してもらったりとかいうふうな手当てをして、今のところしております。

通常の管理につきましては、嘱託の職員、あるいはシルバー人材のほうに委託をしながら、簡易な整備については行っているというようなところがございます。それに、つけ加えまして、このごろはお年寄りが多いから、もう草を切ることも大変だと。なおさら、上にある枝ですね。このごろはよく、道路の敷地内に高い枝が来て、どうも邪魔になる、それを切ってくれというような要望が非常にふえております。

そういうことを考えますと、心半ばに私も。先ほど後藤議員も言われましたけど、議員各位からこれは非常にしょっちゅうお問い合わせがっております。それに、議員さんの話を聞くわけじゃありません。これは議員さんそれぞれ地区の代表としておいでになっておりますし、地区の安全安心というのは、それは何でも通じるところでございますので、手当てをしていきたいというのはやまやまであります。

今、申しましたように、そういう実情が今のところあったもんですから、皆さんの御期待に沿えなかったというのは非常に残念な心境でございます。これは前も述べました。後藤議員からも同じような質問がありましたものですからお答えしたいんですが、ちょっとした排水にしましても道路の表層の打ち直しにしましても、そこを利用される方は非常に喜ばれるわけですね。ああ、ようしてもろたというようなことですね。それは私も地元の蘇陽におったときに、大した金額ではないんですけども、そういうことを聞きますと、ああ、やっとなってよかったなど、私もうれしく感じておったところがございます。それらを考えますと、維持費というのは、補助事業ではありません。それはもう単独ですので大きな財源はできませんけれども、大事な財源であるということはもう認識しております。

私の後に課長が来られるかと思えます。そういう実情をわかっておられるような課長であればよろしいんですけども、そこは、やっぱり全員がかわるわけではありませんので、私は強く引き継ぎはしますし、また、若手職員からも、そういう課長が来られましたなら、ぜひ引き継いで、現場をまず見るということを忘れないでいただきたいというふうに今思っております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 課長の心半ばというのは十分わかりました。私も今、一般質問しておりますけれども、まだ半分ですので心半ばでございます。しかしながら、これ、ちょっと大急ぎで行かないかなと思えますけれども。

今、課長のほうからありました、高いところですね。非常に高齢者が実際多いんですよ。私、再三再四、課長のときにも言いましたけれども、町のほうで高木を切る機械があるわけですよ。クボタとか、そこから出ているわけです。それを役場で買って、オペレーターをちょっと一人ぐらいつけて、要望があったときに。毎年切る必要はありませんので。山都町をみんな回ると、三、四年あれば、そやんところもできるし、五、六年あればできるわけですので、1年ずっと回って

いけばできますので、そういう計画は、課長、何かとれんもんですかね。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えしたいと思います。私の前課長のときに恐らく、カタログと、あるいはネットで何か調べてあったようでございます。それは、バックホーの先につけるアタッチメントのことだろうと思うんですけども、今、その機械を持つてるのは、蘇陽のほうに1業者さんおられます。ただ、大きい枝になりますと、やっぱりそれでは無理なんです。竹とか、そういうやつはもう砕いていきます。砕いていく機械があります。回すだけでですね。もう議員、御存じだろうと思いますが。

それはやっぱり、町で買うというよりも、お借りしてする方法が一番いいんじゃないかなろうかと。それを1機買うのに数百万かかりますので。その本体のバックホーも数千万かかりますので。その財源さえあれば、そういうふうにするればいいのかというふうには考えております。1回すれば、そこ数年は大丈夫なんです。枝です。そういうふうには考えております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ありがとうございます。

最後になりましたけれども、高校の話と農林業の話はちょっと残りましたが、農林業のほう、課長にお聞きしたいと思います。有害鳥獣駆除のことはこの前言いましたので大体わかっておりますが、担い手の現状と中核農家の育成については補助金がありますよね。これは私も知っておりますけれども、そこ辺のところを簡単に説明していただくのと一緒に、あと一つ、中核農業の中で、農業をされている方が規模拡大されますよね、今の農業の方が。それに対して、今までと違った中で農業を大きくしたいというような形に対して、支援がないわけなんです。山都町においては農業が主でありますので、そこ辺のところも、担い手がおるからやりますよというのじゃなくて、規模拡大する、町長も農業関係されておりますからわかると思いますが、大きくしたいという希望がいっぱいあるわけですよ。今、土地が余っていますので、ほかのところを借りてでも。そういうところの助成も、今後考えていくような考え方はないのか。農林課長と町長のほうにお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 農林課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それではお答えします。中核を担う経営体等の規模拡大ということでございますが、これはほんの一例ではございますが、経営体支援事業という事業がございまして、山都町では平成20年度以降、ハウス施設、あるいはトラクター、コンバイン等々、いわゆる個人の経営体向けに80名ほど支援事業を行っているところでございます。

それから、いわゆる土地の規模拡大等々がございまして、農業委員会等に御相談いただきますと、農業委員さんなりを通じまして、規模拡大、土地の借入ですね、スムーズにいった例もございまして、土地の出し手、借り手のほうにも支援金というのがある制度がございまして、ぜひとも御相談等をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） そういう制度があればぜひ、私も相談を受けたところでもありますし、ちょっとなかなかそこが周知徹底されていないのかなと思います。私も初めて知りましたので、そういうところの周知徹底も広報等を使いながら、ぜひやっていただきたいと思います。

最後に町長のほうから、そこら辺についてお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、山都町の農業、ここ四、五年ずっと生産額が伸びておるといふ思いでおります。それに一番の貢献をさせていただいているのは、中核農家以上の大規模農家の方々の経営が今特に、夏秋野菜等々の値段がよかった、畜産の価格がよかったというような形の中で伸びておるといふ思いでおります。

この人たちは何もせんでもやっていただけるかなと思ひながらも、しかしながら、規模拡大する農家の方が先般も私の近くでも田んぼを買いたいという話の中で、なかなか今、事業資金の話をしたが、借りにくかったいなという相談もあつておりますので、これについては、その相談窓口と同時に、何らかの我々の施策もつくつていかなんという思ひでおります。

これには、先ほど課長からありましたように、JAの方々、県の振興局等々も、いろんな部分を検討しながら、取り組んでいかなん重要な課題だといふ思ひでおります。そのような形の中で、今後進めてまいります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） どうも御丁寧に御答弁ありがとうございました。以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、11番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時17分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） こんにちは。4番議員の矢仁田でございます。

ことは1月からの大雪で山都町のみんなが大変な思いをしました。そんな中で、2月に今話題の農家ハンターの講演を無理にお願いしましたところ、地域振興局、JA、農林振興課ともに快く賛同していただき、150名の参加で開催できました。ありがとうございました。今後はどうやってハンターをふやすかが課題であります、一石を投じたと思つております。

私は昨年の選挙の折、山都町の未来を明るくするために、農林業の振興と有害獣の駆除は欠かせない。老後が安心できる町にしたい。若者が住みたいと思ふ町にしたい。若者が住みたいと思ふ町でないと当然若者がふえない。若者がふえないと町の将来はないとなるわけで、私は

いつも若者が住みたいと思う町にするためにはと考えております。山都のみんなで知恵を出し合い、山都の未来を明るいものにしようと訴えてきました。きょうはそのことについて質問させていただきます。発言台に移ります。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） まず、高齢者の交通弱者問題について質問いたします。

昨今、高齢者の交通事故問題が多くなっていますが、この山間地の山都町では、車のない生活は死活問題です。病院に行くにも買い物に行くにも車が必要で、手放せません。この現実が今後ますますひどくなる。そんな中、前回の議会で、吉川議員がこの質問を取り上げられました。先日の熊日には「車なくても暮らせる町へ、山都官民協議スタート」とありましたが、その内容について聞かせてください。企画課長。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。先般、新聞やマスコミ、テレビで紹介があったと思いますが、その協議につきましては、さきの2月15日に町の各交通事業者、医療機関、社協を初めとする福祉関係、商工会、観光協会、農協などの関係諸団体の方々、そして事業者に参集いただきまして、これに山都警察署、そして行政が加わり、高齢者等の交通手段を考える意見交換会として実施をしたものでございます。

今、議員のお話にありましたように、高齢者の事故防止については、今よく新聞にも出ておりますが、免許証の自主返納ということが推進されておりますけれども、山都町のように過疎山間地において、車がないということ、もしくは車を持たない生活というのは非常に不便を強いられるということがあります。片や、公共交通機関は充実しているのかといいますと、民間バス、コミュニティバス、そしてタクシーがありますが、やっぱり限界があるという中で、そういう実態を、まず意見交換会しましょうということでございました。この呼びかけにつきましては、山都警察署長からの呼びかけではあったわけですが、特に高齢者の方々の移動に関してしっかりと考えていきたいということでございます。

山都町の高齢化率については、皆さん御承知のとおりであります。もう45%は軽く超えている状況でありますし、この前、山都警察署からの報告では高齢者の免許証の保有率も既に38%を超えていると。10台車が道を通っていれば、そのうち4人は高齢者の運転だという現状です。そのような中で、これから運転ができなくなった方の生活、その環境づくりをどうするかということで、例えば、予約型の乗り合いタクシーとか、バスとの連携を考えていく導入検討の機会となったものでございます。

それで、意見交換会の中では、特に今回、全医療機関から先生方も御出席いただいたこともありまして、高齢者を中心にする病院バスとか、午前中も論議があつておりましたが、デイサービスとか、いろんな通院実態、それから生活実態、買い物実態について多くの意見が出されたところでございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） コミュニティバスについてですけれども、調べましたところ、利用

客が非常に少ないということで、一般の人の利用が少ない要因として、時間帯によっては乗れないバスがある。これが高齢者にわかりづらい。押し車を持って乗るというのも大変。また、現在の80代から以下の私たちの年代というのは車社会で育っているので、今さらバスは使い勝手がよくない。だから、バス利用はふえないんだと思います。

先ほど課長からありましたけれども、交通弱者問題は全国的に、住民ボランティアの送迎があったり、さっきありました予約型の乗り合いタクシーがあったり、町が助成したり、また、同居していない子供さんたちが負担をしたりといろいろなことをやられています。

今回の山都町の官民協議には、先ほどありましたが、医療機関だったり、バスだったり、タクシー事業者とかも入ってらっしゃいます。そういったところで、送迎のほうは進むのではないかと思います。まずは使い勝手がよくないといけない。例えば、病院に行って、終わったら買い物をして帰るような、自由に使える、それでいて負担が少なくて済むような、山都町に合う交通手段を考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。まさに議員がおっしゃったように、今、これが全国的な問題になっております。たびたびいろんな番組なんかでも取り上げておられますし、雑誌や新聞等でもたびたび出ております。先般は芦北町の事例が長く連載があったとおりでございます。これは全国的な、特に過疎山間地の課題であるというのは強く認識しているところであります。

今ありましたように、車を持たない生活が考えられない時代になりまして、じゃあバスでかわりができるかという、もうそういう時代ではありません。恐らく今後の方々はドア・ツー・ドア型でない。例えば、自宅から病院、自宅からスーパー、自宅から何かの、親戚の家だったり遊びに行ったり、それじゃないと不便だと感じる世の中になっているのは間違いありません。わざわざバスを使われない実態があるのは、よく認識しておるところでございます。

ただ、そうは申しまして、公共交通機関、例えばこの町に公共バスがないような町というのが、本当に人が来る町なのか。公共交通機関は維持せいかん。でも、そういう住民の生活には、ドア・ツー・ドア型を含めた別の交通形態の構築が必要であるということ認識しております。これにつきましては、30年度に公共交通網形成計画という、これは全国的にどこでもつくって今取り組んでいる計画であります。これを策定する中で、今、課題として議員も認識されているような実態を分析して、本当に山都町らしい交通体系とは何かということをしつかりと分析して、これに合う交通体系は何のかというのを提起できるようにしていきたい。その中で、ドア・ツー・ドア型というのは、乗り合いタクシー、デマンドタクシー含めてのことです。それから、バスについても縮小路線は可能なのか。その辺も検討していきたいと思っております。

我が町のコミュニティバスにつきましては、どうしても朝夕のスクールバスを動かさなきゃなりませんので、これをじゃあ減らしますということにはならない点があります。じゃあ昼間を動かさないということで経費が浮くかという、経費はなかなか浮きがないという実態も。それだけの路線と台数はどうしても確保した上での昼間の運行という実態もございますので、これはや

っぱりつまびらかに明らかにしていくような分析をぜひやらないと。これはもう待ったなしの状況だと考えておりますので、今、担当も含めまして必死に叱咤しながら、私ともどもいろんなところの実態を調査もさせつつ、新年度早々に取り組めるようにやろうということで、今、考えているところでございます。

ぜひ議員の各位にも、またそのことについては説明できる場をもっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 次の方にしっかり引き継いでいただきたいと思います。

また、負担については、利用者の負担は当然であると思います。ただ、医療機関の関係もありますので、医療機関にも負担していただいたり、また、今動いている介護施設のマイクロバスを買い物に回してもらう、そういったことも検討して考えていただきたい。また、視点を変えて、業者に委託した移動販売もよいと思います。定期的な訪問で、老人の方々の安否もわかるという利点もありますし。

どちらにしてもなるべく早く、利用者の負担の少ない、交通弱者問題が解決するように、町長、その辺をお願いいたします、答弁を。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） これにつきましては、課長のほうからも答弁しましたが、今、矢仁田議員からありました買い物については、いろんな提案があっております。私もJAにありますが、JAの店舗からの配達等々の買い物の車を回す検討も大分しました。なかなか実現はしませんでした、当然考えていかなん一つの方法だという思いでおります。

それと、利用者の方の負担につきましては、全ての参加者の中からも、また前提として、福祉タクシーについては利用者の負担をある程度いただいた中での提言でありましたので、そのような形になるかと思っておりますが、詳しくは、先ほど本田課長が言いましたように、4月から早い時期に検討委員会等を立ち上げたいという思いでおりますので、皆さんの中からも参加をしていただければなという思いでおります。

これは、先ほどもありましたように、本当に待ったなしの状況という認識を持っておりますので、そのような形で、来年度の体系の更新のときには、それが取り入れられるような形で進めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） よろしく願いいたします。

それでは次に、体育館についてでございますけれども、体育館建設について、今の進捗状況と計画される規模についてお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。進捗状況と規模についてということでございますが、まず、総合体育館の建設につきましては、昨年7月に山都町総合体育館整備推進委員会を立ち上げまして、昨年11月に整備推進委員会から建設候補地の選定につきまして答申がな

されました。そして、そこで、建設用地としての立地、アクセス、防災、景観、財政の観点につきまして評価を行い、当初ございました候補地の10カ所のうちから優良な4カ所に絞って答申がなされました。この答申をもとに、さらに住民の安全ですとか、環境保全に及ぼす影響などについて検討しました結果、現在2カ所に絞り込んでいる状況でございます。

今後も、用地が決定次第、地質調査や用地測量費、用地購入費、基本設計に係る予算等を次年度以降、順次補正予算等で計上をしていくところでございます。

また、規模につきましては、建物部分が約4,500平方メートル、駐車場部分に係るものが約5,000平方メートル程度ありますので、敷地面積全体としましてはおおむね1万平方メートルとしているところでございます。

1階のメインアリーナ部分につきましては、バレーボールコートが約2面、それから、バスケットボールコート2面、バドミントンコート8面を想定しておりまして、フロアの面積が約1,400平方メートル程度。また、2階部分につきましては、多目的室として2室を想定しております。1室はフローリングでありますし、1室は、できれば移動可能な畳敷きを想定しているものでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 体育館は、建物があって駐車場があればよいというわけではありません。もしものときの防災施設を兼ねたものでなくてはなりません。今、山都町では、小さいお子さんを持つ保護者の皆さんは公園が欲しいってよくおっしゃいます。それから、散歩したりジョギングをされる方は、そういう場が欲しいと言われます。私は、体育館の横に公園があれば、親の競技中も公園で子供たちが遊ぶことができるし、周りにジョギングコースがあればいろんな人が利用でき、何よりも災害時には公園にテントを張れるなどの非常に有効な方法だと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 議員がおっしゃられるとおり、先般から議員様からそうした意見もたくさん出ておりました。体育館のみならず、今回、うちの計画にも防災機能をあわせ持った体育館ということではしておりますけれども、そうした避難者のための施設も兼ね備えたものであることですか、あるいは公園整備も附帯したもの、ジョギングコースですか、そうしたものも含めて広範囲に、1万平米という面積のみならず、そうしたことも合わせて計画もする必要があるということも今後十分検討しながら進めていきたいと考えます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） この体育館についてですけれども、山都町出身者には世界的に有名な山下泰裕氏がいます。皆さん覚えていらっしゃると思いますけれども、ロサンゼルスオリンピックで金メダル、ほかに4つの金メダル、引退するまでに203連勝、外国人選手には生涯無敗で、国民栄誉賞をいただいております。

今、全柔連の会長をなさっておりますが、体育館の入り口には、今、山荘に飾ったりしてあり

ますものなどを持ってきて、山下泰裕体育館ぐらいにしてはどうかと思います。こけら落としには山下泰裕杯柔道大会を開くなど、山下氏に御尽力いただき、柔道関係の行事を持ってきてもらう、行ってもらう。そのくらいのことは協力してくれると思います。

昼があれば、災害時のとき、ためになります。失礼な言い方かもしれませんが、世界の山下を山都町のアピールに、体育館のPRに使うのはどうでしょうか、町長。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 山下先生につきましては、去年、全柔連の会長になりました。私たちも9月に就任の祝賀会をしてみんなでお祝いをしたところでありますし、我々山都町民の誇りであります。これは熊本県民でも同じでございますが、そういう先生でありますので、そういう形で、まずはいつつくるか、早く決めた中でのお願いをするべきであるという思いであります。

旧体育館にも大きな肖像画を飾っておりましたが、先般、地震後、落ちたというようなことでございます。そういうのを含めながら、これにつきましては、早くから体育館の監修をしてもらってはどぎゃんだらうかなという意見もございましたし、山下泰裕の名前をつけた体育館という話もいろんな町民の方から出ておるのも事実でありますので、最終的には先生と相談をしながら。

また、大会等々については今後の大きな課題かなという思いしておりますが、ぜひそういう形ができれば、全国に発信できる体育館になり、そういう大会も開けるんじゃないかなという思いしております。

まずは候補地の決定をしていただき、また規模も。先ほど工藤課長からありましたように、これにつきましてはいろんな補助事業等も今、調べておるところでございますので、どういう形の体育館にするか、規模的には今、課長が言ったような規模になろうかなという思いしておりますが、先ほどありました周辺整備等々についても考えた中での体育館の建設を進めてまいります。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 体育館については、山都町の町民ほとんどの方が早く欲しいと思っていらっしゃると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、ブランド化事業についてでございます。

山都町ブランド化事業というのが27年度から始まっておりますが、事業費の総額が27年度交付金500万、28年度1,200万、29年度半分交付金で1,000万となっておりますが、このうちコンサルタント料が幾らで、その費用対効果はどうなのか。また、28年度、29年度には負担金補助及び賃借料とありますが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、ブランド化事業につきまして御説明申し上げます。

平成27年度、事業費約500万円でございますが、そのうち、流通業者への委託ということで300万円を計上しております。それから、別に商品のパッケージデザインということで、約70万円というところで計上しております。

それから、28年度ということでございますが、商品販売戦略のための委託料ということで300万円ということでございます。それから、負担金及び補助金というふうでございますが、28年度

に山都町ブランド推進化協議会を立ち上げましたので、そちらのほうにその運営の補助金という形で750万、これは28年度でございますが、しております。

それから、29年度につきましては、まだ執行途中でございますが、概略を申し上げますと、ブランド化協議会のほうに800万ということで事業を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） この事業は、山都町の認知度を高め、ひいては農業者の所得向上のために始まった事業だと思っておりますが、定期的な催事が行われております。何人も人が行って、果たしてどれだけの効果があるのか。

また、コンサルタントの指導のもとに、職員も含め、この事業にかかわった人たちは一生懸命されておりますが、山都町のブランド化推進としてはどうなのか。今後も含めて、その辺をお答えください。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えします。まず、この事業の中で、平成27年度が6点ほど、それから、28年度におきましては26品目ほど、加工業者の方々が生産される品物のパッケージですね。デザインですとか、あるいは容量等、あるいは容器の材質等を勉強されたということで、まずは自分の商品の磨き上げ。今まで出していた商品とは違った、専門家から見た目で、見やすい、わかりやすい表示も含めたところでのイメージアップを図ってきたということがございますので、まずはその点は効果があったかなと。自分の商品の見直しで、いかに今後、販促活動をやっていくかということでございます。

それから、議員のほうからありましたとおり、職員を含めまして、あるいは、生産者の方々、それから、物産館、商工会、それぞれの団体の方々に、平成27年度につきましては大体20日以上ほどいろんな催事を行っていただきました。28年度も継続して行って来たわけでございますが、その中で幾つかの例を申し上げますと、実際に米を対面販売でされたときに、非常に山都町のすばらしさというのがお客さんに伝わったことだと思っておりますが、新たな取引が始まったということ聞いております。

まだまだ始まって1年でございますので、数字的にはちょっとつかんでおりませんが、今、事業の今後の実績の中でも調査をしていきたいというふうに思いますし、肥後やまと会というところを中心とした取引も始まったようでございますので、これにつきましても追跡調査の必要があるかなということです。

この事業はまだ始まって3年目ということで、大きな効果はまだまだというところでございますが、地道な効果もあらわれているというところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ブランド化という推進をされて、それが今、広まりつつあるというのはわかりました。私は、ブランドというのはネーミングも含め、ほかにない、山都町の特産だ

ったり、山都町だからというのがブランドになると思います。その中で、山都町の特産のユズは加工用として大分に行き、九州産ユズ使用という名目で、全国で販売されています。悲しいことです。山都町のユズとして全国販売できないものか。そのために加工場をつくって、ユズの時期にはユズ、ブルーベリーの時期にはブルーベリーを使い、トマトの時期にはトマトを使う。あるいは、山都町だからこそあるような、いろいろなもののコラボでもいい。そういうことのできる加工場はできないか。

本当は、JAでつくってもらうのが一番いいかもしれません。しかし、山都町には二つのJAがありますが、二つとも広域のJAのために、山都町でつくるといのは大変難しいかと思いません。まずは、第三セクター方式でもいいですから、そういう加工場をつくっていただけないものではないでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 山都町におきまして、季節を代表する各産物がとれております。調べましたところ、山都町には農協、それから、三セクが運営するもの、それから、加工グループが運営するもの、個人合わせまして、今、12カ所ほどございます。議員が提案されまして、それぞれグループでつくっておられますけど、それを1カ所でセントラル的に加工所みたいな感じでまとめるという御提案をいただきましたが、今まではそういうところ、町のほうでも特に検討はしておりません。このブランド化協議会の中には、農協さん、各三セクの関係者も入っておられますので、どういった形でできるかということで話を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ぜひ進めていただきたいと思います。

また、私、先ほども言いましたが、山都町には山下泰裕という偉大な方がいる。この名前を使った販売、あるいは、馬見原には幣立神社があります。あの長嶋茂雄も毎年来ていたという有名な神社があります。神様の国からの贈り物、幣立神社の氏子たちが育てた野菜など、そういうネーミングでほかと違うということアピールして売ることが考えられないでしょうか。山の都創造課長。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） お答えします。いろいろ議員のほうからアイデアいただきましたけれども、確かに山都ならではの安全安心の農産物がいっぱいございます。それぞれがそれぞれで、今、売り出しております。旧矢部、清和、蘇陽のそれぞれで売り出している部分もありますので、山都町、山の都ということでの販売が今、確かにできておりません。

そのこともありまして、今、山都町のブランドは何かというときに、有機農業を中心とした安全安心の農作物、これはまさにブランドだと思います。それから、今、子育てで福祉課のほうが一生涯懸命頑張っておりますけれども、待機児童もなく、保育料も安く、安全安心に子育てできる、これも山都のブランドであります。そういったことで、全てが暮らしやすいまちづくりというこ

とでやっていますので、それが私は全部山都のブランドだと思っています。

それを平成27年に地方創生の中で、山都のブランドとして売り出していこうということで、ロゴマークもつくりました。平成27年のときにですね。新しいロゴも今、胸につけておりますが、これでやっっていこうということでやっておりますけれども、なかなか浸透してない部分もあります。やはり「子育てするなら流山」というようなことで、吉川議員のほうからもありましたけれども、そういう一発で、こういうネーミングができて、すればいいんですけれども、まだまだ「潤い、文楽、そよ風でつづる山都町」とかいうことで、旧3町村をずっと引きずったままでありますので、なかなか山の都としてブランド化できていませんが、一つ一つは立派な商品でもあり、先ほどのユズについても本田農園さんあたりがしっかりとさせていただいておりますので、それをトータルとしてやれるものがあればいいんだというふうにも思うんですけれども。

そのロゴマークを使って、ふるさと納税のボックスもつくりまして返礼品にもしておりますけれども、まだまだ浸透していませんので、これをやはりパンフレットとかじゃなくて、今は情報の時代ですので、SNSであったり、もっともっと町のホームページあたりを更新して、観光協会のホームページもそうですけれども、全国に、全世界に発信できるような仕組みづくりをして。地道にやっっていかなん部分もあると思いますので、そういったことで。山の都として東京に行きますと、山の都という言葉はいいですねとはよく言われますので、そういったことで一つずつ、地道にやっっていく部分はやっっていくということで、やっしていきたいというふうに思っております。

ただ、これはというようなネーミングであったりというのができないことは、じくじたる思いがあるところであります。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） そのロゴマークのお披露目のときには私も参加しておりますけれども、もっともっとアピールしていただきたいと思います。

山都町には、世界に自慢できるきれいな水があります。私はその水で育てた農産物、特に米は、言いかえればミネラルウォーターをどぼどぼと流し込んで育てたような米なんです。1俵10万円くらいしてもおかしくない。さっき、有機栽培のことがありましたが、有機質肥料を使い、なおかつ水質検査をして、食味検査をし、商標登録をとって、世界の富裕層に日本の山都町の米として売るのはどうでしょうか。たった二、三万俵でもいいんです。それができたら山都町には後継者が残るはずです。山都町の野菜や米が高く売れたら、山都町の未来は明るいものになります。

私の話を聞いて、そんなこと言っても無理って思ったら、そこまでです。できるようにするためにはどうすればいいか、みんなで考える。コンサルタントが考えるんじゃなくて、役場職員も、町民も、山都で起業する人も、デザイナーも、みんなで知恵を出し合うことが、今、山都町には必要なんじゃないでしょうか。今の山都町のブランド化に一番必要なことは、みんなが知恵を出し合うというのが必要なんじゃないでしょうか。町長どうでしょう。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） コンサルについて、矢仁田議員のほうからありました。私も就任して早々、コンサルばかりに頼った施策じゃいかんというのが私の持論でありました。しかしなが

ら、今の現状では、コンサルにお願いしなくてはなかなか今の補助事業は、はっきり言いまして、国の補助事業を受けるに受けられないようなシステムになっておるようであります。これをどうにか変えないかんとこの思いであります。

今、ありましたように、何回も同じことを言いますが、議員さんからの提案、また、町民の方々からの具体的な提案、そしてまた、400名以上おられますうちの職員から、今、言われたような提案ができる職員づくりを進めていきたいという思いであります。

ローマ法王に米を送ったのは石川県だったと思いますが、ああいう米の売り方もあるし、先般話したかなと思っておりますが、提案理由の中で言いましたDMCに来ております中国の若い方、結婚はしておられますが、山都町は肺の浄化ができる町ですなど、名前を聞いただけでそう言われました。今言われます美しい水で生まれ育った米は全部で、今言われますように5万俵はないという思いであります、そういう形で売れば一番いいんじゃないかなという思いであります。そして、先ほど加工所、加工品の話がありました。ユズが大分に行くとと思っておりますが、民間会社に行っておりますが、加工用品としてほとんど山都町から行っておるのも事実であるという思いであります。

しかしながら、町の補助等々でJAの加工所にも搾汁機等々、もう10年ぐらい前に設置をしていただいた中で加工事業をやっておられますが、先ほど12カ所と、第三セクターも含めてある部分でありますので、これをいかにして生かすかが、今の我々の仕事だと。これは、いつも言っておりますが、行政だけではできませんので、JAであったり、いろんな業者の方々、また農家の方々と検討して進めてまいりたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ありがとうございます。ぜひ山都町の未来のために進めていただきたいと思っております。

それでは次に、有害獣の処理についてということでございますけれども、ジビエ工房で処理しきれない有害獣があると思っております。前回の議会で、ジビエ工房が良質なジビエ肉を精肉販売する施設だということはわかりました。ただ、そこで処理できない有害獣についてはどう考えられておりますか。農林振興課長。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それではお答えいたします。さきの議会でも言いましたとおり、山都町では、ここ3年平均しましても5,000頭のイノシシ、それから鹿等が捕獲されているということでございますが、捕獲された鳥獣の処理につきましては法律により原則持ち帰る。また、地理的な条件等やむを得ない場合に限り、生態系に影響を与えない範囲で、適切なやり方で埋設するというところでございます。また、鉛中毒等の事故防止観点からも放置も禁止されているというところでございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 今、話がありましたように、捕獲数が5,000頭に対して、うまくいって500頭ぐらいの処理しかできないと。その残りが、今、農林振興課長は、持ち帰るか、または

埋めるという話をされましたけれども、埋めるというのは環境面からどうかと思いますが、その辺は環境衛生課としてはどう考えるのか。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。有害獣駆除の実施については、先ほど農林振興課長のほうからもありましたとおり、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、それから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用され、この法の中で実施されているということはもう御存じのとおりだと思います。

廃棄物法では、何人たりともみだりに廃棄物を捨ててはならないということが規定されておりまして、捕獲物の山野への放置は、処理法の中では不法投棄に当たり、環境衛生の側からすると適正に処分、埋設するように指導させていただくということになります。捕獲に当たられる方には大変御苦労、御負担も多いと思いますけれども、法に沿って適切に処理していただくということになるわけですが、環境衛生上はということで、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の中で、有害獣の駆除で捕獲されたもののみ山林の埋設は可能という解釈がなされた通知があります。ということでよろしいでしょうか。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） この問題は全国各地の問題だと思うんですね。その中で、さっきありましたように、山林に埋めるのは法律上よいという話であるんですけども、埋めればよいというのは問題があるんじゃないかと私は思います。

県のほうには国から、そういう問題があると各市町村から聞いていないかという問い合わせがあったそうです。ただ、県には上がってきてなかったということで、国のほうにはないと答えたそうです。この辺がですね。どこから県のほうに上げられるのかわかりませんが、全国的に有害獣を駆除した後の個体については困っているはずなんです。全国的に困っている。これ、五木村あたりにも聞きましたけれども、本当に困っているんです。山都町も困っているはずなんです。なぜそれが県にも上っていない、また、県から国に上がらなかったかという部分について、どうお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 私どもの環境衛生課のほうで、クリーンセンター、焼却炉を管理しております。これまでに、直接狩猟者の方から解体の残渣を受け入れることはお願いできんかどうかという相談は、直接は今の段階ではまだあっておりません。これまで、解体したやつを小さく切り刻んで、ごみ袋に入れて持ってこられたケースはあったようですけれども、それ以外で、個体の持ち込みとかの相談はあっておりません。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 今は、まだ猟友会の皆さんが苦労されて埋められています。しかし、猟友会の皆さんも高齢化で結構なお年寄りの方がいっぱいいらっしゃるって、それを埋めるというのは大変な負担になっというわけなんです。猟友会の皆さんは一生懸命有害獣を駆除していただい

ります。その後にジビエ工房で引き取っていただけるのは、体の中に鉛とかがない、いい肉がとれる個体でないとしたらということで、ほとんどは自分たちで食べられるところは食べたり、後は山に埋設されておるといのが現状です。少しでもこの負担を軽くしてあげないと、この前、農家ハンターをしまったけれども、若手の農家ハンターが育たない。だから、できるだけそういう負担を減らしてほしい。

そこで提案ですが、集めた有害獣をペットフードとか肥料にできないか。以前にもペットフードの利用について説明があったんですけども、そのときは検討しますという回答だったそうです。その辺はどうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。議員御指摘のとおり、各狩猟者の方は大変な思いで処理をされているというふうに考えております。一つの考え方としては、最終的には焼却しかないというふうに考えておりますけれども、やはり焼却施設となると、一つの町ではできないというふうに考えておりますので、これは近隣の町の状況等も話す必要があるかなというふうに思います。

それから、内臓あるいは肉骨粉等の利用というところでございますが、法律的に言いますと、鹿はペットフードへの利用が可能、それから、イノシシはペットフードに加えまして、飼料、あるいは肥料への利用が可能というところでございますが、鹿につきましては肉骨粉の利用はできないというところでございます。県のほうにも問い合わせましたが、県内でジビエの加工所等もありますけれども、ペットフードあるいは飼料等に回しているというところは、まだ確認がとれていないというところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） これは、BSEって牛の病気なんですけれども、その関係で禁止されていた肉骨粉が、14年度にペットフードに解禁されました。16年には豚や鶏の飼料に、17年には肥料に解禁されました。ただ、鹿については、CWDというちょっと変わったプリン体みたいなやつがあって、それがなかなかとれないということで、今のところ解禁されておられません。

焼却処分というのは確かに一番簡単な方法かもしれませんが、ただ、焼却するっていうことはお金をかけて焼却をするというだけであって。山都町の有機農家はアイガモの処理にも困っていて、1羽500円で引き取ってもらっている現状なんです。そういった焼却してしまえばそれまでの、ごみになるやつを、アイガモも一緒にして肥料にして、その肥料は有機質肥料として有機栽培農家に使ってもらう。そういう循環はどうだろうか。この方法でいくと、猟師さんの負担も減らすことができ、有害獣とアイガモは有機質肥料として農家に使ってもらい、農産物に生まれ変わる。それをブランド化して売るといのが、この山都町としては一番いい方法ではないかと考える部分があります。鹿の部分は、これ、県にもずっと調べていただいたんですけども、非常に難しい問題があります。

ただ、この問題も含めて、有害獣の個体の処理については、これは全国各地で困るとる状態な

んです。これは本当の話です。福島とか原発でやられておりますけれども、あの辺の関係もイノシシとかがふえてしまって困っている状況があるんです。ここも処理に困っている。そこだけじゃない。全国の山間地は今、天草あたりも山間地じゃありませんけど、天草あたりも困っています。こういうイノシシとか鹿、猿、そういった有害獣の駆除というのはみんなが困っている。ここをどがんかして打破していかんと、山の中のイノシシにやられるけん、もうやめとこうとか、そういう耕作放棄地がいっぱいふえてしまうんです。

ですから、そういった部分を少しでも解決するために肥料にすることができないかっていう部分ですけども、どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えいたします。まだ私のほうでも、ペットフードなり飼料等に加工している会社等の情報が集まっておりませんので、きょう御指摘いただいた分につきましては、至急調査を県とともにやっていきたいなというふうに思います。

全国的な課題ということはもうまことに認識しているところでございますので、いろんな場で我々も発言をしていく必要があるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ちょっと時間はまだありますけれども、質問事項については以上で終わりますが、最後に、私は山都町はアピール不足ではないかと思えます。山都町のいろんなことについて、アピール不足ではないかと思っております。

きょう、子育て支援について話がありました。保育料はよそより安い。40%かなんかで安い。それから、2人は半額で3人目が無償になるとか。それから、ほかにも医療費の助成があったりとか、矢部高校の支援をしているとか、若者の定住に向けた支援をしているとか、そういった若者のための支援っていうのをいっぱいされております。それ以外にも山都町内でいっぱいいろんなことをされております。こういったことをもっと外にアピールする必要があるんじゃないかと。それによって、若者が少しでも興味を持って山都町に来る、そういう人がふえるんじゃないかと。もっとそういったことを外に対して、町外に対してアピールしていただいて、若者が少しでもふえることを願ひまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） これをもって、4番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時10分

3 月 9 日 (金 曜 日)

平成30年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年3月5日午前10時0分招集
2. 平成30年3月9日午前10時0分開議
3. 平成30年3月9日午後3時0分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第5日）（第3号）

日程第1 一般質問

8番 飯開政俊議員

9番 吉川美加議員

6番 藤川多美議員

5番 興梠 誠議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠

2番 西田 由未子

3番 中村 五彦

4番 矢仁田 秀典

5番 興梠 誠

6番 藤川 多美

7番 甲斐 重昭

8番 飯開 政俊

9番 吉川 美加

10番 藤原 秀幸

11番 後藤 壽廣

12番 藤川 憲治

13番 藤澤 和生

14番 工藤 文範

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 梅田 穰

副町長 岡本 哲夫

教 育 長 藤吉 勇治

総務課長 坂口 広範

清和支所長 増田 公憲

蘇陽支所長 橋本 由紀夫

会 計 課 長 藤島 精吾

企画政策課長 本田 潤一

税務住民課長 田中 耕治

健康福祉課長 山本 祐一

環境水道課長 佐藤 三己

農林振興課長 荒木 敏久

建 設 課 長 後藤 誠輝

山の都創造課長 檜林 力也

地籍調査課長 玉目 秀二

老人ホーム施設長 藤原 千春

学校教育課長 渡邊 尚子

生涯学習課長 工藤 宏二

そよう病院事務長 小屋迫 厚文

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） 皆さんおはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） おはようございます。

ことは正月明けと同時に過去にないような寒い日々が続き、連日のように雪が降りました。農業用ハウスにも多大な被害が出ましたが、担当職員のすばやい対応で、ハウスの復興対策などスピード感のある仕事をしていただいております。また、道路の除雪、融雪剤まきなど、朝早くから対応をいただいた関係職員、関係業界の御努力により、町民の生活が大きな事故もなく乗り越えられたことにも深く感謝を申し上げます。

さて、私も議員になり初めて新しい年を迎えました。多くの地区より初会議、総会などに案内をいただきました。議会の報告並びにさまざまな意見の交換をし、いろいろな要望も伺いました。本来、担当の職員の方に尋ねれば済むような内容もありますけれども、一般質問により、町民の方々にも広く理解いただけるような回答をこの議場でいただきたく、質問をさせていただきます。

それでは、発言台に移らせていただきます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） まず、農業の将来像についてお尋ねをいたします。

山都町総合計画の中に集落営農の強化が1番にうたわれております。過去にも多くの方々が議会の一般質問をされております。

今の山都町の農業の実態、農業経営の実態は、JA、本町の農林課、また、振興会の普及員の方々の御尽力によりまして比較的安定しており、すばらしい経営をされている方々も多く、それぞれの集落もきちんと機能しております。

ただ、心配なこともあります。10年後20年後の姿が描けないという地域がふえております。それほど今、私たちが置かれている状況は、厳しさを増しております。農業経営者の高齢化、後継者不足、鳥獣の被害など農地の維持管理が難しくなっております。集落内の試算、農村風景を維持していくためにも、集落営農を推進し、集落の農地は集落で守る仕組みづくりが急務であると思われまます。

まずそこで、現在、集落営農に取り組まれている地区がどれだけあるか、また、計画をされている地区は、その先の法人化をされていく地区はどれくらいあるか、お伺いします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） おはようございます。

集落営農の取り組み状況ということについての問いでございますのでお答えします。

おっしゃいましたとおり、集落後継者それから共同作業等の集落運営を維持する担い手が減少しているというのは、山都町のあちこちに見えるというのが現実でございます。おっしゃいましたとおり、10年後、20年後、果たしてどう集落が運営できるのか、大きな課題と危機感を感じているところでございます。

町としましては、その一つの解決方法として集落営農の推進を図ってまいりました。本格的には平成25年度あたりから個人の経営の問題、それから集落の問題、課題解決に向けて、あるいは集落の方の意思統一を図りながら、進むべき方向をいろんな話し合いの中で進めてまいりました。

一番新しい状況で申しますと、二つの協業組合と三つの農事組合法人化の組織ができました。その他幾つもの集落から集落営農ということに関しまして説明なり何なりということでお問い合わせがっておりますので、町の職員が出向きまして、県の職員さんと一緒にこの集落営農等につきましての話し合いに参加しているところでございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） そこで、現在、集落営農に取り組まれている地区は、実際どのような問題を抱えているかということ伺いました。非常に事務手続が難しく苦勞している、そして、リーダーを初め中心にかかわる人材が足りないなど、非常に高い壁があると言われました。

そこで、今、現在行政の指導体制はどのようになっているか。この事業に対応されている職員はどのくらいおられますか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それではお答えいたします。

三つの法人化がなりましたわけですけれども、一番古い組織でもまだ2年目を迎えられているということで、一番先駆的な法人としましては、清和にあります高月という農業法人でございます。リーダーの方はたびたび町のほうにもおいでになりますけれども、まずは設立するまでのご苦勞も多々あったと。いかに合意形成をするかということで、今議員がおっしゃいましたとおり、集落のリーダーの存在と。私が今引っ張っているけれども、やっぱり周りに支える方が複数名いないとなかなか厳しいと。リーダーとしての孤立が非常に自分も怖かったけれども、複数名の方が応援してくれたので法人組織までできたという感想を述べられております。

地域においても、法人というなかなかなじみがない部分でございましたが、徐々に委託面積等での作業の受委託等もふえているということでございますが、その中での大きな課題ということで、やはり法人で経営をしなくてはならない。それから、雇用をいかに確保するか。それから、税制のソフト面という大きな課題もあります。

いろんな話し合いの中でも、今後、基盤整備をやったり、あるいは大型機械を入れて作業効率を上げたいということで、将来的な個人の機械をなくしたいという要望もあっているということでございます。

対応としましては、農政係、それから支所の産業振興係も農林建設水道係といった担当がおりますので、お気軽に相談できる体制をとっていますし、また、国、県などのいろんな情報収集しながら、農事組合法人にとりましてほどよい経営とハード面の整備、両面の支援ということを考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 今課長のほうが申されましたけれども、私たちから見ると非常に人員が不十分ではないかと心配をしております。非常に難しい事務手続など、いろんなことで専門のスタッフが必要ではないかと。指導体制の充実を図るために、JAと行政が一体となり協力して専門グループを立ち上げてはいかがですか。実際、県外では多くの地区が取り組みをされています。兼ねた職員さんがほかの仕事をしながら、これからの山都町の農業の将来を担う集落営農を支えていくという今の体制は、非常に不十分ではないかと思えます。その辺のところをお答え願います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 今、議員のほうからご指摘がありましたとおり、町の職員でございますので、今までいろんな職員を経験してきながら、それから係にいましてもいろんな業務を兼務していることは事実でございます。それを補うためにも、今のところ両方のJAの指導員さんあたりとの協力、それから経営面に関しましてはどうしても熊本県職員さんの力をかりる必要がありますので、振興局の経営部門の専門家という、今のところはその任意のチームをついているというところで情報交換しながらやっているところでございます。

専門のスタッフということで、これにつきましてきょう御提案いただきまして、充実する必要は感じておりますので、今後ともこの運営に関しまして、組織化に向けて考えていきたいなというふうに思いますし、専門職員ということで、町職員のほうというよりも、いろんな嘱託とかそういう形で、例えば農協のOBの方とか、あるいは行政でもそういったOBの方もいらっしゃると思いますので、そういった方をアドバイザー等々に迎えながら、そういった機関ができれば幸いに思います。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） この問題は山都町の将来にかかわる問題でございます。ここで町長に、JAと行政が一体となった専門グループを立ち上げるような提案に対しまして、どのような考えかお聞かせ願います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 集落営農について荒木課長のほうから申しましたが、集落営農、まずは先ほど飯開議員からありましたように、リーダーが一番大事じゃないかなという思いであります。県下に多くの集落営農から法人化した集落営農組織の立ち上げに随分かかわってまいりましたが、集落営農から法人化された全てのところに、すばらしいトップリーダーがいる中で今、大変すばらしい運営がされております。一番大事なことじゃないかなという思いでございます。

そういう方々が、飯開議員からありましたように、山都町の中で立ち上げ、今三つの法人ができ上がっておりますが、今後、集落営農組織を法人化するためには、二つのJAの担当者の方々と振興局と我々山都町の行政が一体となる取り組みが一番大事だという思いであります。県のほうにも、JA出身の職員を嘱託としてOBの方を雇用していただきながら、今、各地域で集落営農組織の立ち上げについて指導していただいておりますが、今ありますように専門の部署というようなことであれば、先ほど言いました県と二つのJAと我が山都町が一体となった組織づくりをやっていかなんという思いであります。

ずっと先ほど来ありますように、集落営農を山都町農業の一番の柱としていくということでありますので、そういう形の中で今後、JAとも県当局とも協議をしながら、そういう部署をどういう形にするかを早急に進めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） ありがとうございます。ぜひお願いを申し上げます。

ただ、この山都町は、まだ基盤整備のできていない農地がたくさんあります。そういう農地を抱えている地域で集落営農を進めるには、同時に今進められている中山間地域への基盤整備事業を押し進めていただきたいと思います。

私の御岳地区では32年度からの事業計画がされております。私もスムーズな事業の展開ができるように協力してまいりたいと思っております。基盤整備事業が随時行われて、地域の集落営農がスムーズに進むように御尽力をいただきたいと思います。

それから、集落営農には後継者が必要です。戦後、農地開放があり、2割の地主、8割の小作、その関係が終わり、その後、今の農業経営の姿が70年余り続いてまいりましたが、その姿を変えていく必要があります。今行動を起こさなければ、山都町の美しい農村風景、安定した農業経営は望むべくもなく、後継者の問題でも、固定観念にとらわれず意欲のある若者を入れていく必要があります。

今Uターン組も含め新規就農は、少しずつではありますがふえつつあります。彼らを地域のリーダーとして育てていく。また、国内にはいろいろな問題を抱え、行き場を失った若者もたくさんおられます。美しい自然の中で農業をする喜びを教え、地域に定住できるような環境をつくっていき、将来の農業の姿を早く描けるように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、商店街の活性化への取り組みについてお尋ねいたします。

私は、町議選に臨むに当たり、回る経済というキャッチフレーズで戦わせていただきました。あるとき食堂のおかみさんから、回る経済とはどういう意味ですかと聞かれました。私はこの店で、今、食事をしました。その食事代を払いました。おかみさんはいただいたお金で、お客に出す料理の食材を別の店に買いに行かれます。そういうふうには、地域住民ができるだけ買い物や食事などを町内でしていただくような仕組みをつくりたいと思っております、と申しました。

例えば、山都町の農産物の販売額は60億を超えております。それに加え、年金など多くの外貨が入ってきます。そのように山都町に入ってきた外貨を少しでも町内で回し、経済を動かし、馬

見原、大川、浜町の商店街の活性化を目指したいと思っております。当然、商工会自身にも頑張ってもらわなければなりません。行政として町民の意識を変えていくような政策が必要です。

職員の皆様も考えてみてください。仕事の対価として給料をもらわれております。では、いただいた給料からどれだけ自分の町で消費しているか考えられたことがありますか。活力ある商店街を実現するために、一人一人がそういう考えを持って取り組んでいけば、今の商店街の姿はなかったのではないかと非常に危惧をしております。

それでは、活力ある商店街を実現するために、今のような取り組みを計画されているかお聞きします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 今、商工会と一緒に……。今商工会の会員の皆さんが398名いらっしゃいます。商工会に対する補助金が1,100万円でございます。町はこの1,100万円をあげて、それでいいということで取り組んではございません。商工会それから商店街でいきますと観光協会の重要な組織ですので、この三つと一緒に取り組んでいるところであります。

御指摘のように前の議員さんからも、商店街にシャッター通りができてしまっている、いろいろな手を打ってほしいとのことで、山都町では平成29年度から商店街の活性化ということで、山の都づくりファンドということで商店街の店舗の改修、それから空き店舗の改修、そういったものには、2分の1それから3分の1というようなことで、上限75万円ということで補助をしております。今ある商店街の皆さんが経営を拡大する、また店舗を改修してまた経営を立て直す、そういったことに対して補助をしております。それから、Iターンということで、企業誘致の中に入れていただく店舗の改修、そういったものにも補助をしておりますけれども、まだまだ確かに補助金としての額も少うございますし、手だてとして非常に不十分であるということは十分に認識しております。

やっぱり議員が御指摘のように、そもそも日本は内需の国であります。先ほど農業所得の話もございましたけれども、やはり町民の皆さんが町民の中で内需を拡大していくのは非常に大事なことだと思います。

税務住民課のほう業種別の所得の把握をしておりますけれども、山都町では約382億円です。商店街の営業の所得が約50億円です。そして、御指摘の農業のほうは、肉用牛を含めると91億円に上ります。そして、先ほどのお話がありました給与所得ですね、我々職員もそうですけれども、162億円です。そして、もう一つ大きな所得として年金がございますけれども、この年金が69億円あります。こういったお金が山都町の中に入ってきているわけです。ですから、そういうお金を循環させる。議員御指摘のとおりでございますけれども、老人の方々が69億円の年金で、病院に行った帰りに買い物していく、食事をしていくことは非常に大事なことだと思っております。

今、広域交通、高齢者の足の確保、交通機関の確保という議論も立ち上がったところですが、そういった形で家に引きこもるのではなくて、外に出てお金を消費する、人が動くことに

よって経済が動く、まさに議員の御指摘のとおりでありますので、そういった支援をまち全体として、これは商工観光だけの話じゃなくてまち全体としてやっていかなければならないというふうに今思っているところです。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 商店街は1店舗だけでは客を呼びません。町内が一つの店としてつながりのあるような店づくりが必要だと思います。

例えば、商店街活性化のプロジェクトを立ち上げ、小学生、中学生、高校生から青年部、女性部、老人会の代表にコンサルタントなど知識人のアドバイスを受けながら、商工会の方々との話し合いを持ち、立案、計画、実行を、数年計画を立て、スピード感を持っていけるよう行動を起こす必要があると思います。

小さいときから通っておりました店舗が数日前に店を閉められました。非常に残念で仕方ありません。今、人を呼ぶにはというお話が至るところでありますけど、私は女性の力とっております。空き店舗に女性の起業家を探すことがまず大事ではないかとっております。

議会にも3名の女性議員ができました。非常に明るく、私たちも女性がおられますのでしっかり勉強しなければなりません。そういうふうに女性が元気があると地域が活性化します。どうか女性の企業を起こされる方を公募して、店の空き店舗で仕事をしていただけるよう、行政から支援をしていただきたいと思っております。そういうことを一つ一つ重ねていく。

先日、矢部高校生のいろいろな山都町に対する提案がありました。今、矢部高校でもいろいろ加工食品をつくっておられます。行政から手助けをして、週に2回でもいいです、本当に矢部高校生がつくった品物という、とにかく町内に足を向けさせるそういう仕組みをつくってほしいと思っております。

昔ありました熊本バスの営業所の近くに飲食店が3店ほどあります。昼行くと、昔はどちらかというと、失礼ですけれども、遊ばれる方が多かったんですけれども、今はお年寄りの方が病院帰りということで、席満杯で食事をされておられました。楽しくおしゃべりをされておられました。いろいろ環境が変わって、非常に店の姿も変わりつつありますけれども、明るい材料だと思っております。そういう人が寄る仕掛けをみんなで知恵を出してしていければ、今、行動を起こせば活性化ができると思っております。

そこで、一つ観光客のこともあわせてお願いをいたしたいと思っております。観光客の呼び込みもあわせていくことが大事だと思いますので、例えば、浜町商店街の中にある文化の森、八朔の造り物小屋、通潤橋への国道からのアクセスが、私から見れば非常に弱いような気がします。国道を通ってきたときに、ここが通潤橋のある町なんだな、ここが八朔祭の祭りのある町なんだなということがなかなかわかりづらいそうです。なぜかという、町内に入るアクセス道路が非常に弱いからだと思っております。

今回、この庁舎をつくるときにできました道、あれは私から見れば、こちらに向かう町内、通潤橋に向かう道としては、一番入りやすいし将来、高速道路のおり口に近いということで、何らかの形で浜町商店街に入る道、また、通潤橋、五老ヶ滝への観光地へつなぐ道として、もう少し

その延長を考えていただきまして、町内への客の呼び込みというのをあわせてしていただきたいと思っております。

観光客があらゆる施設に来やすい道をつくる必要があると思いますので、そののところに對してどのように考えておられるか、また何か計画はないか伺いをいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 平成30年度の当初予算で、通潤橋周辺それから浜町商店街一帯のランドデザインを再度構築するというので予算を上げさせていただいておりますが、その重要なところが通潤橋周辺で、アクセス道も含めたこの一帯をどうつくっていくか。これは周辺のことだけではなくて山都町全体にかかわることですので、山都町ランドデザインという名前をつけて出させていただいておりますけれども、今の議員の御提案については以前からいろいろと協議がされておりました。ただ、なかなか事業費のこと等でなかなか前に進まない状態でした。

ところが町長が就任されまして、町の中をずっと歩いて見ていただいて、いろいろなそういう状況の中で、やっぱり通潤橋、通潤山荘、そして商店街を生かすにはやっぱりアクセス道路が必要だということで、今回このランドデザインをつくるに当たっても指示がありまして、今度、計画を立てるということですのでございますけれども、その基本的なところについては町長のほうから御答弁があると思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 飯開議員から貴重なまちづくり、また、商店街の活性化について御意見をいただいたなという思いであります。今、檜林課長から答弁をしたとおりであります。早い時期にバイパス、そしてまた高速道路の開通に向けた進入道路の計画を立てたいなという思いであります。

今、誰が言われても、通潤橋、そして通潤山荘、わかりにくいなという部分があります。そういう分は早急に策定をしていきたいという思いであります。それと同時に先ほど来あります商店街の活性化については、行政も一生懸命いろんな部分で取り組んでまいりたいという思いであります。これは当事者である商店街、また商工会の方々が、また観光協会の方々が、本気になった一体となった中での取り組みをせんといかんとではないかなという思いであります。その先頭に立つのは我々行政だという思いでありますので、一体となった中で活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいという思いであります。

本当に、先ほどありますように、残念なことに老舗の書店が先般閉店をされました。町に書店がないというようなことにならないよう、今、馬見原と浜町に残っておりますが、町に書店がないと、先ほど来の若い人、また町外から定住をお願いする、そういうこともできなくなるのかなという思いであります。

先ほど職員もまちで金を使ってほしいというようなことですが、三百数十億円の金が入っているわけありますので、これを山都町で使えるようなやはり仕掛けをせないかんとじゃないかなという思いであります。郊外店舗は山都町の店でございますが、多くの方々が町外で買

い物などいろんな部分で消費をされているんじゃないかなという思いでありますので、これは職員ばかりなく、全ての方々をお願いをしたいという思いであります。

いつも言っておりますが、観光の施設についてもいろんな施設についても、まずは地元の方々に見て聞いて楽しんでいただけるようにして、町外から多くのお客さんが来られるような施設であり、イベントであり、そういう仕掛けを今後していきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 来年、中島まで高速道路も開通します。通潤橋も、きのうのお話でありましたように復旧します。あわせて今回、高齢者の移動手段を確保しようと山都警察署長の呼びかけで官民が一体となった協議が始まりました。そんなとき、やはりこれから一番大事なのが商工会の青年部の皆さんです。八朔祭、夜市のリレーなど懸命に頑張っておられます。その青年部とは、私も酒をくみ交わしながらよくお話を聞かせていただいております。

今はいいけども、将来の姿がなかなか見えてこないもので、新たな投資に向かえない、朝早く市内のほうに仕入れに行くと、下のほうから車で通勤される方が多い、山都町で仕事をしているのに町外からの通勤者が多いなど心配をされておられます。私はこの青年部の方々の意欲、この意欲をどうやって引き上げるかとよく話をさせていただくんですけど、店によっては非常にぎわっておりますところもあります。よくよく話を聞くと、私たちの農家とか、また建設業の若い方とかとおつき合いの多い方は、店そのものが電器店だろうと飲食店だろうとよくにぎわっております。

商工会の会長をお願いをいたしました。とにかく農家の青年部とかいろいろな違う職種の方々との交流をしてください、知れば知るほど店のお客のリピーターになりますよというお話をさせていただきました。

役場の職員さんは何百名もおられます。タグを組んで、一店舗一店舗を何人かで組んでリピーターになって応援をしていただくような、自分のまちという強い気持ちを持っていただく。私たち議員も今いろいろな反省会をするときに、当番で自分の行きつけの店で反省会をするように計画をしております。非常に楽しいです。まず、眞原議員から始まりまして今まだ私の番まで来ませんけれども、非常に楽しい店づくりをされておられるところに連れていってもらいます。そのように交流を全体で深めていきたいと思っております。

町外から浜町のすばらしさ、馬見原のすばらしさを発信されている若い方がおられます。その店の売り上げが何百万とあるそうです。やはり若い方の力は非常にすごいです。先日も図書館についていろいろな提案を聞きました。私たちにはない非常に斬新なアイデアです。榎林課長も非常に感心をされておられました。この中から一つでも二つでも取り上げて行動に移したいというふうに言われました。これからそういう若い人たちを中心的な存在とし、商工会の発展のために頑張る気持ちを持てるように御指導いただきたいと思っております。お願い申し上げます。

それから、最後になりますけれども、老人会活動への対応のお願いでございます。

山都町老人クラブとの会合の中で、山都町老連は、健康、友愛、奉仕のスローガンのもと、高齢者の自立した生活を目指し、今重点的に行っている活動は、健康づくり、介護予防の輪を広げ

る活動、ひとり暮らしの孤立化を防ぐための訪問活動、地域の美化、緑化、花づくり活動に加え、子ども見回りパトロール活動に取り組んでおられます。また、老人会の方々は、山都町の発展のために戦後からの復興を支えてこられた方々の組織です。高齢化が進む山都町において、まちの活性化のために何としても頑張ってもらわなければならない組織です。

今回、老人クラブ事業費の増額の要望があると伺っております。私は老人会から、今回新しく変わる介護保険制度を利用しなくてもよい元気なお年寄りを目指したいという意気込みを訴えられました。

現在、地震を初め多くの災害がっております。そんな中、自治振興会、区長会とともに、ひとり暮らしを初め多くのお年寄りとのつながりがどれだけいざというときの助けになるか、一生懸命考えておられます。今回老人会の方々の話を伺ったとき、いざというときの組織のあり方、連絡方法をどうすればクラブ会員が共有できるか真剣に検討されていました。4,000名を超える会員を、山都町の発展のため、また一人一人のために、まとめて一生懸命に組織化するには、まず組織の事務方の充実を述べられました。

そこでお伺いをいたします。

現在、老人会に対する助成のあり方、また、老人会に対する評価……、評価というのは失礼ですね、どういう老人会に対する考えを持っておられるか、お伺いをいたします。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） おはようございます。それではただいま質問のございました老人クラブの連合会への事業費のことですけれども、まずは、きょうはたくさんの老人クラブの役員の方を初めとして傍聴においでいただきました。大変ありがとうございます。それから、民生委員の方々もおられるようです。日ごろから健康福祉行政のために尽力いただいておりますことに、この場をかりて御礼を申し上げたいと思います。

今紹介がございましたとおり現在会員数が4,280名の会員数で、町内に59の単位クラブあります。それぞれ矢部、清和、蘇陽の各支部ごとの活動もされているところでありまして、全体の中には、女性部会、それからシルバーヘルパー部会、スポーツ部会、交通安全部会などで活動を展開されております。

御存じのとおり、昨年春から千寿苑のほうに事務局を移行されまして、また熱心な活動をされております。隣の会議室には会員さんたちが作成されました木工とか書道とかいろんな作品があります。大変すばらしいものをきれいに陳列されているところだと思います。

事業費についてですけれども、平成30年度の当初予算につきましては、また来週、審議をしていただくわけですけれども、毎年、単位クラブへの補助金ということでは620万円ほど、それから支部ごとの運営ということでは150万円、それから社会福祉費の県からの補助金ということで、これは連合会事業費と申しますが、これは生きがい対策ですね。各支部の活動に対して支払うものでありまして、環境美化の活動も熱心にされております。世代間の交流とか、そういうことも熱心にされています。それに対しましては166万円ほど。それから、毎年秋に健康づくりの福祉運動会ということで、老人会さんが主体となってやられております。大変にぎわう運動会となっ

ておりますけれども、それに対しても賞品代などの助成を出しているところであります。

それから一番大事なところですが、PRしたいところですが、昨年末に、昨年末のことですから30年度からの予算ということで要望書がございました。要望書が上がってまいりました。その中で一部紹介されましたけれども、30年度からの介護保険によります新総合事業への取り組みということで、非常に心強い協働活動の展開というふうなことで、立派な要望書を添付していただきまして要望がありました。

その中身は、社協さんが中心となりますけれども、各地域での地域支え合い活動とあわせ、老人クラブさんが今現在でも活発に活動されておりますシルバーヘルパー部ですね、シルバーヘルパーの会員さんの活性化ということ、それから各支部でサポートセンターの研修会もやると。そのようなこと、健康づくりですね、介護予防活動というのがまさに新総合事業の目的となっておりますので、そのようなことに各機関と一緒にやるという、大変ありがたい提案をいただいています。

それから、その要望書の中で私が非常にすばらしいと思うのが、健康生きがいつくり支援活動というのをされますけれども、3点目に生活を豊かにする楽しい活動という項目がございました。これを見まして、これは大事なことだと思いました。

きのうも一部紹介しましたが、山都町の介護認定者の方は高齢者の人口の23%、1,600人ぐらいおられますけれども、逆に言えば、5,300名以上の元気な高齢者がおられるわけです。

その方たちが結局楽しい活動とかを日ごろされて、病気にならない、要支援、要介護にならないように日ごろからお互いで活動するという、この生活を豊かにする楽しい活動、これはすばらしい活動だというふうに思います。そういったことで、いきいきサロンとか、この中に要介護者の対策のサロンとか、認知症予防対策の教室とか、食事会や健康体操教室の開催なども含まれております。

口のケア、口腔ケアと申しますが、口腔ケアは小さいころからお年寄りになられましても大変重要なことでありますので、そのようなことも盛り込んでいただいております。それから、特に交通安全面の部会がございまして、御熱心にされているところでありますので、このようなことで新しく地域支え合い活動ということでされますので、まちのほうとしましても、財政係、町長のほうにも御相談申し上げて、地域支え合い活動に対する活動費ということで、新規の事業として予算を組ませていただいているところであります。

おっしゃいましたとおり健康、友愛、奉仕ということがスローガンでありますので、そのようなことで地域福祉の向上にはこれは必要不可欠でございまして、本当に町内で日ごろから活発にされておりますので、行政といたしましても、役員の方々含め地域の情報の共有、情報の交換をしながら活発に応援していければというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） これから老人会に入るような65歳以上の方々との話の中で、老人向けのスポーツジムのようなものがあれば、その後、通潤山荘のお風呂に入って帰れば本当に健康のためにいいなというお話もありました。具体的には白糸の元庁舎跡、学校の後ですけれども体育

館とか教室が幾つか余っております。あの近くに簡単なお年寄りになじむそういうスポーツ器具があれば、軽い汗を流して、帰りには山荘のおふろに入って帰ると健康になるのではないかといいお話も伺いました。

私は議員になりまして初めて介護保険料とかいろいろな数字を見せていただきました。このようなお金が本当に行っているんだなとびっくりしました。そういう保険の世話にならなくてもよい健康な老人になるには、やはり老人会のような幅広い活動をして、一人一人に声をかけ、呼びかける組織を大事にしていきたいと思います。

65歳以上が45%を超えたということは、長くないうちに50%になるかと思います。今後目指すところは、高齢化率よりも、日本で一番、県で一番、健康で長生きのできる山都町にしてほしいと思います。

今、老人会の方々が自分たちの子供、自分たちの孫のために、いろいろな活動をされておられます。その活動のおかげで今日、いろいろな部分で地域が支えられております。今後とも老人会に対する、老連に対する御理解をいただきますようお願いを申し上げます、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） これをもって、8番、飯開政俊君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 皆さんこんにちは。9番、吉川でございます。

きょうも本当に年度末のお忙しい中、またお寒い中、傍聴にお越しいただき本当に感謝申し上げます。

前の議会、12月議会から寒い寒い冬を越えてまいりました。少しずつ春の兆しが見えてきたように思っております。私がここに住んで20年、本当に今までで最大の積雪量ではなかったかというふうに思っております。また、この重たい雪に農業災害に遭われた方も多数いらっしゃると思います。本当にお見舞い申し上げます。

そして、あさって、東北の大震災が発生して7年目を迎えることになりました。そして、来月には熊本地震から2年を数えます。昨年の九州北部豪雨災害といい、本当に災害列島日本だなというような感を強くしています。そして、一昨年の熊本地震以来、私が考えますのは、この議会でもそれぞれの議員さんが口から発しておられます防災、そして福祉の問題を一本化して考えていく、そのようにして一緒に盛り上がって町全体の見守り事業を進めていくということが必要ではないかというふうに思っております。

また、きのう、具体的には西田議員のほうから、地域での見守り強化、福祉の体制、介護保険の中身、いろんな御質問がありました。そんな中で、やはり地域間の格差が、福祉の見守りも、さっきの飯開議員の質問にもございましたが、地域の力が強いところ、弱いところの格差があります。そして、自主防災組織、組織率は6割を超えてきておりますが、やはりそれも地域間での格差があるように思っています。その格差を考えるとときにも、やはりこれをセットにして、まちの防災そして見守り事業を一緒に進めていくほうが得策ではないかと考える次第です。

そんなことを考えながら、先日の3月3日、4日の消防出初め式、本当に見事な式だったというふうに思っております。厳しい冬の訓練を乗り越えて、各隊員すばらしいできばえだったという感想です。日ごろの防災訓練の成果に対して、感謝と敬意の念を改めて表明したいと思います。

また、私立保育園の幼年消防、そして清和中、蘇陽中の少年消防クラブの通常点検のすばらしいものでした。特に生徒数の激減から、清和中学校は男女一緒に訓練に取り組み、指揮をとったのは女子の生徒でしたが、見事な指揮ぶりだったと思っています。幼いころから防災意識、火災を起こさない意識を裏づけるため、意識づけるために、大切な参加だと感じております。

さて、1月の30日ですが、かねてから計画が望まれておりました子ども議会がやっと開催にたどり着きました。私も傍聴させていただいたんですけども、それぞれの中学生議員がまちの事情をしっかりと勉強され、的確な質問されたこと大変感動いたしました。また、この子ども議会までサポートされた現場の先生方、そして山都塾関係の皆様には敬意を表します。

きょうはこの子ども議会の将来についてを皮切りに、執行部に質問をいたします。町有財産の管理、そして嘱託職員の待遇改善、まちの交通システムについて、私も6番目です。かなり出てきた質問もあるんですが、重なる部分もあるかと思いますが、時間配分としては、10分、20分、20分、10分で頑張っていきたいと思いますので、執行部のほうもご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

では、質問台に移ります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） まずは今申し上げました、先々月開催された子ども議会について質問をいたします。

今も申し上げましたように、大変よく実施できた内容だったと思っております。ただ、日程の調整については、どうだったのかなというふうな疑問も持っております。当日は平日の午後ということで、生徒の保護者や現職の議員、そして学校の教職員の先生方など大人の傍聴者がほとんどでした。

従来、山都塾は週末の開催であって、今回の議会は平日の昼間ということで、傍聴に来たくても来られなかった児童生徒もいただろうなというふうに思っています。小学生でも行けるものなら行きたかったというふうな話も聞いています。6年生、高学年になれば、かなり興味関心があったようです。

そして、この若い議員たちから大変建設的な意見をいただきました。町長初め関係課長からは本番さながらの答弁があったわけなんですけれども、最後の町長の弁にありましたように、検討

します、善処しますはしないのと同じことじゃないのかというようなこともありますが、ぜひここは積極的に対応していただきたいと思います。中でも、余り予算の伴わないギネスへの挑戦企画、そして年齢に応じた体操の啓発、登下校の安心安全への訴えである街灯の設置など、すぐにも取り組める、また取り組まなくてはならない課題があったと思います。これら未来を考える若い人たちへ、本音で前向きな姿勢を示していただきたいと思います。

また、これを実行しなければ子ども議会を開いた意味がありません。今回は山都塾での取り組みでしたが、今後も山都町の小中学校が継続的に取り組めるような計画を希望します。来年度からは定例化し、少なくとも予算化をし、少しでも実行に移すということが大切ではないでしょうか。

この子ども議会を受けての感想をというか、町長は当日も答弁というか意気込みを語られたと思いますが、ここで改めてこの子供たちの気持ちを受けとめた御発言を一言いただきたいのと、それから日程の件について、教育委員会のほうにちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 1月末に行いました子ども議会につきましては、本当に活発な御意見を子ども議会の議員の方からいただきました。今ありましたように、本当にすぐにもできる金が要らない部分、それは先般も閉会の挨拶の中でしたところでございますが、必ずやっていかないといけない部分だろうと。非常にギネスも「難しかばいた」と、後で話せばすぐうちの職員は難しかことを先にいいますが、やってみなければわからのではないかなという思いでおります。

アスレチックの問題も一緒でございます。街灯についても、いろいろ馬見原の商店街、浜町商店街についてはあるわけでございますが、清和にはないという形での発言だったかなという思いでおります。また、通学路の街灯等については早急に教育委員会とも協議をしながら、場所等の決定をしていきたいという思いであります。

きのう、後藤議員からも吉川議員からもありました。冒頭言いました。非常に私自身が、しかしながら、きのうの答弁でも「善処します」と言ったかなという思いでおりますが、そういう言葉が出ないような議会にしたいし、また後で教育長から具体的にあろうかなと思っておりますが、これを毎年するのは約束をします。できれば、中学生も高校生も、議会も40歳代から70歳代までおられますので、子ども議会もそういう形でもいいんじゃないかなと今後検討してまいりたいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） よろしく願いします。

私のほうからは、二つ目の子ども議会の定例化ということでお答えをいたします。

まず、子ども議会について少し説明をいたします。吉川議員さんからもありましたように、子ども議会、これは山都塾の一環として実施をしました。本年の1月30日に開催したわけですが、本町では初めての取り組みです。初めて実現ができました。

今回、子ども議員としてお願いをしましたのは、町内に三つの中学校ありますけれども、その

中学校の生徒会の新役員さんたちです。15名の生徒諸君にお願いをしたわけですが、子ども議員になった生徒諸君も、それぞれの学校で地域学習というのをやっています。

総合的な学習の時間というのがあるんですけども、その中で地域学習というのがあります。ことしは山都塾もそこに連携をしまして、いろんなキャリア教育とかそういう形で学習にも支援をいたしました。そういう学習も学校の中でやっていますし、改めて子ども議会があるということで、それぞれの子どもたちが自主的にいろんなところに出かけていたり、あるいはお家に帰って保護者の方と相談をしたりとか、そういう中で今、町はどういう状況なのか、そして子供の目線から見た課題は何なのかということで、そういったところから、町への質問、それから子供たちなりの提言、それを考えて当日は議会に臨んでくれました。

御存じのとおり、本当に将来のまちづくりにかかわる貴重な質問、それから提案をいただいたわけですが、私もそれを聞きながら、子供たちがこれだけまちのことをしっかりと見つめている、そして子供なりにいろんな考えを持っているわけで、それを発表してくれたということに非常に驚きもしましたし、非常にうれしく思ったところでもありました。まさに先ほど山都塾の一環ということを言いましたけれども、この山都塾の狙いというのは将来を担う子供たちを育てていくということですので、まさにそのことにもつながっているなというふうに思ったところでは。

今後の定例化につきましては、先ほど町長のほうからこれからも続けるというお話がありますように、教育委員会のほうでもこれは定例的に続けていきます。ただし、今回は中学生を対象にしましたので、高校生であるとか小学生であるとか、そういう子供たちも今後は対象として考えていきたいと思えます。

それから、時期のことが議員さんから質問がありました。日程ですね。まず時期につきましては、本当は3年生あたりも考えておったんですけども、時期的にどうも先延びになってしまいました。ただし、そうすると3年生は進路についての大事な時期になりますので、そういった関係で今回は12月にそれぞれの中学校で生徒会の新役員が誕生しましたので、その子供たちを対象としましたのでこの時期になりました。

それから、日程につきましてもいろいろ考えました。まずは子ども議員になった子供たちが議会に来てくれるということをまず第一に考えて、これは学校があっている時間を使わせてもらいました。さらに考えたのは、議員として来られなかった子供たちも何らかの形でできればここに傍聴に来てと。実際に来てくれた学校もありました。それから、何らかの形で同時にその議会の様子が見れる、聞ける、そういった状況もつくりたいと考えておりました。いろいろテレビ会議システムとかありますけれども、それは今後の検討課題としまして、そういう形で日程的には子供たちが参加できる体制を考えて、そして、先生方の支援あたりも考えて、先ほど言いましたような日程になりました。

子ども会議を通じまして、子供たちがさらに町のことを見つめて、そして町を愛して、そして夢や希望を膨らませていく、そういった取り組みを今後も考えていきたいというに思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 丁寧な御説明ありがとうございました。

私は時期については結構だと思いましたよ。といいますのは、やはり受験の時期も重なるし、次期の生徒会の皆さんがそういったことに取り組みながら、町のことを考えてお勉強される時間がたっぷりあったんじゃないかと。年度当初に持ってくるとなかなかやっぱり大変だと思いますし、いろいろな兼ね合いからあの時期はいいかなと。ただ、やっぱり日程が、今おっしゃいましたように、なるだけ可能ならば、通常山都塾は、ピストン輸送とかとされているわけですからね、週末でもね。そういった中でされたらどうかなというふうに思った次第です。

では、次の質問に参ります。

今回町の町有財産、主に森林とか原野とか土地の問題についてちょっとお伺いしたいところなんですが、せんだっての子ども議会の中でも本当に蘇陽中学校の皆さんたちが、町の森林計画を見て僕はこう考えましたとか、町道の管理計画を見てこう思いましたなんていうすばらしいアイデアをいろいろと提案してくださり、子供たちでさえこの町の森林面積が広大であることは認識しておりますし、また、これを利用しなくてはもったいないということに気づいております。

私がかねがね気になっておりますのは、この町有林の管理です。全国的なニュースでも、人の山を勝手に伐採して売り払うとかいうとんでもない事件も起きておりますし、また、海外の資本も入ってきているというふうなニュースも目にします。

それが大変心配なわけなんです、森林資源が豊かであると言っても個人の山に町が関与するのはなかなか難しゅうございます。しかし、町有林は森林監視委員にという方々が見回りをされている、毎年、委託をされているわけなんですけれども、多分その方々がこう見回りをし、多分どこそこの山がそろそろ間伐ですよとか、植林の必要がありますよとか、そういった報告を随時町のほうに上げてらっしゃるじゃないかなというふうに、済みません、森林監視委員の方々からの話は聞いていないですけれども、そういった方々の働きが、まずどのように資産の管理に寄与されているのかということから説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えをいたします。ただいまございましたように、今、町有林は巡視員の方々17名を設置ということで、年4回の巡視を行っていただいております。45団地、約1,068ヘクタールございますので、なかなか大変な業務ございますけれども、その4回の巡視ごとに報告書をいただきまして、またその他お気づきの点、先ほどおっしゃいましたような、そろそろ間伐、除伐をしたらどうですかというような連絡を受けているところでございます。そういったことをまとめて巡視員会議も年2回開催をしているところでございます。

あわせて巡視もしていただいておりますけれども、やはり冒頭先ほどおっしゃいましたように、境界のことが一番我々にとっても肝要なところでございますので、そういったところには今境界杭を設置しようということで、巡視の方々と共同で話をし、そして実施を行っていかうということでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 済みません、監視員ではなくて巡視員でございました。

今のように会議も重ねられて、報告も受けておられるということですが、果たして実施のほうは、その報告を受けられた後、町が例えば間伐するとか除伐をされるというふうなことを今おっしゃいましたけれども、そのような体制はどのようになっていますか。随時行われていますか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど年2回の会議をするというふうに申し上げました。

これは巡視員さんたちからの報告を受けて、それを反映するような形で計画を樹立する、それをもって新年度の予算にどういった形で上げていくかということ協議する場でございますので、実際に現場で見られた内容をできるだけ反映をしていくという形で、予算化を今図っているというところでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。適正に管理をされるように望みます。

そして、この町有林を初め昔から町の土地というものは、地域の住民の皆さんとともに維持管理を進めながら景観を保ってきているという実情があります。この景観、そして町の財産、お互いの協働の中で保たれてきたというところがあると思います。

森林資源に関しては本当に長いスパンで考えなくてははいけませんので、本当に、分収契約につきましても、大体70年から80年という契約だと思っておりますし、もちろんそのぐらい育成しないともにならないということは、私のようなものでもわかることです。そして、成長した木を売った場合には、その収入は地元の方と2対8あるいは7対3みたいな形で分収してらっしゃるんだなというふうに思っておりますが、そこでその分収林もそうなんですけれども、入会地というものが町の中にはまだ残っておりまして、でも入り会いというものは大変曖昧なものです。私も今回少し調べさせていただいたんですけども、町有の原野等を地域住民が昔から自分たちの生活の糧として、あるいはたきぎを拾う、あるいは山菜を摘む、そして放牧をする、そして野焼きをする、そういうようなことをして、自分たちの生活のために町の土地を使わせていただきながら維持管理をし、そして本当に地域の人たちの気持ちの中で醸成されてきたという部分があるようです。

しかし、そういった財産の管理というか、そういったやり方について、分収は契約というものがちゃんとあるようなんですが、入り会いという権利について、入会権といいますけど、権利とは言え全然どこにも明文化されていない、調べましたところ、やはり合併以前のかかなり古い時代から言葉の中では入り会いというものがあって、地域でも、そして昔の議会の中でもやりとりが行われ、認識は生きていたんだと。ただそれがいつもその言葉の上であって、契約等々の明文化されたものがないわけなんですよね。そして、先ほど町有林の境界線のこともおっしゃいましたが、本当に全てに共通している高齢化というものが、そういったものをあやふやにしていく大きな力になっちゃっているんじゃないかなというふうに思うんです。

分収にしても入り会いにしても、やはり高齢化をして、今までは野焼きでも何でも頑張って町

の景観に寄与したんだけど、さすがにちょっと疲れたと、そこまでやれないと、危ないと。本当に野焼きなんていうのは危ない作業ですので、そういったことが限界に来たときに、その維持管理を請け負ってきた地域の人、あるいはまた町が所有地を何かのものに転換したいと。長年、長々と何十年もそういった流れの中で生活をしてきたけれども、そこに限界がきている。そして、いろんな新しい転用の方法が、昔とは違う多分いろんなアイデアに、世の中も進んでおりますので、そういったものに使いたいとなったときに、何の決まり事もないと大変不都合が発生してくるんじゃないかなというふうに思っているんですね。

それで、この際といいますか、明文化をする作業をされたらどうかなって。具体的にはどうか、いろんな事例があるとは思いますが、やはり後にちょっと地籍のほうも御質問しますけれども、やっぱりそれがわかっている人たちがどんどん少なくなっている中で、やはり今のうちに押さえておかなければ、将来にわたって財産管理がうまくいかないんじゃないかというふうな懸念をしていますので、何らかのこの形に、文書にしたためて残していくという作業にとりかかっていたきたいというふうに思うんですけども。この広い町で地域住民の本当に奉仕的な作業がなければ景観の維持は不可能可能なわけですから、お互いの立場を尊重したそういった形をお示しいただきたいというふうに思っているんですが、どなたが御回答いただけますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず入会地と分収林のお話を議員のほうからなさいました。これは、その目的等からして地目についてはその多くが山林原野でございます。入会地、それから分収林ともに、これも御指摘をされましたように、管理につきましては関係者の高齢化によって困難な事例というのがここ数年大変ふえてきております。先ほどの70年、80年というようなお話を分収林契約のところでおっしゃいましたけれども、その終了を待たずに、管理が難しいということで解除、解約したいというようなお話も合併以降、数件の申し出があっているところでもございます。

こういってことで我々も、遊休財産を含めて土地のことにつきましては、非常に土地は環境保全に重要な役割を果たしているという観点から、まだ今からこれも協議を進めていくんですけども、処分についての方針案というのを策定をしております。土地の活用方法等を、貸付か、また売却かといったことを累計別に整理をして、最も効果的な手法による処分ですとか活用を図っていきたいと考えております。そのためにも、おっしゃいましたように、その土地を確定をする作業をまずはやっていかななくてはいけないということで、これは支所とも今、話を詰めているところでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ、本当に今のうちに作業に取りかかっていたきたいと強く申し上げておきます。

そしてまた、最近新聞等々で新しい税金、森林環境税というものが導入がおよそ決まったというふうな話です。それで、国もやっと、国策によって森林の問題は長いこと、何ていうか、課題を積み上げてきたわけなんですけれども、国土、森林資源が荒れないような手だてをするための

裏づけとして、森林を抱える地方自治体だけの努力では限界があるということから、その資源の維持管理を助けるために新しい税金を全国民から吸い上げるというふうな手法のようです。これが各地方自治体に、多分いろんな要件で分配され流れてくるのではないかというふうに理解しています。

その導入の時期については早くても2024年というふうにうたわれておりますので、ややあるわけなんです、自治体への高配分が決まり、いざ森林の管理をしようというときになって、先ほど来出てきています境界線ですらわからないようでは、作業が滞るんじゃないかなというふうに思っています。なので、本当に地籍調査も、一刻も急がなくてはならない状況に来ているのではないかというふうに考えています。

また、おとといの新聞紙上には、さらに森林バンクというものを創設し、管理のできなくなった、今、総務課長もおっしゃいましたが、個人で管理がしきらんと、地域でも管理がしきらんとというふうな土地については、自治体が管理していくシステムができるようです。そして、その財源も森林環境税から流用するという内容でした。

さきの議会では、蘇陽、清和の地籍が大分進んできておりますが、それが終わったら矢部への地籍に人員を増員するというふうな説明もありました。が、この際、そういうふうに悠長な予定ではなく、地籍を今やっている清和资源、それからまちづくり矢部、好調な収益を得ているように思いますので、そういったところにもこの際、人員を増員してでも作業急ぐべきだと思うんですが、地籍調査のほうから現状とその見通しをお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 地籍調査課長、玉目秀二君。

○地籍調査課長（玉目秀二君） 今現在の現況あたりと、通告にありました地籍調査の見通しということで答弁させていただきます。

地籍調査は1筆ごとの土地につきまして、その実態を明らかにするため、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界の確認と地籍に関する測量を行いまして、その成果を、地図、簿冊に取りまとめる作成をしております。財産を管理する上で地籍調査事業は重要な事業だと考えております。

現在の現状でございますけれども、山都町の地籍調査事業は合併前の3町村でも取り組んできております。蘇陽地区が平成元年から、清和地区が平成9年、矢部地区が平成15年から事業を開始し、合併後も矢部、清和、蘇陽、3地区同等規模の事業量で今現在進めているところでございます。現在は、平成21年度に策定しました国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づきまして、第6次国土調査事業10カ年計画、これは平成22年から平成31年度まででございますけれども、これに基づきまして実施しております。

実施計画面積は135.62平方キロメートルで、計画に沿って毎年約13平方キロメートル、9,000筆、事業費2.9億円の規模で調査を実施してきております。今現在8年が経過して、進捗率は78.5%ということで、ほぼ計画どおりに進めているところでございます。

しかしながら、本町は町全体が554.83平方キロメートルと、そのうち国有林等を除きましたところの429.95平方キロメートルが地籍調査の対象面積でございます、現在までに地籍調査済み

面積は218.21平方キロメートルございまして、進捗率が50.75%と約半分が終わったところでございます。

今後の見通し、先ほどおっしゃいましたように高齢化、過疎化が進む中で、今後の見通しはということで御説明申し上げますけれども、地籍調査事業費は国、県からの補助金を受けて、今現在実施しております。早期完了が図られますよう国、県に毎年事業が遂行できますように予算要望を行っております。

今後2カ年で第6次国土調査10カ年計画が計画どおりの遂行、及び新たに31年度に策定いたします第7次国土調査事業10カ年計画、これは平成32年ということでございますけれども、平成が終わりますので、西暦2020年度から2029年度、この10カ年においても先ほど申しましたとおり、地域の過疎化、高齢化、限界集落あたりもありますので、早急に事業が遂行できるように積極的に今後とも事業推進を図っていきたくと思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。

地籍に関しましては国から予算が来ますので、ぜひ要望活動を続けていただきながら、早期の進行をよろしく願います。子ども議会の中でも、蘇陽中学の生徒さんが提案してくださったように、放置しておくぐらいなら、森林生活に興味のある家族、あのときアイデアがありましたね、林業家の人がついて森林生活を楽しんでいただき、林業家育成と言いますか、森林を活用して生きていただければ、移住・定住にもつながるんじゃないかということでした。まさにそういうふうにして、材木の価値というか、なかなかわかりませんが、しかし安価に住民の手の届くところに払い下げて、新しい可能性を探っていくというのも一つじゃないかなというふうに思ったところです。本当に若い方々のアイデアをどうぞ吸い上げていただいて、森林活用のほうもアスレチックとかいろんなアイデアがありましたが、ぜひ活用していただきたいというふうに思ったところです。

では、次の質問をいたします。今度の通告は囑託職員ですね。

平成18年に総務省が人口減少自治体の活性化に関する研究会というもの発足しました。現在は、民間企業や全国の自治体が参加して、移住定住交流サイトJOIN、頭文字をとってJOINというものがあるんです。そのサイトでは、全国の自治体がぜひ我が町や村にきてみてくださいという誘致合戦みたいなものを繰り広げていて、かなり動画が張りつけてあったり、私も何回か見るわけなんですけど、活発に協力隊の活動等々も示されていますので、そんなところを皆さん、やっぱり移住定住先を見るときに活用されているんじゃないかなというふうに思うんです。

最近ではその検索ページに特徴ある教育という項目がつけ加えられたわけなんですけど、このJOINについてうちの町は、見たところあんまり活用してないような気もするんですけど、このことについて、移住定住担当の山の都創造課長に、このサイトの利活用の状況について簡単に御説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 移住定住についてはいろんなアンテナを張って情報発信していかなければならないということで、今御指摘のJOINにつきましては、一般財団法人だったと思いますけれども、移住定住機構ということで、うちもそれに載せておりますけれども、内容を見てもまだまだ不十分です。確かに空き家情報とかいろんな情報を載せて移住者を呼ぶサイトでございますので、そういったところのサイトにいろんなところにいっぱい出す必要があります。NPO法人のふるさと回帰支援センターとかありますけれども、このJOINに関しては、まだ御指摘のとおりそういうデータがしっかり入っておりませんので、そこらあたりはしっかりしていきたいと思います。

今、熊本県の移住定住ポータルサイトには、詳しく教育から教育環境から福祉のサービスといったものを載せておりますが、そういったところを、いろんな検索サイトとして多いところには、ぜひそういったことでしていきたいと思いますので、御指摘のことについてはまたしっかりと対応していきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。

まさにその子育て世代が移住や定住、ここに住み続けたい、しゃにむに外からということでも、この町に住み続けていただくためには、教育環境の充実は本当においておけない問題です。

私がここに移住してくるとき、もう20年も前になりますが、両親初め周囲の皆さんは、「病院も学校もなかところに子供5人も連れて行ってどぎゃんすつとか」というふうな心配がありました。しかし、もちろんここには保育園から小中学校、そして高校まであり、病院だってもちろんありますし、今やドクターヘリだって飛んできてくれるというふうな安心な生活をしているところです。しかし、当然のことながら数があればいいという問題ではなく、いかに質の教育や医療を展開できるかということが問題でしょう。

ここでは教育の投資についてちょっとお伺いをしたいというふうに思っています。

これはたまたま最近事例が重なったんですけれども、学校図書司書が昨年末に1人やめられました。そしてまた、町立図書館スタッフが年度末でひとりおやめになることになっています。新たな年度に向けて人員の募集をしていらっしゃるようですが、これらの専門職の方々には子供たちの教育環境を支える上で大変に重要な人材です。なぜやめなければいけなかったのかと思うときに、やはり雇用環境、具体的に言えば報酬の低さに原因があるのではないかというふうに考えるわけなんです。

やめゆく人たちは若い人たちです。子育ても終わり自分のことだけやってよければ、その程度でもよかったかもしれません。多分その方々は月額で10万円前後の手取り収入ではないかというふうに思っています。これが果たして親元を離れてひとり立ちできる金額かなと思うわけなんです。住宅費だけでも半分は持っていかれるでしょう。食費や被服費を考えれば親元を離れるのは容易ではありません。

また、学校の現場におきましては、教員補助の先生方が嘱託職員、非常勤として働いてらっし

やいます。町内の小中学校10校に対し42名もの支援の配置をされていることは大変ありがたいと思うんですが、この先生方の雇用の仕方に対しても再考を望みたいところです。本採用の先生方を献身的にサポートしていただいています。教員免許を持っていらっしゃるにもかかわらず決して十分な報酬ではありません。確か1日8,000円程度だったと思います。

昨年の今ごろだったと思うんですね、それまでの報酬から1日1,000円の賃下げを提案されました。ほかの自治体と比較したというふうな理由だったと覚えておりますが、この非常勤の先生方は、夏休みや冬休みの学校休業中はオフとなり、報酬の対象になりません。休みのときにだって、先生や生徒をサポートする仕事があるはずだと私は思っています。せめて通年で仕事ができる体制にさせていただきたいというふうに思います。

学校図書司書も同様の待遇です。学校が休みなれば来なくていいよということです。通年雇用の道を考えていただきたいと思います。

そして、今のは学校現場、教育現場ですが、これから考えを広げますと役場職員の中でも、役場で働いていらっしゃる方は総数589名、嘱託職員が253名。これは蘇陽病院を含んだ数でございます。そして保育園等々も含んだ数でございます。嘱託職員は正規職員の総数からすると4割から4割半ぐらいの率になってくるんですね。現場ではその方たちの働きのおかげで職務が果たされている状況です。しかも、その嘱託職員のほとんどは女性です。

女性が正規の職につきにくいのは、日本の歴史の中で深く刻み込まれたものであって、昔から女性は男性の附属品のように扱われてきました。男が稼ぎ、女は家の中で子供を育て、御飯をつくる役割を与えられ、それを当たり前のこととして現代までその影を引きずってきました。特に女性がシングルで生活をする場合、この雇用の場が保障されないことが貧困を招きます。女性の貧困は、即子供の貧困です。国も保障してくれない貧困の課題を、せめて町が救うことができないでしょうか。

嘱託なしに業務がはかどらないような現場においては、やはり正規職員として雇用する必要があると思います。そして、もちろんその働き方はそれぞれの人生のあり方にも左右されますから、何が何でも全員を正職に引き上げるという話ではありません。しかし、資格を有していらっしゃる方に対する待遇をもう少し改善いただけないかということをお願いしたいと思います。

本当に学校現場においても、そういう低い報酬の中でも、山都町の子供たちを思い、献身的に働いてくださる奇抜な人材をこれ以上失ったらいけないというふうに思います。学校図書司書の件に関しては教育委員会に、そして役場職員全体の話を経理課長、あるいは町長にお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） ただいまご質問がありましたので、学校教育課のほうからまず図書司書のほうをお答えしたいと思います。実は先ほど述べられました嘱託職員の数の中で、よろしかったら訂正していただきたいところがございますので、そちらのほうを御説明させていただきます。

私どものほうで教諭補助として雇用しております人数につきまして、先ほど吉川議員は42人と

おっしゃったと思いますが、教諭補助につきましては、特別支援教諭補助が14人、複式支援教諭補助を6人雇っておりますので、教諭補助については20人ということになります。

あと42人ということでいろいろ雇用しておりますけれども、その中には給食の調理補助であるとか学校事務補助、ALTの方も入っております、学校司書もそちらのほうに含まれていると御理解いただきたいと思います。

先ほどお話がありました図書司書につきまして、まず議員が疑問に思っております長期休業中の扱いということなんですけれども、図書司書も教諭補助につきましても、議員がおっしゃいますように、夏季休業におきましては7月8月で勤務調整を行っております。まず図書司書のほうにつきましては、そちらのほうの学校にかかわられるとき以外で、確かにお仕事をさせていただく範囲の中で、私どものほうでは7月は20日勤務、8月は12日勤務ということでお願いしているところです。そちらのほうの中で、学級中のいろんな子供さんたちに巡回して指導していただくものの準備を行っていただいています。

教諭補助のほうのご質問等はちょっと違ってきますので、今は図書司書の御質問にお答えしているところなんですけれども、通年雇用ということでは、私どもも契約的には年間で230日をお願いしております、そちらのほうで夏の間の作業に当たっていただくことにしているところです。

有資格者のほうの賃金ということで、私どものほうとしても、無資格者と有資格者では賃金のほうでは差を設けておまして、図書司書のほうでは有資格という基準で雇用しております、そちらのほうの契約条件を示しながら御本人とお話し合いをして、私どものほうへの雇用の承認をいただいたところです。

さきに若い方が年度途中で、私どものほうも残念だったですけれども、おやめになった経緯につきましては、そちらの方が新しい職場のほうを模索されまして、図書司書が嫌でやめられたとは私どもでは認識しておりません、新しい職場で新しい夢を描きながら仕事をしていきたいという御相談を受けましたので、年度途中で私どものほうも残念ではあったんですけれども、了承したところです。

今後は、議員がおっしゃっていますように、どうしても蘇陽地区、矢部地区で、一人ずつの学校司書が要りますので、そちらのほうの準備を今進めておまして、一応確保をしているところであります。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 御指摘のように自治体を取り巻く厳しい財政状況に起因するというふうには思いますけれども、臨時非常勤職員というのが大変全国的に見て増加の一途をたっております。一説には、地方公務員の職員の3人に1人は、こうした非正規職員ということも言われているところでございます。

本町でも、先ほど議員のほうからありましたように、非常勤職員、これもちょっと数値を訂正させていただきたいんですけれども、いわゆる嘱託職員の数といいますのは、本年1月1日現在で134名を雇用いたしております。これはただいま教育委員会のほうからありましたように、学

校それから病院現場も入っているところでございます。同時期に我々常勤職員は327名でございますので、約3割が非正規職員ということになるものでございます。

こうした非正規職員の増加に伴いまして、処遇改善というのが非常に強く国においても求められているところでございます。ちょうど2年前の3月定例会におきまして、非常職員の勤務条件に関する条例というのを制定をいたしまして、報酬ですとか費用弁償、それから通勤時間等々、そういった所要の規定整備を行ったところでございますけれども、しかしながら、昨今の働き方改革における正規、それから非正規職員の格差是正ですとか、民間企業が同一労働、同一賃金といった方向に動き出す一方で、まだまだ地方公務員は正規・非正規職員の待遇格差が放置されているというような指摘もあるところでございます。

そこで今般、地方公務員法で新たに、そういった非常勤職員の待遇につきましては、会計年度任用職員という位置づけが行われまして、その採用方法ですとか任期等を明確にする規定が行われたところでございます。実際には再来年の32年4月1日の施行でございますけれども、今後、もちろん次年度から改正内容に沿った整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それとまた、正規職員への位置づけということでございますけれども、本町ではきのうも義務的経費の中でお話が少しあったところがございますけれども、職員数を減少させながら義務的経費も縮減を図っているところがございます。ただ一方では、嘱託職員が増加しているような状況もあって、これも人件費に含まれるものでございますので、そういった観点から恒常的な業務には正規職員を充てるということが大原則であると思っておりますけれども、財政難で非常にこれも苦しい対応を迫られていくことが必至じゃないかと思っておりますので、先ほど申し上げました会計年度任用職員までの位置づけの間に、そういった抜本的な改善または方策を探っていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。

もちろん財源のこともありますし、今、渡邊課長からありました御本人の希望ということもありますが、しかしやっぱり、ある一つの条件においては、やはり正規雇用、やめられた学校図書司書の方、本当に資格を持ってらした方でしたし、そういう仕事、大学で学んだことを仕事を生かしたいと思ってつかれたと思うし、そのことに励みも持ってらっしゃったと思うんだけど、やはり若い子がひとり立ちしていく上では、やっぱり正規採用を望まれたという部分があるじゃないか。もちろん新しい職場で本当に頑張っていたいただきたいと私も思っています。

今の総務課長の答弁に関しましては、きのう本当に義務的経費のところでは眞原議員からの御質問があったところですが、眞原議員は大変御丁寧に、しかもオブラートに包んだような御発言だったんですが、私は実際、本当に役場の方々一人一人の仕事の内容をもっと分析されて、本当に1人でできるようなことを2人、3人かかってないかとか、それから、もう一つの、何て言うんですかね、今回も退職される職員の方がいらっしゃいますが、退職者が再雇用されますよね、希望されればされます。それをちょっと——数字が間違ったら教えてくださいね、現職のときの

7掛けの報酬をいただいてらっしゃるというふうに私ちょっと聞いたことがあるんですね。あるいは1日1万円というふうに聞いたこともあるんですね。これは以前の議会の中で、再雇用の必要は何なのかというふうな話をしたときに、私ではありませでしたが、ほかの議員さんでしたが、そのときに年金までつながねばならんというふうな答弁があったんですよ、執行部から。そういうことぐらいなら、何もそんなたくさんいただかなくてもいいんじゃないかなとちょっと私単純に思うわけなんです。そういったところを少しずつ辛抱しながら、そういう本当に必要な嘱託の方に少しでも上乘せしていただきたい、そんな気持ちでおります。

ちょっと時間がございませんが、今の件について何かありますか。

○議長（工藤文範君） 答弁……。

○9番（吉川美加君） 数字的な訂正もなければそういうふうな認識でよろしいでしょうか。最後になります。

きのう矢仁田議員の質問にもありましたので、本当に簡単に最後参りますけれども、官民連携の交通体系に関する協議会、きょう飯開議員も触れられました、このことについて念押しでございいます。

私、新聞紙上でこの会議のことを知りました。そして、余りにも感動したのですぐに警察の増田署長にお目にかかり、その経緯を伺ったところ。まずびっくりするのは、やっぱり水戸の御老公みたいな印籠をお持ちなのかなと思ったら、あの会議のメンバーを見せていただきましたところ、病院関係者、交通関係者、そして役場の方々、何か勢ぞろいでもございましたので、警察署長が声をかけるとこういうことになるんだなと思ひまして、これから何でも人ば集めたいときは山都警察のお世話にならないかかなと本気でちょっと思ったほどです。

署長の発想のもと、本町で頑張って働いていらっしゃる藤原保健師が、昨年秋ごろだったと思うんですが、毎日の読者の広場に投稿された山間地向けの外出支援策ということで、先ほど来何回もありますように、おおむね元気なお年寄りの生活が豊かになりますようにというふうなことを交通問題を取り上げて書かれているわけですよ。それに触発されてこのことを考え始めたというふうに増田署長がおっしゃっていました。

この高齢者の免許返納の後押し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを中心にあちらこちらから実例を引っ張ってこられ、そして山都に合った方法は何だろうというふうに考えられての提案だったようです。そして、参加された方々は、おおむねバス、タクシー、病院等の送迎車も連携しての高齢者の見守りについて、前向きだったというふうなことを伺いました。

そして、増田署長の気がかりな点が一点ございまして、当日参加した役場関係課長お三名のうち、本田課長、楢林課長が御退職と、山本課長しか残られないと。当時のその会議のメンバーですね。これが後にちゃんと引き継がれるのかと。そして増田署長御自身もこのたび御退職ということで、自分も大変心残りではあるが、せっかくのこの発案、そして皆さんが一堂に会されたことを無駄にしない形で山都町の役に立てていただきたいという気持ちを熱く語っていらっしゃいました。

そこで本当に退職されていく本田課長、今までずっと長きに交通関係に携わってこられました

が、総合計画にある「カクゴ」ではなくて、覚悟のほどを後進におつなぎしていただく御発言をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それではお答えしたいと思います。

昨日、矢仁田議員のほうから、内容について質問がありましたので、重複はなるべく避けたいと思いますけれども、今回、実質、山都警察署長からの呼びかけでこういう会が実現しました。警察のほうは、免許証返納という大きなテーマがあったかもしれませんが、この議会でも再三議題となっております高齢者対策の一環であるということがございます。

私どもは公共交通という立場で今までやってきましたが、これに、どうしても福祉の立場、教育の立場をミックスした、きちんとした交通体系を考えていく必要があるというのは前々からこちらでも考えていたんですが、一つ前倒しでいきっかけいただいたという認識は強く持っております。

昨日も申し上げましたけども、来年度、地域公共交通網形成計画というものをつくるんですが、いろんな交通体系があるというのを御紹介しました。バスも民間バスもタクシーも介護も病院バスもという、いろんな種類を、もう少し効率化して、本当に寄与できる交通体系はできないかということで考えております。

今回のお集まりいただいたメンバーは、本当に日ごろ集まることができないメンバーであったことはおっしゃるとおりなんですけども、来年度、地域公共交通活性化協議会というのをこちらの計画策定の立場でつくる必要がありますので、そちらに前回お寄りいただいたメンバーの立場の方からぜひ参画してほしいということをその会でも申し上げたところでありますので、全員というわけにはいきませんが、それぞれの立場の方の御意見、特に病院関係のこと、先生方からは貴重な意見をいただきましたので、そういう声を聞ける場を持って、そしてこのことについては既に新年度早々に動けるように町長からも強く指示を受けていますので、しっかりとつないでいきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。皆様の御協力のおかげで時間内に質問が終わるようです。

今後も、本当に町の高齢者の見守り、そして子供たちの教育支援、弱者に対する温かい目配りの中で、執行部の方も、そして私たちも協力しながら、町のためになる活動をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時00分まで休憩いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時0分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） いよいよ一般質問も終盤となりました。

6番、藤川です。

年明けより仁瀬本神社と高畑阿蘇神社の夜神楽に参りましたが、両神楽とも自治振興区挙げての開催ということで、地域の活性化をかいま見ることができました。

また、両神楽とも小学生や中学生も舞われておられ、伝統芸能としてきちんと後世に継承されていることに安堵感を覚えたところです。

次に、去る2月12日に開催されました熊日主催の学校の働き方改革を考える市民参加型のシンポジウムに参加してまいりましたが、現場では、先生方が部活動や授業の準備等でとても忙しくて、健康を損ない、休まれる先生が多いとお聞きいたしました。学校現場では時間外勤務手当が支給されないかわりに、一律に本給の4%が支給される特殊勤務手当が支給されるのみということでした。中には、過労死——時間を超える勤務をされる先生もおられるそうです。

平成30年、ことし4月から、小学3、4年生で英語が必修化されます。5、6年生においては義務化されるということで、教科として英語が授業に組み込まれますので、ますます先生方の負担がふえることになるわけですが、先生たちの健康管理面と、子供たちと向き合う時間がとれなくなるのが心配でございます。

また、平成30年度から国民健康保険制度が大きく変わります。熊本県が財政運営の責任主体となり、熊本県と山都町が共同保険者となって運営します。既に、各市町村の標準保険料が示されたところでございます。お隣の美里町では、既に住民説明会が開催されたとお聞きします。

山都町では、ホームページを見てみますと、制度改正のお知らせが掲載されておりますが、閲覧環境にない住民への丁寧な説明をお願いしたいところです。

それから、昨日の山都町のホームページを見てみますと、RKKデータ放送データポンの終了について、お知らせが掲載されておりました。事前に配付されました30年度の予算書で予算が計上されておられませんでしたので、お尋ねの準備をしていたところでございましたが、3月31日をもって終了するというので、予算のないことの確認がきのうできたところでございます。

お知らせを一読しますと、山都町では、平成30年3月31日をもって、RKKデータ放送データポンの放送を終了いたします。括弧で、他自治体のデータポンは引き続き見ることができます。それから、テレビの画面データポンでは、データポンをごらんいただきありがとうございました。広報紙、防災無線等での情報発信を強化していきますので、何とぞ御理解くださいますようお願い申し上げますとありました。きのうの8時40分で掲載をされておりました。

きのうの時点でお知らせを見てみましたら、画面を切りかえなくてはならないほどのお知らせが載っておりました。大矢野原演習場の火入れについて、目丸発電所のダムの放流について、仁田尾大橋工事に伴うコミュニティバスの路線変更について等々、たくさんの情報が掲載されてお

りました。

防災無線を聞き流された人たちにとっては、情報を知り得る手段として非常に便利なデタポンでございます。時間的には月1回の広報紙に間に合わない情報もございます。さきの熊本地震や豪雨災害が発生して間もないのに、デタポンを終了することには懸念されるところがあるのでは思ったところでございます。

それでは、一般質問4件について、発言台から引き続き行います。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 6番、藤川です。

まず1点目、町政についてお伺いをいたします。

町長が就任2年目となります。1年間の振り返りと、2年目に向けての意気込みということで質問を用意させていただきました。

昨年の3月の定例会におきまして、町政について、町長から、私の使命は大きな可能性を持っている山都町のよさを引き出し、躍動する町に変えていくこと、そして、町民の皆様が豊かさを実感できるまちづくりを進めることと考えていらっしゃるということでございました。

まず第1に、災害からの復旧復興について、スピード感を持って取り組む。

第2に、山都町の基幹産業である農業について、準高冷地の特性を生かした、安心安全でおいしい本町農産物のブランド化や販路拡大の推進。

第3に、農地の集積や集落営農の推進。林業については、林道・作業道整備等による生産性の向上。除間伐等の推進による森林の健全育成。商工観光の振興につきましては、九央道の北中島インター開設、さらには、その後に予定されております矢部インター開設を千載一遇のチャンスと捉え、町の経済浮揚に取り組む。それから、生活面では、子育て環境の充実や住民の健康増進、高齢者支援など町民の暮らし、そして、質を高めるとともに、新規就農支援や起業家支援、住環境の整備、さらには、九州でも屈指と言われる自然や豊かな歴史と文化を生かした魅力ある山の都づくりにより移住定住を促進し、急激な人口減少にブレーキをかけたいと述べられております。

そこで、冒頭に申しましたように、こう掲げられました思いから1年間の振り返り、そして、平成30年度に向けて、今度は当初から予算も組まれるということで、意気込みをお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 藤川議員が言われますように、去年の3月6日に就任をしまして、第1回目の議会が3月9日、ちょうど1年前のきょうでありました。

今、言われましたように、所信表明で述べた部分、なかなかまだ道半ばというのも事実ですが、一つ一つ緒についてきよるとやないかなという思いであります。

その前に、4月から、みらい保育園の落成式であったり、ジビエ工場の落成式であったり、老人ホームの閉鎖に伴ういろんな諸行事であったり、いろんな行事に参加をしました。

そうした中で、いろんな意見を、その年から去年1年間、聞いてきたわけでございますが、今までいろんな事業計画をしながら、落成式をしながらやっていただいた分にもう少し、反省にも

なるわけですが、みんなで積極的な議論があればよかったんじゃないかなという思いでおります。

先ほど、10項目の私の去年の所信表明の中で、やはり、まずは農林業のという形の中で、3つのプロジェクトを立ち上げた中で、やっぱり農業の振興が一番と、また、特に有機農業を中心としたというようなところで、まだプロジェクトを立ち上げたばかりのところでもあります。

そうした中で、いろんな意見を聞きながら、先ほど、飯開議員からもありましたが、元気な山都の農業をいかにしていくかは、いろんな皆さんの知恵をかりながらという思いでおります。

なかなか難しい部分がありますが、先ほどありましたように、集落営農を中心として、そしてまた、350名近い認定農業者の方々、自立をされた、また大規模農家の方々を伸ばす努力も、そして、集落営農をするためには、地域の基盤整備を進めながら、稲作がどのような形でいけるかなという思いもあります。きのうも10万ぐらいの米を売らんと山都の農業はという言葉もありましたが、やはり物語をつくった中での売り方をやっていかなんという思いでおります。今、ブランド化事業も3年目を迎えたところでございますが、先ほど来あるように、やはり、本当の山都のブランドは何かを考えながら進めていきたいという思いでおります。

観光につきましては、先ほど来、ずっと答弁をしておるとおりでございますが、本当に豊かな観光資源を有機的につなぐ取り組みをしていかなんという思いでおります。

高速道路を見据えた中では、やはり来年度、観光協会にもいろんなお願いをしながら、また、金も出しながらやっていきたいという思いでおります。これは行政がいつまでしても、やはり観光業者の方々が本気になった中で取り組んでいただく、また、まちづくりの部分についても、先ほどもありましたように、やはり実務をされる方々がどうしたい、こうしたいと言われる場づくりをしていきたいなという思いでおります。

先ほどの定住化につきましても、皆さんに、本来であれば、町営住宅の建設予定地に定住化に向けた若者向けの住宅地の分譲という形の中で、前年度まで計画をしていただいた分を変更して、定住化に向けた分譲住宅地の、今、建設を来年度には、早い時期にという思いでおるところでございます。それと同時にまた、さきの思いを実現するために、体育館建設につきましても、プロジェクトをつくりながら、先ほど言いました定住化に向けたプロジェクト、やはり、先ほど藤川議員から言われました所信表明に述べた部分を、この中で集約化し、実現に向けた取り組みを進めてまいりたいという思いでおります。

そういう思いで、去年5月から政策審議会をしました。きのうの質問の中にもありましたが、政策審議会は重要な案件を議会の前に皆さんにも検討していただくような場をとという思いの中で、先般まで4回お願いをしておるところでございますが、これにつきましても、今後、続けていきたいと。住民の思いを町政にという思いの中でございますが、町民の皆さんの意見も十分聞きますが、聞きますと同時に、14名の皆さんは町民の皆さんから選ばれた選良でございますので、その議員さんの意見を十分に聞くのが私の仕事じゃないかなという思いでおります。

きのうからきょう、全ての議員さんからいろんな提案をしていただきました。非常にうれしいことだという思いでおります。議会の皆さんから町民の目線に立った中で提案をしていただくことを、今後、行政の中に生かしていきたいという思いでおります。そうすることによって、町民

の意向が町政に反映されるという思いであります。

そしてまた、職員に3月の登庁の日お願いしたのは、提案ができる職員になってほしいようなことでもあります。すごい、素晴らしい職員がおられるわけでありますので、この方々が一人一人のすごい能力を引き出す組織にならなくてはいけないという思いであります。なかなか、9月末で10件ほど、先般11件ほど職員からの提案がありました。しかしながら、先ほど高齢者の交通弱者の提言が外部からと言うより、先ほど名前も出ましたが、増田署長のほうから出たわけでございますけれども、こういう提案が職員の中から出てきてほしいなという思いであります。

きのうからきょうにかけて議員さんからいろんな提案をいただいておりますので、それと同時に、もう少し、現場における職員が提案をできるようなという思いで、来週になろうかと思っておりますが、そういう思いの中で職員研修会をお願いしておるところであります。

やはり、能力を生かすことによって、三百二十数名の正職員がおります。また、臨時パートを含めれば440名近い職員がおられるわけでございますので、この人たちを、本当に生き生きとした、住みよいまちづくりを実践できる職員に育てていかななくてはならないという思いであります。大変難しい部分もたくさんあるのかなという思いではありますが、職員に言っておりますのは、前例に捉われず、仕事に取り組んでほしいということでもあります。そして、問題意識を持って、改革をしていただきたいなということをお願いしておるところであります。

そして、きのうも言いましたが、町民の方々にも協力をしてもらうわけでございますけれども、コストの部分、コスト意識を持つ職員、全てを行政でできないという思いでありますので、民間活力をいかにして活用できるか、いろんな分を、先ほど来、課長が答弁をしたという思いではありますが、そういう取り組みを今後続けてしていきたいなという思いであります。

若い後継者については、これは農業ばかりではないと思っております。先般、新聞でもありましたが、先ほど、市街地の活性化、また、浜町商店街、馬見原商店街の話もあっておりますが、店主についても、やはり後継者が非常におらない中での、浜町商店街、大川町商店街、そして、馬見原商店街じゃないかなという思いであります。しかしながら、しっかりした問題意識を持つ後継者の方々には、農業、林業、商業、工業、建設業含めておられますので、この方たちをどのような形で生かしていくかが大事なことじゃないかなという思いであります。

また、2年目になるわけでございますが、先ほど言いました定住化、そしてまた、体育館建設の問題、そして、有機農業を中心としたまちづくりを進めていきたいという思いであります。

おかげさまで、去年、MARUKUという先端企業の会社が来ました。きのう、先週でございますが、町長室に来て、ことし中には10名ぐらいの社員規模にしたいという話でありますし、サテライトオフィスにつきましても何件かの候補社を連れてきますというようなことでございますので、今後、そういう基盤整備づくりにも取り組んでまいりたいという思いであります。

そして、うれしいことに、先般、一ツ葉高校という高校の卒業式に、私は目丸であつとかなと思っておりましたが、福岡市でありまして、出席をしましたが、校長先生から、先般も言ったかなという思いではありますが、山都の農業に魅力を感じて、熊本県立農業大学校に入学が決まったそうでありまして、山都町で農業をしたいと。これにつきましては、スクーリングの中で、特に

蘇陽の林業家の方に行ったのが一番の契機だったというお話でありますので、そういう方々を受け入れる体制づくりもやっていきたいなという思いであります。

今、我々は自信を持っていいんじゃないかなという思いであります。本当に、先ほど、子育ての問題、学校給食の問題、学校統合の問題、いろんな施策を今まで大変山都町やっております。この発信が少ないんじゃないかなと。やはり、これはみんなで発信をしていくべきじゃないかなと。せっかくいろんな施策をしてある部分を、なかなか発信が今までできとらんじゃなかかと。こんなにいい施策を、よその町に比べれば、医療費の問題であったり、いろんないい部分がありますので、皆さんと一緒にそういう部分を発信しながら、まちづくりに進んでいきたいという思いであります。

おかげさまで、皆さんの建設的な議会の中での質問であったり、討論ができる山都町に今なりつつあるなという思いであります。一人の力、また、執行部だけの力じゃどうにもならないものという思いであります。皆さんの積極的な、また、建設的な意見をいただきながら、一番の私のキャッチフレーズであります豊かな山都町づくりに、その枝葉はたくさんあろうかなという思いであります。それに向けた取り組みを一つ一つ実践していきたいという思いでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 1年の振り返りの中では反省点もあったというお話でございました。また、今、力強い、また心強い意気込みを聞かせていただきました。

しかしながら、北中島インターの開設はもうそこに来ております。待たなしの課題もたくさんございます。今、町長が述べられましたように、政策審議会を重ねられて、町政を進めていただきたいと思っております。ありがとうございました。

続いて、2点目の砂防ダムについて、質問をいたします。

砂防ダムは、土石流や地すべりなどの土砂災害を防ぐために、土砂を蓄えたり、河床勾配を緩やかにすることが目的でつくられます。

平成28年の豪雨は、山都町でも町道の決壊等、多くの災害をもたらしました。緑川の上流の河川災害も甚大で、川の流れ、線形が変わるほどの水害で、青葉の瀬もカヌーやボート遊びができる、浅くて広々としておりましたが、今はその跡形もなく、川の流れが変わってしまっており、豪雨のもたらす影響のすごさには驚きです。その上流にあります清和発電所が取水しております砂防ダムも既に埋まってしまっております。また、蘇陽の神ノ前側にある砂防ダム2基も埋まってしまっております。砂防ダムの上流には国有林がありますが、以前から一昨年の豪雨の影響かわかりませんが、国有林の中にも、川が氾濫して流れ出した大きな石や土砂が堆積しております。

今後、28年のような地震や豪雨が降りますと、恐らく砂防ダムの機能は損なわれ、下流域の人家や田畑は洗い流されるのではと心配しております。山都町は山間地で、特に急傾斜地が多い町ですので、ほかにもたくさんの砂防ダムがあろうかと思っておりますが、私が現地を見たところを述べさせていただいたところでございます。これらの現状について、執行部としての見解をお伺い

たします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをしたいと思います。目的等につきましては、今、藤川議員がおっしゃったとおりでございます。私も、藤川議員のほうから一般質問をするということで、現場を拝見させていただきました。状況は、今、議員がおっしゃられたとおり、もうダムのは後ろは埋まってしまっているというような状況でございます。

御存じのように、山都町には至るところに砂防ダムが建設されております。そのほとんどが、もう後ろが埋まってしまっておるといような状況で、まだ今、建設中のところもございませけれども、そういった状況がたくさんあるといようなことでございます。

砂防ダムは、一つは砂防指定河川といようなことを受けなくてはなりません。今、準用河川、普通河川を合わせまして、本町では100カ所ぐらい指定がしてあります。ですから、ほとんどの河川は砂防河川の中に入っているかと思うんですけれども、これにつきましては、事業主体は県がやっております。砂防ダムというのは、御存じのように県の土木部、あと一つ、治山ダムといのがございます。これは県の林務部が事業主体でやっております。目的としては、あまり変わりません。やはり下流域を守ることが最大の目的でありますので、そういうことでやっております。ですから、ぱっと道から見えるところが、あれは砂防ダムだというのは、なかなか、治山だろうか、砂防だろうかというのはわかりにくいかと思いますけれども、行けばちゃんと標柱が立っておりますので、わかられると思いますけれども。そういったものでございます。

今、議員がおっしゃられました現況についてということは、今、言いましたように、もうほとんどが埋まってしまっておるといような状況でございますので、その下流域を守るちゅうのは、やはり全て、安全安心のまちづくりに最終的にかかわってくるわけですから、それはまた推進は続けていかなければならないといような事業だろうといふふうに思っております。

現状になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） こういった危険性を防ぐためには、ダムにたまった土砂を取り除く、いわゆる浚渫の方法と、ダムの上流あるいは下流に新たにダムをつくる方法がございませが、まずは、管理者の県、あるいは国に現地調査をしていただき、危険性の判断を仰ぎたいところでございませけれども、現地を見られた思いから、県や国に対する要望、陳情等はどのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） これは、今、議員がおっしゃられたとおりでございます。後ろの浚渫はほとんど行われておりませ。と言いますのは、ダムは後ろに埋まって、それが完成型となります、もう埋まってしまつて。その後どうするかといと、先ほど、浚渫か新しいやつを上流につくるといのが工法でございませ。しかし、今のところ、浚渫はほとんど行われてはおりませ。ですから、申請としましては、上流につくるか、下流につくるといような要望になるかと思ひませ。

ただ、要望も、あくまでも建設地が私有地に入ります。私有地といいますか民有地といいますか、そういうところになりますもんですから、その方たちの同意が必要というようなことになります。

これは申請があれば、私どもは、先ほど言いましたように、土木部及び林務部のほうに要望を出しております。これが年に1回程度ヒアリングがございます。写真を撮って行って、概略の規模等をこちらで把握しまして、そして申請をするというようなことでしてございまして、今のところ、例の、藤川議員がおっしゃったところは、上流のほうに、今度は林務部の治山として、今、申請をしているということで調べておりますので、ことしのヒアリング時において、そこ上がってくるものというふうに理解しております。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 林務のほうの治山の事業が予定されているという話をお聞きしましたので、町のほうの後押しもしっかりとしていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

町営住宅について、現在、町営住宅として管理している住宅のトイレの状況についてお伺いをいたしたいと思います。洋式、和式の割合、戸数にしてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをいたします。今、町での総管理戸数は385戸あります。そのうち95戸が今、洋式としてしてしておりますので、約25%弱の割合です。これは、比較的新しい住宅でございます。見ますと、平成7、8年ぐらいから、こちらへ建設した分はもう水洗化されとるようでございます。それ以前のやつはくみ取り式、それも和式が主になっておるようでございます。

そのほかに、古いやつで、既に入居されておりますけれども、そういう方たちは町に申請をして、自分で簡易の水洗トイレを設置しているというようなところが、5戸ほど今、確認をしているというところがございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 現在、お住まいの方からの要望の中にも、小さいお子さんをお持ち家庭におきましては、今、課長がおっしゃいましたように、簡易の洋式トイレを設置するなどして対応しておられるとお聞きいたしましたが、それは住まわれている方が自費でされるということでしょうか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） はい、そうです。自費で一応されておるというようなところでございます。自費ですので、今の決まりから言いますと、退去されるときには、それはもとに戻していただくというような感じになるかと思ひます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） また何か新たな課題が今、見えたような気がいたしますが、せつかく住みやすい、環境によいようにされたのを、現況に復するという原理のもとで、そういう指導が

なされていると思いますが、また、そこにはお金がかかるかなという思いもありますけれども。

それから、もう一つの課題は、先ほど課長が述べられましたが、洋式は25%ということでございますけれども、例えば、残りのところを洋式、水洗にするとすれば、くみ取り式から変更せざるを得ませんが、そうなったときには、新たに浄化槽を設置する等のところも出てくると思います。現時点での、将来に向かっての、例えば、団地ごとの浄化槽の設置等の計画はありますか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 比較的新しいということ为先ほど申しました。ところが、それから古いやつは、ほとんどが木造でございます。これは私どもの悪い癖でございますが、浄化槽を設置するのと、使用料を回収するのはどっちがいいかと。それは浄化槽をするほうが高いわけですね。とてもそれで回収はできないだろうという計算に至るものですから、なかなか動きが鈍いというのも確かでございます。

もう昔のことですから、家賃はどうしても安くございます。そうすると、その団地が4戸も5戸もあれば、100万、200万の金額はすぐかかってしまいます。合併浄化槽ですので、今は。そうすると、それだけの家賃収入はないと。つくったのに。本体はもう、だんだん古くなるだけだ。そうしたら、もう数年もすれば、それは当然、取り壊しの対象になってくるというようなことだもんですから、今、私どもも非常に頭が痛いところでございます。今、若い人たちは申し込みがあります。申し込みがあつて、抽せんで決まりましたよと。中を見たら和式だった、それもくみ取り式だったと。そういうようなことで断られた例もございます。それはもう、非常に私どもも心の痛いところでございます。

今、議員がおっしゃられましたが、修理は住宅等の長期寿命化計画というのを、今、うちのほうでは策定しております。その中では、今、耐火構造といひまして、コンクリート壁等であつてなんですけれども、比較的新しいやつ、それにつきましては、屋根及び壁等を補修するのがほとんどでございまして、中の補修は給湯設備、台所及び風呂、それから洗面所、これは補助事業でしているもんですから、それだけが補助対象になっておりまして、トイレも外れております。そういった状況なもんですから、私たちも本当は扱いたいですけれども、扱えないというような状況でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 正直な思いを述べていただきましたが、先ほど、町長に昨年度の思いを聞いた中に、住環境の整備がきちんと述べられておりました。

そこで、今、住んでおられる方以外でも、今後、IターンやUターン等で定住促進を進める上で、洋式化が望ましいというのは、今、課長も申されましたとおりでございますが、町長の所信表明の中に、きちんと住環境の整備をうたっていましたので、町長のほうから改善の考えはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 町営住宅については、今、後藤課長のほうから述べた現状そのままだ

という思いであります。

私も住環境については、去年12月の終わりから2月いっぱい、いろんな地域を回りながら、環境の整備、高齢者向けの住宅の設置の必要性を覚えた中で、住環境という言葉を使いました。その使い方は、各地域の中で、本当にこんな住宅に住んでおられるかなというような、地域の中でおられる方がたくさんでございますので、この住環境をという思いで、あの分は言った部分でございますが、しかしながら、これも一緒だという思いであります。

先ほど来あります、また、町営住宅の建設案を覆した中での定住化促進の若者向けの住宅というようなことで、分譲住宅を計画するところではございますが、町営住宅について、私も先般、うちの近くの住宅も屋根と壁の補修をしました。そのとき課長にも言いました。もう扱うよりも、作り直したほうがよかつじなかなかなというような形でありました。

また、その場所を聞きますと、今、簡易トイレの話がございましたが、風呂もないと。風呂も退去するときは撤去してもらわにゃいかんと、非常に矛盾した法律の中での町営住宅の設置の仕方かなと、もうびっくりするような、今のシステムだなという思いであります。水洗トイレについても、出るときには外して出らなるといような、今の法体系の中での町営住宅の運営ではないかなという思いであります。

しかしながら、住宅の更新がなかなかできないのは、住んでおられる方がなかなか新しい、また、家賃の高い住宅には住めないという事情もあるようでありますので、こういうのも含めた中で、もう少し検討したい。また、若い人が、先ほど課長から具体例がありましたので、こういう方々の住環境の整備につきましては、今、民間の方にも、また、いろんな方々にもお願いをしながら、先ほど、白糸小学校の空き校舎を住宅地にというような中学生からの提案もありましたし、そういうのも含めながらやりたいし、先ほど来ありますように、合併浄化槽については、団地ごとにすればどういかなるといようなことであります。これについても、やはり、入居者の負担も伴う部分じゃないかなと。できるだけ負担の伴わないような形ができれば、団地ごと、南田住宅であったり、千滝住宅であったり、いろんな部分も考えていかなんし、また、そういう提案を住民の方々にもしていきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほど、課長から、入居の順番が来ても、現場のトイレを見て、お断りになられるという現状もお聞きしました。やはり、環境を整えることが定住促進を加速する手段でもございますので、ぜひとも改善されること望みたいと思います。

次、最後の質問でございます。

農業の担い手不足について、お尋ねをいたします。

ことしになりまして立て続けに2件の相談を受けました。そのうちの1件は、後継者がいらっしやらない方で、農業に従事できる限界が来る前に、就農希望者に、自分がこれまで培ってきた知識等を指導しながら、条件が整えば、農地も含め、経営を丸ごと譲りたいという希望がある70代前半の農家さんでした。

早速、山の都課で設置をされております山の都地域しごとセンターに取り次ぎまして、職員さ

んにこの御家庭に出向いていただいて、丁寧な対応をしていただきました。

今後どういったふうになるかわかりませんが、通常、後継者がなければ、自然と耕作放棄地として農地が荒れていきますが、今回の相談者は、そういった面では、自分の農地の行く末を心配し、他人でも愛着のある農地を譲るといった大きな決断をされたことに敬服しますが、このような場合、相談窓口はどこになるのか。私はたまたま、この地域しごとセンターに、就農希望者も募っておられるとお聞きしましたので、ここにお尋ねをいたしました。今後、こういったケースはふえると思いますので、また今後の相談のためにもお聞きをしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 藤川議員の御質問にお答えしたいと思います。議員、御紹介の事例というのは、山都町津々浦々にある切実な悩みかなというふうに考えております。その相談窓口ということで、山の都しごとセンターということもございましたし、また、町としましては、農業委員会の中で農業委員さん19名、それから、農地利用最適化推進委員さん28名、計47名を、制度の改正があり、昨年7月から配置をしているわけでございます。いろんな身近な相談事等につきましても、お気軽に相談をいただきたいというふうに思いますし、新体制になりましてからも、農業委員会等でも、常に、皆さんで情報共有し合うということで続いているところでございます。

また、新規の就農ということでございますけれども、やはり、担当窓口となるのは、まずは作物をされる農協の職員さんたちの情報なり、あるいは、先ほど申しました農業委員さん等々もございますので、きめ細かに、情報を共有しながら対応していきたいと思いますし、来年度から山都町での新規就農を希望される組織ということで立ち上げも予定していますので、山の都創造課とも連携しながら対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 町の体制はそのようになるかと思いますが、やはり、相談があるということは、いろんな組織があったり、そういうことがわからないからお尋ねになるのだと思います。そういったのは、いろんな、広報紙だけでは十分な周知は届かないと思います。先ほど申しましたように、データポンももうなくなるようでございますので、ますます情報手段が少なくなっ
てまいります。

いろんな、近くには農業委員さんもいらっしゃるのになつてというのが私の第一印象ではございましたが、そういう相談がございましたので、相談に乗ったところでございます。もう1件の方も、自分には相続する子供さんはいるんだけど、別の仕事をしていらっしゃる、我が家の家業の農業を継ぐ者がいないから、誰か農業が好きな方がいらっしゃれば、それこそ丸ごと経営を継承したいというお考えの方がいらっしゃいました。

立て続けに2件の相談を受けましたので、先ほど課長が申されましたように、これは本当に山都町だけでなく、全国の課題のような感じがいたします。耕作放棄地もふえるようでございますので、本当に真の意味で対策を講じていただきたいと思います。

この点で、町長のほうから何かございましたらば、お伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 大変うれしいというか、今、町外から若い農業者の方がたくさん山都町に就農をするというようなことで目指しておられますが、まずは家がない、土地がないというのが実情で、きょうは中村議員がおられますが、金内地区には何名の方も、よそから来られた方が、まずは畑がない、田んぼがない、そしてまた、家がないというようなことであります。

その方が家まで貸りるかどうかわかりませんが、そういう方々の受け皿づくりとしては、本当にいい案件という言葉が適当かどうか、いい事例になるんじゃないかなという思いでおりますので、ぜひそういう情報、今、課長が言いました相談窓口は、まずは農業委員さん、適正化推進委員さんもおられますが、藤川さんに2人の方がされたというようなことでありますので、我々も、議員の皆さんにもお願いをしながら、そのような情報も集めながら、今後よそから来られる人、また、新しく農業をされる人、先ほども言いましたように、一ツ葉高校の人は東京の人であります。そして、山都町の農業体験をして、非常に気に入ったというようなことでございまして、そういう方もふえてくるんじゃないかなという思いでおりますので、ぜひ、そういう情報を、農業委員さんに任せるばかりじゃなくて、ここにおられる皆さんにもお願いをしたいなど。特に、空き家につきましても、先般来、何回か議員の皆さんからもあっておりますので、もう1回、皆さんにも空き家の現状等々につきましても、調査のお願い等もしながら、定住化に向けた促進事業を進めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） いろんな情報共有を議員のほうにもしていただくということで、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは最後に、九州農政局長表彰を受けられた事例を御紹介して、終わりにしたいと思います。

安心安全をお届けする熊本県おいしい卵振興会が、先日、平成29年度地産地消等表彰事業九州農政局長表彰を受賞されました。

これは、障害者を雇用したり、有機堆肥を活用したり、循環型社会づくりに貢献された事業をされる方に表彰されるものでございますが、先日、そこの社長とお会いしましたならば、今、事業拡大をされておりますが、農林振興課の職員に親切丁寧にしっかりと対応していただいて、事業も着々と進んでおります、優秀な職員に恵まれてよかったですという意見をいただきましたので、町長におつなぎして、私の一般質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、6番、藤川多美君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時51分

再開 午後2時0分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 皆さん、こんにちは。いよいよ最後の質問者となりました。一番最初の1番の眞原議員が緊張するというお話がございましたけれども、最後は最後でさらなる緊張をいたしておるところでございます。何せ質問者が多くて、質問事項がかぶった点が多々ございますので、そこあたりは考慮をしながら質問をさせていただきたいというふうに思っております。

山都町では、農林業、商工観光、集落の維持といったことにつきましては、非常に厳しい状況下にあるというお話がずっとあっております。私もそういう思いでお一人でございます。何とか、こういった状況を、町民を挙げて、また、官民一体となった取り組みを、今のこの時期だからこそ取り上げて進めていかななくてはならないという思いを持っている一人でございます。やはり、よく言われます、マイナス要因をプラスの要因に変えていく絶好の機会ということで捉えて進めるべき問題ではないかというふうに思っております。

また、各議員からお話もありましたが、ことしは非常に大雪の年ということで、1月、2月におきましては、豪雪によりましてハウスの被害等も多々発生しております。いち早く復旧については農林課を中心に準備を進めていただいております、大変ありがたく思っているところでございます。

また、3月に入りましては、雨、雨ということで、非常に農作業のおくれが大変心配されているところでございますし、ことしこそは災害のない一年であって、品質のよい農産物をとっていただいて、12月の喜びに変えていただければという思いを持っているところでございます。

そういったことで、私の質問は4項目ほど通告させていただいておりますが、何せかぶった点もありますので、そこら辺を考慮しながら、今後、一般質問の台のほうから質問させていただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） それでは、質問事項の1番目になりますが、企業誘致の推進というところでございます。

これにつきましては、平成17年2月に合併した山都町、もう13年目を迎えたところであります。広大な面積を有する山都町であります、人口も当初、2万超といったところでありましたけれども、現在、1万5,400人余りということで、減少の一途をたどっている現状であるかと思えます。何とかこの減少を食い止めなくてはならない思いで、町執行部を初め、あらゆる関係機関も日々努力されているところであると思えますけれども、少子化の波というものに押されている現状であろうかと思っております。

やはり、高速道路を見据えたまちづくり、数年後の浜町インター開通を生かすことであろうというふうに思っておりますし、農林商工の担い手の育成を初め、企業誘致を力強く、さらに粘り強く推進することであろうというふうに思っております。

そういった中で、合併以来、今日までの企業誘致の推進の取り組み状況等を担当課長のほうか

ら何えればというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 企業誘致につきましては、これまで合併後もそうですけれども、大規模な企業誘致については一切実績としてございません。これまで町有地を企業誘致の場所として2カ所設定して、どうぞ、企業来てくださいというようなことでやっておりましたけれども、固定資産の減免、あるいは、緑地面積の緩和等々の政策だけで、待つ姿勢でございました。

そういった中で、経済状況も非常に厳しくなり、人口も減りまして、大規模な雇用をするような企業を山都町に誘致すると非常に厳しいものがございまして、非常に方向転換を迫られました。

その中で、やっと山都町にも光が入ってまいりましたので、情報系の会社、こういったところを山都町の遊休施設あたりに誘致しようということで、昨年から力を入れてまいりましたが、町長のきょうの御発言にもありましたように、東京のIT企業が、光も入ってきたということで、昨年9月に資本金100万円で設立されまして、県のお力添えもいただきまして、昨年11月10日に県と一緒に企業立地協定を結びまして、ことし1月から操業を始めたということでございます。

これにつきましては、また、県のほうも今後も支援していくということです。新しく企業誘致する場合にこの立地協定をして、立地計画をつくりますと県も応援するというので、例えば、町が持っています遊休施設ですね、学校の旧校舎あたりを改修してIT企業を入れる場合は、その改修費の2分の1を見ていただくというようなことです。上限500万ですけれども。そういう支援とか、あるいは1人雇用する場合に20万円の補助を出すというようなことで、例えば、今回のMARUKUの場合は5人雇用ですので、100万円の補助を出す。そういう手厚い支援を、益城町とか菊陽町の大きな企業の支援を今まで県はしてきたわけですけれども、やはり県南地方、山都町も一応県南のエリアの中に入れて、そういう中山間の地域も支援しようというようなことで、今回、そういう支援をしていくということで、熊本県の県議会のほうも今まさに会期中ですけれども、その中に予算も入れていただくちゅうなことです。山都町も可決の暁には、どうぞ一緒になってやってくださいというようなことで、わざわざ町長のほうに県の企業立地課の課長のほうも来ていただいて説明いただきました。それはもう当然取り組んでいこうということで、補正予算のほうにもいろいろと出ささせていただいております。詳細な内容については、また予算審議の中でも説明したいと思っておりますけれども。

そういったことで、これまでの企業立地のところは実績がございませんけれども、これからはそういった形で、小さく生んで大きく育てる企業をどんどん誘致していきたいということで、引き合いは既に町長のほうがおっしゃったこともありますけれども、別のところからも相談がっております。平成30年度になりますと、そういった形で企業が来てくれると思いますので、早急にその受け入れ体制づくりが必要だと思っております。そこらあたりに今後力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 5番、興沼誠君。

○5番（興沼 誠君） 今、課長が申されたのは、2018年度に県が推進事業、新たな事業を立

てた部分だろうと思います。やはり、県がこういった事業を、今まで北部を中心に推進してきた企業を、県南あるいは阿蘇、こっちのほうに今度、推進をしていくというふうな形になっておりますので、こういったところをいち早く、今、課長が答弁されたような形で、少しでも早く誘致をする段取りをしていただきたいというふうに思っております。

山都町においては、どうしても農林業だけの推進ではなかなか厳しい面がございますので、企業誘致というのは、やはり粘り強く、直接的なアプローチをもって進めていくことが非常に重要ではないかというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次の私の質問通告事項であります、総合体育館の整備ということであります。

これにつきましては、昨日からいろいろかぶった部分もございますので、進捗状況とか規模については省きたいと思いますが、1点ほど関連ということでお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

現在、町長が進めておられます三本柱の肝いりの一つであります総合体育館の整備ということでございます。これについては、きのう生涯学習課長からの説明もありましたが、27年11月に建設検討委員会、それから29年5月からプロジェクト会議を立ち上げられて、検討委員会、それから整備推進委員会等で案を練り上げながら、総務常任委員会あるいは政策審議会と計画を経過報告しながら、今、検討されている段階というふうに思います。

当然、あらゆる視点から見て防災施設の目的を持って建設計画をされているということでございますが、あわせて審議会の中でもいろいろ検討がっておりますように、文化会館あるいはジョギングコースの公園化、そういったところを総合的に含めた中での取り組みというのを考えて建設すべきではないかというふうに思っております。

そういうことによって、この体育館というものが町の施設として生きていかななくてはならないというふうに思っております。と申しますのも、それを生かすためには、やっぱり受け入れ体制というのが大事だろうというふうに思っております。受け入れ体制をつくるというのは、いろいろな角度から見ますと、商工観光の充実とかいろいろありますけれども、そこら辺を含めたところで取り組んでいくべきことだろうというふうに思っております。その規模、進捗状況は省きまして、関連で、ソフトの面で、あわせて運営方法も検討しながら進めていかないと、ただ施設だけをつくっていても、ソフトの部分がないとなかなか厳しい目に遭いますので、運営方法等を考えておられますのなら、御回答いただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。

関連ということで、運営管理方法はどのようにやるかということの関連の御質問ということで賜っております。

率直に申し上げまして、現段階といたしましては、町の直営によりまして嘱託職員等を配置しながら管理をやっていききたいというふうに思っているところでございます。いずれにしましても、そうしたことも含めまして、検討協議を含めて、今後、進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、今回、整備いたします体育館につきましては、これから50年以上にわたって長く利用する施設と考えております。建設する用地等につきましても、町民が利用しやすい場所であるとか、体育館が町民に親しまれる施設となり得る場所であるとか、こうしたことを、これらを用地選定するときの最優先手段としながらも、まずは用地についても総合的な判断によって最も適した場所の決定を行っていきたいと思います。

今後起こり得る災害等も考慮しながら、避難所としての機能も合わせ持つ施設としても考えておりますので、今後の検討としていきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） やはりハードの面とソフトの面を兼ね合わせた、建設委員会といえますか、そういった検討しながら進めていかないと。それと同時に、山都町に合った施設ということでもありますので、市内あたりにありますような、とてつもない体育館ではなくてもいいと思いますし、身の丈に合った建物ということで考えていかないと、後々の経営状態に影響してくるんじゃないかという心配をしておりますので、そこら辺を考慮しながら進めていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、私の質問3番ですね、農林業の担い手育成ということでございます。

このことにつきましては、各位、何人かの議員さんの質問とかぶっておりますが、今の山都町の重要な課題の一つでありますので、質問させていただきたいというふうに思います。

今や日本は、やっぱり少子高齢化の時代を迎えております。本町においてもその波が押し寄せているところであるというふうに思っております。担い手育成のためには、町としても、いろいろな支援、あるいは方策を打ち出させていただいて進めておられると思いますが、町の中においては、地域においては後継者がおって、非常に元気な地域もありますし、なかなか厳しい集落等々もございます。

そういったところを踏まえながら、山都町としては、今どういった形で担い手の育成の状況を捉えておられるか、まずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、議員の御質問にお答えします。

御指摘がありましたとおり、本町の基幹産業であります農林業の担い手の確保ということは、先ほども申し上げましたけども、やはり重要かつ喫緊の課題というところでございます。農林業にはなかなか厳しい環境がございますけども、先ほど議員ありましたとおり、優良の形態者も多数いらっしゃるところでございます。平成27年の農業センサスでは、農業形態数が1,901戸、うち昨年末の認定農業者数が303形態という状況でございますが、この303につきましては、ここ数年、2～3の上限があるということで、そんなに数字は動いていない状況でございます。

その中での推進体制ということでございますけれども、国や県の制度を利用した担い手確保のためのいろんな支援策がありますので、農業者、林業者それぞれ就農する、就業する前、それから就業した後、就農した後というところもそれぞれございますが、なかなか行政機関だけでは十分な周知ができていないというところがあるかというふうに思います。

今後も、農協、それから森林組合等々、各種会合等もありますので、やはり、あらゆる機会を捉えて広報していく必要があるかなというふうに感じておりますし、いろんな団体の役員さんにも働きかけながら今後の担い手の確保というところでございます。

新規に就農という希望につきましては、新たな対策としまして、平成30年度から山都町で農業したい方向けの組織も立ち上げました。県の研修期間の認定もおりの予定でございますので、これは山の都創造課が所管します山の都地域しごとセンターと連携しながら、新たな参入の方を迎え入れたいというふうに考えますし、町独自としても親元就農の方への支援策も今年度予算で計上して審議していただきますので、お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） ありがとうございます。

今、課長の答弁にありましたように、やはり農林業はどうしても基幹産業であり、これが元気なくして、まちの充実というのは図れないというふうに思いますので、力強く取り組んでいただきたいというふうに思っております。

昨年、県のほうが中山間地集落を対象にアンケートを実施されたと思います。そのアンケートの結果をちょっと申し上げたいと思いますが、集落が抱えている課題として、高齢化、担い手、後継者不足ということで87.8%、また、鳥獣被害が深刻だという回答が53.3%という結果が出ております。このアンケートにつきましては、中山間地の実態を知るために、支援をつなげようということで実施されたところであるということでございます。熊本地震の被害が大きかった地域を除く28市町村の103集落に聞かれたということでございます。

その中で、10年後に農業の中心的な担い手がいると答えた集落は54.8%と、半分強であるということでございます。やはり人材確保には、地域に農業以外の仕事が必要だということが示されたところでもあります。またあわせて、耕作放棄地等をなくしていくためには、基盤整備等の対策も重要かつ不可欠な問題であるというふうにアンケートの結果として示されたところでございます。

そういったことを踏まえましたときに、本町の農業を見ましたときにも非常にヒットする部分があるじゃないかと思えますし、県のそういったアンケートを見ながら、それを山都町にも置きかえながら、やはり少しでもこのパーセンテージが下がるような、山都町の農林業の仕組みというものを考えていかないと、10年後となりましたときには、もう60、70%の後継者がいない農林業の町になるという心配をいたしておりますので、そこらあたりを考えながら進めていただければというふうに思っております。

そこで課長に、そういった課題がありますけども、今後、後継者を、担い手を育成するために、課題として捉えている部分があれば簡潔にお答えいただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、お答えします。

午前中にもございましたが、課題の解決策の一つとしましては、集落営農がやはりあるのかな

というふうに思います。個別の経営でございますと、どうしても過剰な投資、それから、経営者自身の高齢化等々がございますので、そういった、まずは個別の問題を解決しながら、今まで進んできた経緯があると思います。例としましては、機械を共同化したりとか、あるいは、中山間事業で機械の共同利用組合をつくったという形でございますが、なかなか、その後の進みが難しいようございましたので、集落営農を進めながら、二つの協業組合、三つの集落法人となってきました。この5つの集落をモデルプランとして、やはり地域住民の方にも周知していくことが必要なというふうに思います。

それから、基盤整備の話がございましたので御紹介だけ申し上げたいと思います。県営の中山間事業に山都町として取り組んでまいりました。今まで、平成21年度の清和中部地区を皮切りに、中島地区、それから矢部南部地区で見ますと、大体、区画整理面積が51ヘクタールほどできました。それにかけた事業費が約11億円ですので、平均しますと、10アール当たり230万円の整備の工費がかかっております。その受益者負担は3%ですので約7万円という中山間地の向けの高率の補助制度もございます。今後、予定としましては、矢部中部地区ですとか、あるいは御岳地区ということで、県営事業に進んで、条件不利であります生産基盤の整備を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 今、課長のほうから基盤整備のお話が出ました。この基本整備につきましては、あらゆる角度から見て、有害獣関係等も当然のことながら、やはり今後、農業を進めていく上で、ぜひともこれは進めなくてはいけない事業であろうというふうに私は思っております。基盤整備を進めない限り、農地の集約化、耕作放棄地の解消というのはなかなか中山間地では難しいものがあります。基盤整備という事業につきましては、3%の負担金が要するというお話でございますが、やり方によっては、その3%も補助が出る方向があるというふうに私は思っておりますので、そこら辺を捉えながら進めていただければというふうに思っておりますのでございます。

それから、3番目の農地利用の最適化ということで質問事項を挙げております。

これにつきましては、先ほど農林振興課長のほうが、藤川議員の答弁の中で少し触れられましたけれども、昨年7月に新農業委員会体制が施行されております。農地利用最適化が動き始めておりますし、今、話がありましたように、農地の集積、集約化で、担い手の農地の集積に加えて、隣接する農地を団地化、集積ができるようにしながら、中間管理機構あたりと連携をして、地域の農地を動かしていくというための農地利用最適化推進委員という制度が、昨年7月に施行されております。そのことにちょっと触れたいというふうに思っております。

課長のほうから答弁ありましたように、去年、議会の同意を得て、町長から19名の農業委員さんが任命されておりますし、農業委員会の承認を得て、28名の利用推進委員が誕生しているという現状であるというところでございます。このことは、農業委員さんは今まで30何名おられたわけですが、トータル的には変わらんような人数配置になりますけれども、役割としては、非常に推

進委員というのは重要な責務を負っているということになるというふうに思います。というのが、やっぱり現場を踏まれる方々でございます。この方々が今の山都町の農地の現状というものを、この28名、あるいは19名の農業委員さんがどれだけ把握されて、どれだけ起こしていくか、どれだけ耕作放棄地あたりを解消していく取り組みができるか、そういう活動される方々なんでありまして。この方々の動き一つで、町の農地の動き方というのは大きく変わる部分が出てくるというふうに思っておりますので、そこらあたりをちょっと御質問とさせていただきたいと思っております。

この農地利用最適化の制度ができたことによって、指針を当然つくらなくてならないというふうに思っておりますし、また年間スケジュールを立てて、面積的な数字も入れ込まないかとだろうと思っておりますけれども、まだ1年たっておりませんし、計画的に利用面積あたりを把握しながら、放棄地あたりをなくしていきながら、集積化をさせて、そういう形になろうかと思っておりますので、今の段階で、最適化の動きのあり方としての計画的なことが立てられておると思っておりますので、できる限りの範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、農地利用最適化の状況ということでお答えをしたいと思います。

御紹介がありましたとおり、昨年7月の改正によりまして、農業委員さん、それから農地利用の最適化推進委員さん28名を合わせまして、47名の方々が担い手の農地への集積、あるいは耕作放棄地の発生ということで活躍をいただくわけですが、まさに農地利用の最適化推進委員さん28名の方の活躍があつてこそその農地利用の今後の推進だと、まさに議員が御指摘のとおりだというふうに私も思っております。

ただ、今まで長い間、農業委員の制度になれ親しんできましたので、今回の農地利用最適化推進委員さんの役割というのは、議員がおっしゃいましたとおり、集積、それから耕作放棄地の未然防止等々もあり、その兼ね合いというのが非常に難しいところがございます。

そこで、現場の実践チームということで、農業委員さんと推進委員さんを組み合わせまして、8班を編成しております。その方々が、班編成を行いながら、今後の農地利用の集積、それから耕作放棄地等の防止ということに努めていくというところがございます。まだ活動が始まったばかりで、それから担当地区もまだまだ全ては回れない状況ということでございますので、任期中のあと3年間のうちでの確立というのが非常に重要なことというふうに考えております。

その中で、現地調査もそうですけれども、やはり推進委員さんが戸別訪問されて、農地利用の状況ですとか、あるいは各農家形態が抱える悩み等の相談にも乗っていきながら、地域内での情報を共有しながら、農地の出し手、あるいは受け手のアプローチということも活動をお願いしたいというところでございます。

それから、具体的な行動の指針ということで、現在、最終的に数字等の詰めを行っておりますけれども、具体的な目標ということにつきましては、推進委員の活動にもあります、やはり遊休農地の発生防止、それから解消、これに向けては、やはり農地パトロール、繰り返しますけれども、戸別訪問等が必要かなというふうに考えておりますし、担い手への農地利用の集積、集約化とい

うことであれば、現在、複数の集落で計画されています人・農地プランということでございますけれども、やはり、現計画の見直し等々にも積極的にかかわっていただきたいというふうに思います。

最後に、やはり新規参入の部分も促進ということで、新たな親元就農された方の情報なり、あるいは移住をしたいけれどもとか、そういう相談窓口にも、この推進委員さん、農業委員さん含めて活動していただくということで、今後、指針を出したい、正式決定したいということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 5番、興枳誠君。

○5番（興枳 誠君） このことは非常に重要な課題であると思っておりますし、このことがやはり山都町の農業の一つのかなめになっていくだろうというふうに私は思っておりますので、強力的な推進をお願いしたいというふうに思っております。

また一方、現在、若手農業者による町の資源を生かした、山都でしかという会社が設立されているかと思えます。これは私の一方的なお話ということで御理解いただければと思いますが、この山都でしかを設立して活動されております若者たちは、この中身を見てみましたときに、人材育成とか、地産地食とか、農業のブランド化等を柱に新規就農者の受け入れサポート、そういったものや、地元の野菜を提供したレストラン事業、それから、農業に魅力を伝えるグリーンツーリズム、そういったことを計画しながら、農業者ばかりじゃなくて、あらゆる若い人たちの中で会社をつくられて進まれている現状であるというふうに思います。1回、私も買いに行きましたけれども、非常に活気があって、未来を見据えたいいい考えの中で進められておるし、当然、町としてもいろいろな形で支援をされていることだろうと思えますし、さらなる支援をお願いしたいというふうに思っております。これは質問とは、ちょっと余談になりましたけれども、こういった大事な若者たちが活動していることも御理解いただいて、さらなる支援を願えればというふうに思いましたものですから、お願いをしたいというふうに思っております。

最後に、町長の御意見ということでお伺いしたいんですが、先ほどから集落の維持には農業以外に頼らざるを得ないということが、先ほどの県のアンケートの結果からも示されております。そこは何かと申しますと、やはり企業誘致あたりだろうと思えます。高速道路が来る山都町を見据えた取り組みを、町長の考えの中でいろいろお話聞かせいただいておりますが、今後やはり、企業誘致をしっかりと進めながら、農林業、商工観光の推進というものを進めていく必要があると思えますので、町長として、再度そこらあたりの思いがおありならば、ちょっとお伺いしたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 農業だけでは経営が成り立たない農業者があるのも事実であります。午前中の一般質問の中でも、公共事業も含みますが、建設業等に従事される方々が支えていただいておりますということでもあります。その大部分の方々が農業者の方じゃないかなという思いでありますので、やっぱり公共事業、ここ数年は災害復旧等で非常に大きく仕事があるわけでございま

すが、今後につきましては、高速道路が来年、北中島まで開通するわけでございます。その後、矢部まで、そしてまた蘇陽までという中で、そういう公共事業につきましても進めながら雇用の場を図りたいという思いであります。

先ほど藤川議員のほうから、蘇陽農場の卵を生産されている農場でございしますが、やはり雇用をした中で、去年の議会の中で、4億円近いクラスター事業をとりながら規模拡大、20万羽の養鶏場をつくられるというようなことでございますので、そういう雇用の場が出るんじゃないかなという思いであります。12月の議会でも報告したかなと思いますが、清和と矢部にあります製材工業のほう山都町に残られると、四十数名の従業員を持っておられるというようなことであります。また、先ほど山の都創造課長から言いました、IT企業産業については、今後、多くの進出が今見込まれるということでもありますので、そういう受け皿をつくりながら、雇用の場を確保していきたいという思いであります。

先ほど来、役場職員の雇用についてもありましたが、やはり四百数十名の雇用をしているのも、その雇用の受け皿の一つだという思いでありますので、そういう分も含めながら、やはり農業だけでは、300名近い認定農業者を含む大規模農家については、今後また、担い手の問題、また雇用の問題等々あるようでございますので、雇用につきましては、そういう大規模農家の受け手の雇用についても考えていきたいという思いであります。

やはり雇用があつてこそ生活ができる場というようなことであります。林業につきましても、先ほどありましたが、今後、林業に対する環境税が、森林地帯ばかり来るのかなと思っておりましたが、最終的には人口割で全ての市町村に割り振りをされるというようなことで、少し使い道なり、我々が期待をしとった部分と違う部分がありますが、今後につきましては、林業についても、非常にいろんな事業に取り組んでくるものという思いでありますので、そういう部分も雇用の場の確保になればなという思いであります。

特に、矢部高校、来年度の入学生、緑科学科に14名の生徒さんが入学予定であります。やはり林業に対する認識の高さが、こういう入学者の増にあらわれたんじゃないかなという思いでありますので、そういう部分を含めながら、全ての産業、また先ほど来あります観光業であつたり、いろんな雇用の場を創設できるような施策に取り組んでまいりたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） やはり農林業だけの、大規模農家等につきましては、今、町長の答弁がありましたとおり、しっかりした形態の中で育っていくものと思ひますし、集落の維持等を考えた場合には、やっぱり農業以外の何かがないと、やはり町としても体力的に厳しいものがございしますので、そこらあたりの推進をぜひ強力的に願いたいというふうに思っております。

それでは、4番目の社会教育についてということでございます。これにつきましては、質問としては珍しい質問かと思ひますが、私の思いがありましたものですから、質問をさせていただきたいと思ひます。

社会教育の必要性というものにつきましては、教育基本法におきまして、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を

期して行われていくこととされております。これは大変重要なことであろうというふうに思っております。

本町においても、地域と連携をし、子供たちあるいは高齢者の方々まで幅広い、今、生涯学習ですかね、社会教育の学習の機会、そういった提供をされているかと思えます。いろいろな学級、講座、社会教育の基本としては、ある程度の導入をされた後は、自分たちの自主運営によって、自分たちで、健全で楽しく安全な健康を維持しながら暮らしていくようなことであろうと思えますし、今、町で社会教育事業の活動の中で、全体的な概要でようございますので、どういった取り組みがされているか教えていただきたいというふうに思えます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御質問にお答えいたします。

社会教育に係る本町での活動状況の概要ということでございますが、議員おっしゃられたように、社会教育においては人格の完成を目指すところでの教育全般ということになります。

本町におきます社会教育全般に係る取り組みでございますが、生涯学習課におきましては、町民が生涯にわたり活力に満ちた人生を送っていただけるように、さまざまな事業を行っております。高齢者学級や女性学級などの町が主体となって取り組みます公民館活動のほか、町内30ございます各公民館の支館や分館の活動支援、さらに町内には3館ございますが、図書館を中心としました図書館事業、人権教育を中心としました各種の講演会や講習会等の開催、文化振興や郷土芸能の各団体等への活動支援、それから、PTAや女性の会への活動支援、さらには青少年の健全育成事業など、社会教育指導員や数多くのボランティアの方々の御協力を得ながら事業を行っているところでございます。

このほか、体育面でも関係団体と協力しながら、町民スポーツ大会ですとか駅伝大会など、住民の健康づくりのための生涯スポーツの普及推進を実施しているところでございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 子供から高齢者の方々まで、あらゆる学習の機会を提供されているということでございますが、その活動の運営と申しますか、ほとんどが自主運営によるものか、あるいは、教育委員会サイドからの仕掛けによって動いている活動なのか、そこらあたりはいかがでございますか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 町民がみずから自分の生涯学習という立場の中で進めていくのが本来望ましいところでございますが、なかなかそうした取り組みの要領といったところが難しい部分もありますので、それに向けて住民の発議をもとに、発していくための仕掛けと申しますか、こうしたものも町としては考えながら、できるだけ普及が進むような形で推進しているところでございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 社会教育のこういった学級、講座等の必要性というのは、十分な体制の中で行われることは必要不可欠なことであると思っておりますし、導入の段階までの、導入を

して、ある程度、軌道に乗るまでの手助けが、やっぱり社会教育の中で導入を進めていただいて、自主運営できるものは自主的な運用をしていただいて、行政の手から離していくということが基本にあるというふうに私は理解しておりますけれども、ずっと教育委員会の中でそういったものを握っておられると、なかなか離せなくなるということでございます。導入した部分について、ある程度体力ができた学級とか講座等については、自主運営に持ってくる必要があるというふうに思います。

今後、そういったことを踏まえながら、何があるかというのは、今ちょっと講座的に、学級的に数が多くてなかなかわからない部分があるかと思いますが、そういった基本的な部分の、導入した後の教育委員会との考え方は何かをお持ちでございますか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 議員おっしゃられたように、合併後13年になりますけれども、当初からやはり矢部地区、清和地区、蘇陽地区それぞれに、高齢者学級しかり、公民館活動しかり、あるいは青少年の健全育成事業もそうでございますが、旧町村の時代からのやり方、要領に従ってのことが、いまだに継続されている現状もございます。

教育を進める中で、行政組織としての立ち位置、それから、山都町が一つになっていくための施策としましても、改革する上でも、やはり町が一本化できないか、あるいは高齢者学級にしてもそうですけれども、青少年健全育成事業もそうでございますが、何か全体的に一つにまとまって、文化事業もそうでございますが、そうした取り組みが町と一本化できないかということも模索して、各協会とも各地区支部とも協議を進めて進めていかなきゃいけないという時期になっておりますので、これからそうしたことも検討していきたいというふうには考えております。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） 今、課長にお答えいただいたように、旧3町村の合併でございますので、数多くのそういった学級等々があるかと思えます。篤く見守りながら、やっぱりさらなる推進というのは必要ではないかというふうには思いますけども、自主運営ができる部分につきましては、自主運営に持って行って、そういったことが、全体的な地域で話し合い等々が公民館、あるいはそういう集会の場で話が出てきながら、そういった町の全体像を、森林業しかり、商工観光しかり、そういった話が出てくるような場に持っていくことも必要じゃないかという思いがありましたもんですから、質問させていただいたところでございます。

それから次に、青少年の社会体育の活動支援ということでございます。このことにつきましては、来年度末をもって小学校の運動部は社会体育に移行するという県の方針も出されておりますので、町としてもそれに伴った準備等々はされていると思えますが、現在、既存の社会体育としてのクラブ、組織がございまして。そういった数等を把握されておられるか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。現在、山都町内で、まず町内の小学生に限ってでございますが、41%の小学生が何らかの社会体育に参加している現状がございまして。そ

して、町内の小学生のうち、今年度でいくと245人が何らかの社会体育に参加をしております。

それから、会場につきましては14会場ございます。

種目につきましては、14種目でございます。14種目について、町内の小学生が参加をしている現状がございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 現在、何らかの形で社会体育に動いている組織が14種目ということですね。それを考えましたときに、今後、来年度末をもって社会体育に移行する小学校の運動部がございますね。そういったこと等を踏まえながら、今後、町の社会体育としてのあり方と言いますか、進め方と言いますか、そういったことは来年度末にはある程度の計画を出して、31年4月1日からスタートしなくてはならないという状況にあるというふうに考えております。

準備等につきましては、今、社会体育移行検討委員会設置要綱というのを設置されて動いておられるという現状であると思えますけれども、私が一番心配するのは、既存の社会体育と、今度、運動部から社会体育に異動される形になるかと思うわけでございます。ほとんどの今の既存の社会体育というのは夜の活動になっておりますし、そこらあたりの時間帯等々の問題も出てきますが、基本的には社会体育でありますので、任意の団体、組織ということになりますので、自分たちの自主活動で動いていくという形になるかと思えますけれども、小学校の運動部がなくなるということは社会体育への移行が大きくなるということでございますので、教育委員会としても、社会体育としてのあり方というのも再度見直して、子供たちを支援する補助要綱あたりを、再度見直しを図って、何らかの形で支援していく体制をつくらなくてはいけないという思いがありますけれども、いかがですかね。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 今、議員からございましたように、昨年、平成29年に、学校管理下のもとですけれども、平成31年度から小学校運動部活動が社会体育に移行されるということで、もうあと1年後になるわけですが、これを踏まえて、小学校運動活動社会体育移行に伴う検討委員会を昨年から立ち上げて、小学校が7校ありますけれども、先生方、それからPTAの方々を含めて、それから教育委員会も入りながら、現状ですとか課題等を各学校から出し合っていたきながら、そうしたものを協議しているところでございます。

スムーズに小学校の運動部活動が社会体育に移行するということを踏まえての協議でございますけれども、その中でいろんな課題等も出てきたところでございます。一番の課題というのは、やはり学校管理下でなくなることによりまして、体育館とかの施設等につきましては、学校も提供できるわけですが、それを指導されることが先生の手から離れていくということで、指導者の養成といいますか、そうしたものがすぐ見つかるかといったものが課題であるということ。

それと、どうしても社会体育ということになりますと、保護者の送迎が基本的になってくるものでございます。そうした場合に、やはり4時ぐらいから夕方の時間に保護者が送迎できる人というのが、勤務時間との関係でなかなか厳しいところがあるということで、そのあたりが保護者も不安になっている部分が実際に検討委員会の中でも話があってございました。

私たちが、社会体育に移行する中で、いろんな支援をしていきたいというふうに考えておりますし、また、青少年の社会体育の活動支援としましても、現在、町内の体育館ですとかグラウンドあたりにつきましては、ナイターも含めるところでございますけれども、体育施設等の利用料は全額免除しておりましたり、町内で開催する招待スポーツ大会への助成金も出したりしながら、青少年の社会体育に対する支援を行っているわけでございますが、今後、運動部活動が移行する上での、先ほど申し上げましたような不安ですとか保護者の負担とか、こうしたものにつきましても検討委員会中で十分議論、協議をしていただきながら、解決策としては、やはり子供のための支援について、保護者のみならず地域の方も挙げての児童への支援というのを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） 何回も申し上げますが、既存の社会体育で活動としている組織と、今後、移行する組織が、やはりうまくかみ合っていない部分が出てくるかというふうに心配するわけですね。そういった中で、既存の、今、頑張っておられる指導者の方々と、仮称でもいいですから、そういった連絡協議会等を設置して、全体で下の、一番の話し合いをして、検討委員会等々に上げていただくと、もっと話が詰まっていくじゃないかというふうな思いでおるところでございます。

あわせて、指導者の育成ということでございますが、これにつきましては、今、課長のほうからいろいろな課題もあるということでございます。私もそのように思っておりますが、既存の指導者につきましては、夜の活動の中で自主的に、ボランティアで一生懸命、自分の子供のように指導されているわけでございます。そうした指導者のために、やはり町としても、そんなに多くの少年スポーツがあるわけではございませんし、今後、社会体育に移行になっていきますれば、さらなる指導者の育成というのが重要、不可欠になっていきます。そういったことを考えたときに、指導者に対しても何らかの支援というものが必要になってくることではないかというふうに心配しておるわけでございます。指導者等に対して何か支援等を考えておられれば、関係でございますので、お答えいただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 今のところ、予算的な支援というのは少し見合わせているところでございますけれども、従来から各種競技種目の指導者を対象としまして、熊本県のほうで、指導方法ですとか、指導者としての心構えなどの指導力向上のための指導者育成研修が県体協を中心に開催されております。

1年後に控えた社会体育移行に向けて、初めて社会体育に参加する児童があることになるわけで、学校管理下の部活動で行ってきました学校の先生からの指導とは違って、社会体育の指導者から指導を今後受けることとなりますので、子供たちの繊細な心に十分配慮したような指導が求められることとなります。今後も、指導者育成研修会等には、私たちが積極的に参加をこれから呼びかけたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興梠 誠君） 今、課長が申し上げられましたとおり、指導者というのが、大変、今後重要な役目になってくるわけでございます。やっぱり指導する以上、責任を持って指導しなくてはならないわけでありまして、けがや事故があった場合は大変なことになるわけでございますので、そこらあたりを熟知した指導者の育成を、1年余りしかありませんけれども、そういったところを進める上でも、やっぱり既存の協議会あたりとのすり合わせなりをしながら、指導者の育成は強く図っていかないと、子供たちの育成を心配するということになるというふうに思います。そこらあたりを再度、1年余りになりますけれども、指導者育成のことも考えながら、子供たちの健全・安全な体力の向上を目指して、町の明るい社会体育の体制づくりというものを目指していただきたいというふうに思っております。

1年しかないわけですがけれども、最後に、あと1年の中で、そういった体制づくりが整うのかどうか、そこだけ聞いて終わりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 議員言われましたように、きっちりとしたその体制、協議会等も含めながら、そうした体制のもとで、1年後、スムーズな社会体育への移行ができるように配慮してきたいと思います。

また、今後も、町民の健康維持や増進のために、引き続き、社会体育全体も普及推進を行っていくことはしておりますが、とりわけ青少年の社会体育の観点で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、一般の大人、社会体育の面では活動助成金を交付して、施設利用料を納付していただくというような形をとっておりますが、少年スポーツクラブ等を含めた青少年の取り扱いとしては、助成金は交付しませんけれども、技術、体力の向上ですとか、礼節や団体行動を重んじるような豊かな人格を育むような、青少年健全育成のためにも利用を……。

○議長（工藤文範君） これをもって、5番、興梠誠君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時0分

3 月 12 日（月曜日）

平成30年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年3月5日午前10時0分招集
2. 平成30年3月12日午前10時0分開議
3. 平成30年3月12日午後1時33分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 議案第6号 山都町営プール条例の廃止について
 - 日程第2 議案第7号 山都町高齢者生産活動センター条例の廃止について
 - 日程第3 議案第8号 山都町環境保全型農業推進条例の廃止について
 - 日程第4 議案第9号 山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第10号 山都町国民健康保険条例の一部改正について
 - 日程第6 議案第11号 山都町介護保険条例の一部改正について
 - 日程第7 議案第12号 山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
 - 日程第8 議案第13号 山都町辺地総合整備計画の策定について
 - 日程第9 議案第14号 債権の放棄について
 - 日程第10 議案第15号 平成29年度山都町一般会計補正予算（第5号）について
 - 日程第11 議案第16号 平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第12 議案第17号 平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第13 議案第18号 平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 栢 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 梅 田 穰 副 町 長 岡 本 哲 夫

| | | | |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| 教 育 長 | 藤 吉 勇 治 | 総 務 課 長 | 坂 口 広 範 |
| 清和支所長 | 増 田 公 憲 | 蘇 陽 支 所 長 | 橋 本 由 紀 夫 |
| 会 計 課 長 | 藤 島 精 吾 | 企 画 政 策 課 長 | 本 田 潤 一 |
| 税務住民課長 | 田 中 耕 治 | 健 康 福 祉 課 長 | 山 本 祐 一 |
| 環境水道課長 | 佐 藤 三 己 | 農 林 振 興 課 長 | 荒 木 敏 久 |
| 建 設 課 長 | 後 藤 誠 輝 | 山 の 都 創 造 課 長 | 檜 林 力 也 |
| 地籍調査課長 | 玉 目 秀 二 | 老 人 ホ ー ム 施 設 長 | 藤 原 千 春 |
| 学校教育課長 | 渡 邊 尚 子 | 生 涯 学 習 課 長 | 工 藤 宏 二 |
| そよう病院事務長 | 小 屋 迫 厚 文 | 監 査 委 員 | 志 賀 美 枝 子 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第6号 山都町営プール条例の廃止について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第6号「山都町営プール条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御説明いたします。

議案第6号、山都町営プール条例の廃止について。

山都町営プール条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月5日提出。山都町長、梅田穰。

提案理由です。

山都町営プールの供用を廃止することに伴い、山都町営プール条例を廃止する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

1枚めくっていただいてよろしいでしょうか。これが今回プール条例を廃止する条例の条例文になります。

めくっていただきまして、資料を1ページから12ページまでつけております。

1ページから3ページまでに町営プールの概要及び運営状況を記しております。所在地は、山都町城原18番地ということで、4ページから8ページまでに、それぞれ位置図、平面図、附带施設を含む写真を添付しております。4ページにありますとおり、中央体育館から五老ヶ滝川を挟んで対岸のところにあるプールの施設でございます。

戻っていただきまして、1ページのほうから少し説明をさせていただきます。

2番に施設の概要がございますけれども、大プールと小プールを昭和49年と昭和51年に建築しております、築後40年以上が経過しております。規模、附帯施設につきましては、申し上げましたとおり、大プール、小プール、あわせて機械管理等を含む附帯施設がございます。

3番の整備費用でございますが、当時、防衛庁の予算を投じまして、記載のとおり建設費用が事業費としてかかっておるところでございます。

3の利用状況等及び運営費につきましては、ここ4年間ほどの利用者数、あと開放日数等、それから、使用料の受け入れ、かかる運営費等を記載しているところです。平成29年度におきましては、利用者数が1,049人、それから開放期間は27日間、使用料が6万9,000円の入、かかる運営費が137万9,424円かかっているところです。

めくっていただきまして、2ページです。

4の施設の状況です。設置から40年以上が経過しております、一部の改修等を実施しておりますが、長く使っておりますので、経年劣化による老朽化が大変著しい状況でございます。配管の修理ですとか、小プール床面の塗装剥離部分の補修等を毎年のように実施しているところです。また、転倒防止等の安全面を考慮したプールサイド等の改修等も本来必要になってくるところではございますが、改修には至っていない状況もございます。また、昆虫や周辺の木々の落ち葉等から、衛生面の課題も抱えている状況でございます。

5の利用者の状況です。利用者につきましては、ほぼほぼ児童・生徒の減少ですとか、夏休み期間中の学校プールの開放等の関係から、利用者の減少傾向が続いております。また加えて、利用者の固定化という面も進んでいるところでございます。

6の施設の運営でございます。安全な運営管理をするために、当然、プールですので監視態勢というのが必要になるわけがございますけれども、平成29年度、今年の夏に事業を開始した中で、それまで依頼しておりました警備保障会社に業務委託を受けていただけませんでした。いろいろ探しましたが、受ける業者が見つからず、去年は嘱託職員を依頼して事業を運営したところでした。安心・安全な監視態勢が必要なところではございますけれども、そうした施設の運営が今後も懸念されるところでございます。

7の用途廃止理由として掲げておりますが、申し上げましたとおり、施設や利用者の状況、さらには施設の運営状況のとおり、施設を運営する環境が大変厳しく、今後、利用者の安全確保が担保できません。これまでの利用者数とかかる維持経費等からも判断いたしまして、事業の廃止が妥当と判断したところでございます。

8番の用途廃止後の施設についてというのは、重要文化的景観選定地に隣接しておりますのでございます。景観イメージアップにも非常に難があると感じているところでございます。今後、事業を廃止した上では解体をしたいと考えています。

9の確認事項について、何点か掲げておりますけれども、一番上の用地利活用計画につきましては、いこいの里構想地内でございますので、計画においては、今後、緑地広場が望ましいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 町営プールの老朽化に伴う解体については何の問題もないと思っておりますが、やはり少ないとはいえ利用者がいらっしゃった部分について、フォローといたしますか、もちろん小学校のプール開放がありますけれども、それまで小プールというか、小さいお子さんを遊びに行かせられた方もいらっしゃるんじゃないかと思うし、また私も何回か群体にお誘いを受けて水泳に出たことがあるんですが、その練習場としてどうぞ町営プールを使ってくださいということと、それから、以前ALTの先生がいらしたときに、泳ぎたいということで、あそのプールを御紹介し、夕方、子供たちの使用が終わってから泳いでおられたということもありました。

だから、今後について、そういった少数ではあるけれども使っていた人たちが、例えば学校のプールを使えるようになるとか、そこら辺のフォロー、体制は何らか考えていらっしゃるのか。それとも、もう町内においては、水泳は小・中学校でなければ難しいということになるんでしょうか。私たち大人は車を持っておりますので、御船に行ったり、あるいは高千穂に行ったり、泳ぎたいときには移動すればいいのかなと思います。夏休み中にお孫さんなんか帰省とかで預けてこられたときに連れていかれた方もいるんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺のお考えがあるのか、ないのか、お聞かせください。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 小さいお子さんも楽しみにしておられたとか、夏休み期間中あたりにも里帰りされる方もいらっしゃったり、そうしたものの対応ということでございます。また、今後は学校プール等に依存するののかという御質問でございますが、町営プールといたしますか、町の教育委員会のほうで事業を開放するプールというのは、今のところ考えてはおりません。

今後、楽しみにしておられるような方、いわゆる小さいお子さんをお持ちの方ですとか、夏休み期間中を通して帰省される方等、確かにいらっしゃいます。それから、小・中学生におきましても、よく午前中はこの中央プールを利用して、昼から学校のプールに行くという子供さんもいらっしゃるというお話も聞きます。そもそも子供たちというのは、プールが大変好きですよ。非常に楽しみにしているものでもございますので、これまでもずっと40年以上、町のほうでも開放して、そうした場を提供してきたところでございますが、とにかくこの経年劣化、老朽化が非常に激しいということですし、かかる経費もごらんとおりの数値になっております。

今後におきましては、学校のほうにもお話はしているところでございます。学校管理下のもとの学校のプールではございませんし、夏休み期間は特に、PTAが事業主体ということで開放されているところでございます。しかし、町営プールの利用者全体がほぼほぼ子供さんが中心ということでございますので、幼児の方なんかは、小さいプールがそれぞれ保育園にあるところがございますが、そうした保育園のプールですとか、小・中学校のプールあたりを今後利用してい

ただきたいと考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「山都町営プール条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第7号 山都町高齢者生産活動センター条例の廃止について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第7号「山都町高齢者生産活動センター条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） おはようございます。

議案第7号、山都町高齢者生産活動センター条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月5日提出。山都町長。

提案理由です。

山都町高齢者生産活動センターの供用の廃止に伴い、山都町高齢者生産活動センター条例を廃止する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

お手元に用途廃止についての説明資料を配付させていただいております。

山都町高齢者生産活動センターは、昭和54年7月の開設以来、40年近くたち、老朽化が目立っていたところ、平成28年の熊本地震及び豪雨により、雨漏りや漏電など施設整備の故障により、利用上危険な状態だった。センターは老人会や各種団体等が利用されていたが、28年度の地震以降、徐々に千寿苑や中央公民館を利用されております。

また、老人クラブ連合会事務局が入居されておりましたけれども、今年度、29年度から千寿苑のほうに移転されております。このため、平成30年3月31日をもって高齢者生産活動センターを廃止するものです。今、町営プールのほうを審議していただきましたけれども、この周辺一帯の利活用とあわせ、検討していくということであります。

2枚目に、町の生産活動センターの条例、それから、3枚目に外観、内観を写真等であらわしております。現在、電気もとまって使用中止ということになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第7号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） これも本当に建物が古いのは存じていますし、今、老人クラブのほうも千寿苑のほうに拠点を移されたということで、この廃止についての質問ではございませんが、私たちが一遍視察に入ったときには、まだ木工機具なんかの機械が十分あったように思いますが、この写真を見る限り随分片づいているようでもあります。そういう機械をどこに移動されて利活用されているのかという点と、それから、あそこのセンターの中で短歌とか手芸とか、いろんなクラブのお集まりをされていたと思うんですね。そういったのは、千寿苑のほうで、あるいは中央公民館のほうでスムーズに移行されているのか、現状を御存じでしたら教えてください。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 私も先日、あそこの中を拝見いたしました。おっしゃられるとおり、木工の工具とかいろんな備品、ほとんど使われないようなものですが、若干残っております。

この議会でこの廃止が決まりますと、老人クラブの方々が必要なものは、老人クラブの会員さん方で有効活用されます。それから、もうほとんど使い道のないようなものについては、廃棄をせざるを得ないかなということで考えております。老人クラブさんが今の事務局である千寿苑の中に大変きれいに管理されておりますので、危ないようなものもありますけれども、それは老人クラブさんのほうに一任をする形で、使われるものは老人クラブさんの所有物でしたので、それは会員の方に周知をしていただいて、廃棄処分なり有効利用なりされるということで打ち合わせをしております。

あそこを利用されておられた部会としましては、木工部会、陶芸部会ございますけれども、陶芸部会につきましては、もう利用者の方が現在3名だったと思います。それは教えられる方がおられますので、その指導者の方が今現在も月に何回か来ておられました。自分の所有の窯元のほうで、できるものなら続けるということでありました。

あと、木工については、さっき申し述べたとおりでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） そのほかに、私はお伺いしたことがあるんですけども、短歌クラブとか、そういった文芸部のような方たちがお部屋を使って励んでいらっしゃったと思うんですね。それがスムーズに中央公民館あたりに移動してされているのかなって。中には千寿苑に拠点が移ったことによって「やっぱり千寿苑は、歩いていくのにちょっと遠かよね」というふうな話をされている方もいらして、「中央公民館があるじゃないですか」という話をしたという経緯もありますが、そこら辺の周知、スムーズな移行ができてきているのかなという御心配をしたところです。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 老人クラブの中には、そのような文化部というのもございました。事務局長にそのような今の活動状況も聞いたわけですが、現在、ほとんど部会としての活動はないということで、千寿苑でできるものについては、そのようなことで継続していく

というお答えでございました。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「山都町高齢者生産活動センター条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号 山都町環境保全型農業推進条例の廃止について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第8号「山都町環境保全型農業推進条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、議案第8号の説明を申し上げます。

山都町環境保全型農業推進条例の廃止について。

山都町環境保全型農業推進条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月5日提出。山都町長。

提案理由です。

環境に配慮した農業に取り組むため、本町が独自で実施してきた山都町環境保全型農業制度から、今後は熊本県が推進する熊本グリーン農業制度に統一して取り組むため、山都町環境保全型農業推進条例を廃止する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページが、山都町環境保全型農業推進条例を廃止する条例文です。添付している資料の説明を申し上げます。

本制度は平成20年度から開始されました。当時としましては、認定者数39名、認定品目24品目を数えておりましたが、ここ数年の状況を見ますと、表で示すとおり、一番直近で申しますと平成29年度が認定者数4名、品目が三つ——水稲、サトイモ、シイタケというところでございます。目的であります環境保全型農業推進が、なかなか効果が出ていないということが現状でございました。

また、熊本県におきましては、町で取り組んでまいりましたものと類似しております熊本グリーン農業宣言ということで今まで推進してきたわけですけれども、平成29年10月末では642名ほどおられました。そういった背景をもとに、山都町では昨年11月に県内自治体として初めて熊本

グリーン農業推進宣言ということで、生産宣言と応援宣言をあわせまして、2020年までに2,020件を掲げる目標といたしました。本町における環境保全型農業推進を図るために、県が推進する熊本グリーン農業に集中して取り組むことが効果的であるという判断をいたしましたところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 議案第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 4番、矢二田でございます。

この山都町の環境保全型農業推進条例というのは、もともとは平成20年ごろには認定者数が39人ですけれども、これがふえていく予定だったんです、この条例ができたもとは。何でふえなかったかといいますと、要はメリットがなかったわけです。この条例で金銀銅というのをしても、それが価格とか、いろんなやつにメリットとしてあらわれなかったからふえなかったんです。いきなり減ってしまったというのは、そこです。

その後、何人かの方が続けられたというのは、自分たちで販売していくときに、そこにシールなり何なりを張るものですから、それが自分たちのメリットとして残ったから、この人たちは残ったわけです。今度、グリーン農業を推進していきますけれども、そのメリットがなかったら、どんなに町がグリーン農業を推進しようとして、グリーン農業宣言の町ですよと言っても、また同じような感じになる可能性がある。そういったところをいろいろ考えて、みんなで協力しながら、今後の山都町の農産物あたりの価値が出るような政策をやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えいたします。町長の政策の中の一つに、有機農業の推進ということもございますので、まさしくこの熊本グリーン農業を推進しながら、資料の一番最後のページに、6段階ということでございますし、この表示マークと山都町のロゴマークをあわせたシールも今現在検討しておりますので、山都町の方の生産ということで、それぞれ表示と、今後この制度が定着するためには、やはり全面となって町全体を上げてアピールする必要があるかなと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 本当に今、矢二田議員のおっしゃるとおりなんですね。これが本当に推進できますように私たちも協力したいと思っておりますが、この熊本グリーン農業の生産者宣言、そして、その応援者宣言、これはどのようなアピールというか、町民に周知できるような体制を考えていらっしゃいますか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） まずは、生産宣言につきましては、いわゆる農林振興課等が

生産者等の会合にも出ますし、農家組合長会議も出ますし、まずは農業者と接する機会が多数ございますので、そういった形で宣伝をしていきたいと思っております。町内の方、それから消費者の方につきましては、いろんなイベント等がございますので、そちらを利用して周知徹底を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかにありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 平成29年度にまだ残っていらっしゃる方は、今後、平成30年10月15日まで経過措置として有効とするとうたってございますが、この4名の方は、今、矢仁田議員がおっしゃったように、シールにそれなりのメリットがあつて続けられたと思っておりますが、今後、その4名の方の救済措置というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 今ございましたとおり、最終的にはことしの10月15日まで有効ということもございますし、また、圃場にある限りはその生産物というのも有効でございます。それから、もちろんこの4名の方に熊本グリーン農業の生産宣言のほうにお願いするということころで説明を申し上げておりますし、先ほど申しましたとおり、この表示のシールを工夫して、メリット感がそのまま残るように推進したいと考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 濟いませぬ、ちょっとくどいんですが、先ほどの私の質問に対して、イベント利用とか、生産者たちに直接言うという話でしたが、今現在665件、あとどのぐらい該当するような生産者の方がいらっしゃるのか。あとは、ほんと私たち利用する側が応援宣言をしていくしか数を稼げないんじゃないかなと。2,000って結構たくさんの方なので、まずはその生産者があとどのぐらいキャパがあるのか、今、わかっていらっしゃる感じを。イベントごとにと今おっしゃったけれども、そうじゃなくて、もっと広く周知できるような方法を考えて、売り場だったり、目につくようなところでそういったのを呼びかけるとか、そういったことをしていかないと、なかなかこの2,000人なんていう規模は結構大きいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 農林業生産者と言われますと、形態的には1,901ということでございますので、この後のキャパとしましては、最大でも1,900かなと思っておりますが、実際、この環境保全型に取り組みされる方という数字は今のところつかんでおりませんので、推進をしていくというところでございます。

それから、このグリーン農業を、町民の皆さんを初め消費者へのPRということにつきましては、プロジェクトチームの中でも案を練りまして、今後、皆さんに示していきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 3回目ですね。この間、週末にあった講演会でも、宝塚市長がおっしゃっていたように、本当に稀有な有機農業日本一の町であるということを私達も認識したわけで、この際、大いに宣伝活動を自信を持って進めていただきたいと要望しておきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はございませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原でございます。

今、吉川議員のほうからも質問のほうに上がっておりましたが、生産者側のほうを伸ばすということも必要だと思うんですけども、応援宣言、応援側の話ですが、実際、山都町内で我々野菜を消費する者たちが、こうした野菜を購入する機会というのが現状はなかなか難しいのじゃないかなと思っております。

といいますのも、私、道の駅通潤橋を預かっている時期もありましたが、お野菜を持ってきていただくことも一生懸命アピールするんですけども、なかなか生産なさる方々の事情もありまして、時期もあるんですけども、並べづらい。

それと、もう一つは、道の駅通潤橋の物産館は夕方5時までの営業なんですけれども、当然仕事をなさっている方々は、夕方5時なんか買い物に來られないですよ。買い物をしたいときにはもう店は閉まっていると。となると、買い物するときは、大体地元スーパー、Aコープさんだったり、えびすばーなさんだったりとなるんですけども、当然そういったところにはないんですよ。そういう買う機会をふやす改善というか、そういった計画というのは何か具体的におありでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 町内のお店につきましては、それぞれの理由もあるかなと思いますが、町がこの宣言をしたということでございますので、なるべくこのグリーン農業で生産された品物を置いていただけますように交渉等を始めていくのは必要かと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 藤澤です。

これを見ますと、有機農産物——JASですよ。これが一番この段階ではトップレベルと思いますけれども、今、いろいろ話が出ておるのはこの上のGAPですかね、その辺を取るような方もよく耳にしますけれども、その辺になったときに、この対応の中に入るのか。そのあたりはいかがですかね。別の枠で自分たちで動かにゃんのか、これに入るのか、その辺はいかがですかね。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） GAPということで、特に生産過程等々のいろんな記録類ということでございますので、もちろん山都町ではGAPを取得されている農家はいらっしゃいませんし、熊本県でもKGAPということで昨年からはまったばかりで、今のところ、各JAの部会等を利用した団体でそれに取り組みされているということでございます。

なお、山都町におきましては、お茶の生産農家向けにはGAPの紹介はしているところがございます。今後、この有機農産物との関係性というのは、いろんな多方面からの考察が必要かなと考えております。

○議長（工藤文範君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「山都町環境保全型農業推進条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号 山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第9号「山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） それでは、議案第9号について御説明申し上げます。

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月5日提出。山都町長。

提案理由です。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、平成30年4月から、住所地に係る特例を受けて、対象施設への入所等が継続する間、前住所地の広域連合が保険者となるよう見直されたため、山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は75歳で加入になります。この一部改正につきましては、熊本県外の方が対象となります。国民健康保険の被保険者の方が、例えば県外の施設等へ入所されて75歳に到達されるときに、後期高齢者医療の該当者となります。今現在までは、そういう方は、国民健康保険のところは住所地特例ということで山都町になっていたんですけども、今後、75歳到達時に、県外であっても、熊本県の後期高齢医療制度……、山都町は広域で加入しておりますけれども、今までは75歳到達時に、その県の後期高齢の医療制度の加入者となっていたんです。県は変わらずに、そのまま熊本県の後期高齢の医療制度に加入をされていらっしゃるということです。

その入所が継続する間は、前の住所地の広域連合が保険者となるように見直されるということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 議案第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号 山都町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第10号「山都町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 続きまして、議案第10号を説明申し上げます。

山都町国民健康保険条例の一部改正について。

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月5日提出。山都町長です。

提案理由。

国民健康保険法の一部改正に伴い、平成30年4月から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に移行され、運営の広域化が図られることに伴い、山都町国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

1枚めくっていただきまして、文言です。30年度から県に移行化する関係で、文言がこのように変わります。

1条につきましては、「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」。それから「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」、その他もろもろあります。

それから、第4条でございますけれども、「児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童または小規模住宅型児童養育事業を行う者、もしくは里親に委託されている児童であつて、民法の規定により扶養義務者のないものは、被保険者としなす」ということで、これにつきましては、児童福祉法に規定されている子供さん、それから、養育事業を行う者、もしくは里親

に委託される児童さんが、被扶養者、いわゆる扶養義務のない人はこの国民健康保険の被保険者とならないということで、これにつきましては、児童福祉法のほうでの別の公費負担がございますので、国民健康保険ではなくて児童福祉法のほうでの被保険者となられるということで、別の公費負担という形になります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「山都町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号 山都町介護保険条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第11号「山都町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 続きまして、議案第11号の説明申し上げます。

山都町介護保険条例の一部改正について。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月5日提出。山都町長です。

提案理由です。

山都町介護保険条例において、平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率等を定めるため、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

3枚目の新旧対照表をごらんください。

現行と改正後というふうなことで、新旧対照表を載せております。これにつきましては、2番議員の一般質問の中で説明申し上げましたけれども、基準額というのが（5）であります。1から9段階まで所得に応じて保険料を定めるということになっておりますけれども、基準が（5）の、改正案では8万4,000円、月額7,000円、6,000円から7,000円へ1,000円の増額というふうなことで、所得区分に応じ9段階までになっております。これは申しましたとおり、第7期のほう

の介護保険事業計画ということになりまして、平成30年度から32年度までの3年間においてはこのようなこととなります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 西田です。

一般質問でもお答えいただいたんですけども、上げなくてはいけないということに対しては仕方がないと理解するつもりですけども、その使い方については聞いていいんですか。済みません、私もわからなくて今、お尋ねしているんですけども。予算のときにまたお尋ねできるんですかね、今ではなくて。どんなふうに使われていくかということです。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 介護保険を利用される方、一般的には要支援の方から要介護1から5までの方々です。その段階に応じまして、その方がどういうふうなことをするのが一番適切かということ、ケアマネジャーさんが相談されて使います。それを介護療養給付費と申します。その介護療養給付費が、前回は紹介したんですけども、年額で27億円ほどかかります。その費用の半分は国から来ます。きょうお示ししましたのは、半分は国ですが、療養給付費の23%はこの被保険者の保険料で賄います。あとは40歳から74歳までは2号被保険者、その方の部分が残りのこと、あくまでも27億円ほど療養給付費というさまざまな費用が発生いたしますので、その分の23%を被保険者で割って月ごとが7,000円ということになります。

よろしいですか。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） お尋ねの仕方が悪くて申しわけありません。

そうやって集めた27億円のお金を要支援1、2の方から要介護1から5までの方に配分していくわけですよ。配分というか、使われて補助していくわけですよ。

（自席より発言する者あり）

何て言うかな。使われる方は、今、1割とか2割の自己負担をされていますよね。その残りの9割もしくは8割をこの27億円から使っていくということですよ。

この間質問した要支援1、2の方が、デイサービスに使われていくときにも発生するわけですよ。でも、この3年間は何とか給付ができるよとこの間お答えいただいたんですけども、それ以後はまだわからないですよ……。済みません、ちょっと何て聞いていいかわからないんですけども。そういう具体的なことについては、当初予算がまた今度提案されますけれども、そのときにお尋ねすればいいということですかということをお聞きしたかったんです。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） その二十何億というのは、療養給付全体にかかる費用です。前年度の実績に応じて、その介護保険事業計画を策定する策定委員会の中で、過去の実績を踏ま

えて見込んだ額が、30年度におきましては27億に相当するであろうということです。そこは3年間変わりません。

これは3年が1期の計画となっておりますので、また32年度の中で、次の年からの3年間の介護保険料というのは、またその策定委員会のほうで検討いたします。半分は国からの費用なんです。

(「予算のとき質問できますですよよかったい」と呼ぶ者あり)

それは、介護保険の特別会計がまた後日ありますので、どうしても専門用語になりますけれども、居宅のサービスとか施設のサービスとか、いろんなサービス給付費がございますので、そこで説明を申し上げたいと思います。

(「済いません、聞き方が悪くて」と呼ぶ者あり)

○議長(工藤文範君) ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番(藤川多美君) 西田議員がおっしゃられるのは、この改正案を通せば、もう上がっていきますので、予算で審議すればいいじゃないかということは、もうこれを上げれば保険料が上がるということでございますので、その前にお聞きしたかったんだろうと思います。

私もそうと思いますが、町は要支援1、2がもう介護保険事業から外れてきて、それは経過措置で、今まで施設でも行かれていた方は行かれますよという一般質問での回答がありましたけれども、町は今後、どんどん介護予防事業を進めていかなければならない。なのに、この保険料の負担が上がる。ということは矛盾じゃないかなというのが、西田議員がずっと一般質問から私にも問いかけていらっしゃいました。

私も、じゃあ町が介護予防に一生懸命力を入れるならば、介護費が少なくて済むんじゃないかという思いもあります。ですから、例えば、この策定委員会で保険料を上げるというふうに決められた内容を御説明いただくと、少しはわかっていただくんじゃないかなと思いますが、本当に矛盾ではあるんですよね。町はなるべく介護予防に力を入れて、地域みんなで介護にならないようにしようと言いながら、一方では保険料を上げていきますよということでございますので、そこら辺、町の見解はどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長(工藤文範君) 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長(山本祐一君) 要介護認定を受けていらっしゃる方が1,650名ということで、人数はさほど増加はしておりません。しかし、紹介しましたように、要介護3、4、5の方々が利用する回数が多くなったり、3の方が利用する金額と5の方が利用されるのでは費用額が変わってきます。そういったことで、前年度の利用実績ではなくて、前年度、前々年度の利用実績を勘案いたしまして、向こう3年間でどれだけかかるかというのを試算いたします。そのようなことで1,000円上がってしまうわけですが、30年度からそのことで7,000円いただかなければ、介護保険事業のほうで運営できないということです。

おっしゃいましたとおり、5,300人ほどは全然使われてない方がおられますので、その方たちが要支援状態、介護にならないような取り組みが重要だろうと思っております。それにつきまし

ては、町の保健師、栄養士等もおりますので、関係機関、社会福祉協議会や一部紹介いたしました老人クラブ連合会さんのほうが、そのような地域での健康づくりということで地域支え合い運動というような、何回も申しましたが、そのようなことで健康な方が悪くならないような健康体操とか、一部申しあげました口腔ケアとか、そのような専門家が施すようなことも充実させながら、次の8期のときの保険料が下がるような感じの事業展開も必要だと思っておりますので、いわゆる費用が発生しないようなそれぞれの地域での取り組みというのが、今後ますます重要になろうかと考えております。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 前年度、前々年度の結果からそういうふうに料率を決めていかれるということですので、今、最後に課長がおっしゃいましたように、33年度からの料率を決めるときは、これが減額になるように努力をしていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） お尋ねの仕方が悪くて申しわけありませんでしたが、藤川議員が言われたことを言いたかったんです。それで、今もおっしゃいましたけれども、本当に減額なり、せめて据え置きになるようお願いしたいし、現在の段階でも6,000円が7,000円になることで、とってもしつくなるお年寄りの方がいらっやると思うんですね。その辺のこともいろいろ熟慮されて決められたことであるとは思いますが、そうやってきつい中、払われる方の思いを組んでいただいて、一般質問でも言いましたけれども、地域の支え合いでしてくださいと言われる部分については介護保険から離れるということになるわけですので、全部ボランティアでしてくださいということではなくて、別のところからの予算で支えていただけるようなことも考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかにございませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 私もこの介護保険の策定委員会には、最後の2回に、厚生常任委員になりましてから参加させていただきまして、もちろん策定委員さんはさまざまな立場の方がいらして、いわゆる1号、2号のそれぞれの被保険者の代表の方もいらして、策定委員の方が何回も「これでよろしゅうございますか」と聞かれたんですね、1,000円上がるということに関して。しかし、いわゆる対象者の方々が「もうしょうがなか。そうばってん、これ以上は無理よね」というふうなことを口々におっしゃっていたと思っています。

なので、今、それぞれからありましたように、今後、本当に健康維持、先ほどプールがなくなることも寂しいことですが、やはりそれにかわるような高齢者の健康維持、この間、飯開議員のほうからも提案があったように、やっぱり少しでも体を動かしたり、お互いが見守り合ったり、そんな社会を構築していくようなところに重点を置きながら頑張っていただきたいと思います。

常々言われる地域の偏りについての策といえますか、地域社協みたいなのが一応配置されてはおりますが、やはり動きには随分な格差があるように思っていますので、そこら辺をどういうふうに埋め合わせていくのかというお考えが少しあったらお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 何回か御紹介申し上げましたが、町内30の地区社協さんがおられます。その中で、介護の予防という観点で、生きがいと健康づくり事業というのはそれぞれもう何年間もやられております。元気な方がそのまま元気なように、いろんな運動、グラウンドゴルフやウォーキングなど体を動かすこと、それから一つ紹介しますと、介護の専門の事業者さんにいろんな健康を維持するための体操教室、そのようなこともそれぞれの地区社協ごとに開催しております、生きがいと健康づくり事業ということで。おっしゃいましたとおり、30地区ごとの社協さん、とても熱心にいろんな活動をされているところと、そうでもなく年に何回かというところもありますが、基本的には生きがいと健康づくり事業は毎月行われております。

そのような事業への応援ということで、今回、老人クラブ連合さんが、そういう介護予防のことで、地域での支え合いに積極的に絡んでいきたいという、うれしい提案もあっております。社会福祉協議会がメインとなりますけれども、それに行政といたしましても、保健師、栄養士がおりますので、それぞれの地区でのそういう健康づくりのための対策を地域に、小さなところまで入って行って繰り広げたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「山都町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第12号 山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第12号「山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 引き続きまして、議案第12号を説明申し上げます。

山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について。

山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月5日提出。山都町長。

提案理由です。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、新たに山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定し、あわせて関係条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。

提案理由にありますとおり、新たに、山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例です。その次に、関係条例の一部を改正する必要がありますと書いております。これについて、まずは説明申し上げます。20ページをお開きください。

20ページの上のほうです。第3条、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するというので、その下に云々書いております。これにつきましては、いわゆるケアマネさんが絡みます人員ですね、居宅介護支援等事業所の指定基準を定める条例であります。管理者の基準やケアプラン作成に当たり守るべき事項、人員や運営に関する基準があります。一部改正は、これまでは熊本県が条例を定めて指定を行ってまいりましたが、権限移譲により、30年4月1日からは町が条例を制定し、事務を行ってまいります。居宅介護支援事業所とはケアマネジャーさんが所属をされる事業所で、町内には9事業所ございます。

それから、この第3条で一部改正するのは、地域密着型サービス事業所の指定基準を定める条例であります。事業所に配置すべき人員や運営に関する基準等であります。今、9事業所と申しましたが、これは新しく定めるものの関係が町内に9事業所です。この3条における地域密着型サービスの云々に関しましては、町内では該当する事業所は14ございます。グループホームや小規模多機能型居宅介護施設、特別養護老人ホーム、通所介護の事業所等であります。

この3条から、その次もですけれども、何回も申しますが、いわゆる共生型の地域密着型ということで、共生型サービスとは、高齢者は高齢者の事業所、介護保険制度です。それから、障害者は障害福祉制度で障害者の事業所、その事業所が両方の制度の指定を受けることで高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けられるようになるものであります。対象は、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどあります。

続きまして、32ページをお開きください。

32ページの真ん中ほどにあります第4条です。山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例ということで、地域密着型サービス事業の指定を定める条例であります。事業所に配置すべき人員や運営に関する基準等で、これにつきましては、町内で該当する事業所は7事業所ございます。グループホーム、それから小規模多機能型居宅介護施設です。内容につきましては、先ほどの第3条と同じですけれども、高齢者と障害者、それぞれが両方の制度の指定を受けることで、利用者のサービス向上につながるものであります。

続きまして、33ページの下のほうです。

第5条です。山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例であります。これにつきましては、文言が入っていますけれども、予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例となっております。具体的には、地域包括支援センターの指定基準を定める条例です。今回の改正により、利用者に対するサービスの内容や説明の強化、また、主治医や歯科医師との連携強化等がこの5条に含まれております。

冒頭申しましたとおり、この指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例は新たに制定いたします。今、申しました三つにつきましては、もとの法律の上位法、介護保険法が改正されたことによって、山都町版として改正を行うものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第12号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 11番、後藤です。

今、この法律の改正に伴う条例の整備と認識しているわけですが、これは事業所のほうへの説明は、別に役場のほうからするわけですか。事業所にはまた別のところから説明があるわけですか。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） これはこの議会に提案して、今、説明を申し上げたとおりでございますので、これをお認めいただくと、それぞれの事業所には説明会を開催する予定になっております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） この法律で施行されて、それをまた実施するわけですので、中身がいろいろ細々書いてあるのを読みましたけれども、なかなか専門用語が多くてわかりにくいところもありますけれども、事業所の方々が実施されるわけですので、丁寧な説明を行いながら、円滑な運営ができるようお願いしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 提案理由に、新たに山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

営の基準等に関する条例というふうを書いてあって、2ページに第2条で、人員に関する基準というのがありますよね。これが前と比べて変わるという提案になると私は自分で解釈していたので、ここの説明がありませんでしたので、第5条で介護支援専門員というのがケアマネジャーのことなのか、利用者の数が35または35に満たない端数ごとに1とするということは、利用者が35名だったら、ケアマネジャーさんが1人、それ以上になったら2人というふうになるのか。今まではどうだったのかということをお尋ねしたいです。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 説明のほうで申し上げたと思いますけれども、新たに条例をつくるのは、この指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準であります。これは新たに設けます。これは、介護保険法の一部を改正する法律に伴い、新たにできるということです。これは地域包括ケアシステムの強化のためのということで、新たにできる部分になります。それに附随する形で、先ほどの三つが附帯するという事で関連がございますので、一部改正につきましては、先ほどの三つが改正内容。

新たにというのは、一番最初の文面にあるとおり、1ページ目の条例が介護保険法に伴い新たに制定する部分であります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ございませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） いろんな事業所にケアマネジャーさんがいらっしゃいますよね。いらっしゃって、その人員が変わるんですかね……。地域包括センターやいろんな事業所さんにもケアマネジャーさんがいらっしゃると思うんですけれども、その人数が変わることになるんですか。充足していくことになるんですか。濟いません、お願いします。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 申したと思いますけれども、新しくつくるこの条例につきましては、今までは県が条例を定めて、いろいろな人員とか運営の基準とかを制定しております。これが権限委譲により、30年4月1日からは町がこの条例を新たに制定すると。それで事務を行っていくということです。

ケアマネジャーさんが所属されるのが事業所ということで、これにつきまして、町内においては9事業所あるということで説明を申し上げたところです。ですから、熊本県が今までいろんなことを定めていたのが、町のほうに権限委譲でおりてきまして、この条例を制定し、事務を行っていくということであります。

現行までと大きく変わることはもちろんございません。指定基準が、今まで県がこうしていたから、べらぼうに、町になるから管理や人員や基準が大きく変わるものではありません。ほぼ同じようなことで、結局、地域の実情により詳しい部分について、権限委譲で町が条例を制定して、今後進めなさいというふうな意味合いです。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号 山都町辺地総合整備計画の策定について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第13号「山都町辺地総合整備計画の策定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、議案第13号、山都町辺地総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

議案書でございますが、山都町辺地総合整備計画の策定について。

山都町辺地総合整備計画を別紙のとおり策定することとする。

平成30年3月5日提出。山都町長。

提案理由です。

本計画を定めるには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由です。

この議案につきましては、今回、2地区の計画策定を行いましたので、その計画について御審議と議決をお願いするものです。

本計画につきましては、議決をいただいた後、この事業が辺地対策事業債、俗に辺地債とよく言っていますけれども、この対象となり、これにつきましては、総務省総務大臣のほうへ掲出するということとなります。今般、地区につきましては、柚木及び鶴ヶ田辺地ということになります。

ページを1枚開いていただきたいと思います。まず最初に、今申しました柚木辺地でございます。

概況はそこに書いてありますが、（3）に辺地度点数というのがございますが、この辺地度点数というのは、100点以上の計算になる必要があるということでございます。

2に、整備を必要とする事情が書いてございます。不便な地域でありますので、こういったところについて、辺地地域と辺地地域外の地域格差の解消を図る必要があるという事情を書いてございます。

公共的施設の整備計画期間につきましては、平成30年から32年までの3年間。下に、道路の整備ということで、事業費と財源内訳が書いてございます。

一番下に米印がございりますが、この町道の整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業63.8%を充て、その残りの36.2%について辺地債の対象になるということでございます。

次ページをお開きください。

これは点数表ですが、これの一番右下に点数が135点とありますが、これが100点以上になる必要があるということでございます。

3ページをごらんください。

30年から32年度までの計画は、町道柚木砥用線の改良工事ということで計画を計上してございます。

4ページをごらんください。

この整備路線の区間についての位置図でございまして、ちょうど砥用との境ですので、美里町と今、協議の上、進められている事業でございまして。

続きまして5ページですが、二つ目の地区整備計画ですが、鶴ヶ田の辺地に対する整備計画でございまして。辺地度点数は185点です。

整備を必要とする理由につきましては、先ほどの柚木辺地と同様でございまして。

3の整備計画期間につきましては、30年度から31年の2年間ということでございまして、事業予定額は下段の表にあるとおりでございまして。同じく社会資本整備総合交付金事業を活用、残りを辺地債が活用することができるというものでございまして。

あけて6ページは、同じように点数表の明細でございまして、先ほど申しました185点の点数となります。

7ページに、町道の整備でございまして、町道上川井野日名田線の改良工事ということで、30年度から31年度の事業予定というふうになっております。

8ページをごらんください。

事業区間の位置図でございまして、ちょうど中ほどにあります上川井野日名田線の改良工事ということでございまして。

最後に全図をつけておりますが、これは山都町全図の中での柚木辺地と鶴ヶ田辺地の予定しております工事の位置図ということになります。

以上でございまして。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第13号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 結果的には、この事業を進めるために整備計画に上げられたんだと思いますが、これまでも辺地とするこの点数のぐあいは、環境的には変わらなかったと思いますが、この事業を進めるに当たって改めてこの計画に上げられたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 山都町全体が過疎辺地に該当しておりますが、辺地数は39あります、本町には。今現在、過疎計画を持っているのは8カ所なんです、今般の柚木辺地と鶴ヶ田につきましては、これまで22年から29年度までやっていた事業が終了するものですから、一応、計画期間が終了したので、実質は更新なんですけれども、新たに計画を策定しなさいということでございますので、この2カ所については、実質上継続という形の計画を今回、計上させていただいたということになりますので、今まで何もなかったんじゃなくて、継続事業ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ございませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 13番、藤澤です。上川井野日名田線ですが、今までできておる分は河川と兼ね合いで、県との交渉でああいう形になったと思いますけれども、今までできた部分ですが、非常に上り上がっていった道なものですから、こういう道があるかというようなことを住民の皆さんから言われたことがあります。

今後は、橋のところぐらいが河川と絡むぐらいだろうと思いますけれども、今後はやっぱり考えて、住民の皆さんが納得して今までのがつくられたのかなという経緯があったものですから、今から先はそのあたりも考慮して、住民の皆さんに納得がいくような形で進めていただければと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「山都町辺地総合整備計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号 債権の放棄について

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第14号「債権の放棄について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 御説明をいたします。

議案第14号、債権の放棄について。

地方自治法第96条第1項の規定により、次のとおり本町が有する債権を放棄することについて議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出。山都町長。

1、放棄する債権。佐藤ふく代に対する山都町営住宅条例に基づく家賃及びこれに係る延滞金の支払い請求の権利。

2、放棄する債務の金額。滞納住宅料74万9,710円。

3、相手方。住所、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子3072番地。氏名、佐藤ふく代。

4、経過。(1)昭和62年12月25日、町営住宅に入居。以前は児童扶養手当等で生活を送るも、平成3年より住宅料が滞り、手当支給がなくなると滞納額が増加。訪問等を行っていたが、居留守や約束した日に不在など、なかなか面会がかなわず。

裏をお願いいたします。

(2)平成18年ごろ、精神疾患を患い、精神科へ入院。そのまま施設へ入所。平成19年5月1日、生活保護の開始。

(3)平成24年2月23日、相手方入所中の施設において、相手方、福祉事務所職員、施設職員、維持管理係長及び担当者で協議。相手方の状態について、「社会復帰が見込める状態でなく、今後も見込めない」との説明を受け、相手方も「山都町に帰らない」と言われたため、退去手続きを行い、平成24年2月23日付で退去。

(4)連帯保証人には、催告書等通知を行い、相手方への納付指導を依頼。平成24年8月、連帯保証人が死亡。

5、放棄の理由。山都町営住宅条例に基づく家賃及びこれに係る延滞金について、民法第169条の規定による時効期間5年が満了し、今後の徴収が見込めないため、権利を放棄しようとするもの。

提案理由。本町が有する債権を放棄するためには、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

少し御説明をいたしたいと思います。

地方公共団体が扱う債権には、公債権と私債権という二つが大きくあります。今回のやつは私債権に当たるものでございます。時効につきましては10年ではございますけれども、民法169条の中で、「年又はこれにより短い期間によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権」ということで、5年間の短期消滅時効となっております。これは、相手がもう払えませんという意思表示がない限りはできないんですが、今回の場合には、先ほど申しましたように、意思表示が、本人さんは入所しておられまして、それができないといったようなことでございますので、その権利の放棄を行うということで、今回は上げさせていただいております。

先ほど申しましたが、連帯保証人でございますけれども、この方は父親でございましたけれども、亡くなられました。そういうことでございますので、今回の債権放棄について、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 議案第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「債権の放棄について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号 平成29年度山都町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（工藤文範君） 日程第10、議案第15号「平成29年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第15号、平成29年度山都町一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

まず予算書、歳出から説明いたします。17ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費、まず、財産管理費でございます。今回、町有林の分収造林負担金ということで11万4,000円を計上いたしております。これは仮屋の造林組合分収林の送電の下の支障木伐採に係ります負担金ということになります。分収契約にて町が20%、組合が80%ということで、今回、その他にあります14万2,000円、これは流木売り払い収入でございますけれども、この80%の11万4,000円を計上したということでございます。

6目の庁舎管理費です。本庁舎課名表示板の設置工事です。4月1日から、健康福祉課が健康ほけん課、それから福祉課ということで課名が変更になります。現在設置しております看板、それからフロアの案内板等、計8カ所につきまして今回、書きかえを行うものでございます。

14目は情報費でございます。727万9,000円です。公衆無線LAN環境整備委託料です。国県支出金のところに485万2,000円とございます。これは公衆無線LAN環境整備支援事業国庫補助金というもので、総務省が事業補助を行うものでございます。3分の2の補助でございます。

今回、災害対応の機能強化、防災等に資するWi-Fi環境の整備ということを目的に、公的施設に20カ所整備をいたします。千寿苑や中央公民館ということになります。

次の地籍調査費です。5,956万7,000円です。これは国の補正予算対応ということになります。次年度以降の事業の前倒しということで計画をいたしております。国県支出金は国が2分の1、県が4分の1に相当する金額を計上いたしております。

次の熊本地震復興基金交付金事業費です。まず、委託料で788万6,000円ということですが、これは、くまもとフリーWi-Fi整備委託料と書いてございます。先ほど情報費のところ、総務省事業分ということで御説明いたしました。これは、今回は県の復興基金事業に係るものでございます。2分の1の補助になります。これも観光客等が災害時における情報収集のための安定し

た通信施設の確保を図るためということで、主に観光施設を対象ということで、通潤山荘ですとか天文台等、14カ所に整備を行うものでございます。

次の負担金補助及び交付金につきましては、2億1,935万円の減額をするものでございます。被災宅地の復旧支援事業です。1億円減額をいたします。これは、当初計画142件中32件が完了いたしております。残りまだ110件分ございますけれども、これにつきましては、改めて新年度予算で計上していくという形になります。

それから、農家の自力復旧支援事業です。1億1,935万円の減額となっておりますけれども、これは見込みで1億5,000万円を計上いたしておったんですけれども、確定件数が912件、計画件数は1,500件だったんですけれども、今回その確定をした件数に応じて、残り残額を減額するというものでございます。

あけていただきまして、18ページお願いします。

3款1項の老人ホーム運営費でございます。ここは財源の組みかえを行っております。170万1,000円でございます。老人保護措置費負担金ということで、今回は阿蘇市の1名の方が入居になりましたので、その他に計上して一般財源をその分減額をいたしております。

19ページは3款2項児童福祉費でございます。負担金補助及び交付金で、それぞれ私立保育園の運営負担金を今回計上いたしました。この児童福祉負担金2,100万円ですけれども、この負担金を構成します公定価格、いわゆる国が定める基準額ですけれども、今回、職員配置の改善ですとか、いわゆる処遇改善等の見直しに伴います増額があったということで、その分に係ります運営費負担金を計上いたしております。

3款3項の災害救助費でございます。平成28年度災害弔慰金負担金返還金でございます。これは、当初、審査会予定人数ということで、補助金の交付を平成28年度に既に受けておったものでございます。1,031万円程度ですけれども、今般、実際の対象者が375万円分ということで決定をいたしましたので、その差額656万2,500円を今回返還するというものでございます。特定財源などその他は、震災復興の寄付金を72万3,000円充当いたしております。

続く20ページをお願いいたします。

5款1項3目農政費です。まずは農林振興事業補助金20万8,000円でございます。これは、特殊農産物の植栽事業ということで、JA阿蘇のブルーベリー協会に補助金を行うものでございます。40%の補助ということにしております。

次の担い手確保・経営強化支援事業補助金です。1,751万4,000円です。この事業につきましては、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対しまして、必要な農業機械の導入等の支援を行うという事業でございます。今回は4社12事業、具体的にはコンバインですとかトラクター、それから、鶏卵の——卵ですね——搬送装置等々、そういったものに行われます事業について補助金を交付するというものでございます。

次の大雪被害生産施設復旧対策事業補助金でございます。これは、1月10日から大雪の被害に対するものでございます。トマトやイチゴハウスが106件被災をいたしまして、これにつきまして、県が20%、町が20%、全体事業費が1億7,000万円ですので、40%分の6,800万円を今回計

上しているということになります。

4目の畜産振興費です。環境保全型農業総合支援事業補助金です。これは、事業主体は柿原の堆肥利用組合ですけれども、今回、堆肥舎を建設することを取り下げますということでしたので、全額補助金でしたので、その分を減額したものでございます。

21ページです。人・農地プラン事業費でございます。減額の947万7,000円です。農業次世代人材投資資金というものでございますけれども、これは旧青年就農給付金事業というものでございます。今回、転出、それから病気等によって中止があったもので、当初見込みより減額が生じたためにその分の給付金を今回減じたということでございます。

5款2項の2目林業振興費です。まずは有害鳥獣捕獲隊助成金で、2,568万7,000円を今回計上いたしました。6月補正で既に3,000万円を計上いたしておったものですので、今回不足する分と、あと3月までの見込み数ということで計上いたしたところでございます。29年12月末までの実績としましては、イノシシが2,311頭、鹿が1,230頭ということでカウントいたしております。

次は、特用林産物施設化推進事業補助金です。減額の126万3,000円でございます。これはシイタケ乾燥機等の導入事業の減額が生じたということで計上いたしております。

次が、間伐材供給安定化事業補助金です。これも事業確定に伴う減でございます。6月補正で3,500万円程度計上いたしておりましたけれども、今回新たに事業費が確定をしたということで減額いたしております。

最後の狩猟免許取得支援補助金は39名が見込みということでございまして、単価が1名当たり1万円でございますので、39名分を今回計上したということにしております。

続く22ページをお願いいたします。

中段の6款1項の山の都づくり事業費でございます。委託料で50万円、サテライトオフィス誘致受入施設整備基本調査業務委託料ということでございます。これは、新年度に旧白糸第一小学校を受け入れ施設として計画を今、行っているところでございます。そのための基本的な手続ですとか、そういった基本調査を早急に行う必要が生じております。4月からすぐに手続等に入れるよう、今回補正をお願いしたいということで計上したものでございます。

7款2項の道路維持費でございます。これも財源組みかえのみでございますけれども、ここには市町村交付金というものを4,163万1,000円計上いたしました。これは、主には宝くじです。ドリーム、サマー、ハロウィーンとかいろいろございますけれども、そういったジャンボ宝くじの収益金、これが市町村振興協会から町に交付をされますので、その分を今回は道路維持のほうに計上したということでございます。

続く6目の特定防衛施設の周辺整備調整交付金です。これは国の二次交付金分が今回確定されましたので、1,000万円、町道鍛冶床線の改良工事に計上いたしたところでございます。

続く23ページの社会資本整備の総合交付金事業費でございます。これは7,315万8,000円が委託料から15節へと移っているものでございます。町と国での合併工事をインターチェンジにあわせて委託をしていたものですが、今回、この委託期間というのが3月31日までということでございますので、下の町道長谷線のランプ舗装工事につきましては、町のほうで実施をするとい

うことで組みかえたものでございます。委託から、町が実施をする方向になったということで御理解いただきたいと思っております。

続く7款の3項2目河川等災害関連事業費でございます。名ケ川の河川等災害関連工事、こちらにも補助金が増額されましたので、その分を計上いたしております。

次の災害関連防災がけ崩れ対策事業でございます。2,156万4,000円の減額をいたしております。これは、平成29年度の確定分ということでございまして、こちらにも減額分につきましては、平成30年に新たに組みかえをして実施をしていくということにいたしております。

続く24ページをお願いします。

7款4項の6目です。震災被災住宅応急処理費でございます。11節の1,728万円を今回減額をいたしました。被災住宅応急修繕料でございます。100件分を見込みとして計上いたしておりますけれども、今回、平成29年度では70件が着手になりましたので、30件分は不用額ということになりましたので、今回これも減額をいたしますけれども、一部は30年度、新年度に計上して実施をしていくということでございます。

8目社会資本整備の総合整備交付金事業費でございます。これは平地区の宅地の耐震化工事を今回実施をいたします。造成宅地の安全性の向上、地震によって滑ったりとか崩壊するような現象を防止する事業ということで、2分の1の国の補正予算の補助金が1,800万円つきましたので、その分を今回計上いたしたということにしております。

8款1項4目の災害対策費につきましては、これも財源組みかえでございます。市町村振興事業補助金ということで、市町村振興協会からの助成事業、これを今回計上いたしました。

続く25ページです。

9款4項の図書館費でございます。それから、その下の通潤橋保存活用事業費も361万9,000円の財源組みかえにつきましては市町村交付金、それが41万9,000円は通潤橋未来への懸け橋基金からの基金繰入金というものを充当いたしております。

10款の現年度農業施設災害復旧費でございます。これにつきましては3億、今回、落としますけれども、30年度に新たに過年債ということにして取り扱うために減額をいたしたものでございます。これも30年度当初予算に計上いたしております。

次の2目の過年度農業施設災害復旧費、いわゆる過年債というものでございますけれども、これにつきましては、逆に31億7,800円を今回計上いたしました。これは現在、平成28年度から29年度に繰越明許ということで予算を送りやっております。そうなりますと、今度は29年度から30年度に、先ほど繰越明許という言葉を使いましたけれども、その次は事故繰越ということで、29年から30年に繰り越しを行うことができるわけですが、そうした場合、工期は平成31年3月31日までということ、こういった制限が当然に、明許繰越、事故繰越は2カ年しか繰り越しができませんので、そうなりますと完了の見込みと、今、入札の不調が非常に高率で続いておりますので、そういった現状から見て極めて困難と判断をいたしましたので、改めてこの分につきましては、29年度に過年債として組み直したということです。一部繰越明許費との重複は今現在しておりますが、その分については、また後の補正で整理をしていくことになろうかと思っております。

ます。31億という非常に大きな金額ですが、これにつきましては、29年度に過年債として整理をしますと、また明許繰越、事故繰越ということで、少し余裕が出るということで、これももちろん国等と協議をしながら進めていっておるものでございます。

続きまして、26ページお願いいたします。

現年度林業施設災害復旧費でございます。これにつきましては、事業費の入札減に伴うものでございます。

それから、27ページは財源組みかえでございます。1,100万円、国県支出金のところに計上いたしておりますけれども、これは昨年の9月台風災害に係ります測量設計委託料、これが9月台風の災害が激甚災害の指定を受けましたので、そのために補助率が高くなり、よって2,200万円の委託料の半分、2分の1が今回、財源としていただけるものとなっております。

それから、12款の諸支出金の基金でございます。それぞれにその他の欄は、利子相当分を計上いたしておるところでございます。

あけて28ページの12目のちょうど真ん中あたりに350万円とありますけれども、これだけは利子ではございませんで、通潤橋の復興寄付金というものがございますので、その分を今回積み立てるということにいたしております。

本町の場合は、特定目的基金というのを全部で8基金持っておりまして、3月31日末現在では合わせて9億6,000万円程度の残額になるということになります。

それから、30ページから32ページにつきましては給与明細書でございます。今回は災害復旧事業費の時間外手当が反映されているものとなっております。

続きまして、歳入でございます。10ページをごらんください。

11款の地方交付税です。今回は1,087万8,000円を計上いたしました。特別地方交付税分を今回計上いたしております。既に29年度の普通交付税は確定をいたしておりますので、今回、特別交付税分を計上いたしたということです。今現在、予算書の計上額は3億7,000万円程度になります。現時点では特別交付税が33億7,000万円ですね。普通交付税は、確定額が54億5,700万円になっております。これは、ちなみに平成28年度からすると、普通交付税額で3億2,000万円程度の減額となっております。

それから、あと特定財源欄で説明していませんのは15ページです。寄付金です。

1目で一般寄付金が300万円です。民間の事業者の方から今回、寄付金をいただいております。

それから、震災復興寄付金ということで72万3,000円。これは県の町村議会の議長会ですとか、いろんな個人の、関西・中部山都会等々から今回、寄付金をいただいております。それと、通潤橋の復興寄付金は先ほど申し上げたものでございます。

4ページをごらんください。

第2表の繰越明許費でございます。これにつきましては、主には、発注後に労働者の確保ですとか資材調達が困難なことであったり、用地交渉に不測の日数を要したことなど、それから、先ほど歳出の欄で少し申し上げましたけれども、国の補正予算が成立をした後に事業費が確定したといったさまざまな理由により、今回は4ページと5ページにわたって掲載いたしておりますけ

れども、計33事業、70億1,000万円を30年度に繰り越して事業実施を行うものでございます。

続いて、6ページの第3表の債務負担行為をお願いいたします。

これは、単一年度で予算というのは実際執行するわけですが、完結するのが難しい事業ですとか、性質上、複数年度で事業を行うものにつきまして、債務の約束をすることで予算に定めるという性質のものでございます。今回は、固定資産の3年に1度の評価がえに向けまして、適正公平な評価を行う上で継続した業務委託を行うことが必要ということで、係る業務委託費を計上したところでございます。

次は、その下の7ページの第4表、地方債補正です。

災害復旧事業債に係る補正を行っておるところでございます。減額の490万円は、先ほど林業施設災害復旧費の事業欄のところでも申し上げたものでございます。

表紙の次のページをごらんください。

平成29年度山都町一般会計補正予算。

平成29年度山都町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億2,400万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

債務負担行為。

第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

平成30年3月5日提出。山都町長です。

以上で一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 議案第15号の説明が終わりました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時57分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 一、二点、御質問いたします。

まず1番目には、17ページ情報費のところ、無線LANを防災の観点から公的な施設に設置をするという御説明がありました。もちろん清和支所とか蘇陽支所とか、公民館はどうか知りませんが、具体的に設置箇所を教えてください。観光施設へのくまもとフリーWi-Fiのほうは結構です。おおむねわかると思います。

それともう1点は、5款農水費のところ、大雪に対する被害の助成ということで、106件ハウスの補助が出たという御説明でした。以前お伺いしたときに、この106件のうちの内訳が、矢部が82件、清和が18件、蘇陽が6件というふうな御説明だったと思います。これが何か不思議に思ったところが、積雪量が多かったのは蘇陽のほうだったんじゃないかなと思って、なぜこの矢部のほうに被害が多かったのかという分析ができていたら教えていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。今般、フリーWi-Fiということで、光ケーブルの全町敷設が終わったことを受けて、先行的にWi-Fi整備を図ろうということで、総務省の事業が3カ年ということで、総務省の事業と、先ほど申された復興基金のフリーWi-Fiと同等の事業がございましたので、その二つに申請して今回やっているものであります。

総務省の事業について、設置箇所ということでありますのでお答えしたいと思います。まず、役場、清和支所、蘇陽支所、千寿苑、中央公民館、馬見原公民館、人権センター、それから、通潤橋道の駅、清和文楽邑、そよ風パーク、そして、清流館、服掛松キャンプ場、文化の森、猿ヶ城キャンプ村、青葉の瀬、緑仙峡フィッシングパーク、清和高原天文台、井無田キャンプ場、通潤山荘ということで予定しております。

これは、そこで観光客等が利用されるのも一つですが、その地域で被災があったときに、そこに行けば状況を発信できるという意味合いでも設置するというので、避難所及び観光施設ということで設置を計画しているものでございます。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 質問にお答えします。今回の大雪の被害でございますが、地域によって大きな差がある原因の主なものは、パイプの径の太さでございます。被害に遭っていない部分につきましては、ほとんどが32ミリパイプ、実際被害が発生しておりますのが、やはり25ミリあるいは22ミリ以下のパイプということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ということは、まずはWi-Fiのほうですが、公的施設ということでしたが、ちょっと課長のスピードが速かったので書きとめ損なっただけですけども、清和の集落センターも入っていましたか。

というのは、私は今、公的というところで、図書館はどうかかなと思ったところだったんで

すね。災害のときにそこをよりどころとして、そこから情報を発信できるという観点でいきますと、そこにある図書館本館はそういう防災拠点ではないのだろうと思いましたが、蘇陽分館は蘇陽支所の中に入っておりますし、清和の分館は清和の集落センターに入っているわけですが、集落センターがどうだったのかなとちょっと思いました。

それから、パイプの径の件はわかりましたが、私が聞いたかったのは、なぜ矢部のほうがそういう細いパイプが多いのかですね。そもそものところがちょっとよくわかりませんでした。そもそも、あの積雪量に耐え得る予定をしていらっしやらなかったのか、そういう導入が進んでいなかったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 先ほど申し上げた施設は、ちょっと早口で申しわけありませんでしたが、後ほど施設は資料提供することができます。

今、二つの事業をやると言いましたが、清和の集落センターについてはくまもとWi-Fiのほうで対応したいということで、予定しております。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えいたします。清和、蘇陽地区においては、30ミリのパイプを事業等で導入された経緯がございます。矢部地区におきましては、導入の経緯がそんなにはなかったというところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ございませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今の件で、ハウスの災害の件で再度お尋ねしたいと思いますけれども、この前的大雪で災害復旧費が、多分、補助率は4割ですかね。この実施についてですけれども、早急に実施しないと植えつけ等々にも間に合わないような状況もあるわけで、その中で補助事業の補助金確定はいつごろ来たものか。これは明許繰越を考えているのか。指令前着工で早急にできるのかということと、この補助率のほかに、補助対象になるのが、自分たちでやった場合、人件費的なものを一緒に入れていいものか、業者に委託しなくちゃいけないものか、その復旧の仕方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えいたします。まずこの事業でございますが、議員おっしゃったように、急ぐということでございますので、指令前着工もオーケーでございます。そういった説明もしておりますし、事実、着工が進んでおるところもあります。ただし、ハウス資材というのが非常に不足していると。それから、ハウスを建てる方々の業者も不足しているという状況でございますので、繰り越しを予定していくのはやむを得ないかなと思います。

それから、人夫賃の件でございますが、やはり人を雇うということで、きちんと契約をすることで人件費は認められるようでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 6款商工費のサテライトオフィス誘致受入施設整備基本調査業務委託料で50万円ありますが、今後、この基本調査が終わった後、どうされるのかをお尋ねしたいのと、それから、以前もありましたけれども、大雪が降ったときに地域で機械を使って除雪作業されたときに幾らか負担が町からありましたが、今回はそういう手当はないのか。あっているのかもわかりませんが、補正には載っていませんので、それをお尋ねします。

それから、入のところで寄付金の300万円が、もしお伝えできるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 熊本県議会のほうでは、この立地の企業誘致の支援ということでもう議会にかけられております。それに対応することということで、本来、3月ですので、当初予算にすべきだというようなことは、原課のほうでも総務とも大分協議をしたんですけども、4月1日から即対応していくということであれば、もう3月から前倒しでやっていこうということで、今回こういう形になりました。

今後は、白糸第一小学校をいかに利用するかということで、今度の調査の中でも、今来ておられますマルクの社長にも入っていただいて、実際にサテライトオフィスとしてどの教室をどう使うときに、どういった施設として活用ができるか、補修を最小限でしたいという部分もございます。これは、県の説明によりますと、例えば白糸小学校を改修する場合に1,000万円かかったとした場合、起債とかそういった補助を受けてした場合に7割の補助で、残りが300万円となったときに、その2分の1を補助する、150万円を県に補助していただく。残りの150万円を町が負担すればいいということですので、非常に県のほうにも有利なことではございます。

それと、サテライトオフィスということですので、今、県南のいろんな自治体が企業誘致に躍起になっておりますので、そういう受け入れ態勢ができたところにどんどん来るわけですので、それに乗りおくれられないように今からやっていくということで、やっていきたいと。

それから、前倒しで遊休財産の利活用の検討委員会もしておりますけれども、その中でどういう活用をしていくかというのを検討しておりますので、やっぱり急いでやっていきたいということで、学校ですので、県の教育庁のほうに事前に相談も行っております。また今週も相談に行って、補助金適正化法がございますので、これをクリアする。それから、消防法をクリアするのは非常に厳しく、これをクリアするのに2カ月から4カ月かかるということで受けておりますので、そのためにも前倒しで今回出させていただきました。

以上です。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 除雪についてでございますが、除雪につきましては、今までも出しております。これは既設の予算です。突発時の重機借上げ料というのをいつも組んでもらっておりますので、その中から支出するようにはしております。地区によって使われます機械も違いますので、その単価について、十分な補償はできないと思いますけれども、出すように今してお

ります。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 一般給付金の300万円につきましては、尾上建設様よりいただいております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「平成29年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第16号 平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第11、議案第16号「平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） それでは、議案第16号、平成29年度山都町国民健康保険特別会計（第2号）の補正予算について、御説明申し上げます。

まず、歳出のほうより説明申し上げます。11ページになります。

2款保険給付費が、1項の療養諸費から2項高額療養費、次のページの4項出産育児諸費まで、項としまして三つございます。

まず、1目一般被保険者療養給付費でございますけれども、3,000万円の減額です。退職被保険者等療養給付費についても3,400万円の減でございます。

2項高額療養費、同じく一般と退職に分かれておりますけれども、それぞれ2,000万円、800万円の減額でございます。

次の12ページですけれども、4項の出産育児諸費です。これにつきましては、出産育児一時金としまして、増額の126万円でございます。

療養給付費につきましては、現在把握しているところまでの実績、それから今後、今年度中に支払わなければならない診療費の負担金、それから療養費の負担金、補助金ということで、主に3月審査分まで予測しておりまして、国民健康保険制度につきましては、被保険者数が減少しております。対象者が減により、マイナスということでもあります。

それから、出産育児一時金につきましては、見込みより増となっております。1件当たり42万円ですので、3件見込みよりも多かったということで、126万円増となっております。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金でございます。2,675万7,000円、後期高齢者支援金。これにつきましては国保連合会に支払いますけれども、納付額が確定したということで、マイナスとさせていただきます。

6款介護納付金、同じく1項介護納付金1目介護納付金ですけれども、これにつきましても国保連合会に支払うわけですので、納付額の確定により3,518万3,000円減額でございます。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業医療費拠出金、3目保険財政共同安定化事業拠出金、いずれも減額でございます。これも制度の確定通知による減額ということでございます。

14ページ、10款諸支出金3項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金、マイナス75万6,000円ですけれども、直営病院、蘇陽病院の分ですけれども、保険事業にて、これは事業費の決定により減額の75万6,000円となっております。

歳入を説明申し上げます。

5ページが1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税ですけれども、現年課税分等が増額でございます。医療給付費の現年課税分は787万4,000円、後期高齢者支援金分現年課税分は349万6,000円の増額であります。以下、滞納繰越分等は減額とさせていただきます。

7ページが3項の国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金でございますけれども、歳出で申し上げました療養給付費の現年度分が、実績及び今からの見込みにより減額となる部分でございます。

表紙の裏をお願いいたします。

平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算です。

平成29年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,021万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,552万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成30年3月5日提出。山都町長でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第16号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12 議案第17号 平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第17号「平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 引き続きまして、議案第17号、平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

8ページをお開きください。歳出から説明を申し上げます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費につきましては、負担金補助及び交付金で9,157万6,000円の増額でございます。

3目施設介護サービス給付費。これにつきましても1,225万9,000円の増です。

7目居宅介護サービス計画給付費、増額の1,036万円、9目地域密着型介護サービス給付費681万7,000円。それぞれ増となっております。この増額につきましては、もう何回も申し上げますけれども、いわゆる必要見込み額が不足しておるために、これで増額の補正を行うものです。

認定者は横ばいと申しましたけれども、利用額が非常に伸びてきております。これは説明のときも、もう少し詳しく言えばよかったですけれども、認定者の方が毎年1歳ずつ年をとられるわけですね。となれば、いわゆるこれを使われる方も高齢化になってきていると。それから、やはり1回申しましたが、3の方、4の方、5の方がサービスを受けられるということで、中には重症化される方もおられるということで、もろもろの影響でこのように大きな増額補正をしなければならないようになってきております。

それから、9ページの5款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費1目サービス事業費ですけれども、これは減額の3,000万円となっております。これにつきましては、当初予算を組むときの見込みよりも、この部分につきましては必要額が伸びていないということで、不用額ということでマイナスの補正をお願いしているところであります。

歳入のほうをお願いいたします。歳入につきましては、5ページとなります。

申しましたとおり、介護給付費の負担金は、国からの負担金補助金、それぞれ給付費が伸びておるということで、それぞれに増額補正ということにしております。

表紙の裏をお願いします。

平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算です。

平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億125万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,270万3,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成30年3月5日提出。山都町長でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第17号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 9ページの地域支援事業費が3,000万円減っているのは、見込みより伸びていないからという御説明でしたが、どういう点で見込みより伸びていなかったのか教えていただけますか。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 地域支援事業費のマイナス3,000万円となっておりますけれども、当初予算を組みますときに、この介護予防生活支援サービス事業費をもちろん前年度実績、それから伸びも見込んで当初予算を組むわけですけれども、その当初予算よりも必要額、結局、これを使われることが少なくなったということでございます。

この内容につきましては、介護予防生活支援サービスがさまざまな事業費がございますので、その中身について大幅な減額となったのは、ちょっとここでは把握しておりませんが、当初予算の見込みよりも使わなかったということでございます。

よろしいですかね。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 使わなかったというのはわかっているんですけども、例えば、デイサービスを利用する方が減ったとか、デイケアの方が減ったとか、そういう大体のこともおわかりではないですか。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 済みません。ちょっと今、手元に詳しい資料を持っておりませんので、後ほど報告したいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号 平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について

○議長（工藤文範君） 日程第13、議案第18号「平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは、議案第18号について説明をします。

平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）です。

今回の補正は、1月から2月にかけての強い寒波の影響で発生しました水道施設、それから給排水管の凍結による破損の修繕費、それから、排水量の増加によります施設の電気量が不足したことによるものです。それと、3地区で施工しております簡易水道整備事業の精算に伴う増減と財源の組みかえが主なものになります。

歳出のほうから説明いたします。5ページをお願いします。

3の歳出です。総務管理費の一般管理費です。補正前の額1億463万5,000円、補正額160万円、補正後の額1億623万5,000円。需用費で電気料135万5,000円。これは、先ほど申し上げました1月から2月にかけての寒波時に配水量が急激に増加し、電気量が不足したことによるものでございます。

それから、修繕料24万5,000円です。これも同様に、給排水管の凍結による漏水等の修繕費の不足分になります。財源は一般財源となります。

次に、簡易水道整備事業費です。補正前の額4億5,872万3,000円、補正額671万6,000円の減、補正後の額4億5,200万7,000円となります。委託料で13万円の減、工事請負費で658万6,000円の減。これは主に入札残によるものでございます。

それから、精算の中で財源の組みかえが生じております。国庫補助金が135万8,000円の減、地方債が730万円の減、一般財源が194万2,000円の増となります。

次に歳入です。4ページになります。

簡易水道負担金です。補正前の額282万3,000円、補正額174万9,000円、計457万2,000円になります。簡易水道の工事地元負担金です。これは大矢野原水道施設組合の本管が布設してあります国道445号の金内地区の改良工事が熊本県のほうで施工されております。これに伴う水道管の布設がえ工事を町で代行した分の地元負担金になります。

次に国庫支出金です。1ページをお願いします。

補正前の額1億7,815万6,000円、補正額135万8,000円の減、計1億7,679万8,000円になります。調整交付金事業で135万8,000円の減。これは、下鶴地区で施工しております水道管布設工事の中

で財源を組みかえたことによるものでございます。

次に繰入金です。補正前の額 1 億7,003万6,000円、補正額179万3,000円、計 1 億7,182万9,000円になります。これは一般会計からの繰入金になります。

次に町債です。補正前の額 2 億7,310万円、補正額730万円の減、計 2 億6,580万円になります。これも 3 地区で実施しております簡易水道整備事業の精算に伴う起債額の減で、矢部地区、朝日地区、それから柏地区の合計で730万円の減となります。

歳入歳出ともに合計が、補正前の額 7 億2,618万5,000円、補正額511万6,000円、計 7 億2,106万9,000円となります。

2 ページをお願いします。

第 2 表が繰越明許費です。これは冒頭申し上げました調整交付金で事業を実施しております上鶴地区の水道管布設工事を繰り越すものでございます。繰越額が909万2,000円になります。

それから、第 3 表が地方債の補正表になります。簡易水道事業補正前の限度額 2 億7,310万円、補正後の額 2 億6,580万円となります。

3 ページは事項別明細書で、款ごとに集計した表になります。

表紙の次のページをお願いします。

平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ511万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億2,106万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第 2 条、地方自治法第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

地方債の補正。

第 3 条、地方債の変更は、第 3 表地方債補正による。

平成30年 3 月 5 日提出。山都町長。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第18号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議事日程の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後1時33分

3 月 13 日（火曜日）

平成30年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年3月5日午前10時0分招集
2. 平成30年3月13日午前10時0分開議
3. 平成30年3月13日午後2時58分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第9日)(第5号)

日程第1 議案第19号 平成30年度山都町一般会計予算について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 栢 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 | |

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 副町長 | 岡本 哲夫 |
| 教育長 | 藤吉 勇治 | 総務課長 | 坂口 広範 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 橋本 由紀夫 |
| 会計課長 | 藤島 精吾 | 企画政策課長 | 本田 潤一 |
| 税務住民課長 | 田中 耕治 | 健康福祉課長 | 山本 祐一 |
| 環境水道課長 | 佐藤 三己 | 農林振興課長 | 荒木 敏久 |
| 建設課長 | 後藤 誠輝 | 山の都創造課長 | 檜林 力也 |
| 地籍調査課長 | 玉目 秀二 | 老人ホーム施設長 | 藤原 千春 |
| 学校教育課長 | 渡邊 尚子 | 生涯学習課長 | 工藤 宏二 |
| そよう病院事務長 | 小屋迫 厚文 | 監査委員 | 志賀 美枝子 |

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第19号 平成30年度山都町一般会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第19号「平成30年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。議案第19号、平成30年度山都町一般会計予算について説明をいたします。

内容に入ります前に、平成30年度予算編成に当たっての国・県を含めました概要及び基本的な考え方、さらに一般会計当初予算の分析等について御説明をしたいと思います。

我が国の経済は、政府が推し進める成長戦略の取り組みもあり、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、民間需要を中心とした景気回復が見込まれておりますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に今後留意する必要があるとされております。

また、国においては少子高齢化という課題に対して、働く人の視点に立ち、柔軟な労働制度への抜本的な改革を行う働き方改革を断行するとともに、保育・介護の受け皿整備や幼児・高等教育の無償化などの人づくり革命を推進するほか、生産性革命の実現に向け中小・小規模事業者の生産性向上への支援やイノベーションを促進するなど、1億総活躍社会の実現に向け施策を推進することとしております。

そうした中で、地方財政の現状に目を転じますと、平成30年度は平成29年度の地方財政計画を下回らないよう地方一般財源の総額が確保はされましたものの、地方交付税につきましては、前年度比2.0%の減、また普通交付税の振りかえ分である臨時財政対策債は同じく前年度比1.5%の減とされました。

さらに、国が基礎的財政収支の黒字化を目指す中で、地方自治体の基金保有高を疑問視する動向もあり、地方交付税のさらなる削減を図ろうとする議論が強まることも懸念するところでございます。

また、地方公共団体におきましては、引き続き国・地方を通じた厳しい財政状況と税・財政制度上の対応見通し、また政府における経済財政諮問会議等での議論も注視をしながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要であるとの考え方も示されました。

これら国の動向は、地方財政制度を通じて地方財政に大きな影響を及ぼすため、国の動きを見据えながら基調を合わせた財政運営に取り組む必要があります。

また、県におきましては、平成30年度予算編成に当たって、蒲島県政3期目の折り返しの年として熊本地震からの復旧・復興を加速し、熊本のさらなる発展を実現するため、基本方針である

「熊本復旧・復興4カ年戦略」に基づいた施策の展開により、新たな熊本の創造に向けた明確な道筋をつくる予算とすることを目途とされました。

このため、創造的復興に向けた重点10項目を初めとした将来世代にわたる県民総幸福量の最大化に寄与し、復旧・復興と熊本のさらなる発展につながる必要不可欠な取り組みを重点化し、さまざまな行政課題に対して、より実効性の高い施策が展開される予算となるよう、当初の予算額としては過去最大規模であった平成29年度に次ぐ8,338億円の当初予算が編成をされたところでございます。

また、被災された方々の生活再建と被災地の創造的復興なしには熊本の発展はあり得ないことから、傷ついた熊本を1日も早く復活させ、これまでの流れを取り戻し、さらなる発展に向けた取り組みを加速化させるため、県の施策と各市町村の取り組みが相乗効果を生み出せるよう推進していくこととしています。本町も県と基軸をともにしながら、より一層連携を深めていくこととしたいと考えております。

このような中で、本町では平成30年度当初予算を同29年度に引き続き熊本地震と梅雨前線豪雨による災害からの速やかな復旧復興を図るため、山都町復興計画に基づき災害関係経費を優先的に配分し、総額115億2,000万円の予算を編成をいたしました。

これを29年度の肉づけ予算後の146億5,000万円と比較しますと、31億3,000万円の減額となります。この減額の主な要因は、総務費の熊本地震復興基金交付金事業費及び民生費の老人ホーム民営化に伴う運営費の皆減、それと災害復旧費の減額です。

本町では、高齢化社会の進展や少子化の進行、九州中央自動車道の整備を見据えた取り組み、農林業や商工業の振興、環境対策や教育の振興など、取り組むべき課題が山積をしております。予算編成に当たりましては、こうした課題に加え第2次山都町総合計画に掲げます人づくり、産業づくり、環境づくり、地域づくりに基づく施策とまち・ひと・しごと創生の山の都人口ビジョンと山の都総合戦略に基づく施策を総合計画との整合を図りながら推進するとともに、住民生活を支える基礎的な行政サービスの確保と充実に十分意を用いたところでもございます。

あわせて本年度から取り組みを進めております移住定住に向けた旧浜町庁舎跡地の整備ですとか、新たな新規就農支援を含む農業振興策などの重点プロジェクトの取り組みをさらに加速推進するための予算も織り込みながら計上を行ったところでございます。

詳細につきましては、各課長から説明を申し上げます。

さて、今回はお手元に資料として平成30年度一般会計予算の分析をしたものをお配りしております。

4番の横のグラフでございますけれども、まず1枚目は一般会計歳入予算の項目の構成比をあらわしたものでございます。見ていただきますとわかりますように、自主財源の主たる費目である町税、これが9.7%と予算全体の1割も満たしておりません。この町税を含めた自主財源の構成比は16.2%でございます、類似団体いわゆる同規模の団体と比較をしますと、平均が26.4%でございますので10ポイントも低いということで、非常に脆弱な財政基盤の上に成り立っているということがわかります。

少子高齢化による生産年齢人口減少に伴い、今後も住民税の減少傾向は続くと言われます。この住民税減少を踏まえた財源確保が本町の将来の財政運営にとりまして大きな課題になることは間違いございません。

一方で、依存財源は83.8%と自主財源の乏しい本町ではその割合は必然的に高くなり、中でも地方交付税は歳入全体の半分近くのウエートを占めるなど、この地方交付税が財政運営に大変大きな影響を及ぼしていることがわかります。

地方交付税の動向によって財政運営が困難な状況になりかねないため、今後自主財源の的確な把握と収入の確保に万全を期すとともに、国・県の財源の積極的な活用を図っていくことが求められるところでございます。

次の2枚目は歳出予算の目的別の構成比です。これは、経費を行政目的ごとに分類をしたものでございます。本町の場合は、同規模団体に比較して農林水産業費、商工費、土木費、さらに災害復旧費が高い割合を示しているところでございます。

続く3枚目は、同じく歳出予算の性質別の構成比、これは経済的性質を基準として分類をしたものでございます。これも同規模団体と比較をしますと、人件費、災害復旧費、扶助費等がかなり高く、より一層の経費節減と事務事業の厳しい優先順位配慮をしていく必要がございます。

最後の4枚目は、地方交付税の合併年度からの推移でございます。合併年度及びこれに続く10年間は、合併市町村の普通交付税は合併によって交付税上不利益とならないように激変緩和措置をとるとしたいいわゆる地方交付税の合併特例措置も26年度に終了いたしております。来る30年度は27年度から31年度までの5年間にわたる段階的縮減措置の4年目を迎えます。グラフにありますように、縮減措置の最終年度の31年度には、縮減前の26年度と比較しますと、約12億円近く減額となると見込んでおります。

さらに、平成32年度は国勢調査の年に当たります。このため交付税の算定に大きなウエートを占めます国勢調査人口ですとか、この人口減とともに減少が予想されます世帯数や児童生徒数、農家数、これらを的確に補足しながら交付税が過大過小とならないよう、慎重にその動向を見きわめていく必要もございます。

いましばらくの間、熊本地震と集中豪雨による災害対応は何より優先すべき課題でございます。将来の財政の健全化と災害からの復旧復興の推進を両立させる今後財政運営を果たしていかなければなりません。既存事業の進捗調整、廃止、休止を含めた事業の大胆な見直しを行いながら、適切な財政運営と行政体制の確保を目指していくために、引き続き行財政改革に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

それでは、これから予算の説明に入っていきますけれども、説明は款ごとに行ってまいります。担当課がまたがる款もございます。ページが前後いたしますけれども、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

本案は、款ごとに説明を求めます。款の中に他が所管する項や目がある場合は、その部分をま

たいで引き続き説明してください。説明の際は挙手をお願いします。説明に当たっては、ページと項目名を述べてください。

また、質疑についても、款ごとに款の説明が終わった後に行います。質疑の回数は1款につき一人3回までです。

それでは、1款議会費から説明を求めます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） おはようございます。それでは、議会費について御説明いたします。

39ページをお開き願います。

1款1項1目議会費です。議会費は議員の報酬、議会の運営、その他に関する費用及び事務局に関する経常的経費が主なものです。財源は一般財源です。

平成30年度は総額9,208万9,000円を計上しております。平成29年度に比較しますと82万6,000円の減額となっております。これは主に4節共済費議員共済給付費負担金の減額によるものです。この負担金額は議員の標準報酬月額総額に総務省令で定める負担率を乗じて算出することになっていますが、29年度は39.7%であったものが30年度は38.2%に引き下げされたことによるものです。

さて、1節から4節までは議員及び事務局職員の人件費でございます。

その他、旅費、交際費、19節の負担金補助及び交付金につきましては需用額が昨年度と同程度と見込まれますので、そのように計上しております。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 議会費の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費について、1項総務管理費1目一般管理費から説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、ページ41ページをお願いいたします。

総務費につきましては、全般的な管理事務、それから財政、財務管理に要する経費及び共通経費等で編成をされているところでございます。

まず、一般管理費の1節報酬でございます。特別職の報酬と審議会委員報酬3万6,000円、行政文書等の遞送便の配送事務の非常勤職員報酬49万6,000円ということでございます。給料の部分では、特別職級が2名分、一般職級が44名分ということにしております。これは、昨年が37名分でしたけれども、今回は老人ホームの職員、この分がまだ配置が決定しておりませんので、これらの職員の分を今回総務費のほうで計上いたしております。

続きまして、あとは3節、4節、6節は人件費でございます。

なお、今回退職手当組合特別負担金を42ページの3節の中段あたりで4,800万円組んでおりま

すけれども、これは次年度の定年退職に係る職員が12名ということでございますので、この12名分について今回計上をいたしておるところでございます。

43ページ、ここで旅費で普通旅費、特別旅費、その上に講師等費用弁償とございます。先ほど議会費の中でも項目が出ておりましたけれども、この費用弁償につきましては、1節報酬の支給者に対します実費弁償の経費でございます。普通旅費に区分しておりますのは、公務のための旅行に要する経費でございます。特別旅費につきましては、公務のための研修等臨時的な旅費ということで区分をいたしておるところでございます。以下、これから先の旅費につきましては、この区分で分類をしているものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

13節の委託料で会計年度任用職員制度例規整備支援委託料ということで200万円を計上いたしております。平成32年4月1日から施行がされますこの会計年度の任用職員制度でございますけれども、この任用制度に向けまして例規等々制度設計をしなくてはなりませんので、30年度から準備を進めいきたいということでございます。31年度から本格的な募集、選考等に入っていくというスケジュールにいたしておるところでございます。

それから、45ページでございます。

委託料の続きです。情報連携対応支援業務委託料を約290万円程度組んでおります。これは個人情報保護に係ります業務情報をどのような脅威からどのような方法で守るか、そういった基本的な考え方ですとか、いわゆる情報のセキュリティーを確保するための対応規程、対応基準を支援をいただくものということでございます。

新地方公会計の更新支援業務委託料につきましては、複式簿記方式によります資産、債務の適切な管理、財務情報のわかりやすい開示を行うことということで、平成22年度から現行の単式簿記を補完する制度ということで始められたものでございます。これの支援業務委託料ということで計上いたしているところでございます。

指定金融機関の派出業務委託料につきましては、現在肥後銀行さんにおきまして窓口業務を担当をいただいております。これに係ります人件費や機器費用等の一部の委託を行うものでございます。

続きまして、46ページです。

2目の文書費。これは文書取り扱いに関する経費関連を計上いたしております。47ページの工事請負費に今回228万円計上いたしておりますのは、旧浜町保育園、こちらを書類倉庫として整備を行っていくということにしておりますので、これらの整備に係ります経費を計上いたしております。主に雨漏りですね、かなり陸屋根で雨漏りがしておりますので、書類倉庫として整備の必要があるということで、今回計上いたすものでございます。

続く3目は区長費でございます。現在165区につきまして配送を行っているものでございます。区長部の活動助成、活動の交付金は2,358万円を計上いたしております。うち共有割が218万円、世帯割は1世帯当たり4,000円で積算をいたしております。5,350世帯を見込んでおるところでございます。

次の財産管理費でございます。今回6,400万円の計上をいたしております。1節報酬、町有林の巡視員報酬は17名の巡視員さんに報酬を支払うものでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

12節の役務費につきましては、自動車損害保険料、森林保険料、町有建物災害共済保険料等々を計上いたしております。自動車損害保険につきましては、消防やバス等につきましてはそれぞれの所管の課で保険を組んでおりますので、ここではそれ以外の一般車両90台について保険料を支払うものでございます。森林保険料も町有林の森林面積に応じて保険を支払うものでございます。町有建物災害共済保険料は251施設につきまして共済保険を掛けるものでございます。

続く49ページです。

委託料でございます。町有林整備委託料につきましては、下刈り、間伐等の所要の経費を3,000万円今回計上いたしたところでございます。

続く統合型地理情報システム保守業務委託料、これにつきましては人工衛星から得られましたデータを地理情報に利用するための保守業務でございます。ゼンリン住宅地図の更新ですとか、空き家管理システムデータ、そういったことに利用をいたしております。

田小野音次郎町有林借上料が14節に計上いたしておりますけれども、これにつきましては13ヘクタールを国有林を町有林として借り上げておりますので、その分の借上料を8万9,000円計上いたしておるところでございます。

19節の14万4,000円、負担金補助及び交付金のうち市町村交付金とございますのは、これは旧菅原織物泗水工場の敷地分でございます。固定資産税相当分を菊池市へお支払いするのに市町村交付金という項目で歳出をするものでございます。

続く6目の庁舎管理です。ここには本庁と両支所の管理経費で構成をしておるところでございます。これも経常的な経費でございますけれども、51ページのまず13節の委託料で庁舎関連業務委託料456万6,000円とありますのは、空調ですとかエレベーター、それから貯水槽の清掃等、こういったもの管理業務ということで一括して委託をするもので、予算を計上しているところでございます。

それから850万の工事請負費がございます。蘇陽支所の設備改修工事でございますけれども、これは中央監視装置がございますけれども、こちらの設備が蘇陽支所の建設時からまだ更新がなされておらず、非常にふぐあいが発生多発しておりますので、それを防止するために今回改修工事を行うものでございます。

続く52ページの7目は管理費、これは入札事務に関する経費を計上いたしておるところでございます。

続く53ページの交通安全防犯対策費、こちらにつきましては右にありますように交通指導員の報酬ですとか、カーブミラーの購入費等々、交通安全に係ります経費を計上いたしております。カーブミラーにつきましては、例年この金額で毎年16基を購入をして配分をしておるところでございます。

続く54ページが9目の防災行政無線費です。これにつきましては、現在放送業務に1名、それ

から保守業務に1名、各1名ですね、こちらの職員についての報酬を非常勤職員報酬ということで計上いたしておるところでございます。あとも経常的な経費のみでございます。

続く会計管理費、55ページの10目でございます。こちらは一般職級の3名分を計上いたしております。残りは人件費、それから消耗品、済みません、56ページの11節の240万は共通の消耗品費ということで各課の共通する消耗品をここで一括して計上しているものでございます。

ページ飛びまして75ページをお願いいたします。

2款4項選挙費です。選挙管理委員会費ということで、これも選挙管理委員会に係ります経常的な経費を計上いたしております。選挙管理委員、現在4名おりますので4名の報酬、それから給料は1名分の担当職員の給料を計上いたしておるところでございます。

続く76ページは町議会議員選挙、それから土地改良区の総代選挙、これは3年に一度でございますので29年度に予算を計上いたしておりました。今回は30年はございませぬので、いずれも町議会議員選挙費とあわせて廃目と、ゼロということで計上いたしたところでございます。

以上で、総務課所管に係ります予算については説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。それでは、企画政策課関係の予算について説明したいと思います。

その前に、企画政策課におきましては、企画係、情報係並びに復興推進室の2係1室を有しております。

企画担当のほうでは、総合計画を初め政策に係ります政策確定の管理、関係部署との調整、また地域づくりへの支援、それから公共交通対策、景観行政、そして広域連携の業務を行っております。

また、情報係におきましては、広報、統計、調査業務を初め業務で使っております情報システム、それから外部向けの情報システムの総合管理を行っているところでございます。

また、復興推進室におきましては、復興事業に係る復興基金関係の各種メニューの取りまとめや震災、それから関連災害の記録の収集、またその記録史の作成を行っていかうしているところでございます。

それでは、56ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費11目の企画費からでございます。本年度予算につきましては、2億7,681万3,000円を計上させていただいております。

国県補助金につきましては、主に防衛事業の調整交付金事業3,070万、また電源立地交付金800万等々が主な国県支出金の内訳となっております。その他につきましては、コミュニティーバスの使用料、それからバスターミナルの施設を貸しておりますので、その使用料等を充てているものでございます。

それでは、右側の説明をします。

1節報酬、これにつきましては、ここに計上しておりますが、来年度策定予定の公共交通網形

成計画に協議会を設置する必要がありますので、その報酬発生分4名分、それから総合計画審議会の委員報酬10名分、景観づくり審議会委員報酬9名分ということでございます。

2節の給料から共済費までにつきましては、企画関係の職員10名分の給料手当等でございます。

8節報償費につきましては、移住定住プロジェクトを進めておりますが、この外部アドバイザーにつきましては3名分の謝金を用意しているところでございます。

その他9節から11節につきましては、事務経費ということでございます。

済みません、11節は需用費の真ん中に電気料とございますが、これにつきましてはバスターミナル、それから清和地区の施設の電気料ということで計上しております。

12節の役務費の一番下でございます公用車保険料につきましては、コミュニティーバスの自賠責料でございます。

13節の委託料で一番下にあります施設管理委託料につきましては、これもバスターミナルの管理委託料ということで103万4,000円を計上しております。

58ページをお願いします。

コミュニティーバスの運行委託料につきましては1億3,500万です。それから計画策定調査等委託料、これは公共交通網形成計画に係る調査等の委託料で840万。それから、その下の山の都景観形成検討業務委託料、これは景観計画の見直し業務について280万の委託料を組んでいるところでございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、車両借り上げは九州中央道の地方大会を行います車両借り上げ分でございます。

18節備品購入につきましては、コミュニティーバスの車両更新を2台予定しております2,900万計上させていただいております。

19節については、各種協議会等々への負担金でございますが、一番下でございます地方バス運行等特別対策補助金というものにつきましては、民間バス、熊本バスが運行しております件について、近隣自治体とともに8系統について補助するものと、生活コース路線維持費補助としまして国県補助対象外について2系統ありまして、合計10系統への補助金が2,790万計上しているところでございます。公課費につきましては、コミバスの重量税でございます。

続きまして、2目地域振興費です。4,302万7,000円を計上させていただいております。右側の報償費でございますが、地域おこし協力隊、これにつきましては、現在3名地域おこし協力隊が活動しております、その報償費ということでございます。

以下、9節、11節は事務経費でございます。

60ページをお願いします。

14節の使用料、賃借料につきましては、地域おこし協力隊の住宅借り上げ、並びに活動用の機材借上料を計上しているところでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、それぞれ研修負担金なり会費ということで上げておりますが、下の段でございます自治振興区助成金につきましては、28自治振興区に2,630万、独自事業として840万を計上させていただいております。

続きまして、13目広報費でございます。これにつきましては、広報業務に係る諸経費ですけれども、11節需用費におきましては、印刷製本に350万、6,200部、毎月広報やまとを印刷する経費でございます。

続きまして、14目情報費でございます。8節の報償費につきましては、地域情報化計画を現在本年度つくっておりますが、これの実施計画分に来年また詳しく詳細にさらなる情報化について進めたいということで検討委員会を予定いたしまして、その有識者、アドバイザー含めて3名分の謝金を計上させていただいております。

需用費、印刷製本費280万につきましては、共通する関係帳票の印刷代といえますか、その費用でございます。

役務費1,372万7,000円につきましては、業務用の基幹系と言いますけれども基幹系、それから情報系、それから県庁ネット、住基ネット、それからその他のインターネット等の回線使用料を1,372万7,000円を計上しているところでございます。

62ページをお願いいたします。

委託料の上三つにつきましては、業務に関する情報機器の委託料等々でございます。4番目でございます地域情報化施策に係る業務委託料につきましては、先ほど申しました地域情報化計画実施計画の委託料ということで290万上げさせていただいております。

続きまして、14節使用料及び賃借料ですけれども、これにつきましても、それぞれ業務に係るパソコン、それからソフト、4番目にあります総合行政ASPサービスとありますが、これはアプリケーションサービスプロバイダーの使用料ということで読みかえていただければ結構かと思えます。2,859万4,000を計上しているところです。

19節負担金補助及び交付金につきましては、これも関係協議会等の負担金を上げておりますが、一番下に光情報通信基盤整備事業補助金でございますが、これ今までずっと議論も説明もしてまいりましたが、光ケーブルの整備が30年度までの事業として補助金を出しておりますが、4月開通ではございますが30年度まで事業ということで、残り2億300万を補助するということとなります。これはNTT西日本へということになります。

ページ飛びますが、66ページをお願いいたします。

21目地方創生総合戦略費でございます。この中で特定財源で国県支出金でございますが、1,830万につきましては地方創生交付金事業でございます。この事業につきましては、現在食農観光塾、それから農産物ブランド化事業等々を行っておりますが、それぞれ各部署でやっておりますが、総務費の中で総合戦略費としてまとめさせていただいております。

8節の報償費につきましては、総合戦略会議の委員の謝金2名分でございます。旅費につきまして特別旅費がございますが、これはブランド化事業等々に係るさまざまな催事、販促事業、それから研修事業の旅費でございます。

13節委託料でございますが、今申しましたそれぞれの事業に対する委託料分でございます。食農観光塾事業の委託料が450万、地域仕事支援業務委託料が864万、矢部高校魅力化支援事業業務委託が483万9,000円、山都塾コーディネート委託料が178万ということで計上させていただ

いております。

14節の使用料及び賃借料につきましては、空き家バンクの登録システムの使用料でございます。

15節工事請負費につきましては、短期滞在施設ということで、現在清和地区の場所について短期滞在施設として改修しようということで計上させていただいているものでございます。

68ページをお願いいたします。

備品は必要な備品を購入することで28万上げさせていただいております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、農産物ブランド化事業の補助金としまして農産物ブランド化推進協議会への補助金ということで953万4,000円を計上させていただいております。

22目山の都創造ファンド事業費ですが、これにつきましては特定財源その他で2,250万を計上しております。これはこのファンドという基金を造設しておりますので、そのファンドより2,250万を充てているものでございます。

19節負担金補助及び交付金におきまして同額2,250万を計上させていただいております。このファンド事業につきましては、現在七つのメニューを持って、それぞれにぎわい再生なり、起業支援なり、定住促進なり、地域づくりなりということで支援活動のメニューを用意しているところでございます。

23目熊本地震復興基金交付事業でございますが、これにつきましても特定財源につきましては復興基金のメニューを、国県支出金は1億3,349万3,000円を計上させていただいております。

右側に委託料ございますが、現在熊本地震に係ります記録史、アーカイブとしまして記録史の作成を30年度に予定したいということで計上させていただいております。本編については300部程度、概要版を各家庭に配れたらということで6,700部、本編と概要版ということで作成したいと考えております。

負担金補助及び交付金につきましては、1億3,349万3,000円ですが、住まい再建支援事業につきまして30年で12件の見込みで140万、それから被災宅地普及支援事業に約100件を見込んで1,178万6,000円、次のページになりますが、農家の自力復旧支援事業に100件見込みの300万、コミュニティ施設の再建事業に2件で1,123万2,000円を計上しているところでございます。

またページ飛びますが、76ページをお願いいたします。

76ページの下段にあります1目統計調査総務費でございます。これにつきましては、統計業務に係る諸経費を計上しております。

次の77ページの統計調査費に報酬ということでございますが、調査員報酬、これ30年度は住宅土地統計調査がございまして、その調査員18名、それからその指導員3名分の報酬費ということでございます。

企画政策課分については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 次の目について説明を求めます。

清和支所長、増田公憲君。

○清和支所長（増田公憲君） 失礼します。ページを63ページ、2款1項15目の小水力発電施設事業費でございます。予算説明の前に少し説明いたします。緑川の本流にですね、青葉の瀬砂

防ダムの堰堤に建設しました清和水利発電所につきましては、平成17年度から運転を開始し、こととして14年目を迎えております。国は新たな再生可能エネルギーに関する法律を定めまして、固定価格買取制度を施行しました。

清和水利発電所も新たな法律の適用によりまして、売電単価、消費税は別ですが、1キロワットアワーの価格を10円から30.18円に移行することになりました。新たな買い取り価格の期間は、平成24年の10月1日から平成37年の6月30日までとなっております。年間発電量につきましては86万キロワットアワーを予定しておりまして、年間売電額が2,800万円ほどを見込んでいます。

全体工事費につきましては、当時2億8,500万ほどかかっております。補助金を差し引いた補助残については1億6,010万円を借り入れて、今現在返済しているところでございます。借り入れた返済期間につきましては、あと2年ですね、平成31年度で完了することになっております。それから、その後平成32年度からは黒字転換になると見込んでいます。

しかしながら、新たな買い取り価格の終了期間が37年6月30日となっておりますので、その後の買い取り価格については、電力会社の判断に委ねられることになり、未定でございます。

それでは、予算の内容の説明をさせていただきます。

本年度予算額が435万3,000円ですね、前年度に比しましてマイナスの180万3,000円です。これは修繕費等の昨年かかりました減でございます。それから、特定財源におきましては435万3,000円につきましては、売電収入を上げているところでございます。

11節の需用費です。一応39万ということで消耗品費、電気料、修繕料を上げております。

12節役務費です。これは電話料の2万3,000円を上げております。

13節の委託料です。339万5,000円は委託料を四つ計上しております。九州電気保安協会との保安管理委託料、それと取水口の導水業務委託料、これは取水口にたまります土石の堆積の除去についての委託料です。それから施設の管理委託料、取水口の管理の委託料を個人さんに委託しております。それから発電機のメンテナンス委託料ですね。これは専門業者による委託料を組んでいるところでございます。

次のページの63ページをお開きください。

14節使用料及び賃借料につきましては24万5,000円。これにつきましては水利使用料としまして、熊本県流水占用料徴収条例等により県に払う使用料でございます。

それから、22節補償補填及び賠償金ということで30万円計上しております。これは緑川漁協、県の補償金ということで緑川漁業協同組合のほうに払う金額でございます。

それから、もとに戻りましてページ36ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど売電価格を2,800万ほど見込んでいますということでございます。ページ36ページの下段の2段目、清和水利発電所売電収入2,800万を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

地籍調査課長、玉目秀二君。

○地籍調査課長（玉目秀二君） おはようございます。山都町の地籍調査事業は、現在第6次国土調査事業10カ年計画に基づいて実施しております。9年目を迎えます。29年度、国の防災、減災対策に伴います補正予算、これは豪雨災害等に備えた地籍調査事業費ということで先月成立し、熊本県の予算配分3億2,400万が決定しました。現在、15の市町村で地籍調査事業を実施しておりますが、今回の4市町、熊本市、八代市、小国町、そして山都町に予算配分されました。山都町は1億円の地籍調査事業割当額が決定いたしましたので、補正予算を計上し、昨日議決をいただいたところでございます。

事業費調査区は、矢部地区が城平、入佐の一部1.35平方キロ、14字、1,791筆。清和地区が郷野原の一部4.06平方キロ、22字、1,848筆。蘇陽地区が上差尾の一部4.06平方キロ、53字、1,802筆でございます。一筆調査のみを30年度に実施いたします。

平成30年度の予算編成は、29年度繰越明許をいたしましたこの一筆調査地区の測量に係る事業費及び矢部地区の入佐の一部1.1平方キロ、11字、1,255筆の一筆調査測量に係る事業費を計上しております。

それでは、64ページをお開きください。

16目地籍調査費について御説明いたします。本年度予算額2億2,440万2,000円、前年度予算額3億3,902万3,000円、1億1,462万1,000円の減でございます。先ほど御説明いたしましたとおり、本年度計画地区の一筆調査を29年度繰越明許費で実施いたしますので減となっております。繰越明許費1億50万と合わせますと前年度予算規模でございます。財源内訳につきましては、国が2分の1、県が4分の1で1億3,445万1,000円となっております。残りが一般財源です。

1節報酬、地籍調査推進委員報酬50万2,000円。これは各字ごとに土地の実情に詳しい2名の方に推進委員になっていただいております。推進委員会議及び一筆調査時に立ち会う委員の報酬でございます。事務費補助、非常勤報酬298万円は嘱託職員2名分に係るものでございます。

2、3、4節は職員の給与等に係るもので、説明のとおりでございます。

続きまして、9節旅費、このうちの費用弁償8万4,000円は地籍調査推進委員の会議、現地立ち会い時の日当でございます。

11節需用費は説明のとおりでございます。

12節役務費のうち、推進委員、土地立会者保険料29万7,000円、万一調査時にけが等された場合の保険でございます。JAかみましきを代理店として共栄火災海上保険株式会社の傷害保険のほうに加入しております。

13節委託料、地籍調査業務委託料1億7,227万円。内訳といたしまして、矢部地区の一筆地測量業務委託料6,301万6,000円、清和地区測量業務委託料5,483万4,000円、蘇陽地区測量業務委託料5,442万円となっております。電算機器システム保守委託料48万円につきましては、地籍調査情報管理システムの保守委託料でございます。

14節使用料及び賃借料、これは地籍調査情報管理システム、コピー機のリース料でございます。次のページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金、これは熊本県の国土調査推進協議会の負担金でございます。県内

で調査実施市町村の会員で構成をされております。関係機関との情報連絡調整、各種研修会の開催、国への予算要望活動等を行っております。

22節補償補填及び賠償金、これは調査区で地籍図根三角点設置時に測量に支障のある流木等がある場合、補償して伐採する経費でございます。

27節公課金、これは公用車5台に係る車検時の自動車重量税でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） お世話になります。それでは、続きまして税務住民課関係予算について御説明を申し上げます。

税務住民課は課税係、そして徴収係、そして戸籍住民係という3係で構成をしておるところです。税のほうにおきましては、適正な賦課を行っていくということ、そして公平公正な徴収を行っていくということ心がけているところです。戸籍につきましては、適正な法令遵守を心がけて実施をしております。

本年度につきましては、例年どおり税務住民課につきましては、経常経費が主ではございますが御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、69ページお願いいたします。

2款2項の徴税费になります。まず1項1目の税務総務費のほうからになります。まず1節の報酬です。こちら固定資産評価審査委員、3名おられます。3名の報酬になります。そして、次が固定資産関係、地籍業務の入力嘱託職員ということで1名を雇用しております。

2節、3節、4節につきましては、職員12名等の人件費等を上げてあります。

7節の賃金です。これにおきましては、主に申告時におきます事務補助の職員の賃金ということになります。

11節につきましては、追録代になります。

19節の負担金補助及び交付金ですが、県の税務関係のいろいろな協議会がございます。こちらに書いておりますように各地区の協議会、連合会等への負担金等になります。その一番最後のところに地方税電子化協議会負担金とありますが、これが昨今申告におきましても電子化が進められております。今全国的な規模での協議会がありまして、そこへついでの本町からの負担金24万8,000円ということになっております。

続きまして、2目の賦課徴収費のほうになります。9節の旅費、11節の需用費につきましては、ごらんいただくとおりでございます。

12節の役務費につきまして、右のほう郵便料がありますが、これは納付書等を発送する場合の郵便料金ということになります。真ん中、中ほどぐらいに地方税電子申告支援サービス利用料を143万9,000円とございますが、これは国税と連携をして申告がスムーズにいくように進めていくというシステムになります。他のものにつきましては、大体そういったふうなインターネット公売システム利用料等を上げているところではございます。

13節委託料になります。こちらが土地評価関連業務委託料ということで1,280万7,000円を計上させていただきます。昨日の平成29年度の補正におきまして、債務負担行為ということでお認めいただきまして、相応の金額をここに計上しております。

固定資産は3年に一度評価がえを行っていくこととなります。その中で、土地業務につきまして、専門的な知識を有する不動産鑑定士、これは国税庁のほうから土地評価鑑定基準というのが出ておるんですが、その中にあります文言の中にも不動産鑑定士等を利用して、きちんとした正確なそういったふうな評価を下さいということになっております。そういうことで、専門的な知識、そしてかなり膨大な作業量になるものですから、専門業者のほうへ委託をするということで1,280万7,000円を上げているところです。

その下に公図訂正業務委託料とございます。これは地籍調査等で新たな図面等ができ上がってまいります。これを本町の字図等をきちんとそれに合わせた形に訂正をしていくということで210万1,000円を計上しております。

続きまして、次ページの給与支払報告書入力業務、また申告受付システム国税連携対策改善業務委託というのが情報系のほうでありますRKKコンピューターサービスさんのほうに委託をしていくという形になります。

19節の給与支払報告書等の印刷負担、これは申告用の給与支払報告書を作成し、各特別徴収を行っていただいている事業者のほうへお送りしているという形になります。

23節償還金利子及び割引料になります。過誤納払戻金200万につきましては、過年度分について申告の更生等が行われた場合には、前年の分は調定の変更でできますが、過年度分になりますとこういう形で過誤納金の納付払い戻しという形になりますので、200万程度上げているところでもあります。

続きまして、73ページ、2項の戸籍住民登録費、1目の戸籍住民登録費について御説明申し上げます。

2節、3節、4節は職員8名に係りますところの人件費等になります。

7節は臨時職員の賃金を上げております。

11節の需用費の中の消耗品費につきましては、窓口業務でありますのでいろいろ証明書等を出す際用の紙代を計上しております。改ざん防止用紙といいまして、コピーをすると複写とかコピーというものがあらわれるような用紙で少し高くなっておりますので、ここに用紙代として75万1,000円を上げているところです。

続いて12節役務費につきましては郵便料、それとこちら回線使用料というのが6万9,000円上げております。それと次のページの住民票等の交付事務手数料というところ、少し飛ぶんですけど、14節にファクスリース料というところで10万円上げておりますが、いずれも同じもので、蘇陽地区の馬見原にあります蘇陽郵便局と柏郵便局において、郵便局さんの御協力を得ながら住民の方々のほうへ戸籍関係住民票等の証明書等を発行しておりますが、それに係る経費でございます。

済みません、74ページ、13節委託料につきましては、戸籍住民係であります住基関係、そして

マイナンバー関係等の機器のシステムの保守等に関するもの、また保守等に関するものの委託料になります。

19節につきましては、戸籍等関係の研修会が法務局等を中心にしながら行われますので、そこにおける各負担金等になります。

それと、この19節の一番最後にありますが通知カード・個人番号カード関連事業費交付金。これは歳入のほうと歳出のほうと同額になってまいります。J-LISという組織が総務省の外郭団体でございまして、そこが個人番号の発行業務等を一切担っておられますので、そこへ補助金をもらってここから出していくというような形になっております。少しページ戻っていただいて73ページの戸籍住民登録費の国県支出金というところに389万3,000円と上げておりますが、この中の158万1,000円、先ほど言いました19節の158万1,000円がこの中で個人番号カード交付事業補助金ということで国のほうから補助があります。それをそのまま支出をしていくというような形になります。

そのほか国県等から各調査や権限移譲に伴うところの委託金等がこの中に含まれているところがございます。

それと、税務のほうですので歳入の町税のほうについて少し御説明を申し上げたいと思います。9ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項の町民税になります。ごらんいただきますと、本年度の予算額を町民税の個人でいけば3億4,438万円ということで前年比3,872万円ほどふえているわけですが、ずっと言われておりますように、平成28年度の地震で29年度の税収のほうが落ち込むのではないかというふうに税務のほうでも当初は試算をしていました。雑損控除があったりとか、税の軽減措置等が行われることで落ち込むのではないかというふうに計算をしていたところではありましたが、28年度における農業生産等も順調に進んでいたようで、またそれにかかわる災害関係業務に従事された方々の給料等の所得もふえていたようで、29年度においてもそれほどの落ち込みがありませんでした。そのことを試算をしながら本年度の町民税の歳入予測を立てたところでございます。昨年よりもまだ少しはまたふえていくのではないかということで、この3億4,400万という数字を上げさせていただいたところです。

続いて、2項の固定資産税についてなんですけれども、昨年度に比べると87万2,000円の減ということになります。ここ数年間、償却資産等がふえてきていたということで固定資産税が前年、平成27年ぐらいからずっとふえてきていたところではあったんですけども、いわゆる太陽光発電等についても、このところ少しは新規の設置が少なくなってきたかなということが考えられると思います。それと、また先ほど申しましたように平成30年は固定資産の評価がえの年にも当たります。償却資産についても償却の数もふえてまいります。ということで、本年度につきましては、固定資産については87万2,000円が減ということで予算は立てているところです。

その下段の国有資産等所在市町村交付金というのは、本町内に国有資産がありますが、これは課税ができないので、その課税相当分を交付金という形で国ほうから来るということになります。

10ページ、11ページのほうをごらんいただきたいと思います。

軽自動車税につきましては、毎年少しずつふえているところです。微増しているのかなというふうに思います。

次の4項のたばこ税につきましては、やはり喫煙人口が減ってきているせいで少しは減ってきたのかなと。ただ、これからたばこ税も年次計画で平成の35年だったですかね、までぐらいにたばこ税がずっとまた値上がりをしてまいりますので、ここについても今後はまた推移を見ていきたいというふうに思います。

5項の入湯税につきましては、通潤山荘分の入浴に係る分の入湯税になっているところがございます。

以上で、税務住民課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

監査委員事務局、緒方功君。

○監査委員事務局（緒方 功君） 監査委員費について御説明いたします。

予算書は77ページから78ページに掲載されております。

6項1目監査委員費です。平成30年度は997万円を計上しております。全て経常的経費です。平成30年度においては、延べ56日間の監査を計画しております。

1節から4節までは監査委員及び職員1名の人件費でございます。

9節の旅費は監査委員の費用弁償が主なものです。

11節需用費及び19節負担金補助及び交付金につきましては、支出見込額が前年度と同様でありますので、そのように計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 以上で、2款総務費についての説明が終わりました。

ここでしばらく、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから2款総務費について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） よろしく申し上げます。なかなか難しくどこから尋ねたらいいかということもあるんですけども、何とかお金が生み出せないかなということと、一般質問からずっと質問しています介護保険について、地域の受け皿づくりをするためにどんなふうにお金を計上してあるかなというところを一応自分では見たつもりです。

最初に、47ページの区長費のところに役務費として配送料というのが201万1,000円計上してあるんですけども、いろんな配り物を区長さんのところに配達してあるやつだと思えますよね。以前はこれは直接御自宅に配られていたというふうには思っているんですが、違っていたら済

みません。もしもこの配送料をどなたかが配ってくださったら浮くのかなど、単純に思ったことです。それをお尋ねしたいと思います。

それと60ページの自治振興区の助成金についてです。これは介護保険制度における受け皿づくりということで、自治振興区助成金の中から自治振興区独自事業補助金の中から、何かそういう地域で健康づくりとかそういうことをするために使っていいお金があるのかどうかというか、それは自治振興区それぞれで考えられることになんでしょうけれども、そういうふうにも使ってくださいというふうに町からも言っていたといいのかなというふうに思いましたのでお尋ねします。その独自事業というのはどんなのがあるのかというのもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、47ページの12節役務費の件でございます。これは現在民間業者、入札しまして配送料をお支払いをしていると。業者決定して役場から区長さんのお宅までということになります。ですから、あとは区長さんがそれぞれ組長さんを通じてそれぞれ御自宅に配送されております。

御指摘のお話ですけれども、従前は職員がそういう区長さん宅に持って行ったりとか、そういったことを支所もそうなんですけれどもやっておりました。かなり膨大な時間と労力、これらが生じるものですから、これにつきましては見直しを28年度行いまして、これについては委託、しかも確実に届かせるということが非常に重要ですので、特に選挙広報等もう期限が決まっておりますので、そういったものが長くお手元にですね、こちらにないように、そういったそごがないような形にしようということで民間業者に委託をして今配送を行っているというような形に変えております。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。まず最初に、自治振興区の助成金は地域の福祉目的にも使っているのかというお尋ねだったというふうに思います。なかなか説明する機会がございませんので、ちょっと申し上げますと、自治振興区の助成金といいますのは、各地域の地域自治の活動をやってほしいということで設けた制度でございます。基本割を29万円基礎にしながら、世帯割、人口割を基本に公民館活動や子ども会、敬老事業、それから女性部活動、体協活動、環境整備活動、それから健康づくり活動、こういったものを基礎単価を積み上げながら、積算基礎としてそれぞれの自治振興区宛での助成金を決定させていただいております。

これは、議員がおっしゃったように、地域で何に使うかはもう制限しておりませんから、それぞれの地域で地域の最優先課題は何かということで、地域の方々がじゃあ福祉目的に主に使おうとかいうことでも全然構いませんが、地域活動というのはこういう山都町においては非常に重要な活動になりますので、それぞれ多様なやり方で、これまでの公民館活動や体協活動や環境美化づくりとかそういったことにもかなり配慮されて各部会で作られております、扱われております。もちろん福祉目的は子供の健全育成なり、それから健康づくりということにも使えますので、これの使い方について、差を設けているわけでございませんから、地域でしっかりと協議されて

いただいて結構でございます。町のほうに御相談いただければ、そういったことも、よその例も御紹介できますので、そういったことでお答えしておきたいと思います。

それから、独自事業についてございますが、独自事業については、これは今申しました自治振興区の助成金とは別に、これだけ広い地域地域ではそれぞれ地域に応じた独自の課題があるということで、一地区、もうこれは人数、規模、地域の広さに関係なく一律30万を上限として別途事業を設けているものでございます。

地域活動でこれまで使われた例としましては、それぞれ地域のコミュニティー活動、要するに地域のお祭りとかに使われているところもございまして、夏祭り、それから神楽等も含めてそうです。それから、地域の街路灯といいますか、防犯灯整備なんかにも、それが必要だと言われるところはそういうところに使われたことがございまして、町内ではごみ収集のかごですね、ああいうのをかなり設置をいただいているということで、その地域地域で一番最優先課題は何かということで自由に使われて結構だと。ただ、飲食費はだめだよということぐらいでありまして、それぞれ抱える課題について、これは別途申請で上限が30万というだけでございますので、そういった活動に使われて結構だということです。

それから、もう一つ申し上げたいのは、この活動費を5年間については積み立ても可能としておりますので、それをほかのいろいろな国県の補助金の裏補助といいますか、裏負担分をそうやって積み上げて大きな投資をすることも可能ということで、本当に地域が使いやすいような助成金として考えておりますので、これもまた地域地域で相談されて御相談いただければ、ほかの地区の事例も含めて御紹介できるものというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 中村です。

48ページの節の13の委託料で下のページにいきますが、町林整備委託手数料の3,000万の内訳を教えてください。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ちょっと今手元に詳細な内容については持ってきておりませんが、御所の町有林の下刈りですとか、あとは八木の下刈り、町有林の主に間伐と下刈り、これが約10団地ほど計画をいたしておるところでございます。

なお、説明のところでは不足しておりましたけれども、47ページの412万7,000円ですね、これにつきましては、御所団地の下刈り等の補助金もこれは含まれておるところでございます。また1,732万3,000円のその他につきましては、一本木、鬼ヶ城の町有林の間伐売払収入ということで、そういったところも今回計画に入れているところでございます。

また、団地が詳細が必要だということであれば、後でその団地につきましては提示させていただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） まず質問ですが、総務課長のほうに、まず前段のほうで地方財政基金のことをちょっとおっしゃいました。国がほうが監督するようなことになるんじゃないかと、今後ですね、そういった話をされたと思います。これは仮に自治体に基金が多くあれば、国のほうからの財政の支出も減らすとか、そういったような話でしょうか。

それと、我が町の財政規模から見た場合に、そういった基金の総額的なものですね、財政調整基金を主とした基金の総額が大体適正な規模といたしますか、国も認める金額というのはどれぐらいになるのかなというようなことをちょっとお聞きしたいのと、ついでに現在の財政調整基金だけで結構ですが、その基金の残高を教えてくださいたいと思います。

それから、平成32年で国勢調査があるというようなことで、27年に国勢調査があっていて、人口が合併当時よりかは4,000人ぐらい減っていたというようなことで、人口1人当たりが減った場合に普通交付税の大体減額は1人当たりどれぐらいになるのかなというようなことを、ちょっと大体、もちろん計算すればわかるわけですが、そのことをお聞きいたします。

それから、合併特例交付金、これが5年間、支所運営とかそういったことをしている自治体に関しては援助があったわけですが、聞くところによりますと、あと5年間ぐらいの延長もできるような話も聞いておりますが、その点はいかがでしょう。このことをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。まず、地方公共団体が持っております基金保有高ですね、財政調整基金とかきのう説明しましたような特定目的基金等々ございますけれども、この基金が地方公共団体には潤沢にあるのではないかと。実際に金額を積み上げますと、やはり昨今では災害等が非常に頻発しておりますので、そういったことに備えて各団体とも基金をため置くというようなことも根底にあるのかもしれないけれども、そういったことを国が地方には財源がかなり国に比べるとあるのではないかとということで、まだそれにつきまして具体的にそれを交付税に反映させようというような形はまだございませんけれども、そういったことを国のほうが今話をしている。それについては注視するなり、懸念をしているというふうな状況にあります。

それから、基金の適正規模というのは、これは非常に難しゅうございます。財政調整基金というのが一般家庭で言いますと普通預金に該当するものだというふうに捉えられて結構ですけども、今現在大体5億5,000万円程度残高があるところがございますけれども、きのう、これも一般質問のところでも申し上げましたけれども、標準財政規模というもの、大体77億ということで申し上げましたけれども、これの大体2割程度がほぼほぼ適正な規模ではないかなと。これはもう経験則とか県のヒアリング等々参りまして、最低限2割程度あれば充足をすると。さっき言いましたような災害対応にも迅速に対応ができるというようなことを話としては御紹介しておきたいと思っております。

それから、国調人口の件ですけども、交付税の算定基礎につきましては、もう人口というのがどの項目にもとっていいほどですね、わたって算出の基礎になっております。ただ、これに

は一人当たりを算出するというのは非常に難しゅうございまして、また年度年度でも産出の根拠が、積算基礎が変わってまいりますので、よく私も以前から一人当たりどのぐらいあつとねとおっしゃいますけれども、もう端的に言えばさつき議員おっしゃったように、交付税を人口で割るしかないなど。荒っぽい、済みません、回答で申しわけないんですけれども、一人当たりというのは出てきません、交付税算定上はですね。

10万人というのがまず交付税で言うところの算定の基礎なっております。仮想の団体で計算をします。うちのように1万5,000ぐらいだったら割り落としをしたりとか割り増しをしたりとかいう加算措置があったりするものですから、なかなかその一人当たりというのは出ないと。10万人当たり幾らというのは出るんですけれども、それをまた本町に引き直すのが非常に、ちょっと技術上、済みません、難しいということでございます。

それから、最後は、御質問、お答えはそれでよろしかったでしょうか。

(自席より発言する者あり)

済みません、合併特例債は5年間の延長があるということですが、この5年間については、この5年間の間に期限が、済みません、例えば施設なり建設しようとするれば、その5年間の中で終了することが一応義務づけられているような形でございますので、本町で例えば合併特例債を使おうとした場合に、総合体育館が今後予想はされる場所なんですけれども、今のところ総合体育館につきましては過疎債を検討しているということでございますので、合併特例債を使用するそういう事業が現在のところは見当たらないというようなところ、これで一応延長のほうは見合わせているというところがございます。

○議長(工藤文範君) 10番、藤原秀幸君。

○10番(藤原秀幸君) 聞いた意味は、特例債を使うとかその点もあったわけですが、それだけじゃなくて、今度5年間延長が大体切れますね。そうしたときに、またあと5年間延長が、何か特例措置ですかね、交付金のあれがあるという話をこの前ちょっと聞いたんですが、その情報が入っていますでしょうか。そういったときに減額の割合がわかっていたら、特例交付金の減額がわかっておればお教え願いたいというふうに。

○議長(工藤文範君) 総務課長、坂口広範君。

○総務課長(坂口広範君) まず、私申し上げました合併特例債につきましては、従前さつき言いました平成17年から26年度まで10年間、そのときも延長ございました、特例債ですね。さらに今回も再延長の話も来ておりますし、交付金の話もございますけれども、具体的にまだ金額的にはどれだけかというのは明示はされておられませんというところがございます。

○議長(工藤文範君) ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番(後藤壽廣君) 11番後藤です。3点ほどお尋ねしたいと思います。

まずは、44ページの人事評価制度の研修業務委託料というのがありますが、人事評価につきましては取り入れて何年目になるのか。それを委託するのはどういう形で委託するのか。評価の実績ですね、どのように業務で生かされているのか。今後もやっぱりこれをやる必要がある

のかというのをお聞きしたいと思います。

その次に、67ページの委託料、ここに食農観光塾と山の都地域仕事支援と矢部高校魅力化支援事業委託料があります。これ、400万、800万、400万というふうにありますけれども、これらについて委託先とことしの内容、どういう内容でされる予定があるのかというのをお尋ねしたいと思います。

それと、あとは69ページ、地域コミュニティーの再建支援、これ1,100万、これ2カ所というふうに言ってあったですかね。これの内容についてお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

あと1点ですが、コミュニティーバスの委託料が上がっております。コミュニティーバスについては、一般質問の中でも見直すとか地域バスを出すとかいろいろな話が上がっておりますですね。そういう中で、議会の中でも一般質問で上がっておりますので、これについてはやっぱりそこをどうするのかというような会議費は上がってないんですけど、一般質問に対しての検討するような経費は今後上げる予定があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほどの藤原議員の御質問ですね、済みません、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

平成27年度から31年度まで、5年間でいわゆる普通交付税の合併算定が一本算定に切りかわっていく縮減措置、激変緩和措置があるということですね。それがまだ合併団体にとりましては、そこまでの何といいますか、経費節減等々が図れていないというようなことで延長の話はあっておりますけれども、具体的に我々についてそういった国県からはまだ明示はないということで済みません、そういったことで説明させていただきます。

では、後藤議員の御質問にお答えいたします。44ページの人事評価制度の研修業務委託料ということでございます。これにつきまして、人事評価制度は平成28年度から実際に研修評価制度をやるということで導入したんですけれども、4月に早速地震がございまして、ちょっと地震対応のほうで見合わせたということで、本年度29年度から試行的にようやくやり始めたということでございます。

30年度から本格的にやっていきたいということ考えておりますけれども、ここで計上しております業務委託料につきましては、我々評価者——係長、課長ですね、我々評価者となりますけれども、その評価者がどういった評価をするかというのが非常に重要な観点でございますので、その評価者につきまして研修講師をお招きして、これ講師の業務委託という形になります。ここでやっていくということにいたしておるところでございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 食農観光塾と地域仕事センターのことについて答弁申し上げます。

食農観光塾は今3年を迎えました。第1期生が食と農と観光をテーマにした人材育成の研修をしたわけですが、その中で山都でしかという株式会社をつくって地域づくり、観光振興、そ

ったものの事業に取り組むということで成果を上げております。

2期生はトータルウインという任意団体を今立ち上げて、映像をテーマとした情報発信事業、そういったことに取り組んでいってやっていこうということでやっております。

そして、今3期生がまた今まさに研修に取り組んでおりますけれども、平成30年度については、この三つを合体させて連携させた新しい事業に取り組んでいただくということで、この山都町の全体の地域活性化にも資していただきたいし、また特に山都でしかについてはいろんなコンサル業務を町も委託しておりますが、そういったものを請け負いができるような団体になっていただきたいということで、山都町の内製化を図っていききたいというふうに思っております。

この食農観光塾のコンサルは東京の農業のコンサルタントでありますアグリコネクトという会社でございますけれども、広く全国的に展開して宮崎県のほうでもいろいろそういった事業に取り組んでおられますし、熊本県の農業後継者のアドバイザーにもなっております。今度3年を迎えましたので、ことしはアグリコネクト自体も山都町にしっかり根差していくというようなことで、また新しい起業をお考えになっておられるということで、コンサルと町とか一緒になっていけるようないい事例だというふうに私は認識しております。

それから、地域仕事センターにおきましては、移住定住の相談窓口として今やっております。昨年は69件の相談がございまして、10組29人の定住につながりました。これはもう仕事センターだけの数字ですので、Uターンのほうは入れておりませんので、それなりに実績としては少しずつ上がっているのではないかと考えております。

そして、これについては今まちづくりやべのほうで中心市街地の活性化の事業で商店主、商店街、それから周囲の白糸地区とか、菅地区とかそういったところの地域づくり活動にも支援をしていただいておりますが、平成30年はそのまちづくりやべとこの仕事センターを一体的に合体させてしていきたいと。その中には農業就農支援のこともありますので、今移住者は就農を希望する方が多いですので、そういったところは農林振興課とも一緒になってやっていきたいということで考えております。

山都塾については教育委員会のほうから説明します。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 私のほうから山都塾コーディネート委託料について御説明したいと思います。山都塾につきましては、平成28年度に立ち上げまして、本年度2年目でした。来年度も継続して企画しておりますが、今回の委託料の計上につきましては、山都塾をコーディネートしていただく方に対して企画運営や講師準備支払いなどを含めましたトータルの事業についての委託を行う予定です。

今回1月に行いました子ども議会ということもこの山都塾の中で開催していく予定にしております。平成30年度につきましては、公開を行ってございました塾について少し回数を減らしまして、できれば学校と協力しながらコーディネーターを学校に派遣しながら、子ども議会に向けた学習力をつけていただきながらしていきたいと今学校のほうと協議を行っているところです。

ちょっとことしの状況のほうを申し上げますと、ことし平成29年度の参加状況につきましては、

大体7回を開催予定しておりましたが、台風の影響を受けまして子ども議会を含めて6回の開催になっております。29年度、28年度を比較しましたときに回数の違いがございますので、参加人員、単純には比較できませんが、大体おおむね1回の参加人員が平均50人ほどは得ているところ
です。平成30年度もそちらの公開塾も含めながら皆さんの参加を促していきたいと思
います。

(自席より発言する者あり)

失礼しました。契約先については、一応2年間はじゅんぐり舎のほうに委託をしてお
りまして、今そちらのほうの報告をいただきながらまた検討しているところ
です。

以上です。

○議長(工藤文範君) 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長(本田潤一君) お尋ねのありましたコミュニティーバス関係でお答え
したいと思います。まず、コミュニティーバス事業につきましては、平成29年から31
年までの3年間が今回委託となっておりますので、ちょうど30年度が一番いろ
んなことを協議できる年度ということで、しっかりとこのときに来年度協議し
ていくということをひとつ予定しております。

56ページの企画費の一番上でございますが、今回多様な、この前から一般質問
等もいただいておりますが、単に公共交通としてのコミュニティーバス運行だけ
ではなくて、福祉分野も含めての対応を今後は考えていかなければなりません
ので、これは非常に力作業だなというふうに思っております。

そういう意味で、この一番上にあります地域公共交通活性化協議会というのをつ
くらなければなりません。この協議会をまずつくって、この中には国の運輸局
も、それから県の交通政策課もアドバイスいただきながら、有識者並びに地
元の関係委員、そしてこの前から山都町のほうでお世話いただいたあの会
員のメンバーの中からも参画いただく形でこのことについては協議してい
きたいというふうに思っております。

なお、58ページにあります運行委託費の2番目に計画策定調査等委託料とあり
ますが、これがこれを検討します公共交通網形成計画の計画策定のコーディネ
ートをしていただく委託料として840万を組ませていただいているという
ところでございます。

○議長(工藤文範君) ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

(自席より発言する者あり)

○議長(工藤文範君) ちょっと待って。

答弁します、生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長(工藤宏二君) 御質問ありました地域コミュニティー施設等再
建支援事業についての御質問にお答えいたします。熊本地震復興基金の一つ
のメニューでございますこの同事業でございますけれども2件予定をして
いるところです。

1件につきましては、原にございます正光寺のお寺の庫裏——法事等で使
われますスペースの庫裏というものでございますが、そこが被災をしている
もの、これ大体970万円程度。それから、一つは布田神社に係るもの、
これは布田神社につきましては文化的景観の事業で大半のところを

やる、神殿とかそういったものをやる予定でございますけれども、それにそぐわない部分といたしますか鳥居ですとか玉垣、こうした部分についてをこの復興基金事業によりまして、これが150万ほどかかりまして、1,123万2,000円を補助事業ベースで補助金という形で交付するようにしております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 大体わかりました。67ページのところについて、山都塾のコーディネート委託については質問はしていなかったと思いますけれども、丁寧な御説明をありがとうございました。

ここはですね、私矢部高校の魅力化支援事業についての質問をしたつもりでいたんですけれども、ここ飛び抜かされて下にいってしまいましたので、それはそうとしてまた説明をお願いしたいと思います。

それと、人事評価システムについては総務課長のほうから丁寧な説明がございました。1年間延びたということは、これをどのように生かすかということは、逆に職員が職員を査定するような話になってきますよね、これは係長、課長クラスが。ここら辺のところやっぱり係長、課長クラスも若い人たちから評価を受けるようなこともあると思いますし、十分ここら辺のところのお勉強もしていただきたいというふうに思いますし、余り係長、課長が上から目線で言うと、何か仕事もうまくいかんとじゃないかなと心配しておりますので、ここら辺も十分注意していただきたいというふうに思っております。

一応またこの矢部高校の応援につきましては、ちょっと説明をお願いしたいなと思ったんですけど、どのような形で取り組むのか、これも質問しておりましたので、こちらのほうをまた説明をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 後藤議員失礼しました。矢部高校応援については、熊本のコンサルタント会社でありますフミダスという会社であります。29年度につきましては、矢部高校のキャリア教育について中心にさせていただきました。やはり山都のふるさとの魅力をしっかり認識した上で矢部高校で学んでいく。そして、そのことをどう自分の今後の人生に生かしていくかということで、これについては矢部高校のみならず、やはりその前の中学校、小学校につながることで、そこまで含めて、ことし29年度については、各清和、矢部、蘇陽の中学校にも入っていただいてグループワークとかそういったものもしていただいて、学校の先生のほうからは非常にキャリア教育という面では普通小中学校では職場体験が主ですので、そういったことに限らず自分がどう学んで生きていくかというところをしっかりと学んでいくというようなところをサポートしていただきましたので、学校の現場の先生方々、それから校長先生方からは大変好評を得ているところであります。30年については、またそれを継続した形で新たな展開を図っていくということでしております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 最後です。企画課長のほうからコミュニティーバスのことで話がありましたけれども、この予算のときにそういう内容の説明がありませんでしたのでちょっとわかりませんでしたけれども、ぜひ、町民の方々、福祉も含めたところで非常に大事なことと思います。一般質問にも再三再四上がってきたわけですので、真摯に捉えて皆さんの、警察署長の件も出ておりました、免許証返納の件も出ておりました。いろんな形の中で、やっぱりぜひ早急に取り組んでいただきたいし、早急に福祉関係、通学関係、学校関係もあります。いろんな形で見直さなきゃいけないところがあると思います。負担金のことも含めて、ぜひ慎重な協議を行いまして、よりよい山都町づくりに頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） お昼前ですがよろしいでしょうか、幾つかございます。

まず、全体に見まして、やはりいつも総務課長がおっしゃるように財政縮減ということで少しずつ絞ってあるのかなという印象を受けております。そんな中で、まずは企画費のところの再生可能エネルギー審議会みたいなのが昨年度あったんですけれども、それが削られていたと。もうそれはお役目を終了したということで理解でよろしいのでしょうかということが1点。

それから、もう一つなくなったもので、この間一般質問にもありましたですけれどもデータポンですね、データポン。データポンが終了したことは私はもう常々言うておりましたので、ああ、やっと思切っていただいたかと思いましたが、正直なところ、もっと活用策が出てくるのかとも思いましたが、そうでもなく終了されたということで、これにつきましては、やはりデータポンを利用される方は、同時に町のホームページを見られる環境であるということを私は理解してまして、私もホームページも張りつけにしていいつもチェックをするようにしているんですが、そんなようなことでカバーできるじゃないかというふうに思っています。

そのほかにお尋ねしたいのは、以前も申し上げましたが、町の行事ができ上がってからではなくて、できるまでの仕組みづくりをどのように……、投げかけてきたつもりですが、考えておられるのか。町の町民の方がいろんなイベントをされるときに、あら、これと当たった、これと当たった、あるいは当てたほうがいい、せっかくなら来週にしたらよかった、同じようなのがあったのというようなことがあっていますね。だから、そういうふうなところの情報の共有をどういうふうに考えていらっしゃるのかということをお伺いします。

それから、先ほど来出ていますコミュニティーバスですが、バスの車両更新ということで2,900万ありますが、この状況をですね、今から本当に再来年度見直しになっていく中で、有効なバスの買い換えであるかということをお知らせください。

それから、その上のこれも企画のほうですかね、山の都景観形成検討業務の委託料、これは景観の見直しについての調査であるというような先ほどの御説明でしたが、もっと詳しく具体的に何をどういうふうに眼目を置いて見直しをしていられるのか、景観形成についてですね。そのところをお願いします。

それと済みません、あと1点は、これ私ちょっと地籍課長に1回お伺いしたんですけども、先ほど、私も一般質問の中でもっと地籍急いだほうがいいんじゃないのというような中で、最初この当初予算見たときびっくりしてですね、1億円以上も減額になっているので。ただしこれは29年度の補正予算で賄っているのでプラマイゼロというか、ほとんど同額ですよというふうな御説明あったんですけども、きのうの補正予算の中でおおよそ5,900幾ら、6,000万ぐらいの補正予算が上がっていたんですが、その後の分はどこでどういうふうに理解すればいいのかなと思ひまして、おわかりでしたら1億円埋まる計算を教えてください。

それから、もう一点、済みません、税務のほうです。74ページ、ファクスリース代ということで、先ほど柏の郵便局の件がございましたが、これも何か前回のときに、これはまだ要るのかという話が出ていたかと思うのですが、これはまだ要るという見通しで予算化されているんだろうと思います。そこら辺の御説明もう一回よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それではお答えしたいと思います。まず1点目に、再生可能エネルギーの予算がないけどもということでしたけれども、これは蘇陽地区における風力発電の計画がございました。これが第1種農地ということで農山村再生エネルギー活性化法というのがございまして、法にのっとり第1種農地でそういう再生エネルギーの発電施設をつくる場合は協議会をつくって、それで計画を策定しなさいということでありましたのでそれを策定いたしました。しかしながら、業者間のトラブルでそこがやむなく撤退ということになりましたので、計画は策定して今も現在生きてはおりますが、策定したところで今終了している段階でございます。そういうことで、この予算についてはもう終了したということで御理解いただきたいと思ひます。

次に、データポンについてですね。データポンにつきましては、先般の一般質問でございましたし、以前もおっしゃったように吉川議員から質問ありましたが、RKKテレビのチャンネルで見られるということと、もちろんインターネット、それからスマホでも見られるということで、非常にリアルタイムに情報が24時間見られるということでやってきたものであります。今回一つには、ICTを進めるという意味の中で、スクラップ・アンド・ビルドをやはり一つの契機としてあったほうがいいのは間違いありませんが、何かはスクラップしながら次の展開にいきたいということで、平成30年度からはラインやフェイスブック、ツイッターといういろんなSNSというのがありますが、そちらのほうに公式アカウントをとって、こちらのほうで情報提供することでデータポンにかわるものとしてやっていきたい。もちろん高齢者の方々がそういうのを使えないという事情もよく承知しておりますが、一つの段階だということで、その辺についてのフォローについては、今後考えていく必要があるかなというふうに思っています。

なお、データポンの予算は年間90万7,200円でした。この予算を削らせていただいたということでございます。なお、蛇足ですけども、県内では今五つの市と二つの町がしてございましたが、うちがなくなれば5市1町ということになるようでございます。

続きまして、町の行事イベントの共有ということでございます。確かにおっしゃるように地域活動も活発化していますし、いろんなグループでもいろんなイベントをやられておりますが、町の行事ともかなり重なって、そういう声はよく聞いているところですが、やはりこれは地域の方々の情報も発信して、みんなの住民が見られる必要がありますし、町からもどんどん発信する。やはりこれこそまずはICTという形でお互いの情報が共有できるという場が本当に必要なんじゃないかなと思っております。行政は行政で、例年でもうやるとわかっるところからということでありましょうが、突如として入ってくるイベントもたくさんございますし行事もでございます。そういったところがありますので、やはり情報共有ができる部分をしっかりと検討していきたいというふうな思っております。

続きまして、コミュニティーバスの更新についてです。コミュニティーバスにつきましては、たしか35台だったと思いますが、もう大型車から10人乗りまで多様なバス形態といたしますか、ワゴン車を含めて所有しておりますが、今般予定しておりますのは29人乗りと、もう一つはちょっと大きなバスにするかワゴン車にするかは今再検討中です。実は、大型車はもう既に何10万キロも走っておりまして廃車寸前ではありますが、一つちょっと懸念しているのが31年度からあります学校統合に伴ってのスクールバスの対応も考えなきゃなりません。現路線を活用しようかと思いましたが、非常に路線が延びて厳しいので、これもちょっと踏まえた上で、急ぎどれを更新するかは最終決定をさせていただきたいと思っておりますので、今回はこの予算の範囲内で2台更新するというところで考えているというところでございます。

最後に、山の都景観形成計画についてということで質問がございました。本町は景観行政団体ということで、山都町全体が景観のまちづくりをやることになっておりまして、景観計画を策定しております。これがはやもう10年を経過する中で、景観を生かした地域づくり、もしくは経済の活性化も踏まえた計画に見直す必要が一つあります。

もう一つは、昨今の再生可能エネルギー、先ほど言いました風力も太陽光もいろんなものが当時10年前には想定されなかった景観とのマッチングをどうするか、そういったところを審議する、もしくは規制をお願いするなり、後の処理をどうするかというところを検討するところが今時代の要請として必要となりましたので、これについて協議をまず始めたいという予算で、今般280万、この見直しをする委託料をお願いしたところです。

これについては、景観計画審議会の中でアドバイザーをその中に入れて、しっかりと見直しを検討していくということで、実際の景観計画の見直しについては、さらにあと1年かかるかなという想定ではいるところでございます。

○議長（工藤文範君） 地籍調査課長、玉目秀二君。

○地籍調査課長（玉目秀二君） お答えいたします。昨日補正といたしまして委託料5,956万7,000円計上させていただきました。1億50万は明許繰越なわけでございますけれども、財源でございますけれども、まず委託料でございます。当初予算2億7,412万を組んでおりました。実績2億3,507万7,000円ということで、予算残が3,904万3,000円ございますので、そのうち今回取り組む事業といたしまして、委託料積算いたしまして9,861万かかります。差し引きまして、そ

の足りない分を5,956万7,000円計上させていただきました。委託料が実質は9,861万ということで、残りの残でございます。当然地籍調査推進委員の報酬とか、いろんな経費がかかります。その分につきましては、先ほど申しましたとおり、当初予算報酬費も組んでおりましたけれども、今回国の予算のほうで15%カットと、これは山都町だけではなくて県下15市町村で取り組まれておる団体全てに予算カットということになっております。

それを受けて、今回山都町は15%減ということで実施したわけでございますけれども、あと当然当初予算、実施する予定で組んでおりましたので予算残があります、実績からですね。その引いた分の金額、残りの189万円は補正の必要がありませんので、その金額を合わせたところで今回明許繰越させていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） お答えいたします。蘇陽地区における郵便局の証明書の発行が今現在どうなのかという御質問だろうと思いますが、平成16年度中に旧蘇陽町のほうで運営されていたものが合併してからも引き継がれていたと。平成17年度当初は月平均大体35件程度御利用があっていたようです。それから、周知が少しされていって、二、三年後には月に50件を超えるぐらいの御利用があっていました。だんだんとやっぱり人口の減少にも伴いながら、近年は減ってはきていますけれども、今現在大体月25件ぐらいの御利用があっています。

当時始まった経緯も、郵便局長さんが手押し車を押して来られたいわゆる高齢の方がですね、ここでいろんなものが間に合わんかなとおっしゃったことを聞いて、町のほうに働きかけてつくられたシステムではあります。今現在は、ほかの大きい市町村ではコンビニ交付等が行われていますが、山都町なかなかこの辺は難しい状況もありますので、そういうふうななかなか役場まで支所まで出てこられるのが難しい方々には何らかの手を打たなければなりません、今現在はまだもう少しはこれを続けていくべきだろうというふうに支所のほうとも協議をした結果上げているところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 質疑の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時06分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2款総務費について質疑を続けます。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 6番藤川です。

まず、総務管理費の一番最初のところですが、一般管理費で昨年度まで社会福祉協議会の職員

の派遣の負担金というのがありました。今年度には計上されておられませんので、多分これまで事務局長が外向扱いでその負担金だったろうと思いますが、今年度からは社協で内部登用されるのかという質問をしたいと思います。

それから、67ページの地方創生総合戦略費の工事請負費の短期滞在施設の工事費の件ですが、これは旧そよう病院の医師住宅のあの短期滞在と同じ形態の施設にされるのかどうかをお尋ねします。

それから、浜町保育所の雨漏り修繕なんですけど、文書の管理に使われるということなんですけど、これまで白糸だったり、もう一つ下矢部東部小にも文書管理をされていたと思いますが、浜町保育所に全体的に全部あそこが文書の保存庫というふうに位置づけてされるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 社会福祉協議会への負担金は昨年度のみでした。菊池事務局長のは負担金としては支払っておりませんで、昨年度のみ、みらい保育園の事業に要する社会福祉協議会からうちが委託をして、そしてするものですから負担金をお願いをしていたということで、今回はもうそれがなくなりましたので、人員の整理といいますか、統廃合によってその事業はなくなりませんけれども、うちからの派遣がなくなったということで、負担金は今回計上していませんということになります。

それから、2点目の浜町保育所の件ですけれども、これもきのうからですか、御説明しておりますように、旧白糸第一小学校、こちらを一応書庫ということで現在整理をしておりますけれども、サテライトオフィス等のお話もあるところから、そちらのほう整理をしまして、それから浜町保育園のほうに一元化をしたいということになっております。ですから、当然下矢部のやつも逐一、今まさに整理を行っているところでございますので、最終的にはもう浜町保育園のほうに全部一元化管理をしたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 短期滞在施設については、今馬見原の旧そよう病院のほうに6戸、6世帯とそれと井無田、清和のほうの旧別荘地のところに1戸ありますけれども、需要が多ございますので、菅原工場跡地ですね、大体6部屋から7部屋使えそうなどころがありますので、それを改修して短期滞在施設として、一人1世帯にするかは別にしまして、検討して改修をしたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 2番西田です。

先ほど藤川多美議員が言われた浜町保育園が書庫の倉庫になるということについて、もう少しお尋ねしたいと思います。浜町保育園そのものが崖崩れ等で危険だということもあって閉園になったというふうにも聞いておりますので、工事をされているようなそういう危険がないようにされるだろうと思いますけれども、大丈夫なのかなという疑問が一つと、それともう一つは別なんで

すけど、68ページの住まい再建の補助金についてですけど、今原村地区で仮設住宅でお住まいの方のその後というか、今もうすぐ2年が過ぎて、その後も住まれるようにはなっているんだろうと思いますけれども、木造で今までの仮設住宅とは違って、何ていうかな、少し長く使えるというか、次の住宅に使えるような形になっているというふうに自分では認識しているんですが、その辺の原村の仮設住宅がどうなるのか。住まい再建のことを心配されていると思いますので、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えします。浜町保育園の特に裏山ですね、ここは御指摘のとおり危険地域、崖崩れの危険地域ということで指定を受けております。そういうことで、今おっしゃいましたように、保育をするには的確でないということで今回統廃合に至ったということもあります。

なおかつ、これをどこか今貸し付けようとするにしても、やはりそういった地域でございますので、そういうことも、やはり町としては貸付ということも向かないということで、何が一番最適にあそこを利活用できるのかと考えましたときに書庫、それとこれは書庫だけではなくて備蓄倉庫としても活用していこうということにいたしております。すぐすぐ裏山が崩れて何か危険が及ぶと、人がまずおりませんので、そういったところで今回あそこ書庫ということで統一したいということで考えたところでございます。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 仮設住宅のことでお答えをしたいと思います。仮設住宅は御存じのように原地区のほうに6戸建設をいたしました。そのうち3戸はもう自力で建てかえと準備されておりますけれども、まだ3戸とも全部完成はしておりません。残りの3戸がもう恐らく高齢ですので長く住まわせてくれという話が来ております。

ですから、御存じのように仮設入居の要件が長期に延びたことは御存じかと思います、1年間にですね。その後、今県のほうと相談をいたしまして、あれは木造でございますのでコンテナとは違いますものですから取り壊しができないということで、私どもはそこを買い取って、そのままおられる方は入居していただくようにですね、あと残りのところはさっき言いました短期滞在とかいう利用方法でしていければいいなというふうに考えております。当初のほうのうちの予算のほうでその土地の購入費のほうも上げておりますので、そういう意味でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 45ページの委託料、一番最後の指定金融機関派出業務委託料なんですけど、これは合併してこれまで肥後銀行が会計室のほうにお出でておられた分を今年度から新たにということだと思っておりますが、これまでも再三肥後銀行のほうから交渉があつていたようでございますが、この金額の根拠を教えてくださいたいと思います。例えば、今年度初めてだから半額ぐ

らい、来年度からもう少し高めてもらうという交渉があったと思いますが、この委託料の根拠を教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 会計課長、藤島精吾君。

○会計課長（藤島精吾君） お答えいたします。議員おっしゃいましたように、平成17年度合併当時から指定金融機関として肥後銀行が派出業務を山都町の役場で行っております。金融機関の環境については皆さん御承知かと思いますが、マイナス金利、この影響で中央銀行、それから地方銀行も非常に大きく経営の再建を迫られているような状況でございます。

そういう中で、肥後銀行とされましては、27年ぐらいからこの派出業務に係る経費、人件費とそれから機械の設置費ですけれども、この人件費と機械費を含んで約280万ぐらいの積み上げてで今上げて請求がっております。

27年当時から年に二、三回協議をし、特に29年度については全県下の指定金融機関を肥後銀行と持つ自治体について、21自治体ございますが、こちらに30年度以降の指定金融機関の窓口業務については経費を全額負担していただきたいということで再三交渉がございました。うちのほうも27、そして28については災害等ございましたので、28、29についてはこういう状況であり一般的な経費も出しにくいということ、ただ30年度以降については県下がそういう状況であれば、それはやむなしというのもございますが、ただほかの町村とは違いまして、全額回答のところはほとんどございますが、本町においては人件費、これについては30年度は半額ということで今申し入れをしているところでございます。

これは人件費の半額とそれから機械のリース料を含んだところで172万4,000円でございますので、31年度以降については、また銀行とも御相談をする部分があるかと思いますが、関係する自治体が満額の回答をしておりますので、それもやむなしかなというふうに今思っておりますのでございます。ただ、31年度以降については、契約また再度取り交わすことになると思いますので、内部のほうで検討し、御相談も進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 今さっき原村の仮設住宅の件が出ましたけれども、これも私もお願いなんですけれども、入居をされておる方に聞けば、非常に夏涼しくて冬は暖かいという話でございますので、あっちゃなんことですけれども、災害あたりがあったときに、ああいうやっぱり住宅あたりも考えていく必要がありやせんとかというふうに思います。

それと、63ページの清和小水力発電の件なんですけれども、昨年非常に大雨が降って災害も多く発生いたしましたけれども、今までが大雨が降るたびあそこがいわば土砂が入ってきて埋まるという話を聞いております。去年はどのくらい土砂の除去に何といたしますかね、回数といたしますか、値段は別によろしいですけれども、どのくらい年間的に除去するようなことになったんかなと、その辺がお聞きしたいと思いますし、その前あたりも年間平均でどのくらいの土砂を撤去せにゃということがわかっておりましたら、その辺もちょっと教えていただこうかなというふうに

思います。

○議長（工藤文範君） 清和支所長、増田公憲君。

○清和支所長（増田公憲君） お答えいたしたいと思います。昨年は梅雨の時期もそうですが、昨年は台風18号が本当にひどくなったものですから、もう1カ月ほど発電はとめた経緯がございます。昨年の予算としましては、6回ほど現場のほうに出ております。この予算で言えば取水導水業務委託料の47万5,000円、ことしの予算でいえばですね。ここに清和建设さんと委託を結びまして土砂の堆積の除去を行っているところでございます。昨年度の予算は56万8,000円ということで、流用しながら対応したところでございます。

水が入ってこないともう発電しませんものですから、今の発電は水が来ないと非常停止するようになっております。そこからこの電話料というのがありますが、担当者、係長、それと私のほうに携帯に順繰り入ってくるような形にしている状況です。

随分前は清和建设さんの碎石場があって、たまれば碎石して取り除く関係でいつでもいい環境だったんですけども、今はもうたまるばかりで下の青葉の瀬のキャンプ場にもフラットに全部もうたまっている状況で、本当に災害に大変苦慮しているところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 中村です。

歳入の中で防衛省関係の歳入の内訳と前年度の比較というのを教えてもらいたいですけど。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 失礼します。農林省関係の補助金ということですか。

（「防衛省」と呼ぶ者あり）

防衛省、失礼しました。防衛省関係の補助金ですね、ちょっと昨年度の比較というのが済みません、現在のところ資料として今手持ちにございませんで、予算の歳出の後に歳入の説明する時間がございますので、そのときにまとめてお答えをさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

次に、3款民生費について説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） それでは、3款民生費から説明申し上げます。

昨年の12月議会で議決されましたように、平成30年度より健康ほけん課と福祉課とに組織改編されます。当初予算においては、現健康福祉課として予算計上をいたしましたので、あわせて説明をさせていただきます。

健康ほけん課が国民年金係、健康づくり係の2係。福祉課が高齢者支援係と福祉係、人権セン

ターの3係。さらに清和、蘇陽各支所の健康福祉係職員。ほか公立5保育園の職員、正職員合わせまして73名。さらに派遣職員や臨時雇用、日々雇用などを含めまして関係職員は合計120名を超えます。

一般会計は3款民生費と4款衛生費です。平成30年度健康福祉行政の重点事項につきましては、第2次山都町総合計画に基づき3点上げております。

まず第一に、地域で支え合う福祉の実現という基本方針に基づき、高齢者・障害者支援策の充実。次に、子育て環境の整備・充実・情報発信。3点目として健康づくり体制及び医療体制の維持強化です。

それでは、まず3款民生費です。

79ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、本年度予算額1億2,722万1,000円を計上しております。

1節報酬におきましては、男女共同参画促進懇話会委員10名分です。及び報酬の中には福祉関係のシステム入力等の非常勤職員1名分も含んでおります。

2節、3節、4節につきましては、人件費につきましては10名を計上しております。

次ページ、11節需用費をごらんください。

消耗品や公用車の燃料費、蘇陽地域福祉センターのガス代、水道料等を計上しております。

13節委託料では、震災関連の地域支え合いセンター事業、これは社協に委託しておりますけれども、委託料を887万6,000円でございます。この887万6,000円につきましては、これは熊本県からの全額補助をいただいております。

次の19節負担金補助及び交付金3,954万9,000円です。山都町の社会福祉協議会への助成金が2,620万、それから本年10月27、28の両日開催予定の第6回町内・集落福祉全国サミット補助金200万円をお願いしております。このサミットは、人口減少や高齢化など、全国の山間地域における共通の課題に対して意見交換や先進事例などを学び、地域課題の解決に向けた新たな取り組みへの提言へとつなげるもので、熊本地震や豪雨災害から復興する町の姿を県内外に発信することにより、観光振興や交流人口の拡大にも効果ができるイベントとして、九州では初の開催です。参加者は全国から400名ほどを予定しております。30年度に入りまして、年度当初に大会実行委員会を立ち上げ、町福祉協議会や関係機関と協働し開催の予定です。

続きまして、2目国民年金事務費です。本年度予算額1,300万3,000円です。国庫委託金として458万9,000円が特定財源となります。

次ページをごらんください。

3目障害者福祉費です。本年度予算額6億6,175万7,000円です。8節から12節までは説明のとおりでございます。

83ページの13節委託料ですけれども、地域活動支援センター事業委託料1,050万、これは障害者の施設で蘇陽地区でのスクランブル、矢部地区きぼうの家への委託料です。

それから、14節使用料及び賃借料62万3,000円ですけれども、これは上位法であります障害福

祉法改正に伴うバージョンアップの費用でございます。

84ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金ですが、町内各種団体や上益城地域で取り組んでいる各種事業の負担金や補助金です。

85ページ、20節扶助費ですが合計で6億4,200万円、大変大きな予算額となりますが、障害者自立支援給付費につきましては、国が2分の1、県が4分の1の特定財源がございます。これにつきましては、年間2,850件ほどの主に障害介護給付費、おおむね280人ぐらいが毎月利用されている施設入所支援、療養介護、生活介護、就労継続支援などの費用をこれは一括して国保連合会に払うものです。利用されている事業所は240事業所ほどあります。

次の重心医療費助成につきましては、毎月大体300件から400件、250万から300万程度の支払いがございます。

次の更生医療給付事業ですが、これも毎月四、五十件、100万から300万円ほどの支払いがあります。

障害児通所給付費762万4,000円ですが、これにつきましては平成29年度より町内に放課後等デイサービス事業所が開設されております。

次に、4目人権センター運営費です。人権センターでは、生活上の各種相談事業を初め、社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を通じて、地域生活の社会的、経済的、文化的改善、向上を図るとともに同和問題の速やかな解決を目的に業務を推進してきました。本施設が地域社会全体の中で福祉と人権のまちづくりの拠点施設で信頼される施設として、今後も地域社会に密着した総合的な活動を展開していくものです。本年度予算額は1,825万1,000円。特定財源といたしまして、地方改善事業補助金として、これは県から補助金ですけれども497万8,000円歳入がございます。

1節報酬340万2,000円です。同和対策審議会、人権センター・児童館運営協議会委員報酬、それから地域交流促進事業指導員、継続的相談援助事業の指導員、嘱託職員2名の報酬です。

次ページ、86ページ、報償費、旅費、需用費等につきましては、人権センターの運営費となります。

以下、委託料、使用料及び賃借料、次のページの88ページになりますけれども、19節負担金補助及び交付金につきましては、県内の各種団体の負担金です。部落解放同盟の補助金ですけれども、差別をなくす主体者として行政に対して助言や協力をいただいている団体であり、そのことについての活動助成金であります。

人権センター、それから関連いたしますので、併設する児童館の予算についても説明申し上げます。

ページが飛びますが99ページをお願いいたします。

4目の児童館運営費であります。これにつきましても前年度同様の予算を計上しております。

1節報酬327万7,000円、嘱託指導員2名分です。以下ごらんください。

次ページの19節負担金補助及び交付金の中で子育てクラブ補助金として9万円を計上しており

ますが、これは児童館の母親クラブの活動助成金として上げております。中尾児童館は同和対策審議会の答申を踏まえて、差別を許さない明るくたくましい児童の育成を図っておりますが、協力をさせていただいておる子育てクラブの活動助成金でございます。

それでは、88ページに戻っていただきます。

5目老人福祉費です。本年度予算額1億5,809万8,000円計上しております。前年度比較で1億3,000万ほどの増でございますけれども、これは34年度より浜美荘のほうが民間に移管となりましたので、その分の入所者分の措置費が増額となったものです。国県支出金には老人クラブへの助成金や老人保護措置費の県の負担金が含まれております。

8節報償費では、長寿祝い金として88歳の方へ1万円、100歳の方へ2万円の長寿祝い金を予算化しております。

19節負担金補助及び交付金です。次のページになりますけれども、山都町老人クラブ連合会への補助金、助成金を計上しております。一般質問の中でも紹介いたしましたけれども、会員現在4,280名登録されておまして、矢部、清和、蘇陽各支部への運営助成金やそれぞれ単位クラブ、59単位クラブありますけれども、生きがい対策事業や秋に行われます健康づくり福祉運動会実行委員会への助成金、さらに一番下を書いておられますけれども、今年度地域支え合い活動助成金といたしまして100万円を計上しております。

現在でも、老人クラブの中には237名のシルバーヘルパー部員の方々が地域密着の活動をされております。今年度介護保険の新総合事業の本格的な実施に伴い、地区社協、関係機関らと連携し、より身近な地域支え合い活動、費用の発生しないようなものも含まれております。それが大部分だと思えますけれども、隣近所への見守りや声かけ活動、計画実施されるようになりますので、その事業の助成金をお願いするものであります。

20の扶助費におきましては1億4,438万8,000円ですけれども、先ほど申しましたように浜美荘が移管化されますので大きな額となっております。

6目老人福祉施設費です。本年度予算額1,492万です。前年度より230万円ほど減額となっておりますけれども、今議会の条例に提案しましたように、高齢者生産活動センター廃止に伴い230万円が減額となります。

次ページをお開きください。

13節の委託料の中では施設管理委託料といたしまして、1,002万2,000円ですかね。これは清和地区の清楽苑の委託料として社会福祉協議会に支払うものです。

続きまして、7目保健事務費です。本年度予算額が10億6,484万4,000円。2節、3節、4節につきましては、国保係4名、後期高齢者医療担当2名分の人件費となります。

91ページ、13節委託料ですが、後期高齢者の医療の健診委託料として1,265名分を算出しております。

19節負担金及び交付金です。3億1,792万9,000円。75歳以上の後期高齢者医療広域連合負担金が主なもので、療養給付費負担金等で広域連合より医療費総額に基づき負担金が表示されます。

28節繰出金です。6億4,645万3,000円。一般会計より、書いておられますとおり国保特別会計、

介護特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金、それぞれ法定内の繰出金として支出いたします。

続きまして、8目介護予防費540万9,000円。主な支出は次ページになりますけれども、蘇陽地区大久保の高齢者共同住宅の管理委託料211万8,000円、これは社会福祉協議会です。その大久保の高齢者住宅の宿直業務委託料165万7,000円につきましては、町のシルバー人材センターにお願いをしております。

9目老人ホーム運営費、次のページの10目臨時福祉給付金給付事業費につきましては、廃目となります。

続きまして93ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費であります。本年度予算額2億6,416万1,000円。特定財源の1億4,602万8,000円になりますが、これは国県支出金として児童手当や養育医療、保育園の運営費に関する補助ということで、国が2分の1、県が4分の1という補助金の歳入がございます。

1節から4節までは職員1名の人件費です。

8節の報償費、出産祝い金として第1子3万、第2子5万、第3子10万、第4子以降20万円、80人を見込んで500万を計上しております。

次ページ、13節委託料です。2,745万3,000円ですけれども、主なものは小峰へき地保育所委託料2,468万8,000円、社会福祉協議会のほうに委託しています。

次の子ども子育て支援事業計画等委託料268万4,000円は、これは32年度に計画の見直しを行います。その事前アンケート実施のための予算でございます。

次ページの19節負担金補助及び交付金2,983万6,000円。これにつきましては、町内7小学校区で運営されております放課後児童クラブに子育て支援として補助しておりまして、国県それぞれ3分の1の補助がございます。特別保育事業とは、延長保育に対する補助でございます。次の私立保育園を運営助成金につきましては、私立5園の児童数に応じ432万円を計上しています。

20節扶助費1億9,300万を計上しております。子ども医療費の助成金、本町は高校生までを対象としております。3,840万円。児童手当といたしまして1億5,156万4,000円です。

続きまして、2目児童措置費3億2,165万4,000円でございます。

13節の委託料に4,244万4,000円を計上しておりますけれども、主にこれは保育士さん、調理師資格を持たれた方の人材派遣の業務委託でまちづくりやべにお願いしております。

19節の負担金及び交付金2億7,918万円ですけれども、これはもう児童福祉法に伴う措置費として私立5園及び広域入所運営費と申しまして、五ヶ瀬から来られたり御船から来られたり預けられたりというふうなところで運営費として支払うものです。これ価格の改定がございまして、昨年度よりこれは900万ほど増額となっております。

次ページ、3目児童福祉施設費であります。本年度予算額2億6,855万2,000円。これは公立5保育園の予算となります。前年度比較で4,333万3,000円の減額となっておりますけれども、今年度におきまして、5園のうち4園がですね、園長先生がちょうど退職されたということで、それがちょっと関係しております。

1 節報酬におきましては、嘱託医の報酬114万1,000円。免許を持っている嘱託、それから保育士助手と合わせまして2,700万円をお願いしております。

2 節、3 節、4 節は職員の人件費となります。

7 節、次のページ7 節の賃金710万円。調理師助手の職員の分や職員の休暇等に伴う日々雇用の臨時職員の方々の賃金となります。

11 節需用費につきましては、給食賄い材料代として1,862万円を含んでおります。それを含む公立の5 保育園分を計上しております。

続きまして100ページをお願いします。

7 目子育て支援施設運営費2,374万7,000円を計上しております。昨年度からみらい保育園に併設しております子育て支援センター、病後児保育室の関連予算です。これにつきましては、議会でも紹介いたしましたが、子育て支援センターは出張広場としまして清和、蘇陽地区でも活動を展開しております。病後児保育室におきましては、昨年9月の開設以来、利用者は現段階で1名ございました。この子育て支援施設の運営につきましては、今までの運営状況等参考にしながら、今後より弾力的な運営を検討してまいります。

102ページのほうをお願いします。

3 項災害救助費 1 目災害救助費でございます。840万円を計上しております。熊本地震関連では新たな見舞金の申請はあっておりませんが、あった場合の予算となります。また、この予算につきましては、一般の火災や集中豪雨等のさまざまな災害があった場合の予算でもございます。

以上、3 款民生費についての説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 以上で、3 款民生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2 番、西田由未子君。

○2 番（西田由未子君） 西田です。

先ほども質問しましたが、介護保険における地域における受け皿づくりとしてお尋ねします。

89ページに老人クラブに100万円、その受け皿づくりとして出されていると思いますけれども、具体的には老人クラブの方が考えていかれると思うんですが、私自身も去年民生委員をしているときに、老人クラブのほうでサロン活動を一緒にしていくに当たって協力してもらえないかというふうに言われてすごく悩んだことがあるんですね。

そのときには老人クラブにはこういうお金は計上されていなかったので、生きがいと健康づくりのお一人参加されたら300円の補助があるそれを使って何とかできないかというふうに言われていたんですが、町部であると歩いて公民館に行っても何か事業を何とか、老人クラブの活動ができるというのがあると思うんですが、周辺の広域にわたる老人会の活動になると、どうしても1カ所に集まってくるに当たっての交通手段が問題になると。それがどんなふうクリアできるのかなということ悩んだりとか、逆に健康づくりと言いながら、車の送迎ばかりを頼って

いたら、これが本当の健康づくりかなと、歩くのが一番健康づくりになるんじゃないかなという意見もありまして、どっちをとった方がいいのかとか、そういうのは地域地域によって実情で変わると思うんですね。

もちろんこんなふうにお金を出していただくのもとても大事なことですけれども、地域の実情に応じて案を提案してもらおうとか、相談に乗ってもらおうとか、お金を出すだけ出してお願いねというのではなくて、後々まできちんと福祉課として相談に乗っていただきたいという一つはお願いと、何ていうかな、だからこの一つだけの予算ではあれなんですよ。

先ほどお尋ねした自治振興区で使えるお金とか、老人クラブのほうで使えるお金とか、そのいろんなのを駆使して地域ではどういうふうな支え合いを、ボランティアの部分もあると思いますけれども、有償で何とか持続的に地域の支え合いができる仕組みづくりを考えていただけるとありがたいなというふうに思って質問しています。

済みません、ちょっとわかりにくいかなと思うんですけども、その辺の考え方ですよ。老人クラブには100万助成をしたけれども、いろんなほかの課の横断的なことと鑑みて、福祉課としては地域の支え合いの仕方をどんなふう考えているのかというのを含めてお答えいただけるとありがたいです。

もう一つは病後児保育のことです。一般質問でちょっとできなかったのでお尋ねですけども、利用は1名というふうにおっしゃいましたが、登録が12月の段階でたしか16名とおっしゃったと思うんですが、それからどんなふうにご活用されていて、利用は今1名、この間二、三名と聞いた気がするんですけど、済みません、その辺の確実なことは今利用1名と言われたのでそうだろうと思うんですが、ニーズとしては少ないかもしれないけれども、これから子育て支援として、移住者の方たちとかは核家族で来られて、やっぱり病気の子供をきちんとこうやって預けられるところがあるというのはとても安心できる一つだと思うんですね。

弾力的運営と言われたのがちょっと気になるんですけども、利用が少ないから削減のほうにいくとかいうふうにならないようお願いしたいことと、そういうふうなお考えはないのかちょっと、始まったばかりだからそういうふうにはお考えでないと思いますけれども、ベテランの保育士さんにとって有能な看護師さんが今ついてらっしゃるというふうにご活用していますので、その辺の継続的な雇用とかもお願いできればなというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 老人クラブの新しい展開といたしまして地域支え合い活動の助成金ということで、今回100万円をお願いしております。これにつきましては、何回も申しませんが、この30年度の予算編成の折に、老人クラブの役員の方々より老人クラブの連合会組織として何かできることはないかというようなことを非常に役員会等で吟味されまして、社会福祉協議会のほうでもサポートセンターというのを34年度から本格的に立ち上げます。これにつきましては有償の部分もあります。

それと、その事業を始めるという説明会でも老人クラブの役員の方々はもちろん説明を受けて

いらっしやいました。シルバーヘルパーを実際やられている部会の責任者の方もおられました。私たちは自分たちでできることをなるべくボランティアでと。なるべくとはおっしやいませんでした。ボランティアのほうで今も地道にやっているということで、それとあわせまして、そのサポートセンターというのが社協のほうで活動されるなら、それと一緒に協力し合いながらこれはやっていきたいというふうなことを言われておりました。

その社協のサポートセンターというのは、協力する方も依頼される方も登録制となっておって、大体大まかに言えば30分で500円程度の時間を要するようなやつはそれで払われますけれども、例えば家の片づけとか洗濯、掃除とか無償という場合もございます。それはいろいろなサービスといたしますか、されます。

この老人クラブさんは59の単位ということであれば、かなりいろんな小さな地域での活動も今現在でもやられておられます。5,300人以上の元気な老人の方がおられますので、そのような方々のなるべく病気にならないというか、地域人間関係の希薄化というのも隣近所のそれもあってから単なる声をかける、ちょっと一緒にお茶を飲もうかと、そのようないきいきサロンと申しますか、簡単な健康体操と申しますか、そのようなことを協働で取り組んでいかれるということでもあります。

それから、町のお手伝いなんですけれども、町には保健師、栄養士、複数名おまして、それぞれの支所にもおられます。そういう専門の知識を持った人間がそういうふうな小さな集会でもいいですけれども、そこに出向いて健康の相談に乗ったり、たまには血圧をはかったりとか体操教室を教えたりとかいうふうなことで、いわば保健師としての本来の業務をこれはもう少し積極的に30年度から取り入れていくというふうな予定にしておりますので、この地域支え合い活動の中にはよく言われますけれども、お世話する方が何も無理してされる必要はないと思います。自分でできること頑張っていただけばというふうなことで私たちも期待しております。

この地域支え合い活動につきましては、そのほか紹介したと思いますけど楽しい活動というふうなことで趣味の部分とかレクリエーションの部分とか、そのようなことの活動にもこれを使ってくださいというふうなことであります。

そのようなことで、新しい活動の助成金として100万円、これは予算化して使っていただきますけれども、余り縛りがないような使い勝手のいいような予算でなければならないかなというふうに思っております。

それから、病後児保育ですけれども、登録のほうは伸びているんです。きのうも実は1件、2件ありましてもう20件近くなっております。やはり病後児でもう前日に体調を崩されて何らかの医療機関に受診されて、学校、保育園には行かないほうがいいかもしれないけれどもというふうないろんな条件があります。

そのようなことで病後児保育室というのを開設しておるんですけれども、何と申しましょうか、利用がないほうが子供元気なわけですからいいわけですね。どうしても親の都合で学校にはやられんけれども、家で一人置いとくにはいかんというふうなことで、保育士の免許を持った方、おっしやられたとおりの看護師の免許を持った方が常駐されておりますので、時間当たりの利用料も

発生いたしますので、そのようなことでですね……。

私が弾力的にと申しましたのは、せっかく子育て支援拠点施設として子育て支援センターが隣の部屋にあるわけですね。ですから病後児保育室にいて、その部屋に閉じこもりではなくて、そこは病状を見ながらでも子育て支援センターとも何とか交流ができるならそのようなことで弾力的にやっ払いこうと。がんじがらめであるそこから先は行っちゃいかんよというふうなことでやはり職員の方も大変ですし、子供さんも大変かなというようなことで、できる限りの弾力性を持って今後運営できればなというふうなことで思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 済みません、続けてですけども、今言われた病後児保育の捉え方としては、もちろん病気でないことを望むのは当たり前で、そのほうがいいと思いますけれども、親さんの就労支援としてはやっぱり必要があるからこれをされたわけで、使い勝手をよくしていただきたいと思うんです。

やっぱり病院のいろんな何ていうかな、こんなふうにしてくださいという書類が要りますよね。それが前の日の朝までだったかな、5時ですかね、前の日の5時までにということで、親さんは前の日に行っとかないかとだろうかと思ってらっしゃる方もいらっしゃるわけですよ。病院にかかりますよね、病気になれば。かかった時点で、もしかして仕事の都合で預けないといかんかもしれないという書類はその日でなくてもいいわけですよ。かかった時点、例えば3日前の書類とか。預ける親さんが一報電話を入れられて、こういう状態ですけども、病院のあれもありますけどもいいですかと相談してもらえるとありがたいと担当していらっしゃる方おっしゃっていたんですよ。

その辺のいろんなところでPRしてくださいというのが言われていましたけど、たしか11月の広報に病後児保育については、広報できちんとされているんですが、使い勝手がよくなるように広報でも言われておりますけれども、親さんたちにもう一回、保育園とか小学校3年生までいいわけだから。病後児保育というと、私対象は保育園生だけかなとちょっと勘違いしてしていたところがあって、小学校3年生までいいわけだから、その辺を保育園、小学校の保護者さんにもう一回お伝えしていただけるとありがたいと思います。お願いします。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 普通であれば病院にかかります。じゃあ次の日、あしたちょっと仕事だから誰か見てくれないかなと、まさにそういったときのための病後児保育で、医療機関に専門の連絡票というのを医師の方に書いていただきまして、学校、保育園はなるべく行かないほうがいいけれどもというふうなことの連絡票というのを専門のお医者さん、看護師さんが常駐されておりますので、このようなことで、原則ですよ、原則前日の5時までそれを申し込んでいただくと。であれば次の日に預かるというふうな、原則そのような予約制となっておりますので、使い勝手のいいようにといたしますか、やはりお医者さんの許可というか、その連絡票がないと、やっぱり預かるほうも不安かなと思いますので、そのハードルを下げるといのはなか

なかこれは難しいことかなど。何かあったときはやっぱり専門がおっても病後児なわけですから、それはなるべく利用者さんの登録者の意見を聞きながら改善すべきところは改善したいと思いません。

それから、PRにつきましては、町が行っている子育て支援策、これは全般についてやはり情報発信が少ないというふうなことは多方面から言われておりますので、ぜひとも情報発信のほうは重点事項にも上げておりますので、今後その方面は力を入れてやってきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） まず80ページ、そのところの13区分のところですね。13番の委託料ですが、地域支え合いセンター事業委託料、これ社協の中で取り組んでいらっしゃるんですが、昨年から随分減額になっているんですけれども、これはやはり国から来るいわゆる復興対策のお金だったように覚えておりますけれども、そういうふうにして年次ごとに減っていく性質のものなのか。いつごろまでこれを継続して地域支え合いセンターというものに入り込んでくるお金なのかというところを一点お願いします。

それから88ページ、社会福祉のところでございますが、部落解放同盟補助金というのが182万2,000円ですね。これは各地域から部落解放同盟というところに活動していただく、こちらのほうから、町のほうからその同盟のほうにお支払いするというふうな理解でよろしゅうございますか。

それで、それはその町、町村によってこの金額の何というか、基準額があるのかどうかという、何町ぐらいがこういうことに協力してらっしゃるかということをお教えください。

それと、93ページの民生費、一番上のところの子ども子育て会議です。これ10名2回、毎年これは出てきているわけなんですけれども、10名の2回の会議がどのように活性化しているかなどちょっと疑問があります。せっかくこれ立ち上がった当時から思うと、本当に周辺の人たちがそういう各課とか各団体とか、いろんなやはり子育て周辺の人が枠を加えたところで集まって子供たちのことについて協議をされている場所だというふうに私は思っているんですが、これが年に2回の開催でどのような今効果を奏しているのかというところをお伺いします。

それともう一点、今西田議員のほうからもありましたけれども、私は内容等々についてはちょっときょうは予算のことなので控えますが、こちらが報酬のところでは嘱託保育士報酬とそれから嘱託の看護師報酬、これの内訳。これは子育て支援センターに今一人の正職の保育士さんとそれから3名の嘱託さんがいらっしゃると思っております。なので、それといわゆる病後児のほうにも一人嘱託というか保育士さんがついてらっしゃいますね。看護師さん、じゃないですか。何かこの内容、一応その内訳をお教えいただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 地域支え合いセンターの額は、昨年度より、ほぼ半分近くになっています。御存じのように、震災関連で主に仮設住宅が作成されている町村に熊本県のほうから補助金としていただくわけなんですけれども、これにつきましてはやはり山都町の被害の程度、

熊本県の中ではその被害の程度等に合わせまして、熊本県さんのほうからこのような半分近い助成金になったわけですので、うちとしては不本意ながら、町長のほうも随分それは納得できないというふうな態度で、会議でもおっしゃいましたけれども、熊本県全体のことを見回せば、その分益城とか南阿蘇とかそのようなところになるのかなど。これは県の判断でそのようになりましたので、被災者に寄り添う形でなるべくできることを続けていきたいというふうに思っております。

それから、部落解放同盟の補助金ですけれども、これにつきましては、うちの独自の、山都町だけの予算だろうというふうに思っております。毎年この額というのはほぼ変わらない額をしております。郡内のどことどうという連携じゃなくて、その基準があるわけじゃなくて、ずっと以前からの助成金を若干ずつではありますけれども下がったりしてきております。

それから、子ども子育て会議のほうですけれども、これは本当にもう少し活発に会議をしなくちゃならないけれども、現在のところはなかなか活発にできてきていないわけです。先ほども申しました来年に向けまして、町の計画をつくりますので、それを弾みといたしまして子育て世代の思いが届くような事業の計画をつくりたいと思っておりますので、議員さん方も何らかの御意見等を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

病後児保育と子育て支援センターにつきましては、子育て支援センターのほうは町の職員の保育士が1名おりました、紹介しましたように活発な活動をされております。病後児保育につきましては、やはり病後児というふうなことで看護師の免許を持った者が常駐をしております、ことしもその看護師の免許を持った方はそのまま、看護師さんの免許を持っておられる方がおられなければ始まらない施設でありますので、使い勝手のよいように子育て世代の支援となるようにいろんな意見を取り入れながら運営していきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 矢仁田でございます。勉強不足なものでちょっと教えてください。

99ページの児童館と85ページの人権センターとありますけれども、私の勉強不足ですけれども、私は同じところにあつて同じ職員さんたちが仕事をされているかと思つていたんですけど、これは違うということでしょうか。

それと、児童館がありますけれども、人権センターと児童館の職員数が何人なのか。それから、児童館の今利用者数というか、そういったのがわかつてらっしゃいましたら教えてください。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 28年度から人権センターと呼称するようになりました。それまでは隣保館というふうに言つておりました。隣保館と中尾児童館はいわば建物もつながつてはおりますけれども別の運営となります。人権センター——昔の隣保館ですね、手前のほうには町の職員がセンター長、それから再任用で町の職員が一人おりました、指導員が二人おります。児童館のほうにもつながつてはおりますけれども、指導員さん、嘱託職員さんが2名おられます。

活動としては、やはり児童館、その名のとおり教育的なところ、人権センターにつきましては、

全ての年代での同和問題の解決へ向けての事業を繰り広げられております。

それから、利用のほうは児童館のほうは例えば夏休みの間、子供デイですね、デイサービスとか紹介いたしました母親クラブさんが食事、家族が少なく一人で食事するような方を定期的集められて、そういった食事会などもされておりまして、特に児童館のほうの利用につきましては、もろもろの学校関係の会議とかは児童館の2階のほうに広い畳の部屋がございますので、教職員の方々がいろんな研修会、研究会をされて、利用についてはよく利用されているなというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 3点ほどお伺いします。

83ページ、障害者福祉費の委託料の最後なんですけど、巡回支援専門員整備事業委託料というのが何か初めてじゃないかなと思いますが、この内容を教えていただきたいと思います。

それから、次の85ページ、扶助費の障害児通所給付費等の762万4,000円、昨年度から開設された放課後児童の分ということですが、放課後児童は各学校にありますので、すぐすぐ近所で使われるということがありますが、障害児となりますとこの1カ所ということになりますと、遠隔地の方は使い勝手が悪いじゃないかというふうな思いもありますが、この事業の内容とそれから指導者がどのくらいおられるのかをお尋ねしたいと思います。

それから、89ページの老人福祉費なんですけど、老人クラブ連合会運営助成金というのはことし初めて創設されたと思います。これはこれまで今年度で廃止される生産活動センターの施設の委託料、ここ老人クラブが入っておられましたので、老人クラブに委託をされて、その委託費がこれにかわるものではないかなと、金額的にそういうふうに思いましたが、この運営助成金という150万円の根拠、例えば事務局長さんが常時いらっしゃいますので、この人件費に幾らとか、その運営の内容をお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） まず障害福祉のほうの巡回支援専門員整備事業53万円ですね。障害の部分は非常に予算が急激にふえておりまして、この整備事業につきましてはちょっと今手元に詳しい資料がありませんので後ほど報告したいと思います。

それから、障害児の通所給付費ですね。これにつきましても、担当のほうから予算編成上に29年度から新たに町内に事業所ができましたよということでの資料しかちょっと持ち合わせておりませんでしたので、中身についてはこれについても後ほど御紹介したいと思います。

老人クラブの運営助成金の150万ですか、これにつきましては、いろんな表現の仕方ございませぬけれども、これは蘇陽、清和、矢部、各支部への運営費の助成金ということで予算の積算根拠はそうになっています。それぞれの各支部の会員数に応じて、各支部ごとの事業に使ってくださいということで、環境美化活動に使われたり世代間交流というのもされます。それぞれ各支部の独自の事業にこれは会員数に応じて配分されるのがこの運営助成金でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2 時16分

再開 午後 2 時25分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 款衛生費について説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 103ページになります。4 款衛生費です。

その前に、ちょっと休み時間の間に藤川議員のお尋ねになった部分をちょっとお答えしたいと思います。

83ページ、巡回支援専門員整備事業というのは上益城 5 町でお願いをしておる方で、療育担当、それから相談を受ける方、合わせて 6 名の専門スタッフの方にそれぞれの学校、保育園、上益城 5 町、これを定期的に巡回されて該当児がおれば、そのようなことで相談を受けられるという事業でございます。うちの分の持ち出しが 53 万円というふうなことであります。

それから、85ページの障害児通所給付費等 762 万 4,000 円ですけれども、これにつきましては、新しく 29 年度にいわば障害児の放課後デイサービスと言われるようなもの、このようなことで名前はペルソナというふうな名前がついておりますけれども、放課後等のデイサービス事業所というふうなことで 29 年度からやられておまして、場所は城原のほうにされておまして、放課後、その障害を持たれた方のさまざまなデイサービス等とされております。

よろしいですかね。

（自席より発言する者あり）

利用者は、ですから該当する方ですね、町内に居住する障害のある就学児童、これは小学校、中学校、高校生が学校の授業の終了後に通うことのできる施設というようなことでいろんな事業をやられております。

それでは、103ページの 4 款衛生費でございます。

1 項保健衛生費 1 目保健総務費、本年度予算額 2 億 9,117 万 1,000 円計上しております。

報酬におきましては、矢部、清和、蘇陽それぞれの訪問看護師や産休代替職員の報酬をお願いしております。

2、3、4 節につきましては、本町の健康づくり係、清和、蘇陽支所の職員 15 名分の人件費です。

続きまして 104 ページ、13 節委託料につきましては、上益城郡医師会へ在宅当番医の実施事業料としての委託料を払っております。

次ページの28の繰出金ですけれども1億8,644万5,000円。これは直営診療施設そよう病院への繰出金です。

続きまして、2目母子保健費です。975万3,000円です。歯科衛生士の賃金や13節委託料では県の医師会へ妊婦健康診査の委託料として本年度70名分として754万8,000円を計上しております。

次の106ページ、3目保健センター費です。1,286万円です。

次のページの13節委託料では、矢部保健センター千寿苑の管理委託料として534万9,000円をお願いしております。ほかこれには清和保健センターの分の経緯も含まれております。

次の4目予防費です。3,434万9,000円。13節の委託料において予防接種委託料として、いわゆる予防接種、BCGや日本脳炎、インフルエンザなどさまざまな予防接種の委託料です。

続きまして108ページ、5目健康増進費です。6,145万3,000円を計上しております。13節委託料において、住民健診や節目健診などの委託料でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 次の目について、説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは、4款環境衛生費から説明をさせていただきます。

環境衛生係のほうでは、一般廃棄物処理施設として小峰クリーンセンター、それから千滝のクリーンハウス、それに火葬場の清和天昇苑を管理運営しております。

クリーンセンターとクリーンハウスは、もう御承知のとおり築後25年以上が経過しており、更新時期を迎えているところですが、この施設更新については上益城5町、それから西原の6町村で広域整備に向けた整備促進協議会の中で平成37年度稼働を目標に準備が進められているところです。平成29年度において、候補地の選定作業が行われ、2月の最終協議会で決定される予定でしたが、5月の協議会まで持ち越されることになりましたが、平成37年度の可動目標については変更しないということを確認されておまして、それまでの間はクリーンハウス、クリーンセンターともに適正な管理のもとで施設の延命を図っていかねばなりません。これに要する費用として定期補修工事等の予算を本年度も計上させていただいております。

それから、平成30年度から新たに環境衛生係のほうで二つの事業に取り組むこととしております。

1点目ですが、まき・ペレットストーブの設置者に対する助成になります。本町では環境に優しいエコ補助金として、これまで太陽光発電システム、それから太陽熱温水器、生ごみ処理機を設置される方に対して補助金を交付してきたところですが、平成30年度からペレット・まきストーブの設置者に対しての助成を追加することとしております。

この補助金は、地球温暖化対策を町として推進していく上において、環境保全に対する意識を高めてもらうことを目的としてこれまで取り組んできたものです。山都町の総合計画の基本方針の一つに、豊かな自然環境の保全と活用という方針が位置づけられていますが、この中で基本施策の一つに再生可能エネルギーの活用という項目があります。本町の成熟した豊富な森林資源を有効活用する一つのツールとして、新たにこのペレット・まきストーブへの設置助成を追加するも

のでございます。

なお、この予算につきましては、本町独自の特色ある取り組みとして、平成30年度から2款総務費山の都創造ファンド事業に移管していることを申し添えます。

それから2点目です。資源ごみ集団回収助成制度を新たに新設することとしております。これまで小峰クリーンセンターに持ち込まれておりました廃棄物の中で、有価物として搬入された古紙、ペットボトル、瓶等は取り扱い業者に時価、これは年に2回入札しておりますけれども、これに売却し、その売り上げは一般会計に雑入金としてこれまで繰り入れてきたところです。

これを平成30年度から町内の各種団体、自治振興区であったり子供の体育クラブとかそういった団体に収集から搬入までの作業を取り組んでいただき、その売り上げの収益をその団体の活動資金として活用してもらおうというものでございます。

環境保全に対する意識を高めてもらうことが趣旨ではありますが、ごみの減量化、またリサイクル率の向上にもつながることを期待しているところでもあります。このような小さいこと、取り組みからではありますけれども、町全体での環境保全に対する意識の向上につなげていきたいというふうに考えております。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。

108ページをお願いします。

環境衛生費本年度予算額2億8,409万8,000円、財源は国県支出金が1,049万6,000円、その他377万円、国県支出金は合併浄化槽の設置整備の補助金になります。その他の財源は有価物の売却の収益を充当しております。

まず報酬です。環境審議会の委員報酬5名、それから美しいまちづくり推進員さんの報酬が28名分。

次に、2節給料から共済費までは職員の人件費10名分になります。

それから、次のページをお願いします。

需用費の中で浦川水路浄化施設消耗品とありますが、浦川水路の管理費として総額が次の役務費の中で浦川水路の検査手数料、それから委託料で浦川水路浄化槽管理委託料、この4点ですね、合計で197万3,000円を浦川水路浄化施設の維持費として計上しております。

それから、18節の備品購入費です。これは先ほど申し上げました資源ごみの回収事業をするための計量器、これ1キロ表示の分になりますけれども、これを購入することで14万1,000円を計上しております。

次に、19節負担金補助及び交付金、主に浄化槽の設置整備事業補助金になります。1,855万円です。5人槽25基、7人槽25基、合計50基を予定しております。これは国県の補助がそれぞれ3分の1の財源となります。

それから、次の資源ごみ集団回収事業補助金です。これは先ほど冒頭説明させていただいた分です。どれくらいの団体が取り組んでもらえるか見込めませんが、一応本年度は300万円を予算のほうを計上させていただいております。

それから、次に火葬場管理費です。本年度予算額3,543万4,000円。財源がその他で376万1,000

円となっております。これは火葬場使用料から充当しております。残りは一般財源となります。

需用費です。施設の維持に係る光熱水費、修繕費等になります。内訳については説明のとおりです。

次のページをお願いします。

委託料です。これも施設管理に要する各種点検検査料になります。内訳については説明のとおりです。この中で管理人の委託料508万2,000円がありますけれども、これは施設の管理のほうですね、2名の方に委託しております。その委託料ということになります。

それから、15節で工事請負費です。火葬炉制御盤改修工事です。これ昨年度予定しておりましたけれども、昨年度は火葬炉の耐火レンガの改修のほうを優先して先送りをしていたものです。この制御盤のほうは、標準的な更新時期が15年程度と言われておるものですがけれども、火葬場のほうは平成6年に稼働しており、もう既に23年が経過しております。1基は今ふぐあいが発生しているところで、本年度はこの3基を改修工事をするものでございます。

次に、113ページ、じんかい処理費になります。報酬です。これ非常勤の職員3名分の報酬になります。

それから需用費です。これも主にクリーンセンターの維持に関する光熱水費、薬品等になります。内訳については説明のとおりです。

それから役務費です。これも施設の維持に伴う各種検査手数料になります。内訳については説明のとおりです。

次のページをお願いします。114ページです。

13節委託料です。下のほうに一般廃棄物収集運搬委託料6,583万7,000円となります。これは矢部、清和、蘇陽の3地区の収集業務を3社に委託しておる委託料になります。

それから、その下の公共施設一般廃棄物収集運搬委託料920万円。これは公共施設27施設になりますけれども、これを1社に収集運搬のほうを委託しているものでございます。

それから、15節の工事請負費です。これ小峰クリーンセンターの定期補修工事になります。毎年同規模の定期補修に要する費用を計上させていただいております。本年度は4,300万円です。それから中央操作板改修工事です。これはデータロガーと呼ばれるもので、各種データを集積して稼働の状況を確認する制御盤になります。これも更新時期を大きく過ぎていたもので、本年度実施する予定としているものでございます。1,230万円です。

次に、し尿処理費です。1番の報酬です。非常勤報酬、これは3名分を計上しております。

次のページをお願いします。116ページです。

需用費3,028万円。これも施設維持に要する光熱水費、それから薬品等の費用になります。内訳については、説明のとおりです。

それから、役務費です。放流水の測定検査手数料として25万円計上しておりますが、これはクリーンセンターの排水の状態を確認するというところで、周辺の河川で年1回、下流域で年に4回、9項目で検査のほうを実施しております。

次のページで15節工事請負費です。これも定期補修工事に2,500万円になります。

それから、次の負担金補助及び交付金です。この中に緑川漁協振興資金として22万円計上しております。これは平成4年に矢部町外2ヶ町村衛生施設組合と緑川漁協で交わされた処理水放流に関する契約書を山都町が引き継ぎ、これに基づき振興資金として交付しているものでございます。

次に最終処分費です。本年度予算額1,759万円です。全て一般財源となります。

13節の委託料です。1,615万2,000円、一般廃棄物最終処分委託料です。1,600万円になります。クリーンセンターで最終的に発生します焼却灰、ダスト、ばいじんの処理に要する費用でございます。菊池市にある民間の最終処分場に委託しております。運搬それから処分費が積算の根拠となります。

次のページをお願いします。

負担金補助及び交付金です。これは今申し上げました最終処分場が菊池市にありますので、これは菊池市のほうで制定してあります環境保全協力金要綱に基づくものとして支払うものでございます。1トン当たり2,000円、600トン分を計上しております。120万円です。

以上、環境衛生についての予算の説明とさせていただきます。お願いします。

○議長（工藤文範君） 以上で、4款衛生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 失礼します。106ページをお願いします。不妊治療助成費が25万円なんですけれども、これちょっと減額になりましたかね。でないとしても、本当この不妊治療に係る希望者はすごく多いんです。私の身の回りでも本当に二人、三人、どうにかならんかなというふうな話を聞くんですが、町としても一応助成の制度はあるよという話はしますが、予算がいろいろ厳しい中、ここら辺ももうちょっと拡充していただければいいんじゃないかと思っておりますが、昨年度の実績あたりはわかりますでしょうか。

それから、113ページの需用費のところ指定ごみ袋の購入費というところがございますが、この指定ごみ袋も先ほど佐藤課長のほうからありましたように、ごみ出しの今から先広域化をしていく中で、やはりごみの減量化とか、そういった意識づけをする意味において、それからやっぱりその負担ですよ、町の負担を少しでも自分たち、ごみを出す者としてもやっぱり負担していかなくちゃいけないじゃないかなというふうに思いますので、ごみ袋がこの200万のがどのようになっているのか、収入につながっているのかどうかというようなところがわかれば教えてください。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 不妊治療の助成金ということですね。これは夫婦を対象としてやっておりますけれども、見込みというのがなかなか難しいわけで、実績におきましては、年度については1件の申請がございました。やはりその治療内容によって医療費がうんとかさむものとそうでないものとありますので、実績に応じましての予算編成ということでお願いしております。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。ごみ袋代金として200万計上しておりますけれども、歳入のほうで36ページをお願いいたします。諸収入の中でちょうど中断ぐらいにごみ袋代金ということで134万5,000円を計上しております。金額の違いはありますけれども、在庫と不足する分を毎年買っていくということで、これが一致するものではないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 治療申請が1件だけだったということで、でも本当に身近にも男性女性かかわらずやっぱり不妊に悩んでいらっしゃる方いらっしゃいますので、この制度があるということを御存じない方も多いじゃないかというふうに思っていますので、より一層の周知をお願いしたいと思います。

それから、ごみ袋のほうについても、この収支を見れば決してもうかっているような話じゃないなことなので、そこら辺の啓発、それから金額の設定、やっぱり高ければもう何か買わないかなとも思いますが、やはり私たちも負担をしていかなくちゃいけないんだというところを何かもっとわかりやすく周知をしていただきながら、余り無駄なお金ならないように努めていただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 西田です。よろしくをお願いします。

106ページの上から2番目にフッ素塗布事業委託料というのがあります。フッ素についてはいろいろ賛否両論あると思うんですけども、学校現場、それから保育所でされているかと思えます。どのようにされているのかというのと、これは委託なのでフッ素にかかわるお金は学校のほうで出ていたかなと思うのですが、これがことし限りなのかずっと続くのかということも含めてお願いします。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） フッ素に関しましては、ここ何年の間ですかね、もう五年ぐらいの間にこの必要性が叫ばれてきて、当初はこれは塗らなくていいというお母さん方もおられたと思いますけれども、これがもういわば大事であるよというふうなことで、歯科検診の折に歯科衛生士さんが歯科検診をされますけれども、そのようなことでこのフッ素の事業を始めたところでもございます。もう数年たちましたので、これにつきましては、拒否をされるという保護者の方はいないというふうなことを聞いておりますけれども、これは継続してやっていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 衛生費でのお尋ねであります。学校のほうは教育費の予算において学校現場におけるフッ素のほうの薬剤のほうを計上しております。教育振興費になります。27年度に学校現場におけるフッ化物の事業を始めまして、本年度は全小中学校で実施をしております。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） じゃあ、保健衛生費のほうは小学校以外の子供たちということ、保育園、小学校ではない子供たちということになるわけですね。保健師さんがされると。私は、これは個人的にはみんな一斉にするべきものではないと。このことに関していろんな御意見、もう反対はないというふうにおっしゃいましたけれども、それは違うと思います。小中学での塗布についても……、そのときにまた言いますね。これについては、やはり予算計上されている以上ことはされるかと思えますけれども、今までしてきたからとか、県が推進しているからとか、そういうことではなくて、もっと意見を聞いて、継続についても検討していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 済みません、7番の甲斐ですが、111ページ、衛生関係のごみ出しですけども、30年度から資源ごみを各自治新興区で行ってもらいたいというようなことで予算的に計上されてありますけれども、この付近の各自治振興区あたりへの周知はどうなっておるのか。それから、言うなれば配分と申しますか、300万であれば28自治振興区ですので大体10万円ぐらいの形になるのかなとは思いますが、そこあたりのやっぱり自治振興区が本当に受けるのか、受けない場合はそのまま収集をされるのか。その付近のことをちょっとわかっている範囲で結構でございますので教えてください。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 現時点において、自治振興区を対象ということではなくて、自治振興区であったり小学校のPTA会、それから子ども会、それから女性の会、いろんな団体があると思えますけれども、そういった方々に取り組んでいただければというふうに考えております。

あと、広報については、これからこの議決をいただいた後にそういったことを広報していったら、どれぐらいの団体に取り組んでいただけるのかは、先ほども申し上げましたけれども、現時点においては見込めておりませんが、一応予算のほうだけは300万円ということで計上させていただきます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） わかりますけど、大体1回と申しますか、どれぐらいの助成と申しますか、この300万から配付するような考えでいらっしゃるのか。この300万の根拠と申しますか、そこあたりから話が出てくるかと思えますが、1回と申しますか年間に何回という形で考えておられるのか。大体毎月でもしなければ品物はたまっていきますから、そこあたりをどういうふうにご検討されるのかを教えてくださいたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） これは先ほども申し上げましたけれども、小峰クリーンセン

ターのほうで有価物として今回回収したものは専門の業者に売却して、その売り上げ金は一般会計のほうに入れているところですが、その作業、小峰クリーンセンターのほうまで持ち込んでもらえれば、そこで分別したものを町が代行して売却の作業はやりますと。その計量した分について還元するという中で進めていくという方向でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 109ページ、済みません、どこにあるかわからないのでお尋ねなんですけれども、クリーンセンターについては4ヶ町村で平成37年に稼働予定があると。それはちょっといろんなところで質問したときにそこでのごみ焼却のエネルギー使って電気を生み出すとか、それを売電するとか、そういう施設には今のところなっていないというふうにお答えいただいたと、別のところで、思うんですが、私はできればそういう形にさせていただきたいという気持ちがありまして、ほかの自治体でそういった循環型のごみ処理施設をつくられているところに視察に行かれたりとか、勉強したりするためのお金というのはどこかに計上してあるのかなと思ってそれをお尋ねしたいです。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。先ほど言われました焼却熱を利用した施設ですか、これはちょっと専門のほうのコンサルから聞いたところによりますと、100トン規模を超えないと採算ペースに合わないのではないかなというような話があります。うちのほうで今規模としては100トンの規模で、ちょうど採算ラインのぎりぎりぐらいの規模になるというような見込みという話は聞いております。

それから、今年度、前回1回説明したかと思えますけれども、施設整備計画策定委員会が今年度立ち上がります。その中でそういった技術的なもの、それから運営方式、それから施設の今おっしゃられたような再生エネルギーを利用するのかなどうか、そういったものを専門の策定委員会の中で本年度から本格的に検討されることになっております。

それと、先進地視察については、前回の議会でも質問がありましたけれども、昨年度久留米のセンターに焼却施設に視察に行っております。本年度も、久留米のクリーンセンターはかなり規模の大きい施設で、ことしはもうちょっとの小規模のうちの規模に見合う施設へ視察に行こうということで今調整がされているところです。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 私で最後と思えますけれども、緑川漁協振興資金ですね、これ117ページ、22万。これ総務費のときにたしか30万円、補償金というふうな格好で出てきたと思えますけれども、この辺の意味よってはいろいろとられますけれども、ほかにはないと思えますよ、建設ほかの農林振興あたりはないと思えますけど、この辺の何ちゅうかな、両方分けてあるじゃないですか、その辺の補償とろいろ考えればですね、振興資金だけ振興しますよというふうなこともあろうかと思えますけども、その辺の何ちゅうか、差はどうですか。どういう意味かなと思っ

て、この辺が。補償ちゅうなら、必ずしもわかるような気もするけども、振興資金というのはどういうものなのか、その辺がわかったらちょっと説明してください。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 緑川漁協との契約書の中身ですね、甲が山都町ですけれども、乙に対して、漁協に対して迷惑料及び漁協振興資金として平成4年度から支払うというようなことが契約書の中にはうたってあります。補償、迷惑ということでもいいというふうに捉えるしかなないのかなとは思っております。

以上です。よろしいでしょうか。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後2時58分

3 月 14 日（水曜日）

平成30年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年3月5日午前10時0分招集
2. 平成30年3月14日午前10時0分開議
3. 平成30年3月14日午後3時48分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第10日) (第6号)

日程第1 議案第19号 平成30年度山都町一般会計予算について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 | |

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 副町長 | 岡本 哲夫 |
| 教育長 | 藤吉 勇治 | 総務課長 | 坂口 広範 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 橋本 由紀夫 |
| 会計課長 | 藤島 精吾 | 企画政策課長 | 本田 潤一 |
| 税務住民課長 | 田中 耕治 | 健康福祉課長 | 山本 祐一 |
| 環境水道課長 | 佐藤 三己 | 農林振興課長 | 荒木 敏久 |
| 建設課長 | 後藤 誠輝 | 山の都創造課長 | 檜林 力也 |
| 地籍調査課長 | 玉目 秀二 | 老人ホーム施設長 | 藤原 千春 |
| 学校教育課長 | 渡邊 尚子 | 生涯学習課長 | 工藤 宏二 |
| そよう病院事務長 | 小屋迫 厚文 | 監査委員 | 志賀 美枝子 |

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第19号 平成30年度山都町一般会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第19号「平成30年度山都町一般会計予算について」を議題とします。3月13日までに第4款までの質疑が終わっております。5款農林水産業費について説明を求めます。

農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） おはようございます。5款の農林水産業費の説明を行います。5款の予算につきましては、農業委員会の運営に関する諸経費、並びに農政係、農村整備係、林政係3係で実施します諸施策に必要な予算を計上しております。安全安心農業推進プロジェクトを初め、集落営農の推進、担い手や経営体の育成、それから、日本型直接払い制度事業の推進、そして、生産基盤整備のための圃場整備や鳥獣被害対策防止事業です。また、町の70%を占めます森林整備のための各事業を実施していきます。

それでは、予算書118ページから説明をさせていただきます。

5款1項1目の農業委員会費です。農業委員会の運営に関する経費で、1節報酬、農業委員さんの報償でございます。農業委員19名、それから農地利用最適化推進委員28名、計47名分、949万6,000円を計上しております。非常勤につきましては、嘱託職員1名でございます。

2節の給与は、職員4名分の給与ということでございます。

それから、7節の賃金でございますが、農業者年金事務の補助ということで、1名で5カ月分ということで計上しております。

19節、47万3,000円計上していますが、農業委員会関係の郡の負担金ということで、県協議会への負担金、それから、郡5町の協議会の負担金、それから、職員連絡協議会の負担金ということでございます。

次に、2目農業総務費でございます。

その他の財源につきましては、農林振興課が所管します施設の使用料ということで、56万8,000円を計上しております。全体で1億6,000万ほどを計上しております。

2節給料、これにつきましては、職員21名分ということで計上しております。

それから、需用費、役務費等々、公用車、それから事務消耗品等でございます。

13節の委託料ということで、4番目の鮎の瀬交流施設、鮎の瀬大橋のところにあります交流施設ということで、菅地区の自治振興区に管理を委託しとるところでございます。76万3,000円を計上しております。

14節使用料及び賃借料ということで、二瀬本にありますふれあい館の備品のリース料ということで、全自動の圧力式の回転釜と全自動洗濯機のリース料ということで、151万7,000円を計上しております。

続いて、3目農政費です。2,877万8,000円ということでございます。

その他の収入80万につきましては、旭化成より柘山土地改良区への事業の協力金ということで、80万入る予定でございます。

122ページをお願いします。

19節の負担金補助金及び交付金というところでございます。柘田百選関係の負担金を初めありますが、中段以降から説明をしたいというふうに思います。額の大きい分を説明したいと思えます。有機農業協議会補助金100万円ということで、会員108名ということでございます。有機農業フェア等々の実施、あるいは、講演会等の主催等、協議会の助成ということでお願いしたいと思えます。それから、農業後継者クラブ、16名ほど、今、会員がおりますが、への補助金が13万円。それから、茶振興協議会への補助金が60万。現在、17工場の65名というところでございます。それから、耕作放棄地の解消事業ということでございますが、県の事業で1件の、今、申し込みがあっております。

123ページになります。

国営造成施設管理体制整備促進事業の補助金ということで、矢部開パ土地改良区が所管します各施設への補助金521万4,000円ということで、国県合わせまして2分の1でございます。

それから、農林業の振興補助金ということで、347万5,000円ということでございます。島木地区のライスセンター新築工事、それから、糶摺り、粉じん対策費、それから、ユズ、クリの苗木の助成ということで計上しております。

農業の廃プラスチックにつきましては、二つのJAのほうで最終的に農家から集められて処分されますが、その費用の一部の助成ということでございます。

それから、集落営農事業ということで、これは60万計上してありますが、単独費でございますけれども、見込みとして2集落分ほどを見込んでおります。野菜花卉等々の補助金ということで、これは二つのJAのほうに、野菜、花卉、果樹の振興費ということでそれぞれ出します。

それから、果樹選定の助成金ということで、これは10アール当たり4,000円の助成を予定しております。

それから、全国茶品評会の助成金ということで60万、20点ほどを計上の予定をしております。

それから、農業共済加入促進事業費補助金ということで、これの事業主体は共済組合でございますが、農業施設共済加入促進のために県と町で助成するというところでございます。この金額の2分の1が県費で参ります。

それから、中山間農業モデル地区支援交付金ということで、これは新規の部分でございます。平成29年12月に県のほうが指定をしたわけですが、各振興区管内で1カ所ということで、100%の県の交付金でございますけれども、山都町では、集落営農あるいは農地集積に取り組む13地区にまず紹介しましたところ、入佐地区から手が挙がりまして、この事業を行います。内容につきましては、条件不利地域である中山間地域の総合的な集落支援ということで、県のほうから支援が入るというところでございます。

それから、新規就農交付金150万ということで、これも平成30年度に新設したものでございます。町単独の助成を考えております。新規に親元で就農される方、現在の経営内容を承継する後

継者に対して、3年間で60万程度を交付する予定でございます。使途としましては、自身のスキルアップのための経費というところでございます。それから、この制度につきましては、国や県の交付金対象にならない担い手の方を支援したいというふうに考えております。それから、椋山地区土地改良区助成金ということで、協力金ということで、歳入の部分でございます、旭化成より土地改良区に交付されるということでございます。

次に、4目畜産振興費です。805万円程度を計上しております。

その他の収入1万円につきましては、町有牧野、杉の牧野の使用料ということでございます。

報酬費は、獣医師3名の方の報償ということでございます。謝金ということでございます。

それから、124ページ、19節でございます。矢部地区、清和地区の畜産振興関係の補助金が30万円、それから下の15万円も一緒でございます、南阿蘇畜産振興協議会負担金ということで、旧蘇陽町の分の75万ということで計上しております。

それから、下から3番目でございますが、家畜導入事業助成金というところで、導入した雌牛の税抜き価格の10%以内という部分と、それから、自家保留に関しましては、市場平均価格の8%以内ということで予定をしております。

次は、町指定牛助成金60万でございます。20頭分を予定しております。10カ月齢から24ヶ月齢の雌牛を指定牛としますが、3年間の飼養を要件ということでしております。

それから、最後に、予防接種の補助金ということで、150万ほど計上しておりますが、いわゆるワクチン代の半額を補助しております。大体1,800頭を予定しております。

125ページになります。

6目日本型直接払事業ということで、7節の賃金につきましては、中山間関係のチェックで、1名の4カ月分の臨時ということでございます。

それから、13節委託料ということで、測量設計委託料の30万7,000円ということで、これにつきましては、毎年度、中山間の集落協定に編入される土地がございますので、それが出た場合の農地の傾斜計を図るということで、30万ほど計上しております。

それから、下の多面的機能支払事業保管理状況調査業務委託料ということで、多面的機能の交付金対象の農地がきちんと管理されているかということで、全町域を調査するための調査委託料ということで、308万円を計上しております。

それから、19節の負担金補助及び交付金ということで、中山間地等直接支払制度交付金3億3,400万円。これは国2分の1、県4分の1、町4分の1ということで、協定を締結しました農地や農道、水路を適正に管理するための国からの交付金とあわせてでございます。使い道につきましては、御承知のとおり、ハード事業、ソフト事業にも支出できますし、また、将来の積立金もオーケーということでございます。現在、4期目に入りまして、来年度が3年目になります。4期目が平成27年から31年度というところでございます。協定数が今166協定で、2,619名の方が参加をされているというところでございます。

次が、多面的機能支払事業交付金2億2,468万6,000円ということであります。これも国2分の1、県4分の1、町4分の1ということでございますが、平成26年度から新たな制度の多面的機

能ということに変わっております。旧農地水の事業からの変化でございます。これにつきましては、農業者等が組織するというところで、水路や農道などの管理等、あるいは、環境保全に努めるというところでございます。山都町では、旧自治振興区単位を基本としまして、現在、25活動組織が取り組まれております。

最後に、環境保全型農業直接支払交付金1,177万2,000円ということで、農業者等が実施します化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みと、地球温暖化防止、あるいは、生物多様性に効果が上がる営農の取り組みということで、現在、山都町では24組織が取り組まれております。

126ページでございます。

続いて、7目の水田農業対策費というところでございます。838万6,000円ということでございます。

7節賃金、嘱託職員1名分でございます。

9節旅費、費用弁償ということで、農家組合長さんへの現地確認等々の日当、会議等の出席日当払いでございます。

19節負担金及び補助金、交付金ということで、650万円の補助金ですが、これは山都地域農業再生協議会という組織がございます。町、二つのJA、それから米の集荷業者さん、あるいは、農業委員会さん等々が組織をしておりますが、そこへの補助金でございますけれども、主に水田農業を中心とした取り組みの協議会というところに対する補助金でございます。

次に、127ページになります。

9目農業土木管理費でございます。118万9,000円ということでございます。

19節につきましては、全国の山村振興等の負担金、あるいは、水土里情報システムというのは、土地改良連合会が持ちますシステムの利用負担金ということでございます。

次、128ページに参ります。

13目中山間地域総合整備費ということで、3,539万3,000円ということでございます。

財源のその他でございますが、これにつきましては、矢部中部の受益者負担金の595万7,000円というところでございます。

1節の報酬でございます。換地委員の報酬ということで、矢部中部地区26名の委員の方の報酬ということです。

それから、19節の負担金補助及び交付金ということで、県営中山間事業ということで、負担金を3,478万5,000円計上しておりますが、内訳としましては、矢部中部地区の工事の負担金が約2,900万、それから、御岳地区事業計画に伴う負担金ということで、これが500万というところでございます。

次に、24目特定防衛施設周辺整備交付金事業ということで、1,735万5,000円ということでございます。

13節の委託料354万3,000円、測量設計委託料でございますが、これは金内にあります堰の改修の測量設計費ということで計上しております。

それから、15節の工事費ということで1,300万円、瀬戸水路の工事でございます。現在の状況としましては、延長25メートルでございますが、平成29年度で130メートル、それから、30年度で120メートルで終わる予定でございます。水路幅としましては700から800でございます。

次に、25目の人・農地プラン事業ということで、5,360万7,000円ということで、19節の負担金補助及び交付金ということで、農業次世代人材投資資金ということでございますが、農業の担い手確保のため、国の100%補助で実施するものでございます。新規就農者の経済的な支援ということで、経営開始型ということで、5年間交付予定でございます。個人の方で年間150万円、夫婦の方で225万円というところでございます。

内訳としましては、既に認定される方が33名、交付金の対象となる33経営体のうち8組が夫婦でございますし、町としましての目標的には5経営体、2夫婦を見込んだ上での予算計上ということでございます。

続いて、28目農地耕作条件改善事業費です。これも新規の事業でございます。矢部開パ土地改良区が所管します鍛冶床第2ため池の漏水ということが発生しておりますので、町が事業主体となりまして、総事業費3,000万円ということでございます。財源の600万円というのは、矢部開パ土地改良区からの負担金ということでございます。

13節の委託料が400万円、それから、130ページ、15節が工事費ということで計上しております。

続いて、2款の林業費の説明に入ります。130ページでございます。1目林業総務費ということで、2節給料、一般職4名分の給料を計上しております。

続きまして、131ページ、2目林業振興費ということでございます。1億3,621万9,000円を計上しております。

1節の報酬ということで177万円を計上しておりますが、鳥獣被害対策防止実施隊、銃猟免許者の延べ600名分、2,950円で、報酬ということで計算をしております。

13節委託料でございます。林地台帳整備委託料ということで、いわゆる農地台帳と類似したものでございますが、林地の台帳ということで、6万8,000万筆余り、それから、小班で言いますと3万1,000小班的台帳、加工して台帳をつくるということで、熊本県森林組合連合会というところに委託の予定でございます。

次に、132ページ、15節工事請負費でございます。285万円を計上しております。癒しの森整備工事ということで、清和のふれあいの森、文楽館の川向こうの背景にございますが、安全柵、あるいは、不要物の伐採、あるいは看板等の設置ということで、250万円ほどの県からの補助が予定をされております。

それから、19節の負担金補助金等々でございますが、主なもので申しますと、森林山村多面的機能発揮対策協議会負担金ということで、116万5,000円ということでございますが、これは熊本県のほうで協議会が結成されております。山都町では、現在5団体が地域の森林の保全に伴う活動、里山あるいは竹林の保全に向けての集団での活動ということで、交付金の総額が950万円で、山都町の事業費が950万ほどありますが、町が12.5%負担するというものでございます。

それから、有害獣被害防止対策事業補助金ということで、町単事業でございます。電柵、ワイ

ヤーメッシュ等々の町単事業の補助金ということで、2分の1の助成の補助金ということでございます。

それから、特用林産物施設化推進事業補助金ということで209万4,000円計上しておりますが、シイタケ乾燥機ということで、JAの部会等で希望されております。シイタケ乾燥機4台、それから、選別機1台ということで、県の40%補助金に申請をしたいということで考えております。

それから、有害鳥獣捕獲隊助成金ということで、5,607万円ということでございます。鳥獣被害防止対策のうち、捕獲に関する助成金というところでございます。イノシシ3,900頭、鹿1,400頭、猿、それからカラス、それから、班編成の班の隊長に対する交付金等でございます。国からの1頭当たりの捕獲金につきましては、イノシシ、鹿が7,000円ということになっております。

133ページになります。

くまもとの森林利活用最大化事業補助金ということで3,777万2,000円ということですが、これは事業名が変わったものでございます。昨年までの間伐材供給安定化緊急対策事業からの名称変更ということで、森林組合とか、あるいは林業事業体を実施する間伐活動に対する補助でございます。2分の1の県の補助でございます。

それから、森林整備地域活動支援交付金事業1,075万円ということで、これは森林組合が実施しますソフト事業に対する補助でございます。国から4分の3の補助がございしますが、森林経営計画の集約化ですとか、あるいは、林地境界の明確化、測量現地立会等々に要する費用に対する助成でございます。

それから、山都町森林整備事業補助金1,389万8,000円ということで、これは町単独で補助するものでございます。森林組合等で実施されます間伐、下刈り、造林に対する補助金ということでございます。

次に、緑の少年団活動助成金ということで、御岳、中島、蘇陽、清和小の少年団活動に対する1戸当たり3万円の助成金というところでございます。

次に、山都町鳥獣被害防止対策協議会助成金60万ということで、構成としましては、町、二つの森林組合、二つのJA、それから猟友会の支部長さん、それから、鳥獣保護員の3名の方を含めた協議会で、町の鳥獣被害防止対策についての施策決定とか、あるいは、ワイヤーメッシュ等々の国の補助の受け皿となる団体ということでございます。

最後に、狩猟免許取得支援補助金ということで33万円としておりますが、新規に狩猟免許を取得された方への支援ということで、1人1万円ということでございます。昨年度は39名ほど実績がございします。

次に、3目の林業土木管理費ということで、2,498万9,000円を計上しております。

13節の委託料ということで、まず、林道点検診断業務委託料1,000万円ということでございますが、これは建設課のほうでも実施しておりますが、町道のトンネル、あるいは、橋梁ということでございますが、町が運営します町営の林道ということで、トンネル3本、それから、橋9カ所の診断業務を行うものでございます。2分の1の国補助ということでございます。

それから、下の町有林道の草払いの委託料ということで433万9,000円ということで、16路線で

ございます。メーター単価の63円ということで、主に地元の団体等に委託をしているということ
であります。

それから、15節です。工事請負費ということで、林道補修工事、これも2分の1の補助でござ
いますが、2路線予定しております。菊池人吉線と星原線でございます。

次の7目治山費でございます。予算的には2,167万6,000円でございますが、その他の収入とい
うことで229万7,000円、これは県営治山事業の受益者負担金ということで、工事費の約11%とい
うところでございます。

134ページに移ります。

13節委託料ということで119万2,000円、測量設計委託料ということでござりますが、これは31
年度に要望を考えております3カ所でございます。前年度に測量設計を行って、要望していく
という形になっておりますので、3カ所を考えております。

それから、15節の工事請負費2,028万円ということで、治山工事でございますが、北中島と尾
野尻2カ所で予定をしております。

14目地方創生道整備推進交付金事業費739万5,000円ということで、34%の補助ということ
でございますが、135ページの15節の工事費でございますが、713万円ということで、林道工事、鬼ヶ
城線、蘇陽地区玉目にあります工事で、林道の整備をする予定でございます。

それから、15目鳥獣処理加工施設でございます。500万円ということで、13節委託料400万円、
施設管理委託料ということで、ジビエ工房やまとの施設運営管理に関するものでございます。

それから、15節工事請負費ということで100万円を計上しておりますが、加工所西側の荷受け
所の整備ということで、簡易的にパイプで設けて雨よけ等を行っておりましたが、やはり不十分
ということで、きちんと整備したいということで考えたところでございます。

最後に、3項の水産業費です。1目水産振興費ということで、19節負担金補助及び交付金とい
うことで17万円、緑川漁協組合補助金分が12万円、それから蘇陽地区の漁業関係ということで5
万円ということで計上しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 5款農林水産業費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑については簡潔にお願いをいたします。質疑はありませんか。
4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 4番、矢仁田でございます。

まず、118ページ、農業委員の報酬というのがありますけれども、19名の農業委員の方と、28
名の推進委員の方がいらっしゃいますが、その金額ですね、1人当たり幾らなのかを教えてください。

それから、123ページの中山間農業モデル地区交付金というのが入佐地区で行われますけれど、
700万の中山間地モデル地区支援ということでございますが、こういった内容のことをされる事
業なのかを。

続きまして、私、今回の一般質問で話をしましたけども、農家ハンターというのがいらっしゃ

いまして、その講演をしていただきましたが、そういう人を育てる費用というか、そういうのがどっかにないかですね、どこに入るのかを。

それから、133ページの……。ちょっとわからなくなっただけで、いいです、そこは。

続きまして、135ページの鳥獣処理加工施設費ですけれども、たしか委託料は180万っていうふうに去年の段階で話になって、それを1年してみた結果で、また考えるという話だったと思うんですが、今回、400万というお金が出るようになっておりますけれども、その辺についてよろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。まず、農業委員の報酬ということで、会長報酬が19万8,000円、それから、その他の委員さんが17万3,000円というところでございます。推進委員さんは年額10万円でございます。

次に、中山間のモデル事業ということで説明申し上げます。平成29年度に県が始めたわけですが、地域振興区の1地区ということでございますけれども、これの狙いというところでございますが、事業実施期間ということで、認定から3年、この事業実施期間は3年間でございますが、この対象というところにつきましては、地域のいろんな課題等がございます。例えば、入佐地区におきましては、圃場を整備したところがございますけれども、今後の維持管理等々、あるいは、担い手の確保ですとか、あるいは、現在、旧浜町第二保育園を利用して加工所も、加工品づくりも検討されている中で、そういった活動に対する中山間地域の農業のモデル地区ということで、県のほうで支援していくというところでございます。具体的な内容につきましては、今後、集落での話し合いをもとに、熊本県のいわゆる農業農村に関するハード事業、あるいは、ソフト事業を多面的に支援するというところでございます。将来的には、集落の法人化というところも目指されております。

次に、農家ハンターというところの予算ということでございますが、具体的には、現在のところ予算計上はございませんが、山都町の対策協議会ということでございましたので、そういう中でも協議する場がございますので、そういった形で、今後も対策費の一つということで、検討課題かなというふうに考えています。

それから、ジビエ工房やまとの委託料の件ということでありましたとおり、去年、年間の180万円と試算をしておりました。で、実際に10月3日から稼働しました。委託先は清和資源さんでございますけれども、1月の中旬までの人件費と、それから加工への持ち込み料、それから光熱水費等の基礎的な費用、それから、今、リース料ということで、肉の冷凍庫のリース料、それから、発送の荷づくり運搬料というところでございますが、販売の予定額と実際に清和資源さんからの実績とを加味しますと、どうしても400万円程度の委託料が必要かなというところで、試算をしているというところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 失礼します。まず、121ページ、13節、委託料のところですが、鮎の瀬

交流館なんですけれども、毎年このような金額で委託をされていて、菅地区ということはわかっておりますが、あそこも時の変遷とともに、いろんな使われる形態が変わってきているようにも思います。鮎の瀬大橋、せっかくきれいな橋で、見に行ったときに、あそこにやっぱりお店があるといいなというふうに思っているわけなんですけど、実際のところ、今、菅地区でどのような活用をされているのか。把握してらっしゃったら教えてください。

それから、狩猟免許のところです。133ページの狩猟免許取得支援補助金、新規者へ1万円の補助ということがありましたが、これは狩猟免許というのは、済みません、基本的なところだと思いますが、銃のほうなんでしょうか、箱わなも含まれるんでしょうか。そこら辺、39名という実績があったというふうに、先ほど御報告がありましたので、その方々がそういうふうに全部が猟銃を扱われるのか、あるいは、箱のほうも入ってらっしゃるのか。高齢化によって、どんどんハンターも少なくなっているわけなんですけど、こういうふうにして補助があることによって、39名も新しい方が登場されているということはどういうことかと思っておりますので、そこら辺について、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えいたします。鮎の瀬交流館ということで、現在のところ、なかなかあいているというのは非常に厳しい状況で、地域のイベント等で週末にあげられるとか、あるいは、季節に応じてあげられるということで、冬場はほとんど閉まっているような状況というところでございます。

自治振興会でもさまざまな取り組みをされておりますし、今後、棚田オーナー制度から棚田の交流制度ということで少し方向性を変えられたりもしておりますので、鮎の瀬交流館の利用についても、地域物産の販売等々でも活用していただきたいということで、今後、協議を進めていきたいというふうに考えております。

それから、狩猟免許でございますが、銃、それから、わなと両方でございます。昨年度は銃がたしか2名の方だったというふうに記憶をしております。ほとんどがわなの免許ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 済みません、今のところ、補助が1万円ということで、銃もわなも両方とも1万円ということで、実際の経費というか、実際の受けられる免許の金額はわかりますか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 後ほど資料を提供したいと思います。済みません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 5番、興梠です。予算をみますと、かなり負担金、補助金あたりが大きくなっておりますが、私、1点ほどお伺いしたいと思います。

農林水産業費の中の漁協の補助金ということでございますが、合併当初は多分同じ金額の助成

金だったというふうに理解しておりますけれども、12万と5万という漁協の補助金の根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 漁協への助成金ということで、昨年までは緑川が8万円、それから、蘇陽は5万円だということですが、緑川漁協のほうから要望もあった点がございまして、近年の災害におきまして緑川流域が大変厳しい状況と。土石流、土砂だまり、あるいは、その後の豪雨ということで、最近では、下流地域まで白濁という状況も出ておりますので、何しろ、いわゆる魚が減ってしまったと。鮎を初め、ヤマメなども減ってしまったので、漁協としても努力してやりますというところの事業計画も受けております。その点を考慮しまして、補助金の増額というところでしているというところであります。同額とかいう点につきましては、ちょっと私は把握はしておりません。

○議長（工藤文範君） 5番、興沼誠君。

○5番（興沼 誠君） 内容はわかりますけれども、蘇陽漁協も、基本的には河尻川、五ヶ瀬川流域を管理されておるわけでございますね。当然、魚の放流等も毎年やられております。昨年度の災害あたりのときも、災害に遭われて、ヤマメがいなくなったり、そういう現状は、緑川も蘇陽のほうも変わらない状況ではないかというふうに、私は思っております。

ただ、合併した当時の助成金の額が、どういういきさつで、さっき言われたように、緑川は昨年まで6万だったですか、で、また12万にかさ上げされておりますけれども、そういった小さい金ではございますけれども、漁協自体はやっぱり同じような活動で、同じような趣旨、内容になっているかと思えます。蘇陽のほうの漁協も、3,000、4,000万の事業をされておるわけでございますので、できますならば、ある程度、蘇陽あたりのかさ上げも考慮していただきたいというお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 矢仁田でございます。

さっき、ちょっと忘れましてけれども、124ページに畜産関係の負担金があるんですが、これは矢部、清和と南阿蘇と30万と75万という差があるんですけど、これは1頭当たりとか、そういう関係なのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えいたします。矢部、清和地区、畜産農協の城南支所管内でございます。それから、南阿蘇管内ということで、それぞれで畜産協議会の範囲で、もともと事業をされてきたという部分で、矢部、清和地区の負担金額部分と、それから、旧蘇陽町の分の負担金ということで、協議会の活動の差かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 6番、藤川です。122ページの一番最後、耕作放棄地解消事業補助金6万円なんですが、県の事業で何か1件という説明がありました。この詳細の説明をお願いいたします。

それから、123ページの農業共済加入促進事業補助金、これは農業共済組合にやられるのか、組合にやった後、また、農家の、例えば共済掛金の負担軽減のために上げられるのか。それとも、新たにまた、促進するために、どんな例えば事業とかされるのに補助されるのか。その中身の説明をお願いします。

それから、先ほど、興沼議員がおっしゃいました緑川漁協の件なんですが、下流域の、例えば、隣の町だったりありますが、ほかの町村の御意向はどうだったのかをお尋ねしたいと思います。

それから、129ページの人・農地プランの農業次世代の人材投資資金なんですが、5年間ということなんですが、これまで、この事業だったかわかりませんが、事業に取り組んで、途中で挫折して、もうやめられたというお話も聞きましたが、もし、この補助を受けられて、そういう方がいらっしやっただったら、これまでのことを教えていただきたいと思います。仮にそういうふうな、5年間続けられなかった場合、例えば、補助金をもらっていらっしやいますので、何か幾らか返納しなくてはならないとか、ペナルティーがあるのかどうかもお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えいたします。耕作放棄地解消事業ですが、見た目が耕作放棄地というところが対象になりまして、大体10アール当たり3万円の助成ということで、20アール分が予定されている、希望されているというところがございます。

それから、農業共済につきましては、農業者の負担軽減のために、県と町で補助金の2分の1ずつ出してやるというところがございます。

それから、漁協の関係でございますが、山都町関連で申しますと、予算上は12万でございますが、水力発電の部分が30万とか、あるいは、クリーンセンターが20万というのがきのうあったと思います。例えば、美里町では30万円ほどとか、あるいは甲佐町では180万円、御船が20万円ほど、それから益城も9万円というふうでございますが、それと嘉島が9万円とかありまして、漁協が活動されることに対する自治体からの助成金というところが交付されております。甲佐は180万でございます。

それから、農業次世代型人材投資資金ということで、補正予算にも出してございましたけれども、現在、リタイアされた方が1名と、病氣療養で1名ということで、これは給付の停止ということになります。1名の方は転出されましたので停止ということ。その内訳でございますが、現在まで48組62名の方がおられましたので、その割合からすると、いわゆる離脱されたというのは小さいかなと思いますし、年々この交付要綱も厳しくなるとして、年2回のヒアリング、それから、圃場の状況の現場確認ということで、この交付金につきましても、年2回に分けて交付するというところがございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 藤澤です。132ページ、癒しの森の整備工事費ということで、文楽館の近くということですので、南側だろうと思いますけれども、あのあたり、樹木あたりも相当植えてありますが、前々から、忘れちゃおりませんので、これは山の都創造課あたりで、翁橋のことを以前からいろいろ言いましたけど、なかなか実現になっていません。ただ、向こうに行くためには、向こうさに回れば行かれんことはありませんけれども、翁橋を通過して、この癒しの森あたりに行くには一番ベストというふうに考えております。そのあたりは、予算の都合もありましようけれども、たまには、こやんしたふうに、翁橋も言いよらんことには、みんな忘れてもらうと困りますもんですから、あえてきょうは質問しました。

その辺の状況あたりはいかがですかね。癒しの森だけでよろしいのですので、整備というのはどういうことをされるんですかね。樹木あたり、桜とかいろいろ植えてあるかと思えますけど、あとのこれを見ますと、整備工事ということですので、どういうことをされるのか、ちょっと教えてください。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 展望台までにいろんな散策道がございますが、安全柵をつけましたりとか、あるいは、今ありましたとおり、いろんな樹木が植わっておりますけれども、やはり草刈りとか、あるいは間伐等、いろいろ台風被害等で枯れ等もありますので、そういった伐採の、いわゆる間伐とういか、その部分。それから、看板類ですね。その整備ということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 私も今のところを聞きたかったわけでございますけれども、癒しの森の関係で、城野公園という形で、あそこに名前をしておりますけれども、遊歩道あたりがやっぱりかなり傷んでおりますけれども、これはあくまで農政のほうですべきものなのか、観光的な形ですべきなのか、疑問を持っておるところがございます。

それから、もう一つでございますが、先ほどからいろいろ漁協関係での助成金とかあります。ほかのところもいっぱいあるんですけれども、要するに、負担金として出したものの、お金の使い道というのは、相手方から決算書等は全てとって、どういう形で使っておるかということは、見ておられるのでしょうか。総合的なことでお話をさせていただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 今回の癒しの森関係につきましては、林業関係の補助金ということでございますが、御指摘がありましたとおり、観光施設等も含めておりますので、今後、山の都創造課と協力しながら、各種事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、漁協関係でございますが、総会資料、総会の案内がございますので、確認をしてい

るところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 漁協ばかりではなくて、全体的なことでお話をしてもらいたいということですので。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 失礼いたします。補助金、負担金交付金ですね。これにつきましては、予算査定の際に、必ずそういった団体から収支報告書を取りなさいと。主に、総会資料が主ですけども、それを見て、我々も確認をして、補助金額を決定しているということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今の緑川漁協の件なんですけど、昨年、一昨年からのいわゆる災害等であってということでありましたので、今年度限りで、来年度からまた引き下げられるのかということを確認したいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 予算につきましては、漁協の事業実施状況を見ながら判断したいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時03分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6款商工費について説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 山都町、山の都創造課につきましては、本年度の目標はもう1点だけです。移住・定住の推進を図って、関係人口、それから交流人口、こういったものを進めて、とにかく町の活性化を図る、この1点に絞って事業を進めていきたいというふうに思っております。

それでは、136ページから説明を申し上げます。

6款商工費1項商工費1目商工総務費6,870万8,000円でございます。これにつきましては、職員の9名分の給与等々の経常経費でございます。

2目商工振興費4,128万3,000円でございますけれども、この中で、次の137ページを見ていただきたいと思っております。13節委託料と15節工事請負費でございますが、これは大川町の八朔祭の大造り物小屋兼展示場の設計監理委託料と建設費です。63平米、約19坪のこれまでの造り物小屋と同等のものを建設したいというふうに思っております。

それから、17節公有財産につきましては、その用地に係る購入費でございます。68坪の購入をしたいというふうに考えております。

それから、19節負担金補助及び交付金で2,625万円でございますけれども、この中には、先ほどもございましたけれども、いろいろな団体への補助等がございます。商工会の活動補助金ということで1,100万円、それから、火伏地藏祭200万、八朔祭の1,200万ということで、各団体、イベント等、非常に決算を見ても、厳しいです。予算要求の中でも、増額を要求してまいりましたが、町の財政事情と、それから、補助金につきましては、そもそも3年、そして、町の基本として、少しずつカットしていくというのもございましたので、そういう厳しい状況の中で、現状の維持ということで認めていただいて、今回、予算を要求するに至ったところでございます。

続きまして、138ページを見ていただきたいと思っております。

そうした中で、最後に、震災復興事業、商工会活動補助金ということで90万円。これは震災を受けまして、商店が非常に疲弊しておりますけれども、これにつきましては、商店街の活性化、それから、地域支援事業といったものの投資的な経費として、商工会に取り組んでいただくということで認めていただきまして、今回、90万の補助を認めていただきまして、これは商工会を中心に事業を展開していただくということになっております。

また、商工会の青年部の有志等がいろんな形で勉強会もしておりますけれども、公認会計士等と呼んだり、まちづくりの先駆者と呼んだりして、承継事業をして頑張っておりますので、そういったものについては、山の都創造ファンドのほうを使っていきたいというふうに思っております。

それから、3目観光費です。これにつきましては、いろんな観光施設の維持管理についての予算を計上させていただいております。

11節需用費、印刷製本費で184万1,000円上げておりますが、これは観光パンフレット、ポスター、リーフレット、それから、通潤橋の社会科見学の子供たちへのわかりやすいパンフレット等の作成を予定しております。

それから、役務費、広告料345万7,000円でございますけれども、これはFM系のモーニングライブ、それから、各種メディアの広報等に使用させていただきたいと思っております。

139ページ、委託料でございます。この中にずっといろいろな国民休養地、それらに係るトイレ管理、いろんなものの委託がございます。トイレが七つ、関係公園が七つございますけれども、国民休養地の管理委託については180万というところで、総16カ所、723万円を計上しております。

また、先ほど、清和の文楽邑のところの整備も出てございましたけれども、そこの通常の管理は町の山の都創造課がしておりますが、議員のほうからも御指摘ございました翁橋につきまして

も、改修の計画は上げております、町長にも相談をしておりますけれども、何せ町道の長寿命化、町道にかかる橋が338、橋梁がございます。これのまずは長寿命化を図るのが先だと、優先順位がですね。ということで、町長のほうも、できるだけ早く翁橋の復興をとというふうなことで考えておりますけれども、いつもそのことについては心にかけて、一番最後というわけじゃなくて、やはり優先順位の中で御判断をいただきたいというふうに思っております。

また、周遊コースについては、整備については林務の補助等がありますけど、農林のほうでしていただいておりますが、利活用についてはフットパスのコースにしたいということで、頂上の展望は非常によろしいですので、ぜひ行かれていない議員さんについては、見ていただければと思っております。

それから、14節使用料、賃借料につきましては、土地の借り上げ料ということで、これは矢部地区の土地の借り上げ料でございます。遊歩道、あるいは、駐車場の借り上げでございます。

次のページをお願いしたいと思います。140ページ、南阿蘇観光連絡協議会が30万、これは南阿蘇4町と山都町の連絡協議会による観光の周遊マップとかイベント等をしております。それから、九州ハイランド活性化協議会、これは美里、山都、椎葉、五ヶ瀬の4町の県境連携による活性化協議会で、九州脊梁のいろんな観光の情報発信等をやっております。

それから、県央東部広域連携プロジェクト負担金375万円でございますけれども、山都町は375万円で、いろんな連携による通潤橋のライトアップやプロジェクションマッピング、あるいは、石橋ツアー等の計画をしてしております。4町連携ですので、県の4分の3のスクラムチャレンジの補助金を受けておりますので、全体的には1,500万円の事業として、美里町、それから甲佐、御船等と連携をしながら山都町でもやっていきたいということで、あわせて九州中央自動車道の開通イベントとあわせてやっていきたいというふうに思っております。

また、阿蘇広域連携プロジェクト負担金でございます50万円につきましては、阿蘇ジオパークの復興イベントでございます。

それから、141ページ、モンベルフレンドエリア登録負担金64万8,000円ということで、今、会員がモンベルは81万人ございます。先週の土日に、モンベルと県、それから関係町村のジャパンエコトラックのイベントもございましたけれども、70キロ、それから92キロ、145キロを自転車でサイクリングを一日かけてするというので、阿蘇周遊ということで、山都町の場合は、南阿蘇のあそ望の郷から通潤橋まで来て往復するというような形でイベントがございまして、200人の参加がございました。

それから、文楽の里まつり助成金215万円ということで、これも非常に、皆さん厳しい中で頑張っていただいておりますけれども、現状維持ということでございます。

それから、日向往還の180万、これにつきましては、ことしも、今度の土曜、日曜に開催しますけれども、現在500人を超える参加者ということで定員を満した形になっておりますが、できる限り受け入れをしていきたいというふうに思っております。

それから、一つここで、昨年よりも増額しております観光協会の補助金でございます、300万円でございます。今、観光協会には補助金を、以前は70万上げておりましたけれども、今はゼロ

円でございます。非常に厳しい経営の中で、ことしは復興の意味も含めたイベントもしていただくということで、そして、やっぱり、今、文化の森、拠点施設でございますが、それをもう一回、商工会、観光協会あわせて、住民の皆さんとやっていただきたいということで、夜のまち歩きとかですね、通潤橋の、商店街のまち歩きというようなことで、まち歩きマップとか、企画をしていただきたいというふうに思っております。

それから、4目観光施設費でございます。2億1,300万円組んでおりますけれども、委託料が主でございます。11の指定管理施設等8,751万円組んでおります。そよ風パークの3,682万円から、次のページの緑仙峡の管理委託まで、合わせて7,931万円が11の観光施設の委託料でございます。その中で、一つだけ、そよ風パークの改修工事がございます、管理委託ということでですね。これは、そよ風パークの屋根の大規模改修を計画しておりますので、その設計監理費でございます。

あわせて、143ページの15節工事請負費として4,000万円組んでおりますけれども、これは、そよ風パークを初めとした清和天文台、それから、文楽館、通潤橋駐車場、通潤橋駐車場前の舗装、それから、白線、そういったものも、御指摘のとおりありますので、そういったことを4月からすぐに始めていきたいというふうに思っております。

また、18節備品購入費につきましては600万円ということで、それぞれの施設が15年から20年たっておりますので、エアコンであったり、冷凍冷蔵庫であったり、ショーケースであったり、非常に備品の耐用年数が過ぎておまして、備品はやはり町が指定管理している以上は、揃えなければなりませんので、これを600万円上げさせていただいております。

それから、28節繰出金につきましては、国民宿舎通潤橋の繰出金ということで、これはまた、後ほど特会のほうで詳しく御説明をしていきたいと思っております。

それから、5目山の都づくり事業ということで、8,587万2,000円上げております。結婚相談員の報酬からもろもろの旅費、それから、11節需用費に印刷製本費50万とありますけれども、これは後で説明します分譲住宅の募集のパンフレットの印刷費等を組んでおります。

それから、144ページをお願いしたいと思います。

委託料の中で、阿蘇山都ブランド推進プロジェクト委託金ということで500万円組んでおります。これは先ほど私が言いました移住・定住の一点に絞ってやるということで、今まで不特定多数の皆さんに山都を発信していましたが、都市圏の山都の応援をしていただく企業、それから人、そういった方々に直接アプローチをしていくために、東京に拠点を置いて、数少ない鉄砲を有効に撃っていくというような形で、拠点をつくりまして、いろいろな企業誘致であったり、ふるさと納税の企業版、それから山都のブランド推進、そういったものを発信できる人と物とを組んでやっていきたいということで、500万計上させていただいております。

どういった団体、組織と組むかは、今、検討しておりますので、予算可決の折には、早急にそこらあたりを協議しまして、事業を進めていきたいというふうに思っております。

それから、14節、62万5,000円につきましては、地域しごとセンターの借り上げ料、ル・ポンの借り上げ料でございます。

それから、15節工事費7,400万円につきましては、宅地造成工事です。旧浜町事務所跡地の10

区画宅地造成220平米から285の10棟を造成してまいります。総面積は460.4平方メートルでございます。

それから、あとは145ページのいろんな負担金等々でございます。

146ページをごらんいただきたいと思います。

委託料の中で、展示物入れかえ委託料100万円でございますが、これは文化の森の、今、展示をしておりますけれども、なかなか変わり映えがしないというようなところがございます。いろんな、刀剣女子であったり、山都の自然、文化・歴史、そういったものを学芸員とともに理解をし、模様がえをしながら、この利活用に再度しっかり取り組んでいきたいという思いがございまして、100万円組ませていただいております。

7目ふるさと寄附金事業ということで、1億4,200万でございます。これにつきましては、ことし、平成30年度は2億円を目標に取り組んでいきたいというふうに思っております。それに係る経費が非常に、ふるさと寄附金の返礼品ということで8,000万円。大体35%からの返礼品でしておりますが、総務省のほうからは30%に抑えろというようなことがございまして、今、30%に内容を抑えていくという形で、今、努力をしているところでございます。

品目については、これまで2けた台でございました。やっぱり1,700の町村と競争するわけですから、やはりうなぎであったり、肉であったり、そういう特産品があるところは、それだけで1億も2億も上げますけれども、山都町の場合はそういった商品がございませんので、やはり山都町の魅力のあるいろんな商品、加工品を幅広くするというので、ふるさと納税を上げていきたいということで、現在153品目を選定しております。それは逆に言いますと、いろんな商品、商店の皆さんの利益配分にもなっていくということで、それはそれでいいんじゃないかというふうに思っておりますので、品目をできるだけ広げて、やっていきたいというふうに思っております。

147ページのそれに係る消耗品、それから印刷製本費、これは134万3,000円組んでおりますが、カタログとか、ふるさとボックスの製作代等々に出しております。

それから、役務費、郵送料が非常に今、高騰しておりますので、かかる経費が非常に高くなっております。そういったところは、今後しっかり抑えつつ、少ない返礼品で、より多くのふるさと納税を獲得する手だてを考えていきたいというふうに思っております。

山の都創造課については、いろいろ課題がございますけれども、一応説明してまいりました。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 6款商工費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 余りいっぱい言うと、きのうのごと間違わすもんだけん、三つばかりちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、144ページの中の工事請負費がございまして、宅地造成費ということでありますけれども、これは旧庁舎ですね、営林署の跡だと思っておりますけれども、ある程度の造成はしてあったようにも

感じますし、ここは7,400万ということになってきますと、かなりの大規模な造成だと思いますので、この内訳と内容についてお尋ねしたいと思います。

それと、同じページの山都ブランド推進プロジェクト事業委託料、これについては、東京のほうの事務所がという話もありましたけれども、具体的なこの推進の仕方ですね。商工会あたりとか矢部の商工会とか、いろんな青年部の方たちと今後について十分な協議をしながら進めていく必要があるというふうに思いますし、その推進の仕方について、もう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

それと、観光協会の補助金300万、これは大ざっぱに管理するとか、ちょっとした話がありましたけれども、具体的にはまだ詰めてないような話で予算を上げたような気もしたわけですが、これについてちょっと御説明をお願いしたいと思います。

あと、要望ですけれども、商工会の補助金が1,100万と復興支援のところが100万弱ありましたですね。これについて、先ほど、課長の話では、商工会青年部と云々という話がありましたけれども、同じ商工会の補助金の中ですので、ここ辺のところはぜひ一緒にしながら取り組んでいく必要があると思いますし、復興支援金というのが、それだけにこだわらず、もっと多面的に使われるような、そういう規約をつくるのであれば、もっと使いやすいようにしていただきたい。

それと、最後になりましたけれども、八朔の補助金と地蔵祭の補助金がありますが、地蔵祭の補助金がちょっとやっぱり200万じゃ足らんとじゃないかなと思うわけですね。祭りに行きますと、何とかあと100万ぐらいという話がたびたびありまして、私も、なかなか予算のことは気の毒して言い切らんかったばってんが、できたら、花火等もやっておりますし、商工会も若干、商店街も、一般質問でも言いましたように、疲弊しておりますし、祭りなんかを通しまして勢いが出てきますので、ぜひもう少し、祭りは8月ですので、検討しながらやっていただきたいというふうに思っております。これは要望ですけれども。

以上について、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 今、4点質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。工事費7,400万円につきましてでございますけれども、私も最初、建設課と協議している中で、7,400万円という数字が出てきたとき、これは大丈夫かなというふうに思って、すぐ後藤課長のほうに相談したわけですが、皆さん、平地と思ってらっしゃるかもしれませんが、あそこは細かく言うと4段に分かれております。それをある程度、段を減らして、一番下の道路に近いところについては盛土をして、平準化した上で、10区画をつくっていきたくたい。

それから、今、里道が入っておりますので、それについても、上に数軒の住宅がございますので、それと、通りやすいように連携するというようなことがございます。

それから、もう一つ大きな課題として、排水、それから、水道管の本管が入っております。これは60年以上たっておるということで、定かではありません。ですから、掘ってみないとわからない部分もあるんですけれども、それをきっちり布設がえして、今度は新しい道路のところにつけ変えていくという工事がございますので、それが約1,000万円ほど見込んでおります。ですから、

そういったことで御理解いただきたいと思うんですが。

一つ、今、国・県からの通達で、土木技術管理課長のほうから、熊本地震の復興・復旧に係る積算方法に関する試行についてという通達が来ております。全ての土木工事、阿蘇地域、それから、上益城地域5町、これについては、土木工事の標準積算基準をこの仮設について施工を考慮しなければならない、補正を行って欲しいというようなことで、共通仮設費については1.4ですね。それから、現場管理費については1.1。1.4ってどういう意味かということ、要するに、共通仮設費について40%増しにしてくださいということです。それから、現場管理費については、10%増しにしてくださいって。私、詳しくございませんので、そこらあたり、ちょっと課長に確認した上で、今、話をしているわけですが、大まかに言うと、そういうことで、今、災害工事における工事は、こういった形で増額になっております。その中で、それにかかわる同じような工事をする場合も、この施工基準を適用してくださいということで上がっておりますので、そこは御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の山都のプロジェクト500万円でございますけれども、さっき簡単に説明しましたが、実際には、我々田舎者が東京に行って、企業を回っても、誰も構ってはいけません、会ってもくれません。そういった中で、そういう人にアプローチができる組織、例えば、コンサルであったり、そういった方と一緒にあって、そもそも企業のCSRとあって、社会貢献の事業に、今どんな企業も取り組んでいるわけですが、そういった中で、中山間の非常に人口減の厳しい町を応援してくれるような企業、そういったものを直接的に行って、応援していただく。それにアプローチするといったこと。

それとか例えば、有楽町で山都ナイトというようなことで、山都のイベントをしたとします。でも、どこの町の誰がしようとかいなくなってというようなことで、行っても、なかなかわかってくれません。先般、年の暮れに、町イチ！村イチ！という全国のイベントがございまして、行ったんですけれども、何百もの町村が集うわけですから、そういった中で、やはり大間の本マグロには行列ができます。そういった形で、やっぱり紛れてしまいますわけですよ。

ですから、そういったことではなくて、やっぱり本当に応援してくれる人に来ていただくというイベントづくりをしていく。そういったときに、やっぱり東京のしかるべき組織体、コンサルであったり、いろんなところと組むということが大事になってくるということで、今回ですね思い切った形でやっていきたいというふうに思っております。

東京事務所を活用すればいいじゃないかという意見もあると思いますけれども、やっぱり45分の1しかないというふうに思っておりますので。東京事務所を持つのは、熊本市とたしか菊池市ぐらいはあったと思います。なかなかうまくいっていないと聞いておりますので、そういうのを参考にしながら、しっかりと1年間、取り組んでみたいと思います。成果が出なければ、やめます。きちっと成果を求めていきたいというふうに思っております。

それから、観光協会の補助金300万円につきましては、先ほど申しましたように、文化の森の、今、運営を町が直営でやっていますけれども、これは臨時職員の方と地域おこし協力隊で今やっておりますけれども、これはもともと観光協会、それから、商工会にかかわっていただいて、一

般質問の中でも言いましたが、やっぱり地域の商店街の皆さんに、自分たちの施設として活用していただける手だてを、今後この300万でやってきたいと。馬見原の商店街のまちづくりマップ、まち歩きマップを自分たちで手づくりでつくっておられます。そして、まち歩きガイドも自分たちで養成して、まち歩きの案内をしております。だから、商店街に行くと、知らない人がまちを歩いていると、声掛けして、こうこうですよってというふうな話で、明徳山は上にありますよとかいう話でしていただいておりますが、浜町も、ぜひそういうふうなことでしていただきたいという思いがあります。

それから、商工会の補助金につきましても、これは1,100万円と90万円に分けたのには意味がありまして、やはり補助金は補助金ですので、これを1,190万円ってしてしまうと、じゃあ、31年も1,190万円なんだからというふうな思いをしていただくわけにはいかないと。これは平成30年度に限った予算だというふうなことで、補助的には1,190万円でありますけれども、そういうことだと会員の皆さんに意識をしていただきたいということでもあります。

それから、八朔の祭、それから地蔵祭、清和文楽まつり、それぞれ成り立ちが違いますし、取り組みも違います。全然違います。やはりそこはしっかり町としても考慮しながら。八朔は1,200万円もろうてとかいう話はないと思っております。自分の祭り、イベントがどれだけ必要なんだということではしていただきたいという思いもあります。

ただ、そうはいつでも、本当に地蔵祭も厳しいですので、会長以下、協賛金を募ったり、一生懸命していただいて、昨年も30万円ぐらい協賛金を増額して、やっと花火の打ち上げもできたというようなことで、御苦労はされておりますけれども、それはそれとしてしていただきながら、町としての支援はまた支援として考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、大体話を聞きましたけれども、この造成の7,400万につきましては、共通仮設が140%、現管が110%ですね。これは基本的には一般財源ですよ。いくら復興といえども、場所的にそんな悪いところじゃないわけですよ。ですから、そこ辺のところはやっぱり土木あたりと協議しながら。多分、140%とか110%というのは、復興支援という形も含めての話と思うわけですね。一般財源を圧迫するようなことでは困りますので、そこ辺のところは十分また協議しながら、一般財源でやりますので、そこ辺のところは通常のところに戻してやるというようなこともぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それと、300万につきましては、観光協会ですね。私もいろいろ話してみたいんですけど、あそこを事務所にして、町なかを管理するというのも大切だと思います。300万でできるかできないかというのもわかりません。

しかしながら、あそこで物販をできるような体制をとらなくちゃ、ただあそこに今の展示物を置いて、観光協会が来ましたよ、見てください、案内してくださいという話じゃなくて、抜本的に考える必要があると思うわけですね。

あそこで物販をやっていながら、なおかつ、あそこにバスをとめるようなシステム化をする。

きちっと寄るようなシステム化をするというのは、また金が要るじゃないかということもありますけれども、金要りますよ、それは。要るけれども、やっていかなきゃ、できないと。

観光協会もおいそれと、300万もらえばいいじゃないですかということじゃなくて、結果を出さなきゃいけない立場ですので、そこ辺のところは今後十分、観光協会とも商工会とも協議していきながらやっていただきたい。

これは町の威信にかかっているわけですので、ぜひ、そこ辺のところは観光協会さんの意見も聞きながら、なおかつ青年部の商工会の皆さんの意見を聞きながら、やっていく必要があると。ある程度、ここに関しては、投資を惜しまないような姿勢をきちんと見せるべきだというふうに、私は考えているところです。

それと、あと東京事務所のほうの500万というお話がありました。これは非常に私も、500万ごときでできるんだらうかと。失敗したらやめますという、失敗を前提とした話じゃなくて、これに関しては、もう本当にやるなら、徹底してやるというような気持ちを持たないと。500じゃ、私はどうにもならないと思います。こちらがどういう体制とするのか。誰か人員を配置するのか。部屋を借りてやるのかということもありますし、これは課長の置き土産として、ぜひ後々につながるような引き継ぎもやってもらいたいし、ここに関しては、山都町の将来にかかっているプロジェクトであると私も思いました。

ぜひ、この観光協会が持つ300万の話と、先ほどのプロジェクトの話ですね。ここらあたりには十分な力を注いでいただきたいと思いますし、そのやる気を、もう一踏ん張り見せていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 宅地造成のことでございます。私が説明不足でございました。かかる事業につきましては、やはり補助金もしっかり見つけてこななければならないということで、過疎地域集落再編整備事業というのがございまして、対象の事業が2,300万、その2分の1が補助として来るということで1,150万、これは申請をして、この財源に充てたいというふうに思っております。

それから、観光協会のことですけれども、これは文化の森に対する補助とか観光協会に補助とかいう話ではなくて、この中心市街地の活性化に資する事業として取り組んでいただくということで考えております。当然、文化の森の利活用については、先ほど申しましたように、みんなでやっぱり取り組むと。収益事業は当然やってよろしいです。フリーマーケットとか、コンサートとか当然やってほしいです。

それから、商工会の青年部ともいつも話すんですが、イベントをやって、きついばかりで、収支したら赤字だったというとは、商売をしている商工会の人たちがそれではどうだろうかという話です。やはりイベントをして、自分の懐に日当代は最低でも入るといふイベントにしないと、イベントをする意味がないという形で、やっていただきたいという話はいつもしています。そういった形でやるイベントについては、企画政策が持つとるいろんな補助金を使っていただきたいというふうに思っております。

それから、山都プロジェクトについて、失敗したらやめると言いましたが、それは失敗したらやめる覚悟でやるということですので、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 覚悟は十分見えました。今、最後になって、課長が言いましたように、イベント等々をする場合、町なかでは、いろんな小さなイベントがあつてるわけですよ。蘇陽のほうではオールドカーフェスティバルがあつたり、蘇ジョレヌーボーとあか牛まつりがあつたり、商工会の中でも、いろんなイベントがあつております。これは全部、ひいては地域づくりにつながることでございますので、ここらあたりのところの補助金も忘れずに、ぜひ、町が単独で支援していくような、もう今、本当に起爆剤になりますから、そういう小さなイベントが。そういうところもぜひ、課長として、後世に引き継ぐようなびしゃつとしたことを後の課長に引き継いでいただきたいし、小さなイベントにも金を出していただきたいし、若者が活力あるような地域づくりを目指してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 13番、藤澤です。私は、137ページ、大川町の八朔の大物造り小屋の件なんですけれども、今までにいろいろ議論もしてきました。最終的には、今、するようになっておりますけれども、今回がこれは4基目ですかね、たしか。当初聞きましたところによると、12基ぐらい予定をしないとというような話、11基か12基がその辺だったと思いますけれども、それまで、私が思うには、非常に日数、時間とかいうのもいろいろかかると思います。年数もかかると思いますよね。それと同様にすると、町の人たちの体力がそこまで続くとかという懸念がございます。そこあたり、どういう考えでおられるのか。その前に、今、4基、5基つくるなら、その分で非常に活性化を持ってきて、山都町のこの浜町地帯が潤うような体制をまともにせんと、恐らく11基もつくるならば、物すごくかかるじゃないですか、何年も。遅くつくるところの町の人たちの体力あたりがなくなりやせんのかという気もせんでもないです。その辺のことはどうお考えなのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 議員のおっしゃるとおりで、8基です。11基じゃなくて、8基です。全部一斉にやっていきたいという思いは最初ありました。ただ、用地が整って、その体制が整った団体からつくっていきますということで、今回、新町の次が、今度は大川町が整ったということで事業をさせていただきますけれども、新町についても、工事がなかなかできない状態で、不落不調が2回も続いて、そういった中で、町長のほうからも、自分たちがするとだけが、自分たちが不落不調でどぎゃんすつとかいってという話もございまして、やっぱりそんな中で、やっぱり自分たちのこととして、業者の皆さんも責任をとっていただきたいという思いもありまして、ようやく工事の契約もできましたので、早々に着工して、夏の八朔祭には間に合うようにしたいと思います。

それから、効果につきましては、これは展示もありますけれども、作業する人たちの安全も重

要な要素でございます。小屋掛けが、高齢になって、去年も不幸にして、1人けがをされた方もいらっしゃいましたけれども、そういった小屋掛けに係る危険防止の意味もあってこの造り物小屋をつくっているところは了承していただきたいと思ひますし、用地が整ったところからということでやっておりますので、そこらはそれぞれの連合組と協議をしながら、財政事情のこともございますので、それと協議しながらと。

できるだけ、つくりたいのは山々ですけれども、利活用については、我々もそこは不十分だと思っておりますし、町長からもいつも指摘を受けておりますので、それについてはやっぱり商店街の皆さんにも、展示物のガイドなりは自分たちでやっていただきたいという思ひもありますし、そういう利活用はしっかり商店街のほうで考えていただきたいという思ひでおります。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 大川町も、場所的にはどこのあたりですかね。もちろん、これは施工するに当たっては、町内の業者というふうに思ひますけど、その辺のことがわかりましたなら、願ひします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 町立図書館の横の空き地であります。町立図書館側のほうのですね。用地のほうも、売買の許可が得られましたので、今回、予算を上げさせていただきました。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今の大川町のことについて、もうちょっとお伺ひしたいと思ひます。場所確認ありがとうございました。

それで、今、藤澤議員のほうからもありましたように、この八朔小屋の建設につきましては、いろいろございました。今、本当、課長の御説明があったように、最初は、町中を巡回する方策の一つとしてということのアイデアの中で考えた部分があったんですが、その後、いわゆるだんだん事情が変わってきたというか、つくり手の安心安全が第一なのだということに、どうも理由づけといいますか、変化をしてきた中で、私は造り物小屋については賛成をしてきたわけなんですけれども、それを考えるときに、この下の八朔の補助金、これは先ほども御説明があったように、なかなか本当、こういう大きな祭りを運営していくのは大変だと思うし、私はこれはいわゆる下げろとかいう話ではないんですが、なぜ、この八朔の補助金の中には、前から御説明があったように、やはり毎回毎回足場をつくったりとか何とかってということの負担というか、そういったお金も補助していたんじゃないかなと、私なりに思ひますよね。でも、こういうふうにして、何基か建設されていく中でも、やはり金額は変わらないというところの御説明をですね。これは多分、そんなこんなもぶっこんだ中で、やはりきゅうきゅうとした経営をしていらっしゃるだろうなど。私も造り物小屋を、実際に造り物をしてらっしゃる関係の方にも、あの当時、いろいろお話を聞いたんですが、やはり手出しが多いと。そぎゃんこぎゃん言いなはったちゃ手出しは多いですよと言ひよんなはったですよ。だから、その部分の裏づけ、この1,200万円の裏づ

けを私たちも知ることができたならば、ただ「よかろうたいね、八朔ばっかりもろうてから」という話ではないというふうには思っているんです。ですが、人からやっぱりそういうふうにして、私たちが聞かれるときに、「いやいや、こういうことは実情があつとよ」って、いうことを説明したいと。

だから、そういったところの話をぜひ、今すぐにではなくていいんですが、それこそ課長が今から退職されますが、あとの課長さんあたりにはしっかりとそこら辺の裏づけの説明を私たち議員にもしていつてもらえるように、おつなぎをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、141ページの、先ほど来、何回も出てきますが、観光協会助成金というのは、いわゆる市街地の活性化のために使ってほしいというお返事でしたね、今。それならば、それならばというか、先ほどの簡単な説明の中には、文化の森を盛り上げていただきたい。そして、町なか歩きなんかのマップをつくりたいということをおっしゃっていましたが、今まで何度となく町なか歩きのマップはございますよね。いろんな団体が入ってきて、あるいは、インターン生が入ってきて、いろんな方たちがつくっているけれども、そういう気持ちでおられるならば、ぜひ決定版をつくっていただきたい。そして、もちろん英語、中国語、韓国語等々の表記があつて、いろんな人がユニバーサルに使えるような、そういう決定版を、ぜひ腰を据えてやっていただきたいという気持ちがあります。その辺のお返事を聞きたいです。

それと、一番最後のところの委託料、ふるさと寄附金の委託料、管理業務委託料なんですが、2,342万というお金が、以前のときにもお話があつたと思うんですけども、これはやはり内側で受け合つて行けるように、今、これは多分、外に出してらっしゃるお金だと思いますが、これを、去年はふるさとチョイスでしたかしら、何かだつたんですが、今回はちょっと明示してごさいませんが、やはりこういったものも、マルクさんあたり、今、サテライトオフィス等々の誘致も今からするという事ですので、そこら辺を内側で賄つていけるような方向性をお伺ひしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 八朔の補助金については、おっしゃるとおりでございます。総務課長からもありましたとおり、決算書は全補助団体にいただいております。当然、八朔の決算書も出してあります。その決算書を見ていただくとわかると思うんですけども、今、人件費以上に交通ですね、交通の安全確保ということで警備員の皆さんを配置しておりますけれども、足りない分については交通指導員あたりをしております。

それから、シャトルバスの料金等をとるかからないか。これは白タク行為とか、いろんなことがありまして、議論がございまして、なかなかマイナス要素でかかる経費が、これは地蔵祭のほうも全く同じような事情で、非常にいろんなイベント、それから、祭りを開催するに当たつての経費がかさんでまいりまして、非常に厳しい状況であることはどこも間違いございません。

その中で、八朔の造り物小屋のことも今ありましたけれども、造り物小屋自身は、最初の1基目を浦川につくったときから、そのコンセプトは全く変わっておりません。やはり見せて、回遊する。そして、雨ざらしにするのは忍びないのがありますけれども、観光の一つの目玉として使

わせていただく以上は、しっかりと見せたいという町の思いもありまして、つくっているわけですから、利活用については、やっぱり何度も言いますけれども、商店街の方々に考えていただきたいというふうに思っております。

八朔については、そもそも造り物会館をつくるという目標があって、商店街の皆さんが積立金をしたりして、内部留保してきた部分もありました。そういった予算もずっと取り崩してきながら、今、この1,200万の中にあります。当時、合併当初は1,800万円補助があったと思います。それをどんどん毎年毎年減らして、そういった厳しい状況の中でしていただいとる中で、やっぱり留保金があれば、その留保金を使っていただくということで、私が係長になったときに、そういうお願いをして、ゼロになってしまいました。それで、やっとな、やっとなといいますか、いよいよ赤字に転落するような、今、状態の中でありますけれども、そうはいえ、やっぱり、今、協賛金を募ったりとか、そういう努力はやっぱり商工会、実行委員会がするべきだと思いますので、そこらあたりは取り組みつつ、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、まち歩きマップにつきましても、確かにインターン生がつくってあったり、県立大の子供たち2人、矢部高校の生徒にもつくっていただいたことがあります。八朔の展示の地図を配置してですね。それがうまく利活用されていないというのは町の責任でもありますし、商工会の皆さんの責任でもあると思いますので、本当におっしゃるとおり、そういう決定版をつくって、1周したならば、今四つ目になりますけれども、二つ回ったなら、八朔の造り物グッズをプレゼントするとか、そういった工夫はもう商店街にさせていただくしかありませんので、そういうふうに思っておりますし、多言語化につきましても、今、商店街の皆さん、商店の皆さんそれぞれでWi-Fiを自分の店の経費でつくっていただいて、そのフリーWi-Fiを使っていくと、無料でしていくということができるようなシステムを、今、観光協会、商店街の皆さんに取り組んでいただいておりますので、それはそれでありがたいというふうに思っております。

また、ふるさと納税につきましても、内製化を図るといえるのは、これは大命題であります。観光協会とも、もう2年にわたってしておりますけれども、まだまだそのノウハウ、能力がないというふうに認識して、まだ観光協会に発注するに至っておりません。ただ、幸いなことに、マルクに来ていただいて、情報系、それから、システム管理のプロに企業誘致の中に入れていただきましたので、まずは観光協会、それから、商店街、町のホームページもそうですが、そういう情報系の点検をしていただいて、そういう中であわせて、このふるさと納税のシステム管理をきちんとしていただけるようになったら、観光協会とマルクがあるいは組むというような形で、内製化を図っていきたいと思います。

二千数百万円に及ぶ、今、サイバーレコードとふるさとチョイスの業者に、今、お金を流しております。売上げの10%と非常に大きいので、これが観光協会ですら、補助金なんか本当に要らないんじゃないかというふうに思っておりますので、そこらあたりはやっぱり人材の確保も大事ですので、そこらあたりはそれぞれの企業に頑張ってもらって、近い将来、内製化を図っていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原誠でございます。先輩議員たちから、たくさん御質問いただきまして、私が聞きたいことはほぼほぼお答えいただいています。また、檜林課長、さすがだなと思いましたが、私が聞きたいことは最初の質問で全部お答えになっているので、なかなか質問する分がなかったんですが、2点お伺いしたいんですけども。

まず1点目は、この商工費全体の合計です。147ページになるんですけども、昨年度、前年度の予算額と本年度の予算額を比較しますと、1億5,200万円の増ということで、およそ34%ふえております。これは、私、この商工業の畑にずっとおりました者からしましても、また、この町の発展のためにも、この分野は必要だということで、非常にうれしく感じてはいるんですが、この予算額がこれだけふえたということは、町としても、この商工業に対して期待が非常に大きいのかなと思っております。そのあたり少し総括的なお話がいただければなど。

あともう1点は、144ページ、山都町ランドデザイン構想策定業務委託料ということで、108万円の計上がありますけれども、この山都町ランドデザイン構想の策定というのは、この山都町、今後、未来を描いていく上で、非常に重要な事業かなというふうに思っております。ですので、この内容をもう少し詳しく御説明いただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 商工の予算につきましては、今、山都町の就業人口の割合を見ますと、約68%、7割が農業と商工サービス業が占めております。

ですから、農業と商工観光業、サービス業、これが上がらないことには、町の浮揚はないというふうに考えておりますので、その予算からすると、総額の予算からすると、商工の予算は少ないというふうに、私自身も思っておりますが、よくよく考えてみると、商売をする商売人が商売していく中での話ですから、補助金に頼ること自体がいかげなものかという部分もありますけれども、これだけ町が疲弊する中では、やはり町もしっかり後押しをする必要があるということで、今回も厳しい予算の中の財政の攻防の中で、理解して要求をしていただきましたので、そういったことで、今、商工会も398、会員の皆さんが、事業者799あるんですけども、この事業者がこれ以上減らない、むしろ、アイターン等によってふやしていく施策を今するしかないというふうに、私の課でも思っておりますので、そういう形で予算をつけていただいたところには、御理解いただきたいと思います。

それから、ランドデザインですけど、大変大層な名前がついておりまして、私自身もあれなんですけれども、これは町長のまちづくりのランドデザインを見る化したいという思いもありますが、何でそれを山の都かといいますと、これは基本的には、以前にありました平成7年にありましたふれあいの里、いこいの里、5億9,000万円もかけて用地を購入しておる分がずっと塩漬けになっただけの部分もありますので、この中央ランド周辺の開発といいますか、こういった形であるかということ、もう一回本気になって考えようという町長の指示のもとに、通潤橋周辺、それから、ふれあいの里周辺を具体的にランドデザインする。それについては当然、第

2次総合計画がその上位法としてあるわけですので、その町長の指針を絵的に見せて、中学生でもわかるように、こうするんだというようなことを見せつつ、この新しいふれあいの里、いこいの里を、本当はふれあいの里、いこいの里という言葉はありません、合併後はですね。ですから、便宜上、使っておるだけですので、それを新しく作り直して、体育館を解体し、プール、それから、高齢者生産センターを解体して、どうまちづくりに使うか、誘客するかというのをつくるためのランドデザインですので、これは山の都創造課だけでつくるわけではなくて、全課を上げてやってきたいというふうに、企画政策課と話しをしておるところです。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 4番、矢仁田です。楢林課長の思いを、今、一生懸命聞きましたので、それは次につないでいただきたいと思います。

時間がありましたので、簡単に二つ。さっき造り物小屋のことがありましたけれども、この設計委託料、これは同じようなやつをつくつとに、設計委託料が必要なのか。請け負う業者さんがつくれば、それで済むんじゃないかって思う部分がありまして、それが一つ。

それと、そよ風パークですけれども、そよ風パークの周りに荒地があります。もとは農地だったと思うんですけれども、そこが荒れておりますし、そのハウスも荒れております。この辺の活用をうまいぐあいにできないものかと思いますので、その二つお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 御指摘のとおり、委託料が同じものの基準で、基本的には同じものです。同じサイズで同じ予算ですということが大原則ですが、それぞれ八朔の造り物、8連組合ありますけれども、作り方が全然違います。

ですから、つくる場合は、下市は下市、浦川は浦川のつくりやすいための構造にしていまして、そういう設計からいくと、一般的に見ると、同じ物ができるといふふうに思われるかもしれませんが、実際は違うわけです。

そういったところの設計を細かく設計屋さんで協議する。それから、建築基準法とか、この下市の場合は、特に商店が隣接しておりますので、消防法とか、そういったものをクリアしなければならない分はもう専門的な分野ですので、ただ、これは上限額というふうに御理解いただきたいと思います。安ければ安いほどいいわけですから、今まで同じ、仮に同じ設計屋さんにした場合は、そのノウハウがあって、蓄積があるわけですから、当然安くなってしかるべきだと思いますので、これはあくまでも上限額というふうに御理解いただきたいと思います。

それから、そよ風パークの荒地という表現をしていただきましたが、非常に私としても恐縮しておりますけれども、荒地ではなくて農地であります。ただ、荒れている状態のところもあります。ただ、ビニールハウスが破れている部分については、町の所有物でないところもございますので、一体的にそういうふうになっている部分もありますので、ただ、全体的に言えば、農村と都市との交流で長期滞在をするということで、体験農場とか摘み取りとかする施設ですので、それが十分に発揮されていないのは、議員の皆さんからも御指摘をいただいております。実は、そ

の農地をしっかりと管理し、利活用するということろで、いろんな団体とも、今、相談をしておりますので、今、そよ風パークでは、ある意味、もて余している部分がありますので、それは本当は許されないことなんですけれども、そうであれば、しっかりと利活用できる方法を考えていかなければならないということで、あそこでつくった有機の農産物を物産館やレストランで、今出していただいておりますけど、あれだけの広さを十分管理しておりません。それから、ハウスも、4連棟のすばらしいハウスですので、もう一回しっかりとビニールハウスをかけかえしてすれば、もっともってかけて、それから、応分の収益が上がると思いますので、そこらあたりは、もう一回、再度、検討も今してはおりますけれども、取り組んでいきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 西田です。よろしくお願ひします。二つお願ひします。

143ページの15番の工事請負費で、私が聞き取れなくて、申しわけないんですけど、確認です。そよ風パークの改修工事のほかにも、虹の通潤館前の補修とか、トイレの改修とか、そういうのも入っていると理解していいのかということと、ほかにもあるのであれば、済みません、もう一回言ってもらいたいです。それと、やっぱりトイレの改修は大事だし、若い方の観光客の方にとっても、それから、町内の方にとっても、一般質問でも言ったことがあるんですけど、今、通潤橋のところのトイレには、ベビーベッド置いてありますよね。あんなふうに、ベビーベッドがあるというのは、とても助かると思うんです。トイレの中にもだし、いろんな施設に、まだ私がきちんと全部調べたわけではないので、申しわけないんですけど、ベビーベッドをできるだけたくさん入れてもらいたいなということで、備品購入費の中に少しでも入れてもらえるのかなというのが一つ目です。

二つ目は、141ページの委託料のことです。何遍もお尋ねしていることですが、いろんな施設、そよ風パーク、清和の文楽館とか、ここに書いてある幾つかの施設は、本当に大事なものだというのは私も認識していますし、思うんですけど、以前のお答えの中に、売り上げも2億8,000万ある中で、それは純利益として考えていいのかどうかというのもですが、去年と余り変わらない委託料が計上されているのはなぜだろうと、ちょっとでも減らしていくことはできないのかなと。

この二つお願ひしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 改修費につきましては、主なものがそよ風パークということで、それ以外にも、先ほど申しました通潤橋の駐車場の舗装、それから、白線の引き直しとか、清和文楽館のトイレの改修とか、もろもろございます。

ただ、これは4,000万円では全然足りません。文楽館、天文台、そよ風パーク、通潤山荘につきましては、1億2,000万円かけて、震災の折に、被災の災害復旧等にやりましたので、できたんですけど、それ以外の施設については、大規模改修の予算が必要ですので、これは年次計画でしていきたいという部分がございますし、課題であります指定管理施設の公募が平成30年度

ですので、最低限のところは整備しないと応募もしてくれないというふうなことになりますので、そこは年次計画でしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、トイレあたりの改修についても、ベビーベッドとか、そういうのは今この観光地でも必須です。その辺から比べると、まだまだうちの施設は、新しい観光施設の中からすると、非常に見劣りがする部分がございますので、行く行くは、体育館の改修とともに、トイレについては大規模改修をして、障害者の方のオストメイトとか、そういったものも整備して、子育てと障害者に優しい観光施設を目指していきたいというふうに思っております。

それから、指定管理料ですけれども、先ほど2億8,000万円とおっしゃいましたが、総売り上げとしては、今、大体5億8,000万円ぐらいです。ピーク時は8億を超えておりました。これは売り上げです。ですから、経常収支で黒字のところは、数字上は、清和文楽館あたりとか、物産館は黒字ですけれども、そよ風パークについては、そもそもが収益施設としては相容れない部分があってしておりますので、最低でも維持管理として3,600万円は要りますよということで指定管理をしていただいております。

収益施設と文化施設と、いろいろありますので、そこらあたりはしっかり精査の上、この7,931万円があるわけですけれども、前の一般質問の答弁の中でも、こういう経済効果があるから7,931万円は安いんだというような表現を私がした部分があるかもしれませんが、これは当然、下げていきたいという思いはあります。その下げた予算で、いろんな子育てだったりということにしていきたい思いはあるんですけども、やっぱり指定管理料を払って、その中で収益を上げて、指定管理料がどんどん下がれば、それを違う一般会計予算に回せるわけです。これは純粋な真水の一般会計予算ですので、それを回せるように、やっぱり餅屋は餅屋の民間委託を進めたいというのが町長の思いですので、それを進めていって、議員がおっしゃるような要望に応えていきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 済みません、遅くなりまして。ふるさと寄附金事業についてですが、先ほど、課長もふるさと納税というふうにちらっと言われましたけれども、これは納税か、あるいは、町産品の販売あるいはPRか、どちらかようわからんような感じがします。

この内訳書を見ますと、4万3,000円がこれが納税になつものかなというふうを感じるわけですが、販売PRだった場合、リピート率というか、またずっと繰り返し、それがあつかというか、そういう点をお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） ここは非常に、御指摘のとおり、非常に肝の部分です。これはふるさと納税という言い方しますけれども、ふるさと寄附金でもあるわけで、要するに、ふるさとを応援しようということが大前提ですので、どちらの表現がいいかというのは分かれるところなんです。制度的にいろいろ問題はあります。でも、こういう制度がある以上は利活用したいという思いで今やっているわけです。先ほど御指摘のリピート率が大事になってくるわけで

す。返礼金をすることによって、山都の応援をしていただくけれども、山都にはほかにもいろいろないい商品、例えば、お肉を返礼品としてあげても、その中にパンフレットを入れていただいております。そのパンフレットを見ると、山都にお茶も米もあるたいというふうに見ていただいて、そういった方が違う、またふるさと納税をしていただくということが必要ですので、この100品ぐらいだったのを153品にしました。我々からすると、煩わしい事務がどんどんふえていくわけです。きちっとした商品をふるさと納税でやるわけですから、本当は品目は10ぐらいのほうが楽なわけですよ、商品管理がですね。でも、やっぱりいろんな生産者がいて、加工品があつてということで、どんどん広げているわけです。それで、いろんな山都の商品を買っていただくというのが必要ですので、そういうふうにはやっております。

基本的に1万円の寄附に対して、3,500円の返礼品が一番、約70から80%がそうでございます。そうすると、リピート率も3割以上に上っております。ですから、同じ山都にふるさと納税をしていただく、山都にかかわりのある方々も多分おられると思いますけど、全く山都に縁もゆかりもない人に山都のよさを知っていただくということでは返礼品の意味もあると思いますので、返礼品の額が高いか安いかというのは非常に分かれるところで、私たちもできるだけ実入りを大きくしたいという思いはありますけれども、見たときに、これぐらいではと思うような商品では、やっぱりまずいという部分もありますので、そこらあたりの課内のせめぎ合いもあるんですけれども、そういったところで今考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 140ページの鮎の瀬大橋公衆トイレ水道維持費負担金なんですが、先ほど、農林水産業費のほうで、施設の管理委託料が出ておりました。恐らく公衆トイレも含めたところの施設管理費だったろうと思いますが、水道維持費だけがこの商工費で出ている理由と、どこにこの負担金を納めなければならないのかをお尋ねいたします。

それと、先ほどからずっとお話が出ておりますが、私も地元の馬見原の商工会のほうから常々助成金のことでお願いがありました。先ほど後藤議員、吉川議員もおっしゃいましたが、八朔祭との比較を言われましたので、私も、町にも予算は限られておりますと。ですから、八朔祭も造り物小屋ができていきますし、各組への補助も多分そこからあつていると思いますので、造り物小屋が完成すると、その補助も減ってくると思いますから、そのお金が少しでも馬見原の地蔵祭のほうに回ってくるものと思いますので、もう少し我慢してくださいというふうに、だましではありませんが、そういうふうをお願いをしてきました。課長のほうにも、町長のほうにも、そういうふうな地元の皆さんの思いは言ってきたつもりです。

しかしながら、あけてみますと、先ほどからあつた300万だったり、500万だったり、100万単位の投資をされております。よくよく考えてみますと、先日の一般質問で飯開議員もおっしゃいましたが、小さいときからずっと買い物してきたお店が先日シャッターをおろされたと。本当に

私も本当だろうかとびっくりしたところです。町も相当このお店と取引をして、また、地元の商店ということで、町のほうを活用させていただいておりましたので、本当にシャッターをおろされたのは残念でなりませんでした。

商工で多額の金を投じてされておりますが、新たなIターン、Uターンで、商店を開拓される人ももちろん必要ですが、これまで頑張ってこられた方々が、本当に大きなお店が店を閉められるということは、この予算を投じる中での相反することではないかなと思っております。

ですから、そこを全般的に、最後のところは町長の思いを聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） トイレの件ですけれども、これは本来、農林振興課と一括でいいじゃないかということもありますが、これまでの利用の経過によって、今、分けさせていただいております。登山で、天主山とか目丸山に行かれますときに、あそこを拠点にされるわけですね。だから、観光という要素もありますので、水道については応分の負担、不特定多数の方が利用されますので、特に登山に行く方は必ずここでして行かれますので、そういうことで、今、観光の分でこの負担をさせていただいておりますけれども、これは本来統一して、効率的にしたほうがいい部分でありますので、また検討させていただきたいというふうに思います。

それから、火伏地蔵祭のことについても、常日ごろ、できるだけいろんなイベントに、火伏地蔵も一緒ですけれども、これは常にいつもお話いただいておりますが、心苦しい面はありますけれども、もう少し頑張りたいというようなことでしてしておりますが、協賛金あたりで、協力できる分はいろんなところから協力していただいて、その努力はやっぱりしていただきたいと思います。心の中にいつもありますので。

全体的なところについては、企業誘致もそうですけれども、新規の企業をよそから誘致するかという部分についても大事ですけれども、町長も常々、今ある企業も大事にしていく施策が必要だというようなことでありますので、商店街の支援についても、自分の持ち家を改修する場合も補助を出しておりますので、そういったところは事務方としては御理解いただきたいと思っておりますけれども。

後の答弁については、町長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、浜町商店街の老舗の店の話がありました。私も、金曜日だったと思いますが、社長と話した中で、そういう話はみじんもありませんでしたので、びっくりしたところでもあります。そういう経営者の方が相談機能があるのが、商工会じゃないかなと。指導員さんも何名もおられるというようなことでありますので、あれに至る前に相談はされていたかなと、私もわかりませんが、隣近所の方々もわからなかったというようなことであります。やはりせっかく商工会という立派な組織があるわけでもありますので、相談機能を発揮していただきたいという思うでおります。補助金をやるやらんは別にして、皆さんがつくられた連合会、商工会だという思いでおります。ぜひ、そのような形の商工会の正しいというか、あり方を担っていただき

たいなという思いであります。本当に町なかに商店がなくなるといいうのは、本当に残念なことであります。まさかという思いでありましたが、しかしながら、経営者のいろんな思いの中での、今回の決断だったんじゃないかなという思いであります。

しかしながら、やっぱり我々もう少し、町も県も、我々全町民も、もう少し山都の町を、商店街を、馬見原も大川も浜町も一緒であります、やはりなくなって気づくのが、今、みんなじゃないかなという思いであります。

やはりなくなさんように、みんなでやはり金も出しとるばいという言い方は悪うございますが、金を出しても、もう間に合わん部分がたくさんあるという思いでありますので、もう少し地元の商店街を利用できるような、我々、町民にならなくてはいけないという思いであります。

そのためには、商工会の方々も、連合会の方々も、もう少し取り組みをしていただきたいなという思いであります。先ほど来、造り物小屋もあります。文化の森交流館のこともあるわけですが、せっかくつくった施設を無駄にしてほしくないなという思いであります。この金をほかに使えば、もっともっと生きた金になるんじゃないかと。先ほど、500万とか1,000万とかいう藤川議員からの話がありましたが、毎年、2,000万以上、造り物小屋には金をかけながら建設をしておるわけであります。文化の森についても、12月の議会でも3億近い投資をした中での施設でありますので、やはり有効に使う、我々、ここにいる皆さんと一緒にございしますが、商店街の方々も、観光協会の方も、やはり商工会、一体となった中で、本気になって、利活用ができる施設にしていきたいという思いであります。

観光協会に300万とありますが、これも本当に、いつも言っておりますけれども、文楽の里、そして、夜神楽、通潤橋、幣立神社、いろんなことがあるわけありますので、ただ交流館への運営助成じゃなくて、山都町の、通潤山荘含めた中での、天文台も含めた中での、本当の観光業を考える資金にして、使っていただきたいという思いであります。そのためには、皆さんも参加をしていただきたいし、我々も参加をしながら進めないと、せっかくの300万の金が無駄になるのじゃないかなと。大事な観光資源をいっぱい持つとという山都町でありますので、これが有機的につながる観光業にしていきたいという思いの中で、今回の300万だという思いでありますので、そのような形で協議をしながら進めてまいります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時17分

再開 午後1時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7款土木費について説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、御説明を申し上げます。今、建設課では、道路維持係、それから土木係、それから高速道対策ということで三つの係で仕事をこなしております。

維持係のほうにおきましては、町道の維持、それから町営住宅の管理、それから里道、水路の立ち会い等、それから地震の災害における壊れた家の補修等も、そちらの維持係のほうでやっております。

土木係につきましては、災害の復旧工事、それから道路改良工事等を行っておりますし、また、地震の災害におきましては、新たに宅地の耐震、ブロックをしたりとか、そういう耐震の事業をやっております。

高速道路のほうは、御存じのように高速道路のほうの対策、それから、用地の関係を今、三つの係でやっております。

それで、7款土木費の1項土木管理費のほうから、建設のほうから御説明を申し上げます。

1目土木管理総務費でございます。本年度の予算は1億45万3,000円でございます。

内訳は、200万円の国・県の支出金、それから174万5,000円につきましては、道路占用費及び屋外広告物の使用料をこちらのほうに充てております。

節のほうの2から4につきましては、職員10名分の給料と、それから、それに係る手当等でございます。

次ページをお願いしたいと思います。149ページでございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましてですが、これにつきましては2,815万4,000円ということで、各種団体の負担金、期成会等の負担金、それと、2,576万8,000円というのが下から2行目でございます。これにつきましては、県の工事、県道の改築工事ですね、ほか4件、急傾斜側溝工事、それに対する県への負担金として2,576万8,000円を上げております。

次ページをお願いいたします。

山都町戸建て木造住宅耐震改修事業の補助金でございますけれども、これは200万ということで、今、これに対しましては耐震診断ちゅうのが必要でございます。これは県が事業主体で行っておりますけれども、この診断をもとに、今のところ、相談を含めまして、設計が3件、工事が1件、それから、建てかえが1件、それから、シェルターといいまして、仮に地震がきましても、ある一部屋をシェルターのように強固にすることによってその部屋は保たれるというようなことで、ほかのところが壊れてもそれがあれば保たれて人命が守られるというような工事がありますが、それも相談が1件来ております。これは、社会資本整備のほうの交付金と、それから、復興基金のほうを充てております。

次に、2項の道路橋梁費でございます。1目道路橋梁総務費でございます。

この中で、節の13番、委託費でございますが、道路台帳作成委託料としまして276万円上げております。これは、今度、町道の認定等をいただきます。それから、今までいただいたところもでございますけれども、全てが終わっておりませんので、そういったところの道路台帳の整備に係る分でございます。

次に、2の道路維持費でございます。

これにつきましては、報酬としまして1名分、これは矢部地区、1名分の管理人報酬ということで上げております。4番まではそれに係るところでございます。

需用費が686万円。これにつきましては、皆さんよく道端でトラロープを張ったりとか、コーンをしてあると思いますが、そういう消耗品等として150万上げております。それから、あとは、維持にかかります燃料代とか、それから、軽微な町道の補修として500万。これは、軽微ですので、職員でできるような軽微なやつを考えております。相当の数が、道路の凹凸が、今、どこそこあると思いますが、そういったやつを、今、考えております。

それから、役務費で46万上げておりますが、これはよく、以前は用買をかけてなかったものですから、実際は町道分でありながらそのままの台帳でなつとるところは結構ございます。そういったところは寄附行為によって、うちに寄附ということでされておりますので、それに対する登記料等を上げております。

それから、その次の13節ですが、委託料3,500万。これは、道路管理委託料としまして、先ほど報酬として1名、矢部分があると言いましたけれども、これは蘇陽と清和がシルバー人材にお願いをしてしておる分が168万円。それから、町道の除草、後藤議員も一般質問の中でおっしゃいましたけれども、その町道の除草分が3,332万ということで、3,500万上げさせていただいております。

その次の使用料及び賃借料として重機借上料、これは、10款のほうでも後でありますけれども、300万円ほど上げておりますが、重機借り上げと。これはとっさの場合、災害等が起きた場合、崩土があつて通れないというときの対応のために設けておるためでございます。藤川議員が言われました、除雪のための部落に対するそういう等はこの中から手当てをしているというところでございます。

それから、工事請負費です。15節ですね。3,000万。これにつきましては、蘇陽地区、清和地区、矢部地区でまた割り当てをするところでございますけれども、今、軽微で、災害にかからなかった分、災害ちゅうのが60万以上なものですから、それにかからなかった分で、路肩等が壊れているところを優先的にまず扱います。そして、後藤議員がおっしゃいました250件のストックがあります。それをまたできる分からやっていきたいというふうに、今、考えております。

それから、16節の原材料費でございますが、それら等によりまして、どうしても資材が要ると。クラッシャーランとかですね、剛材、側溝等が要るところを、これから買って、自分たちですというふうなところがございます。

それから、3目道路改良事業費です。これは、国庫支出金で600万上げておりますが、これは電源立地の補助が600万ございますものですから、それを上げております。

道路請負工事費で町道1,000万とありますが、これは蘇陽地区の今・馬見原線を上げております。

10ページをお願いいたします。

4の地方創生道整備推進交付金事業であります。これは50%補助なんですけれども、補助事業

です。

この中でいきますと、12節の役務費1,540万上げております。これは、用買にかかった分の登記の手数料でございます。用地費がこれの中に入っておりませんが、用地は既に繰り越しの事業の中でしますものですから、あえて当初の中には入っておりません。当初の中では、それらでした分の登記の手数料ということで、昨日、私のほうからカラーコピーした分があったかと思いますが、それらの路線に対する登記手数料でございます。

それから、委託料でございます。13節ですね。1,620万。これは、測量設計委託料としまして、橋がありますものですから、その詳細設計ということで1,620万。これは長谷埋立線でございますけれども、上げさせていただいております。

それから、15の工事請負費でございます。1億8,500万。これにつきましても、昨日、位置図をお配りしております。それらに係るところの工事請負費でございます。路線名はもうあえて申し上げませんが、事業ごとに色分けがあると思いますので、それを見ていただければわかりいただけるものと思います。

それから、次ページですけれども、17の公有財産購入費800万とありますが、これは、次年度以降の道路改良をする分で、まだ用買が済んでいないところの用地購入費として800万円を上げさせていただいております。

それから、その次の22節820万円。これにつきましては、工事における立木の補償費、あるいは電柱の移転費ということで820万円を上げております。

それでは、目の5です。大矢野原演習場周辺民生安定事業です。これは、防衛事業ですね。70%の補助でございます。これにつきましては、まず、給与等ですね、4番まではそれに付随するところでございますが、係長が6カ月分、それから担当9カ月分の給与をみております。それから、7につきましては、賃金ということで、臨時の職員の9カ月分をみさせていただいております。

次ページをお願いいたします。

13節の委託料でございます。604万9,000円。これは、測量設計委託としてありますが、上鶴線、今、3本防衛で事業をしているところがあると思いますが、その上鶴線が一部路線変更に伴いまして、設計の委託を行うところでございます。600万円ですね。4万9,000円につきましては、パソコンのソフトの保守委託料でございます。

続きまして、15の工事請負費でございます。1億7,800万。これは、道路改良工事でございます。上鶴線、それから水の田尾下鶴線ですね。この2路線についての工事請負費でございます。

公有財産購入費、17でございますけれども、120万5,000円。これも土地の購入費でございます。次の22節でございますが、これは立木補償費として上げております。89万円です。

次の目でございます。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業です。これにつきましては、調整交付金は、建設課、水道、それから農林のほうで同じ事業をやっております。ただ、中身の工事につきましては違いますけれども。建設課のほうでは鍛冶床線ということが図面の中にあっただと思いますが、そちらの工事をやっております。工事請負費の中に2,000万ということで鍛冶床

線、道路改良をやっております。

それから、7目でございます。社会資本整備総合交付金事業です。これは、前回、皆さん方にかさ上げのお願いということで、国に要望書をつくるのをお願いしたかと思えます。通常は50%でありますけれども、13.8%のかさ上げがっております、63.8%の分でございます。

次ページをお願いいたします。

委託料としまして1億8,300万。これにつきましては、測量設計の委託費ですね。次年度以降のやつですね。それから下のほうに8,280万とあります。合併工事委託料。これは、うちが今、高速道路をしております。今度、水ノ田尾布勢線等、国が工事をされますので、それに係る委託料として国のほうに納める分のやつを上げておりまして、合計で1億8,300万。ちょっと高額になりますけれども、そういうところでございます。

それから、工事請負費1億7,200万、これにつきましては、皆さん方の地図の中にありましたその箇所と、長寿命化ということでトンネル及び橋の維持補修もあっており、そういうやつの工事費も含まれておりますので、地図の中には箇所が多いものですから入れておりませんが、そういうやつが含まれたところでございます。

それから、負担金補助及び交付金につきましては、1,222万2,000円でございますが、これは美里町との境でございます。明日か明後日に皆様方に契約の承認をいただきますけれども、そのときに、ちょうど町村境を工事しております。その部分で、美里町とうちの負担割合について計算をしたところ、美里のほうがどうしても少ないと、交通量がですね。利用者といいますか、交通量が少ないということで、交通量調査をしまして、それに基づいて算出した金額が1,222万2,000円ということでございます。そういうことで、これは美里町のほうに納める金額でございます。

それから、8目の自然災害防止事業でございます。工事請負費1,000万円、これは清和地区の緑川なんです、須の子赤木線、非常に岸壁状で切り立っておりますので、落石防止の網をする工場を上げております。

それから次ページをお願いいたします。

土木費の項、河川費でございます。

1目河川管理費でございますが、負担金補助及び交付金としまして376万5,000円。これにつきましては、毎年、県の河川の除草作業、県が独自に行うことができませんものですから、町のほうに委託するというので、うちのほうから、県のほうからお金をいただきまして、地元の地区におろして、地区の方に切っただいて、そのまま補助金を流すという制度でございまして、うちからプラスアルファをして地区のほうに流すじゃなくて、そのまま県から来たやつを地区の方をお願いをして行っている分でございます。

それから、3目の災害関連防止がけ崩れ対策事業でございます。これが、工事請負費としまして7,641万円。これは、防災がけ崩れ対策としまして、地震災害によって行われた分です。これの2件分です。実は17件本当はあるんですが、15件は入札がありましたけれども、2件は不調でございました。その分の2件が、今回、この分で上がってきております。下川井野と、それから、三ヶの①というところでございますけれども、その分のやつを上げております。

続きまして、土木費項4の住宅費でございます。

1目公営住宅等管理費でございます。昨日申し上げましたが、うちは385戸の住宅管理をしております。この中で、給与としまして4名分を上げております。4の共済費まではそれに係る分でございます、その他のところで4,032万と上げておりますが、これは住宅使用料を充てております。

それから、次ページをお願いいたします。

11節の需用費でございます。この中で953万円ということで、この中で、修繕料800万円というのを上げております。もう住宅が古うございますもんですから、どこそこ傷みも激しいもんですから、800万円ということで修繕料を上げさせていただいております。

それから、次に委託料でございます。委託料で1,480万4,000円上げております。この中で、今団地長寿命化改修工事の設計業務委託料というのがございます。162万9,000円でございますが、これは次年度以降の分を、今度は蘇陽地区でございますが、今団地をちょっと修理をしたいということで今しております。この長寿命化改修事業というのは、社会資本整備事業の補助事業でございます、それに係る委託をしておきたいということでございます。

それから、その下に、648万で住生活基本計画策定業務委託料としております。これは、今、うちが長寿命化で事業を上げまして、牧野団地を実質やっておりますけれども、その上位の、また計画書をつくらなくてはなりません。前回は平成20年にしております、これは10カ年計画でございます。ですから、今回つくりますので、また今後10カ年はこの計画が生きるということで、これにつきましては、公営住宅の云々ということよりも、山都町における住環境ですね。あるいは定住に係る分ということで、その中の一つの位置づけとして、公営住宅はこうあるべきではないかというような策定でございますので、あくまでも公営住宅に関しての計画ということではなくて、山都町全体の住環境、あるいは定住環境に関する基本計画でございます。

それから、下のほうに馬見原、川鶴団地の浄化槽制御盤の取りかえ工事でございますけれども、これの委託料として47万3,000円。もう相当、更新の時期に来ているということでございますので、これをしたいというふうに思っております。

それから、土地の借り上げが3万円ほどですが、これは橘地区に1件ございますので、その借り上げ料として3万円上げております。

それから、15節の工事請負費1,500万、公営住宅の改修工事でございます。これは、社会資本整備ですね。先ほど申し上げましたが、牧野団地で1棟4戸、それから、川鶴団地の制御盤の工事を1,500万の中に上げております。

それから、2目の小集落住宅管理費でございます。これにつきましては、電気料と修繕料ということで83万6,000円を上げさせていただいております。

6の震災被災住宅応急修理費です。これは28年の熊本地震によりまして被災としたところの応急修理ですね。その分に係る19件分57万6,000円が限度で、今、補助金が出ておりますけれども、これの19件分ということで上げております。全体194件ですけれども、19件分を上げております。これは、来年、31年の3月13日までに完了しなさいというようなことで来ておりますので、それ

までにはどうかしたいということで考えております。

それから、7の応急仮設住宅費でございます。これ、6戸ございますけれども、それに係る管理費等でございます。

次ページをお願いいたします。

その中で、公有財産購入費、これは昨日申し上げましたが、今、任期が来ますといいますが、入居の期限が参りますもんですから、その土地を買って、後の住宅もいただいて有効に使わせていただくというようなところでございます。これは、県のほうにはもう、再三、私のほうからも言っております、寄附として、建物はただとしていただくということで話をしております。そういったところで360万を上げております。

次に参ります。

6の高速道路対策費でございますが、1目の高速道路対策事業費でございます。1,619万6,000円でございますが、これは職員2名の給料等と旅費を上げております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7款土木費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

次に、8款消防費について説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、8款消防費について説明いたします。

この款には、消火活動を含め、広く風水害や地震などの災害防除、または災害が生じた場合の被害軽減のための活動に対する予算を計上しているものでございます。

ページは、161ページをお願いします。

1目の常備消防費です。ここには上益城消防組合の負担金を計上いたしておるところでございます。昨年と比べまして535万2,000円増額になっておりますけれども、これは御船町にあります旧の本部庁舎の解体工事分、それから、職員の人件費ですね。86名職員がおりますけれども、これらの人件費に係る分の増額、これを構成団体であります御船、甲佐、嘉島、山都のほうで負担金として計上したということでございます。

2の目の非常備消防費です。これは、非常勤の消防団員の報酬や活動に対する経費等を計上している目でございます。

1節報酬です。1,336万2,000円。消防団員の報酬です。4月1日の予想見込み団員数として618名分を計上いたしております。前年同期が640名ですので、32名減数ということになっておるところでございます。それから、給料は1名分の給料ということで、その分の人件費を計上いたしております。

続く162ページをお願いいたします。

13節の委託料でございますけれども、消防資材処分委託料ということで、各消防倉庫にはかな

り、使えなくなった中古のポンプですとかホースが備蓄されております。それについて適正に処分をするということで、今回、23万4,000円を計上いたしたところでございます。

18節の備品購入費は、消防ホース50本分の購入費でございます。

続く163ページです。

負担金補助及び交付金の欄ですけれども、ここでは、新規のものにつきましては、下の消防車両運転用準中型免許取得助成金というものを今回計上させていただきました。これは、免許の区分が変更になりましたことによって、これまでタンク車を運転できていたものが、今回から準中型免許というのを取得しなければ運転ができなくなりましたので、3名分の学校の受講料ですとか、手数料もろもろ、そういったものを一部負担をするということで、今回、計上したものでございます。これは道路法改正に伴う助成金ということで御理解いただければと思っております。

それから、3目の消防施設費です。これは、消防自動車、防火水槽等の設置や維持管理に係る経費でございます。これにつきましては、消防車両ポンプ等修繕料160万計上いたしております。現在、先ほど申し上げましたタンク車を1台、ポンプ車は2台、積載車は49台保有いたしております。それからポンプを41台保有しているところですが、今回はそのうち車検ということで、その分の車検分の32台の車両、それから、ポンプ30台分の修繕料ということで計上いたしました。

一番下の15節工事請負費です。1,193万4,000円です。これは、防火水槽2基分の設置工事費です。高畑と柏、この2地区について今回設置をいたします。国庫支出金であります538万6,000円はこの分の国庫補助金ということでございます。2分の1補助でございます。

続く164ページをお願いいたします。

一番上の備品購入費は小型動力ポンプ3台分を計上いたしました。

次の4目災害対策費です。これは、防災業務ということで、防災計画の策定ですとか、災害予防に要する経費というものを計上いたしておるところでございます。

まず、財源のほうですけれども、29万7,000円を計上しておりますが、これは復興基金対象事業ということで、この補助金の名称が地域防災力強化促進事業の県補助金でございます。この補助事業の対象経費は8節の3万円、防災リーダー養成講座講師謝金ですね。それから、9節の費用弁償6万4,000円。それから、一番最後のほうにあります自主防災組織補助金50万。この三つが、ただいま申し上げました地域防災力強化促進事業の対象事業ということになります。2分の1補助でございます。これは、自主防災組織の設立支援ですとか、資機材の整備、それから、訓練等に要する経費ということでございます。災害対応力の強化、連携体制の強化を図っていくという目的で、今回、導入をするものでございます。

それから、11節の需用費は、災害の備蓄品を、今回はミルクや紙おむつ等、不足する分を計上いたしております。

それから、委託料は、まず300万円はJアラートの全国瞬時警報システムということで保守委託料を計上いたしております。

165ページのハザードマップ作成委託料でございます。これはいわゆる緊急避難地図とも緊急

予想地図とも言われますけれども、発生が予想されます自然災害につきまして、その被害及び範囲、被害の程度、さらには、避難の道筋や避難所等を表示した地図ということで、総合防災マップという言い方をしてもよろしいかなというふうに思っております。

実は本町、平成20年に作成をして、それから、増刷、改訂をしておりましたけれども、今回は改めて県が土砂災害区域の調査を昨年終えられまして、この情報もこの資料に入れて作成をしようということで、30年度、作成をするものでございます。

それから、18節の備品購入費です。300万。Jアラート新型受信機購入というふうに書いております。これは、情報伝達に要します処理時間の大幅な短縮、それから、特別警報等、Jアラート等の伝達情報の充実を図ることを目的に、新型に移行するという国の方から通達があるものでございます。平成31年度から新型受信機のみ伝達情報を行うということが想定されておりますので、30年度中に新型受信機の購入を図るということでございます。

以上、消防費の説明につきましては終わります。

○議長（工藤文範君） 8款消防費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 済みません、お願いします。ここには計上されていないもので、お願いということでお聞きいただければありがたいです。

164ページに災害対策費というのがありますけれども、原子力災害についてのことは考えられていないと思うんですね。福島原発事故からもう8年目を迎えて、何も終息していない今、そして、九州では鹿児島島の川内で再稼働されていますし、佐賀の玄海も再稼働間近というふうに言われています。関係ないことではないと思いますので、これからのこととということでお聞きいただければありがたいです。そのような予算もぜひ、来年度から少しずつでも、勉強する予算だけでもいいので、つけていただければと思います。どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 御意見のほうはしっかりと承りました。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 消防団員の数なんですけれども、4月1日で618名という報告を受けましたが、この間、出初め式のときもそういう格好だったと思います。以前は900名近くおったという話も聞きまして、やめられる理由を私もいろいろ聞いてみたんですけども、40歳以上になってからもうやめられるんですね。ちょっと早いじゃないかというなことで、何かこの施策はないですかね。

それと、操法競技とか、いわば通常点検ですかね。ある程度、出初め式のときもやられるし、夏季大会もやられるし、郡大、そのような県大あたりもあると思いますけれども、その当事者になった人たちが、非常に練習量あたりも物すごくせにゃんわけですよ。入賞するためと、そこら辺の一つの考え方もあると思いますけれども。ある若手の人が、ある程度の操作はでくっと消

防団員として務まるならそれでよいはなかですかと。あんまり突っ込んだことで練習をするものだから、だんだんもう何回もしよるうちに、よういかんという格好になってやめる人も出てくるんじゃないかというのには耳にしました。ある程度の訓練は必要かというふうに思いますけれども、いわば郡大とか県大に行くためには相当な練習量も重ねにやいけん、また入賞もしないという格好だろうと思いますけど、その辺あたりの考え方自体はどうかな。どこの町あたりも一生懸命ですからですね。そこら辺ばある程度緩和できるなら、消防団員もぼすとやめんで、もう少しは残るとじゃなかろうかというような話も聞きましたもんですから。今回の出初め式の後の反省会でそういう話も聞きましたもんですから、その辺の認識というのはどうですかね。いかがでしょうか。その辺を課長、お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） たしか昨年も、藤澤議員のほうから消防団員数の件について御心配のお声もいただいたところでございます。

そういうふうに40歳以上は早過ぎやせんかというような御意見がありましたので、今、団長のほうでも、早期にといいますか、余り早くやめるということをちょっと考え直してもらおうというのが、分団長とかしてそのままやめられるということじゃなくて、分団長というような役職をした方でも、平団員といいますか、団員のほうにまた戻っていただくというようなことを昨年度から呼びかけをしているということです。なかなか新入団員の勧誘等も一生懸命やっておりますけれども、入ってくる人数が少のうございますので、そういったら退団をされる方を少し長く団員として確保しておきたいというのが今の本部の団長の考え方でございます。

それから、郡大、県大等、大会等ございまして、確かにおっしゃいますように選手に選ばれた方は非常に時間的にも非常な負担になっているというふうな御意見だったと思います。私も現役時代は消防団におりましたので、よくよくわかる場所ですけれども、そういった大会を通じて規律ですとか訓練、それから、指揮命令系統といいますか、現場でそういう行動が求められますので、こういった大会はそういったことにつながるものであろうというふうに認識をいたしておるところでございます。ただ、今おっしゃいましたような負担感につきましては、また、団長なり本部のほうにつないで、よりよい方向に向けていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 災害対策費、164ページのところです。

復興支援といいますか、防災のほうで新しいプラン、防災リーダー養成講座、それから、自主防災組織の補助金が出たというところですが、防災リーダーについては、本当に災害以来たびたびお尋ねもしておりますけれども、この地域内で、この町の中でいかに防災意識のある人を育てるかというところだと思うんですが、このリーダー養成講座というのはどのようなことで計画を考えていらっしゃるのかと思います。

それから、自主防災組織については、本当に今まであんまり予算、ちゃんと出てきてなかったような気がするんですけども、以前お伺いしましたときには62%程度の自主防災組織率があっ

たと思うんですね。このように予算づけしたことで、これが進めばいいと思うし、現在の組織率と、それから、お金がどういう用途があるのかなというふうなところをお伺いしたいです。やはり、こういう日ごろからの防災意識を高めるところで。

それと、ハザードマップにつきましては、やはり常々申し上げますように、社協は社協でしてるとか、地域は地域でしているとか、いろんなところでばらばらにやってらっしゃる感がありますので、そういったものを、先ほどの観光マップもそうですけど、やはり1本きちんとしたものをつくって、皆さんでそれを把握するという方策が必要だと思いますが、その辺お伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、1点目の防災リーダー養成講座ということでございます。これにつきましては、先ほど説明しました地域防災力強化促進事業という県の事業に乗かってやろうということでございますので、対象は自主防災のいわゆる代表の方とか役員の方を予想いたしておるところでございます。地域の防災力の強化ということが目的でございますので、そういった講師を雇ってそういった方々に対して研修を受講していただくというような形になると思います。

ちなみに、リーダーということで、防災士を、現在、町職員として5名有しております。29年度中に3名に免許取得をしてもらいましたので、そういった講師ができるような人間も防災士としておりますので、今、防災係ではそういったことで連携しながらやっていこうということで話を進めているところでございます。

それから、自主防災の組織率でございます。現在、73.9%でございます。県の平均が84.6%ですので、まだまだ開きがございますけれども、自治振興区単位で、今、組織化をお願いしているところでございまして、28自治振興区のうち6自治振興区が未組織ということでございます。30年度中にはぜひこころあたりを強化していきたい、重点的に取り組んでいきたいと思っております。

それから、自主防災組織への補助金50万ですけれども、これは現在、先ほど言いました6自治振興区ですけれども、こちらが新設をしていただければ5万円の補助と。それから、それに伴って資機材を購入される場合にあつては10万円を補助するということで、合わせますと15万円ということになりますので。両方ともされる場合は3自治振興区かなというところでございます。

それから、ハザードマップにつきましては、先ほど申しましたように、平成20年からきちんとしたものをつくっておりませんでしたので、今回は御指摘のようにしっかりとした総合型の防災マップを策定したいと考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 私も、消防にいろいろ携わっておった関係で、地元のほうでも機能別消防団という形をつくる予定でおったんですが、道半ばにしてやめましたけれども、機能別消防団等をつくった場合、ヘルメット、はっぴ、長靴、その3点がないと、火事の現場等にはなかなか

か行けないというのが実情でございます。最低限それだけないといかんのですけれども、そこあたりの対応と申しますか、どういうふうに考えておられますでしょうか。予算上はちょっと入っていないような気がいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 一昨年から、機能別消防団ということで組織化をしております。いわゆる消防団のOB組織というようなことで考えていただいて結構かなというふうに思っているところでございます。

確かに、今おっしゃいましたように、ヘルメット、はっぴ関係、これは現団員が減少して、その分っていうのは貸与ですので、こちらに返却がございますので、その分を活用していくような形をとっているところでございます。それでも不足する場合については、消耗品等々の中で整備を図るべきかなというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時0分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9款教育費について説明を求めます。

学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 9款、御説明いたします。学校教育課では、1課1係6人で平成30年度も、7つの小学校、3中学校としっかりと連携しながら、また、地域の皆さんに御協力をいただきながら児童生徒の健全な育成を図ってまいります。

平成30年度の山都町内小中学校の状況は、小学校児童が7校591名、中学校生徒が3校276人、合計867人の予定です。

平成30年度は、中島小学校、御岳小学校、潤徳小学校に複式学級が編成されます。教育委員会では、御岳小学校を平成31年4月1日に矢部小学校への統合を決定し、平成30年度は諸般の準備を行う予定としています。その中で、一人一人の子供を大切に、学力の充実に向け、本年度も学校教育指導員、特別支援教諭補助、複式学級支援教諭補助、学校図書司書、適応指導教室指導員を配置しました。

また、学校におけるICT環境を整備するための予算も計上しております。

それでは、項目ごとに順を追って説明いたします。

165ページ、下段をごらんください。

1項教育総務費、1目教育委員会費。こちらは、教育委員会開催に係る予算です。毎月の委員

会のほか、学校訪問や研修会等の参加など、教育委員4人の年報酬、費用弁償を計上しています。次に、166ページ。

2目事務局費は、総額6,274万4,000円を計上しました。

2節から4節は、特別職と学校教育課職員6人の人件費が主なものです。雇用保険料、労働保険料、委託料の健康診断料は、教育委員会で雇用する非常勤職員の事業者負担金です。

168ページ、21節貸付金については、本年度、奨学金新規貸付を高校3人、大学6人で見込み、継続貸し付けの高校1人、大学3人と合わせて総額342万円を計上しております。

166ページ、その他に計上しております828万4,000円の財源内訳は、こちらは奨学金の収入金として歳入のほうに組んでおります。貸付金の元利収入を758万4,000円現年度分で、過年度分を70万円です計上して、合計額の828万4,000円となっております。

168ページに戻ります。3目教育振興費は、小中学校共通した運営に係る費用を計上しています。総額1,394万6,000円です。報酬費用弁償には、学校教育指導員、学校図書司書、適応指導教室指導員と非常勤職員人件費。また、小学校運動部活動を社会体育移行委員会、食物アレルギー対応委員会など、委員費用弁償を組んでいます。

補助金に、21回目となる公益基金「時の橋」に対するスクールコンサート助成金を計上しました。スクールコンサート助成金は70万円です。

4目教育施設管理費です。学校教育課で現在管理している廃校、中島東部小及び中島南部小、大野小、菅尾小と、教職員住宅の維持管理費を計上しています。歳入に計上しています195万は、教職員住宅の使用料となります。

170ページ、5目スクールバス運行費については、臨時運行に係るバス代を29年度の実績を基本に計上いたしました。

6目学校同和教育費は、学校同和教育推進のための予算であり、学校就学前同和教育研究大会や事業研究会の講師及び協力者等の謝金、報告書印刷製本費、矢部同和教育研究サークル助成金、解放奨学金を計上しています。

171ページ、7目外国青年招致事業費は、外国語教諭補助雇用の経費です。現在、2人の外国語教諭補助を雇用していますが、うち1人が5年を経過しますので、8月に新規雇用者を入れかえる予定で継続してJETプログラムへ申請しています。

172ページをごらんください。2項小学校費です。こちらの1目学校管理費は、小学校7校への配分予算との通管理費となります。それぞれ項目で経費のほうを経常経費で掲載しておりますが、その中で、先ほども申し上げましたパソコンの経費について、使用料及び賃借料のパソコンリース料に計上しております。こちらは、児童教育用パソコン導入費用として、本年度2校分のタブレット導入費用を計上しているものです。小学校7校へ年次計画にて導入予定をします。

また、次ページ、備品購入費の教育備品購入については、教職員校務パソコン不足分、あわせて、デジタル黒板貸与パソコン導入分を計上し、630万円としています。

次に、2目学校振興費については、小学校における非常勤職員人件費など、また、特別支援学級運営費用等を計上しております。報酬につきましては、特別支援教育教諭補助報酬を8人分、

複式学級支援教諭補助報酬を5人分組んでおります。

175ページ、下段の扶助費は、就学援助費となります。準要保護及び特別支援教育就学奨励費を計上し、うち174ページの財源内訳にある25万7,000円について国庫補助を歳入する予定です。

176ページをごらんください。小学校費の給食管理費です。給食調理員7人分、あわせて、調理師補助非常勤職員9人分の人件費ほか、給食運営に係る経費を計上しております。それぞれ説明をごらんください。

次に、177ページ、3項中学校費です。

1目学校管理費は、中学校3校への配分予算と共通管理費です。小学校と同様、こちらのほうにもパソコンリース料で使用料及び賃借料にタブレットの導入費を2校分組んでおります。工事請負費の矢部中渡り廊下屋根の改修工事については、危険を伴うための改修工事となっております。

次ページをお願いいたします。

備品購入費の教育備品購入費310万円は、小学校と同様の公務用パソコン不足分とデジタル黒板対応のパソコンの購入費を充てます。その他、学校運営に係る経常経費をそちらのほうで御説明しております。

2目学校振興費につきましては、中学校における非常勤職員人件費と特別支援学級運営費用などを計上しています。特別支援教育教諭補助を5人分、それと、心の相談員の報酬をこちらのほう3人分で組んでおります。

181ページ、下段のほうの就学援助費については、小学校と同様の準要保護及び特別支援教育就学奨励費を計上しております。こちらのほうのやはり財源を国庫補助から19万円収入することになっております。

給食管理費です。中学校の給食管理費は181ページから182ページに掲載しております。職員の4人分の給与と調理師補助6人分の人件費、あわせて、給食費に係る運営の各経費を計上しております。

以上、学校教育の説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 生涯学習課におきましては、町民が生涯を通じてみずから学び、楽しく生き生きとした人生を送っていただくための事業を実施しております。予算につきましても、おおむねこれまでの恒常的な事業、行事等を予定しておりますけれども、新年度、平成30年度におきましては、新規の事業ですとか、また既存の事業等を、十分に充実した予算を計上いたしまして、社会教育費関係が1億4,465万2,000円、保健体育費のほうで3,120万3,000円、計1億7,585万5,000円の予算を計上しております。

それでは、183ページの中ほどから説明いたします。

4項社会教育費、1目社会教育総務費6,634万7,000円です。

1節報酬につきましては、社会教育委員さんの8名の報酬分と、それから、学校審議会委員さ

ん、これは教育特区でございます一ツ葉高校の委員さんの報酬分となります。

それから、2節給与につきましては、生涯学習課職員9名分の給料等でございます。

次の184ページのほうをお願いします。

13節委託料につきましてですが、映写会委託料といたしまして55万円。これは、山都町の「よい映画を観る会」への委託料でございます。それから、次のふれあいコンサート委託料につきましては、広域基金の「時の橋」への委託料として200万円でございます。

それから、185ページ、2目公民館費1,772万8,000円です。

1節報酬、これは公民館運営審議会委員の報酬ということで、社会教育委員の8名の分でございますが、4万8,000円と、それから、公民館支館長、30支館ございますけれども、そちらの報酬分80万1,000円。それから、社会教育指導員さん、これは非常勤職員として2名分の、主に高齢者学級とか女性学級を担っております非常勤職員の2名分の報酬でございます。

それから、ずっと飛んでいきまして、187ページのほうに、19節負担金補助及び交付金で、一番下に公民館改築補助金600万円がございますけれども、これは平成28年災害に遭って被災いたしました公民館であります柚木公民館の分が401万7,000円と、それから、残りが198万3,000円ということで600万円に合わせておりますが、通常これは大体毎年400万円ほどの通年の補助事業で、公民館の改修費でございましたけれども、柚木公民館の分が増額しておりますので、600万円で合わせた予算ということで、今年度はやっていきたいというふうに考えております。

それから、あけていただきまして188ページです。

中央公民館管理費の13節委託料の中ほどの中央公民館管理委託料分199万9,000円。これは、公民館の管理委託、2名の管理をいただいている方の委託料分になります。

それから、ずっと飛んでいきまして、4目同和教育費については、365万3,000円でございます。

そして、飛びまして、191ページになりますけれども、5目文化財保護費450万3,000円です。この下のほうに、191ページでございますが、19節負担金補助及び交付金のうちの文化財保存整備事業補助金174万2,000円でございますが、内訳といたしましては、唐傘松保存事業につきましてが20万9,000円。それから、28年で被災しました立野橋の災害復旧の事業ということで153万3,000円を計上したところでございます。

それから、めくっていただきまして192ページ、6目文化財保存活用事業費です。

13節委託料の下の段に、天然記念物分布調査委託料ということで、これは新規事業でございますが、天然記念物緊急調査事業ということでゴイシツバメシジミですね、市房山周辺と内大臣にしか全国で生息をしていない国の天然記念物の調査を今年度から本格的にやっていきたいというこの事業でございます。

それから、193ページの15節工事請負費324万9,000円でございますが、これは文化的景観サイン整備工事ということで、平成29年度からの継続で、29年度は誘導サインをこの3月までで2カ所現在やっているところですけども、新年度におきましてはこれを6カ所ふやして、看板誘導サインを岩尾城周辺に3カ所、それから、危ないですよという警告サイン、入ってはいけないですよという、ソロバン滝周辺でございますが、そこに1カ所、それから、名所を記した名所サイ

ンを御小屋ソロバン滝のところに2カ所、計6カ所のサインを整備するものでございます。

次の8目清和地区館費につきましては、報酬166万4,000円。これは、図書館非常勤職員1名分の報酬でございます。

めくっていただきまして194ページ、9目蘇陽地区館費、これの1節報酬につきましては、図書館非常勤職員2名分の報酬分でございます。

それから、めくっていただきまして196ページです。10目図書館費1,848万7,000円、1節報酬につきましては、図書館協議会委員11名の報酬分10万7,000円、それから、図書館非常勤職員の報酬分、これは3名分の504万3,000円合わせた金額でございます。

それから、下のほうの197ページに移りますけど、14節使用料及び賃借料の一番下に、みんなでシネマ年会費というのが6万5,000円計上しておりますが、これは新規でございまして、洋画映画会社の4社の協力によりまして、株式会社ムービーマネジメントカンパニーさんの主催によりまして、著作権承諾済みの映像ソフト、これまでは1回1回著作権を取得しながら上映に向けてやってきたところでございますが、これにつきまして、1回登録をすると承諾済みソフトを、年間を通していつでも上映が可能な事業ということになります。年間、図書館のホールのほうで開催しております上映会も25回ほど28年度実績があっておりますけれども、非常に年間の回数が多いことから非常にメリットがあるということで導入を取り決めたところでございます。

それから、めくっていただきまして198ページの一番上のほうになりますが、18節備品購入費600万円は毎年いただいている図書購入費になります。

それから、11目矢部高校応援事業費492万3,000円。このうちの19節負担補助及び交付金、矢部高校進学費助成金が397万円となっております。これは、前年比からすると120万円ほど増額しておりますが、これまで経済的な支援事業ということでやってきましたけれども、このうちの入学支度金助成が本年度は2万から4万円に増額したいということ。それから、もう一つは、26年から実施されておりました、項目にありましたバス通学の助成金、これが月1万2,000円ほど助成しておりますけれども、これが県外の生徒のみ、いわゆる五ヶ瀬地区が対象でございましたが、これを全ての町外、いわゆる郡内の町外、御船ですとか砥用あたりもした町外の全域の生徒を対象にしたいという、エリア拡大したものでございます。こうした措置をとっております。

次に、199ページ、12目地域学校共同活動推進費でございます。これにつきましては、181万9,000円でございますが、国県の3分の1ずつ等の補助によりまして、これまでありました地域学校共同活動推進員配置事業というものを継続して行うとともに、新たに平成30年度から地域未来塾実施事業というものを、これも国県3分の2、その補助を使いまして実施をするものです。

その新規の事業の内容につきましては、経済的な理由とか家庭の事情等によりまして、家庭学習が困難によって学習習慣が十分に定着していない生徒さんあたりに、学習機会の提供をする場をつくろうということで、今年度、中学3年生を対象にして、活部動も、大体、中体連も終わった後の夏休みの平日を利用して、中央公民館とか清和集落センター、蘇陽支所の3カ所で塾を開催したいということになります。保護者の負担を少なくするためにコミュニティバスを利用しながら、家庭の負担を減らしながらこの事業を新規に実施していきたいという予算の項目でござ

ざいます。

それから、次の200ページに行っていただきまして、5項保健体育費、1目保健体育総務費、794万円です。

1節報酬につきましては92万円。これはスポーツ推進員23名の報酬分になります。

あとはずっと経常的なものでございますが、203ページに移りますけど、15節工事請負費です。これで、240万円の清和グラウンドトイレ便槽等改修工事を計上しております。これはグラウンドのトイレの、便槽のタンクがここ数年ふぐあいがあっておりまして、漏れている、地下浸透している状況もありましたので、これの男子小便器給水配管を含めたところでのトイレの改修を計上しているところでございます。

それから、4目蘇陽地区体育施設費710万5,000円につきまして、15節工事請負費の中に240万円計上です。蘇陽の林業者等健康増進施設改修工事240万ですが、近年、雨漏りしてありましたことの改修工事になります。

それから、めくっていただきまして、204ページです。

18節備品購入費といたしまして70万円計上していますが、東竹原体育館横に簡易トイレを2基設置する予算としております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9款教育費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原でございます。範囲が広いんですけども、5点質問していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず一つは、170ページ、5目スクールバス運行費についてです。ことしは雪がひどくて、大雪で、休校の日数がかなりかさんでおります。私が所属しております矢部小学校のほうでも休校日数が多かったせいで、7時間授業とか、そういうのがやむを得ないようなことで今やっているんですが、ここに該当するかわからないんですけども、そういったスクールバスの雪対策というのは考慮に入っているかどうかお伺いしたいと思っております。

続きまして、2点目です。めくっていただきまして172ページの学校管理費の中に、プール関係の項目がちょっと見てとれるんですけども、町営プールのほうが来年度から運用しなくなるということになるんですが、それに向けた、代用として、学校のプール開放も視野に入るようなことになるのではないかというふうに思っておりますが、そのあたりの考慮が入っているかどうかということもお伺いしたいところです。

続きまして3点目ですが、こちらまためくっていただきまして174ページですけども、こちらの支援員さんのお話になるのですが、先ほど、課長からのお話の冒頭、児童生徒の学力向上ということを目指してらっしゃるということだったんですけども、教員の、学級に対する支援員さん、こちらが、ちょっと私、伺った話なんですけれども、町内7校の小学校ですけども、各校同じ人数、2名ずつの支援員だというふうに伺っております。矢部小学校におきましては、な

かなかな必要な学級に支援員の配置がしづらいというふうに聞いているんですけども、このあたりをどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

続きまして4番目ですが、めくっていただきまして176ページの給食管理費のところなんですけれども、前年度との比較で790万ほどの減額となっておりますが、そのあたりにつきまして、どのような理由で減額になっているのかを教えてくださいなと思います。

済みません、最後になります。最後は198ページですけれども、矢部高校応援事業費ということで計上があります。支度金の増額ですとか、いろいろお考えになってるんだなと思って感心してお伺いしておったんですけども、例えば遠方から矢部高に進学なさる方の受け入れ体制といえますか、下宿や食事の提供ですね。そのあたりの受け入れ体制に対する助成等の考え方があるのかないのか、そのあたりの考慮をどのように進めていらっしゃるのか、非常に重要な項目かなと思うので伺いたいと思います。

以上5点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 眞原議員5点ほどのうちの4点が学校教育費と思いますので、そちらのほうをお答えさせていただきます。

まず、スクールバスの予算に対して、休校に対する対策ということで、ちょっと済みません、質問の御趣旨が理解できなくて申しわけないんですけども、今回は4日ほど雪で休校させていただいて、それというのが、企画政策課のコミュニティバスさんの状況と連携しながら、コミュニティバスさんが走らなければ、そこでもう通学に対する安全確保ができないということで、スクールバスを運行しないわけなんですよね。雪対策での経費ということでは、何も、スクールバスのほうに予算を組んでいるわけではありませんで、こちらのスクールバスの予算というのは、例えば毎日のバスの運行で、通学バスは2種類ありまして、コミュニティバスを利用している分と学校の子供さんだけを乗せるスクールバス便というのがございます。こちらのほうの予算については、そちらのスクールバス便を運行した予算であるとか、あと、校外学習のほうのいろんな、例えば遠足で動物園に行かれるとか、そういったものを学校から申請を受けながら、スクールバスで対応した分の経費を払っている予算を計上している分です。

ちょっとお答えになるかどうかわかりませんので、またお尋ねいただくといいかと思います。

あと、プールにつきましては、ちょっとまだ、今回、プールの条例が廃止になりましたけれども、夏休みのプール開放については実際、御存じだと思いますけれども、保護者さんのほうで運営されておりますので、今のところ私どものほうでは特に予算的にも考えているところではございません。

あと、支援員のお話なんですけれども、各校2人ずつですかということでのお尋ねだったと思います。実際、特別支援教諭補助ということなので、全て2人ずつ配置しているわけではありません。それぞれの学校の状況に応じて配置しているところで、お尋ねの矢部小には2人配置を考えております。

あと、176ページの給食費の減額の理由、こちらは、当初予算では、暫定予算でありましたの

で備品購入等が上がっておりませんで、実際の決算額ではこのような700万というような減額ではあっておりません。

○議長（工藤文範君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） プールの件につきまして、ちょっと補足をいたします。先日、町営プールの廃止ということでの条例が通ったわけですが、じゃあ、それぞれの学校にあるプールの利用についてどこまでできるのかということですが、これまでも、例えば夏休みの期間中に帰省された方がプールの利用ができないかと、そういった相談もありました。

ただ、学校のプールにつきましては、事故とかけが等の対応というのが必要になります。そのことで、在籍している子供たち、あるいは保護者については、その辺の補償、保険等がしっかりしていますので大丈夫なんですけれども、それ以外については、保険等のそういった補償等がありませんので、これまではお断りしている状況があります。

ただ、町のプールがなくなるということでの対応ということでは、今後考える必要がありますけれども、現時点ではこんなふうに進めていきますよというところまでには、まだ至っておりません。

以上です。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 矢部高校につきましての受け入れ体制についてという、最後、御質問がございましたけれども、町外から特に生徒さんに来ていただく中で、去年は6人だったんですが、29年度はですね、今年度は一応、今のところ7人を予定しているところでございますけれども、受け入れに対して、いわゆるバスで通われる方についてはバス路線があればバス通学というのがありますけれども、応援町民会議の中でも話題にいつもなりますが、寮ですとか下宿先、こうしたものの体制というのはどういうふうにあるべきかということもあります。

先ほど申しました実績的に6人とか7人とか大体10人以下の、町外から矢部高のほうに通っていただいている生徒さんがいらっしゃるわけですが、そうした経済的な支援を、うちも、バス助成やったり、下宿助成やったりしながらも、なかなか実績というのが、大体毎年、下宿あたりについては2人から3人あるかどうかということがございます。手厚く経済的な支援をやるとする中でも、なかなか少ないのは、一つ考えられるのは、熊本県教委がやっております県外枠というのが一つあります。昨年から緩和されて、普通課でいうと13%以内、それから、それ以外の専門学科コースになると20%以内ということで、枠は広げられたといったものの、やはりなかなか実際に下宿先といいますか、そうしたものがないと進学先の一つとしてなかなか考えにくい部分が保護者のほうもあられると思います。

そして、県外枠といいますか、そうしたもののそもそもの撤廃なんかも、今後、県教育委員会に諮っていきながらやっていきたいと思っております。

また、本日が公立高校の後期の一般の合格発表日だったんですけれども、矢部高校とは、この辺も踏まえて14日の合格発表日以降については、今、予定しております町外からの生徒さんに向けて、どうした通学方法をされるのかをお聞きとりしながら、密に連携をとりながら対応してい

きたいと。どうしても下宿先が必要だったりする生徒さんがいるようであれば、これはうちのところ、1軒、2軒は町内に確保はしておりますけれども、必要以上に多かった場合には、高校と連携をとりながら早急に対応していきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 眞原議員、申しわけございません、先ほどちょっと誤った回答をいたしました。先ほど、予算の件ですね。給食費が減額した件につきましては、ちょっと私、済みません、先ほど勘違いいたしまして、今回減っておりますのは、職員の人件費が、昨年が8名分だったんですけど、今回7名分ですしております。それとあと、非常勤のほうも、昨年10名分だったのが9名分ということで、人件費の影響を受けているということで、先ほどの回答は誤りです。申しわけございません。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） たくさん項目のある中で、一つ一つ丁寧に御回答いただきました。

給食の件ですけれども、人件費のほうで、職員さんが減ったということで金額が下がったというふうには受けとめました。

先日開催されておりました有機農産物協議会のほうで開催なされた講演でも、給食の重要性というのを非常に学んだところでございます。山都町内は自校式の給食を提供している数少ない町だというふう認識しております。そういったところも町のPRポイントになると思っておりますので、このあたりは力をしっかり入れていっていただきたいなというふうに思っているところで

す。それともう一つ、最初に私の質問の仕方も結構悪かったかなと思いますけれども、雪による休校の件ですが、バスの運行ができないから休校だというふうに私も認識はしておったんですけども、これもきちっとした裏取りはできてなかったんですが、コミュニティバスが走らないで、コミュニティバスは違う路線、何回か回らなきゃいけないというふうにも伺っておりまして、時間的な都合で休校にせざるを得ないということも伺っておりまして。例えばこれがスクールバスをみの運行であれば、時間的制約を受けないので走ったであろうという意見も聞いておりました。そういったところをもし学校教育課のほうで御認識があれば、どうかと思つて質問した次第です。

私の認識が間違っていれば、この後また自分なりに研究してまいりますので、そのあたり、一緒になって考えていければなと思います。いずれにしても、生徒の授業にダイレクトに響いてきている内容ですので、しっかり検討していく必要がある項目かなというふうに思いました。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） スクールバスについてのお尋ねですけれども、コミュニティバスと深く関連していますので、ちょっとだけ補足をさせていただきたいと思つています。

今般、大雪でございました。非常に苦勞いたしました。朝4時、5時には担当も起きて、それから、交通事業者の委託事業主であります山都交通にはすぐ連絡をとつて、まず現場を見ます。

山都町は広いものですから、もちろん1月10日、11日は全く無理だというのはそのとおりなんですけど、積雪の程度によってどうするかは非常に判断に苦しむというのは毎回のことでございます。幹線はいいんですけど、枝線が全く積雪量が違って、これを1本1本、この路線は通る、この路線は通らないという中で、教育委員会と朝から論議をして、やむを得ないという形での休校が今回かなり多かったというふうに思っております。

臨時バスでの対応はできないのかというお尋ねだと思いますけれども、スクールバスは朝から通学便といたします。それから、もう一つは一般便といたしまして、一般の方が乗る便があります。それから、もう一つ、混乗便といたしまして、子供さんと一般の人が一緒に乗れる便もございますが、朝が一番問題でありまして、朝から出なくても途中から出すことはできるんですが、今回は1日運休が多かったということが1点目。

それから、途中で、じゃあ、スクールバスへ切りかえて運行できないのかという話だと思いますけれども、現実的には朝から登校できなかったのも、途中で10時にしましょうとかういうダイヤを組むのは、スクールバス路線で33路線、コミュバスルートで35路線ぐらいあるもんですから、これを全て朝の一、二時間でどう対応するかというのがなかなか難しいという現実があつて、全面運行か運休かという判断をせざるを得ないという本町の特殊性があるのかなというふうに思っております。

なるべく、学校は、特に子供さんの登校については、全力を尽くすことに努めるべきだと思いますが、そういった現状があるということをお申し述べさせていただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 2番西田です。四つお尋ねしたいと思っております。お尋ねとお願いが含まれてるんですけども。

最初は、小学校、中学校にまたがっているのであれなんですけど、174ページに小学校の保護者負担軽減費というのが90万、それから180ページには中学校の保護者負担軽減費というのが41万9,000円計上されています。1人当たり年間1,500円ぐらいになるのかなと思っておりますけれども、義務教育は無償であるという憲法の理念に沿って、山都町独自でされているものだと教員時代に認識していました。ほかの市町村に言ったら、これはありませんでしたので、ぜひ続けていただきたいし、減額しないでいただきたいという、一つ目、お願いです。

それと、2番目が、電子黒板の導入をされるということで、さっき台数言われたかと思うんですけど、済みません、各学校、何台ぐらいかなというのと、自分自身も使ってみて、壊れやすかったんです、すごく。タッチペンを子供がすぐなくしたりとか。それから、3年に1回かな、教科書がかわりますよね。そのたびにデータを変えていかないといけないと思うんですけど、そのお金が高いというふうにも聞きました。だから、継続的にこれをずっと使用できるような将来の見通しをお持ちだとは思いますが、その辺のお金がかかるだろうなという心配です。

それと199ページに新しい取り組みで、夏休みに公設塾のようなことを開くっていうふうに理解していいんでしょうか。とてもいいことだと思います。ただ、そのときの講師の方、矢部、清

和、蘇陽に1カ所ずつというふうに言われたので3人雇われるのかなと。その報償費が84万6,000円と、3人分が84万6,000円と理解していいのかなということです。初めてされるということですので、お聞きしたいと思います。

4番目が、先ほどから出てるスクールバスの使用についてですけれども、課長さんのお答えに、校外学習にも使うというふうに言われました。私も現職時代に大分使わせていただきました。統合して校区が広くなりましたので、校外学習、本当は歩いて地域を探検したりすることができる分が、やっぱり車を利用して、スクールバスをお願いして行かないとということで、授業に使いたいんだけど制限されていたんですね。どうしてもスクールバスの時間帯とか。

なので、校外学習、また、御岳小も統合になるということで、これは今年度ですけれども、より一層、学校のニーズとしては、スクールバスを使って校外学習に出たいということはあると思うんですね。なので、その予算は減らされていないのか。済みません。これは本当に勉強不足で申しわけありません。前年度からの増減が、自分で調べていないのでわかりません。その辺を教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） お答えいたします。4点のうち、学校教育課の部分だけをお答えさせていただきます。

保護者負担軽減費につきましては、ここ数年、議員がおっしゃいますように単価1,500円で計上しておりまして、保護者のほうの負担軽減を図っているところで、現在のところ1,500円での計上ということの減額は考えているところではございません。

あと、電子黒板なんですけれども、電子黒板自身は、議員も御存じのとおり、小学校で39台、あと、中学校はちょっと見つけきれないので後でお答えしていいですか。大体1クラスに1台ずつ、電子黒板のほうは既に配置をしておりますが、今回の備品購入費につきましては、その電子黒板に対応できるパソコンが、なかなか学校のほうに配置できておりませんでしたので、それを配置するものと御理解ください。確かに、電子黒板自身がまたそれなりに古くなってまいりますので、その次の対応は考えていく必要はございます。

あと、スクールバスの校外に係る申請ですね。一応、今回も前年度並みには組んでいるところです。これを計上しますときに、4月から11月の実績額と、それ以降はその前年度の、今で言えば28年度の1月から3月までの実績額から見込んだところの経費を上げておりますので、それ並みに組んでいるところです。大体、申請をいただきまして、お断りすることはまだございませんので、十分に利用できているかと考えております。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 先ほどの私のほうの説明を急いだもんですから、少し説明不足だったと思いますので、少し詳しく申し上げさせていただきますと思います。

199ページのほうに、12目地域学校共同活動推進費ということの中で181万9,000円計上しておりますが、ここの中に、2の節のほうにも2段に分かれてありますけれども、二つの事業がござ

います。

一つは、地域学校共同活動推進員配置事業というので、これは29年度、名称が変わったものですから、29年度まで学校を核とした地域の教育力強化事業というもので、いわゆる地域と学校が連携をして子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を推進する事業ということで、例えば田植え、稲刈り、芋植えですとか花植え、こうした農園活動や環境活動、それから、図書館ボランティアさん等による読み聞かせですとか、丸つけ、添削、あるいは掛け算、九九や習字などの学習活動、それから、学校によりましては清和太鼓継承活動ですとか、それぞれの学校で非常に特色のある活動、独自の活動をやっておられるものでございます。

今、該当になっているのは、矢部小、清和小、蘇陽小、蘇陽南小が参加をされているところでございます。これは従来の事業が今の事業でございます。

今度、新規に始めるというのが、先ほど議員もおっしゃられた地域未来塾ということでございますけれども、これを実施したいと考えております。

目的は、そうした学習機会を提供したいということで、中学3年からずっとカリキュラムを学校のほうでやっていく中で、学習習慣が定着していないということの生徒さんあたりを、基礎学習を中心とした学習をやっていきたいということで考えている新規の事業でございます。

中学3年生を対象として、夏休みの期間に平日を利用して、保護者負担を少なくするためにコミュニティバスを利用して、先ほどの3会場で計画をして、受験が始まる中学3年生を少しでも基礎学習の向上のためにやってきたいという事業でございます。よろしいでしょうか。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） その未来塾というのは、講師の謝金が38万4,000円で、3カ所でされるんですね。どなたがされるのか。今から募集とかされていくのかなということや、ちょっとまだよくわからないんですが、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 講師につきましては、予算が確定した以降に、これから募集をしていくところでございますし、今、実際にそうした方がいらっしゃるかどうか探しています。対象といたしますのは、大学生の方とか、あとは教職員を退職された方ですとか、そうした方たちですね。そして、地元におられる方とか、遠方からでも構いません、旅費とか出ますので。講師は1時間当たり1コマ2,000円が謝金で、それから旅費等につきましても、上限で1日2,600円。こうしたもので学習支援員という形で講師をこれから探していきたいと思います。

実際に今、山都町においてもそうした方、中学生のレベルなものですから、また、もう一つ言い忘れてましたが、これは英語と数学に特化しております、今回。なかなか英語と数学というのは、中学生レベルというのは非常に厳しいものがありますので、そこあたりについても、民間でやっておられる学習塾のほうに依頼しても構わないようになっております、講師のほうはですね。

ただ、学習塾さんというのは、先ほど言った報酬あたりで受けていただけるのか不安なところがありますし、また、遠方からということもありますので、これについては、次の策を練りながらこれから探していきたいと考えているところです。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 特に学校に行きにくかった子供さんとか、学力的に厳しい子供さんの底上げになるということであればいいかなというふうに思いますが、学校に勤めていた者としては学校は一体何をしているんだという気持ちにもなります。両方相まってやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思いました。

それと、先ほどの電子黒板のことについてですけど、たくさん導入はさせていただいて、教職員としても助かっていらっしゃるんじゃないかなと思いますが、やっぱり高いんですよね、あれ、すごく。私が学校にいたころの経験からいきますと、山都の子供たちは40人ぎりぎりのところとかないので、どちらかというと、実物投影機といって、ノートに書いたものをぱっとこんなのに置くと黒板にぱっと出る機械があるんですよね。そのほうがずっと安くて、私はとても使い勝手がよかったですよ。だから、電子黒板が壊れてしまって、次も電子黒板っていうことになるかもしれませんが、安くて使い勝手のよいそういうものも検討していただけたらありがたいなと思いました。

教育に関してはけちらずにしっかりお金を使って、これからもいっていただきたいと思います。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかにございませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 私、一般質問でもしました。ちょっと学校教育課と社会教育課のほうにわたっておりますので。例の図書館司書の話なんですけれども、具体的には学校図書館司書の方が、これ、ざっくりひとまとめにして書いてありますので、どのぐらいもらっていらっしゃるのかわからないんですが、学校図書館司書の方がまず幾らいただいて働いていらっしゃるのか、年間通してですね。二百何日間で契約してるようなお話をちょっと聞いたんですが。

一方、公立図書館のほうは、多分今、150万前後で雇われてらっしゃるんじゃないかと思うんです。それで、今の夏季休業中の話につきましても、通年雇用するためには、学校教育課ではなく、社会教育のほうで町立図書館のほうの枠の中で雇われて、通年活用されたらどうかなというふうなことを考えられるかなというふうなことをお尋ねします。

それから、今の未来塾ですね。やはり私もその未来塾が大変気になっておりまして、この間、南阿蘇のほうでも数学と国語でしたか英語でしたか、そういう同じような取り組みが始まっております。我が町はどうなのかと思ったら予算が出てきたのでですね。ただ、本当にそんなに多い予算でもありませんし、この間来言っていますように、学校の教員補助、人を今から探すなんていうふうにおっしゃったし、大学生なんかおっしゃったけれども、ここには大学生ははっきり言っていないです。

なので、そういうふうに夏休みの間、もう仕事がないよって言われる学校の補助の先生方あたりの有効活用って言ったら本当失礼だけれども、何もないよりはいいんじゃないかなというふうな気持ちも今しております。

さらに、サインの掛けかえがありました。一方は岩尾城周辺のものですが、一方の、192ペー

ジ、サイン板の調整というふうなところなんですけれども、下の文化的景観については、岩尾城ということだったんですが、具体的に言えば、うちの近くにも六地藏という町の史跡がありまして、今もう、看板が何ば書いてあるか全然わかりません。こういったものの調査あたりもこれに含まれているのかというところをお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 最初の学校図書司書さんですかね、これが町立図書館司書、うちがやってる非常勤職員のほうにしたらどうかということで、通年的な取り扱いがいいんじゃないかということでございますが、学校のほうで図書司書を委託しておられる方がいらっしゃるんですけども、やはりそうした通年的なものが非常に望ましいということで、先日、図書館協議会あたりの中でもそうしたお話がありまして、そうしたことを現職員さんのほうにも確認といたしますか、どうした思いがあられるか聞き取りした経緯がございました。

その中では、やはり学校での図書司書さんについては、学校の先生方とやりとりというのがふだんから現場の中であられるということで、立ち位置としては学校のほうでの位置づけが望ましいと。ふだんはそういったものがないと。ただし、8月とか7月に時間的な日数制限があるようですので、そこあたりについては、うちの生涯学習課のほうで、町立図書館の事務がありますので、少しでもそこ辺が対応できないかなというふうなことを、今、協議をしているところでございます。

ですので、議員おっしゃられた通年というのは、やはりそこあたりの生活の保証をするところもございまして、何らかの形がいいんじゃないかということで、今月末にそうした図書館と学校の図書の方の協議を持つような場を設けておりますので、対応していきたいというふうに思います。

それと、未来塾の、先ほど説明しましたもので、うちのほうでこれがなかなか講師の方はすぐ、大学生とかおらんけんという話でおります。先ほど私、説明した中で濁しておりましたが、実際に一ツ葉高校なんですけれども、はっきり申し上げまして、そこが有限会社アイアムサクセスという会社を立ち上げて一ツ葉高校を運営されておられるわけですが、本高は目丸にありますけれども、月に1回、2回、添削活動を本校でやっておられます。そのときに講師の方を地元の方がお一人、それから、福岡のほうから塾の先生が来られて添削活動をやっておられますけれども、そうした方たちといたしますか、一ツ葉高校の先生のほうにも、実際動いていただいて、今、どのような形でできるのかを、実際、相談しております。大学生もいらっしゃるんですけども、本町でございまして、もとは本町出身の熊本市内在住の大学生で、夏休みを予定しておりますので、ふるさとに帰って来た、田舎に帰って来たときに、その期間を利用した方は結構大学生いらっしゃるんじゃないかなと思ったりしましたが、先ほど言った一ツ葉高校にちょっと相談をしているところが現状でございます。

もう一つ、サイン工事につきまして……。サインの何だったですかね。

（「具体的に町の指定の物にサインがついておりますけれども、それが随分汚れていて、うちの近くの六地藏なんて全く見えません」と呼ぶ者あり）

○生涯学習課長（工藤宏二君） 今、既存のこれまでであった、県が建てたようなサイン、大きなものもあつたりしております。これもコケがついとつたりとか、いろいろなものがあります。この間、御存じかもしてませんが、もう撤去しているやつも幾つもあります。そこ周辺の杉の木とか、この辺も伐採したりしながら、景観上もよろしく、そしてまた、今後、観光客に対して見ばえも施設整備する必要がありますので、今回したいところでございます。

その辺も含めて、清掃管理、それから、景観上も含めてから整備していきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 吉川さんが図書司書の報酬額をお尋ねだったと思いますので。年間6,400円の228日を組んでおりまして、お一人分ですね。大体145万9,200円で予算のほうは計上しております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 詳しくありがとうございました。

図書費用については、もちろん、学校現場で図書司書さんが学校の先生と連携してやらなくちゃいけないのは重々わかっています。ただ、やはり休業中のとか、それから、この図書費用ですね、それぞれに小学校174ページ、それから、中学校も108ページに詳細に書いてありますが、ざっと、もちろん生徒の数等々によってこの配分は違ってくるのだらうと思っておりますが、単純に計算したところで1校当たり30万ぐらいの図書費の購入があっているようです。

清和小学校の例なんかを言いますと、本当、図書司書さんの活躍のおかげで年間約8,000冊近くの、九十何名しかいない学校で、もう、一人の子なんか一番多い子は300冊。しかもその内容は物語です。漫画のような本ではないんですね。それは図書司書さんの本当に働きによっていると思っております。

だから、少ない購入費しか学校に配分されていないことを考えると、やはり、町の購入費600万の中から少しでも役立つ本を融通し合うとか、助け合うというふうなことも必要かなっていうふうに思いますので、やはり、公立図書館と連携の中で、もっと学校図書司書を活用していただけるようによろしくお願いします。

それともう1件、人権学習なんですけど、ここに同和対策費等々がいろいろ出てまして。後援会費がですね。これは教育委員会の分野で、学校の同和対策費として32万。そして、また、同和教育費として120万の講師費が出ています。こういうのは、ほかの課にも福祉は福祉、他の総務課なら総務課というふうに人権旬間に何かなるととても……。朝に昼に講演会が重なるというような事態が出てきます。老人会は老人会で組まれるしですね。学校は学校で組まれるということ。

なので、こういうふうな予算はより一層スリムにして、本当にみんなが集まりやすいことを各課で相談しながら、むだなくしていただきたい。人権学習がむだと言っているわけじゃないですよ。ただ、回数的にとか、行きたくても行けないような状況に、短い期間に結構追い込まれますので、そういったところはしっかりと考えていただきたいなというふうなことをお願いしておきます。

○議長（工藤文範君） ほかにありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 171ページの学校同和教育費の中の解放奨学金が児童生徒数、対象者が何名なのかお尋ねします。

それから、タブレットを小学校中学校2校ずつ導入されるようですが、導入される学校名を教えてください。

それから、中学校は3校しかございません。あと残り1校は、例えばもう3年生は全然使わないうで終わってしまいますが、機会均等の意味からも、3校ですので、3校分導入してもらってはいかがかなという思いもありました。その点をお伺いします。

それから、もう1件、187ページの公民館費の中で、柚木の公民館の改築費が401万7,000円とお伺いいたしました。たしか、改修費の上限額が決まっていたと思いますが、上限額との金額の、この計上された金額との差異についてお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 解放奨学金については、今、予定しておりますのは5名を予定しております。

あと、タブレット導入に係る年次計画についてなんですが、一応、今回、全校一遍に入れたら非常によかったんですが、かなりやっぱりリース料で高額になりまして、校長先生たちからのヒアリングに応じて緊急のところから考えたところです。

ちょっと申しわけありませんけど、学校名については、できれば、こちらのほうではまだお伝えはしないんですけども、もう1校導入しておりますのは清和小学校が導入しております、あとは、例えばパソコン教室などが非常に全然使えなくなっているところなどを優先して、今回、配分したというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 187ページにあります柚木公民館の説明をしたところでの、これ、上限額があるんじゃないかっていうことで、それを上回っておりはせんかということですが、従来の地区集会場改修費等補助金につきまして上限が200万、確かにあるところですが、これにつきましては、平成28年の震災に伴ったところでの補助でございまして、これが実際、公民館の再建支援事業ということで、復興基金の事業の一つのメニューの中でやるものでございます。

この事業については、普通の公民館は一般的には登記とかされなかったりする公民館がほとんどでございますけれども、そうしたものについては、例えば、100万公民館の改修にかかるときに、通常の災害ですので4割、改修費40万を出して、その残りの60万のうちの半分が復興基金ですので、地元負担は30万という形が通常の認可地縁団体以外というんですけれども、そうした団体はなるんですが、ここの柚木公民館さんは認可地縁団体ということで、保存登記までされたような公民館になります。

こうしたときには、実際、町から助成金ということのほかに、出し方として、全体の事業費

535万6,000円ほどかかるんですけれども、その全体の事業費からの75%補助が、認可地縁団体の場合は補助が復興基金から充てられるようになっております。ですので、全体の事業費に対して、75%補助の分の401万7,000円を全体として出さんと、これは対象にならんということになりますので、そうした措置で全体を計上するということになります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 矢仁田でございます。

先ほど藤川議員の話に解放奨学金ってありましたけれども、5人と。これはこれを見ますと、交付金か負担金補助金ということで、どういう種類の奨学金なのかがちよっとわかりませんけれども、普通の奨学金は貸し付けですので戻さないかんということですね。これは戻さんでいい奨学金ということですか。その辺の奨学金の内容をお願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） こちらの奨学金については、助成金として、入学支度金等を出しているところです。給付をしているというところです。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ということは、この奨学金を望む人はみんながもらえるんですか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） こちらの解放奨学金については、地域改善対策として、私ども町のほうで給付金として申請をいただきながら、対象の方に支給しているところです。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ということは、所得か何かに応じてということですか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 申請者に対して給付をしております。

○議長（工藤文範君） ほかに。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） ちょっとこれ、ここで言うていいかわからんですけど、ちょっと質問にちょっと正直に答えてもらわんと、質問した意味がないと思います。どういう人が対象ですかというような質問だったでしょう。全部申請すれば全部もらえるんですかと。でも、一応規約があると思うですたいね。決まりがあると思います。そこを正直に説明されたらいいと思いますが、何かちょっと同じような、ちょっと逃げの答弁的な答弁——逃げじゃないと思いますけど、ちょっと的外れの答弁だったという気がしますので、私がかわって質問をします。

○議長（工藤文範君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） それでは、今の質問にお答えします。

まず、先ほど課長のほうから言いましたように、これのもとになるものですね。裏づけになるものは法があります。先ほど言いましたけれども。以前は同和対策事業っていうことですね。

御存じと思うんですけども。ですから、これは認定地区の子供についての奨学金です。ですから、誰でも希望すればもらえますよってことではないです。

目的は、同和問題の解決、それが目的ですよ。そして、そのためのいろんな補助をしていくっていうこと。そういった奨学金です。

ですから、認定地区の子供、そして、希望があった場合にこれが給付されるっていうことです。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほどのタブレットのことも学校名をおっしゃられませんでした。例えば、これまで御岳小学校が統合するというときに、まだ教育委員会の発表がないから、どの学校というのは言えませんか、そういうのはわかります。

しかしながら、30年度にこの予算を使うわけですから、例えば算定基礎は、例えば清和中が何名だから、何名掛けるの1機幾らでというふうに予算を立てられたと思いますので、そこで学校名を言わない理由があるというのがおかしいと思います。私たちも知る権利があり、それで、予算を、私たちがどのように使われるかを可決するかしないかは決める判断になるわけですので、その学校名が言えないというのがですね。そこを教育長、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 議員お尋ねの学校名について、先ほどちょっとお答えのほうをしてなくて申しわけございません。

小学校で7校、中学校で3校、議員がおっしゃるように3校があるので3校全部どうだろうかということだったと思います。実際、学校名を言わない理由というのは特に、私が先ほど控えただけでありまして、一応、小学校のほうは蘇陽小学校と清和小学校が計上してあるところですよ。

中学校につきましては、矢部中学校と清和中学校を計上しております。こちらのほうの台数につきましては、各校のひとクラス分の、人間の一番多いクラスに合わせて導入する予定になっております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 先ほど、4番議員及び10番議員が質問したことにつきまして、指定地域があるというようなことがありまして、そうなれば、そこから何名でもいいのか。これは時限立法があるのが。どのくらいまで、永遠に継続していくのか。そこら辺についてわかっている範囲で結構ですので、教育長のほうからお答え願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） お答えします。先ほど言いましたように、地域改善対策の法に基づいて出されるものですので、これは特に所得制限とか、何名までとか、そういう制限はありません。ですから、認定地区の子供さんで、ぜひこれを利用したいということであれば、申請すればこれを受けることができます。という奨学金です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。ここで十分間休憩いたします。

休憩 午後 3 時20分

再開 午後 3 時28分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10款災害復旧費について説明を求めます。

農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） まずその前に、5款のところで、免許取得の経費ということで、わなと銃ですが、1万8,200円ほどかかっております。申しわけございませんでした。

それでは、204ページの10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費でございます。

2目過年度農業施設災害復旧費です。2億9,229万3,000円を計上しております。その他の財源におきましては、工事負担金でございます。農地5%、施設が0.7%分でございます。

14節公用車リース代ということで111万4,000円上げておりますが、2台分でございます。

それから、工事請負費ということで2億9,000万でございますが、平成29年度債を過年度債に計上したものでございますが、農地が76件、施設が75件、計151件でございます。

それから、3目現年度林業施設災害復旧費でございますが、崩土事業等のための、14節で重機借上料を計上しております。

1目、4目につきましては、予算計上がございませんので廃目ということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、御説明いたします。10款災害復旧費、2の項目、公共土木施設災害復旧費です。

1目現年度公共土木施設災害復旧費です。この中では、重機使用料300万上げております。これは、先ほど藤川議員がおっしゃられたとおり、この中から臨時的な災害等には対応するという事で上げさせていただいています。

次ページをお願いします。

2目過年度公共土木施設災害復旧費です。本年度は1億9,520万上げております。この中には、15節で工事請負費1億9,500万。これは43件分の災害ですね。28災が20件、29年災が23件上げております。原材料費として10万、それから、補償費としまして立木補償費10万円ということで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 10款災害復旧費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

次に、11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入については、一括して説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、説明申し上げます。207ページ、11款公債費です。地方債の償還に要する経費でございます。元金が9億7,706万2,000円、利子が6,152万7,000円でございます。30年度にかかります元金の残り件数は、159件の償還が残っておるところでございます。特定財源のその他4676万円を計上いたしておりますけれども、これにつきましては、公営住宅の使用料2,157万5,000円、地域総合整備資金の返還金153万8,000円、清和水力の発電、売電収益ですね、こちらを2,360万7,000円充当をいたしておるところでございます。

続きまして、12款の諸支出金です。基金積立金として利子分を1,000円、存目として計上いたしているところがございますけれども、めくっていただきまして208ページ、9目の学校教育施設整備基金でございますけれども、これは、54万2,000円ということで、その他は1,000円の利子ですけれども、残り一般財源で54万1,000円計上いたしております。

これにつきましては、旧白糸第3小学校、現在は一ツ葉高校に有償貸与をしております。有償貸与する場合は、通常、国庫補助金を返納するか、もしくは、補助金相当額を積み立てるか選択をする必要がございました。本町は基金積み立てを選択いたしまして、平成20年度から、これはかなり長くなりますけれども、平成でいうところの62年度まで、この金額を積み立てて学校教育施設整備に充当していくという形になります。

続いて209ページは、13款予備費でございます。3,000万円ということで、これにつきましては前年度と同額でございます。

続く210ページですけれども、これは29年度策定しました大矢野原演習場周辺民生安定事業にかかります継続費の支出額、それから、進行状況に関する調書でございます。継続費は、その設計期間中の各年度の年割額、これは各年度で支出できなかった場合は、これを最終年度まで順次繰越使用できるとされておまして、予算書の中では参考資料として報告を行うものでございます。

続く211ページです。地方債の現在高の見込みに関する調書です。表の中ほどの前年度末現在高見込額というのは、29年度末になります。現時点では92億8,200万でございます。表の右にあります当該年度中増減見込、これは30年度の増減見込みでございます。よって、一番右が当該年度、30年度末の現在高の見込額ということで、約90億になると予想をしておるところでございます。

続く212ページでございます。これは213ページまでわたっておりますけれども、債務負担行為に関する調書でございます。複数年にわたる契約等に基づく、将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為でございまして、30年度の当初予算時点では213ページの下段、中ほどの記載の

8億7,040万円が将来にわたる負担総額ということになります。

それから、続く214ページから219ページ。ここには、特別職や一般職の給与費の明細書ということで掲載いたしております。議会に予算を提出する場合は、給与水準の適正化を図るため、予算書とあわせて提出する説明書の一つです。214ページから217ページまでは給与費の明細書、218ページからは款項別の給与明細書となっております。

最終ページの220ページをごらんください。ここは、地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費というものでございます。これは平成26年4月から消費税が5%から8%に引き上げられました。消費税を構成します地方消費税率についても、それまでの消費税率換算1%から1.7%に引き上げられました。この引き上げの趣旨ということが、今後も増加が見込まれます社会保障経費の財源確保にあるということで、5%から8%に引き上げられましたので、地方団体においては、この趣旨を踏まえて、引き上げ分の地方消費税収を社会保障経費に要する経費に充てることとされております。それをわかりやすい形で用途を明確化しなさいということがございまして、予算書等の説明資料において明示することが求められているというものでございます。

改めて表を見ていただきたいのですが、30年度予算にかかります地方消費税交付金、いわゆる社会保障財源化分の金額は1億335万円。これに対して、本町の社会保障経費に要する経費は予算額36億7,500万円程度となります。よって、これから特定財源を除きました一番右端の14億5,000万円程度の一般財源に地方消費税交付金が充当されているという構成になっております。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。

9ページからでございます。昨日から歳入のほうで、特定財源として、それぞれの款で財源として説明をしましたものにつきましては、省略させていただきます。また、説明した以外で主なものについてのみ説明をさせていただきます。

11ページから14ページの12款までは、地方譲与税、それから交付金等々でございますので、この部分につきましては、省略させていただきます。ただ、14ページの地方交付税につきましては、若干説明をさせていただきます。

今年度は54億円を計上いたしました。昨年度比較で9,900万円の減額でございます。29年度の決定額が54億5,700万ということでございますが、30年度の見込み額としましては51億5,000万程度を見込んでおりますので、既にここで51億は当初予算で計上しているということになります。特別交付税合わせて、先ほど言いましたように54億円を今回計上したということになります。

ここで三角の比較で9,900万が出ておりますけれども、これは当初が骨格予算でしたので、6月の補正後は58億4,149万2,000円ということになっておるところでございます。肉づけ補正予算後は58億の予算を計上したところでございます。

続きましてが国県等が続きますけれども、30ページお願いします。17款の財産収入でございます。家屋貸付収入と土地貸付収入という項目がございます。

家屋貸付収入につきまして、主には先ほど申し上げました旧白糸第3小学校のツツ葉高校ですね、こちらに貸し付けている分。それから、蘇陽支所をJA阿蘇と森林組合のほうで使われてお

りますので、その家屋貸し付けが主なものとなっております。

土地につきましては、こちらは、阿蘇森林組合が木材加工所の敷地の一部を借りておられますので、その分。それから、井無田の太陽光分、そして、行政財産使用料といえますのは、NTTの電柱敷地料を計上いたしておるところでございます。

31ページの町有原野使用料につきましては、村有林野の使用条例に基づきまして、使用が19件分、これは全部、清和地区でございますけれども、42万5,000円計上いたしております。

続きまして、32ページをお願いします。

17款財産収入です。生産物売払収入ということで、町有林の間伐売払収入を上げております。今回は一本木、鬼ヶ城の町有林ということで計上いたしたところでございます。

18款寄附金は、ふるさと寄附金を1億4,204万3,000円計上いたしております。

19款の繰入金です。財政調整基金の繰入金を1億6,300万計上いたしております。それぞれ、その下からは特定目的基金をごらんの金額で繰り入れを、取り崩しをしているということになっておるところでございます。

それから、33ページの繰越金です。ここは、29年度の繰越金1億程度を見込んで、今回、30年度に予算化したところでございます。

それから、続きましては37ページをお願いいたします。22款の町債になります。ここで、目としては経費別に総務債とか土木債とかありますけれども、中段見ていただきますと、臨時財政対策債という名称の記載がございます。これだけ事業名がついておりませんが、これは地方一般財源の不足を補うための特例として発行される地方債のことを申します。必要に応じて地方自治体が発行をし、償還費用は全額国が、交付税算入の際に積算をするという形で負担をしますのでございます。実質的には、地方交付税の代替措置ということで御理解いただければ結構かと思えます。通常は、地方交付税の財源が不足する場合には、国が国債を発行してその分を補填しておったんですけれども、平成13年度からは国債発行による補填を行わずに、交付額を減らす方式に改めて、その分を地方公共団体は臨時財政対策債という名称で起債を発行してきたと。これはあくまでも発行可能額ということですので、どれだけでも借れるというものではございません。これも、財源不足額を基礎に算出をされる性質のものでございます。

また戻っていただきまして、6ページ、お願いします。第2表の地方債です。歳出で事業ごとに充当しました起債を、今度は起債の目的ごとに区分、計上したものでございます。内訳は本表のとおりで、総額は7億2,240万円を今回は計上いたしたところでございます。

表紙の次に行きます前に、1カ所、大変申しわけございません、訂正をお願いする部分がございます。146ページをお願いいたします。ふるさと寄附金事業費の中で、その他のところに142043という数字がございます。右側に一般財源で△4万3,000円が計上されておりますけれども、これは当初予算で△が出るということはありませんので、ここではその他に142000ということで訂正をお願いしたいと思っております。一般財源の△43は空欄ということにさせていただきます。大変私のチェック漏れでございます。訂正しておわび申し上げたいというふうに思っております。これは予算の総額に影響するものではございません。充当の作業の誤りだということ

で、大変申しわけなく思っております。

それでは、表紙の次をお願いします。

平成30年度山都町一般会計予算。

平成30年度山都町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115億2,200万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は20億円
と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を
流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過
不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日提出、山都町長です。

以上で一般会計予算について説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 以上で11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入について
説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号「平成30年度山都町一般会計予算について」は、原案のとおり可決さ
れました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、これで本日はこれで延会することに決定しました。
本日はこれで延会します。

延会 午後 3 時48分

3 月 15 日（木曜日）

平成30年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年3月5日午前10時0分招集
2. 平成30年3月15日午前10時0分開議
3. 平成30年3月15日午後2時38分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第11日）（第7号）
 - 日程第1 議案第20号 平成30年度山都町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第2 議案第21号 平成30年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第3 議案第22号 平成30年度山都町介護保険特別会計予算について
 - 日程第4 議案第23号 平成30年度山都町国民宿舎特別会計予算について
 - 日程第5 議案第24号 平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
 - 日程第6 議案第25号 平成30年度山都町簡易水道特別会計予算について
 - 日程第7 議案第26号 平成30年度山都町水道事業会計予算について
 - 日程第8 議案第27号 平成30年度山都町病院事業会計予算について
 - 日程第9 議案第28号 工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）
 - 日程第10 議案第29号 工事請負契約の締結について（柚木砥用線道路改良工事）
 - 日程第11 議案第30号 町有財産の無償貸付について（旧中島西部小）
 - 日程第12 議案第31号 町有財産の無償貸付について（旧小峰小）
 - 日程第13 議案第2号 町道廃止について
 - 日程第14 議案第3号 町道認定について
 - 日程第15 同意第1号 山都町教育長任命について同意を求める件
 - 日程第16 同意第2号 山都町教育委員任命について同意を求める件
 - 日程第17 議員派遣の件
 - 日程第18 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 町長 | 梅田 穰 | 副町長 | 岡本 哲夫 |
| 教育長 | 藤吉 勇治 | 総務課長 | 坂口 広範 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 橋本 由紀夫 |
| 会計課長 | 藤島 精吾 | 企画政策課長 | 本田 潤一 |
| 税務住民課長 | 田中 耕治 | 健康福祉課長 | 山本 祐一 |
| 環境水道課長 | 佐藤 三己 | 農林振興課長 | 荒木 敏久 |
| 建設課長 | 後藤 誠輝 | 山の都創造課長 | 檜林 力也 |
| 地籍調査課長 | 玉目 秀二 | 老人ホーム施設長 | 藤原 千春 |
| 学校教育課長 | 渡邊 尚子 | 生涯学習課長 | 工藤 宏二 |
| そよう病院事務長 | 小屋迫 厚文 | 監査委員 | 志賀 美枝子 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第20号 平成30年度山都町国民健康保険特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第20号「平成30年度山都町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） おはようございます。

議案第20号、平成30年度山都町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

まず国民健康保険、次の議案の後期高齢者医療、それから介護保険特別会計、それぞれ国の制度にのっとり予算編成しております。歳入歳出ともに、制度が基づく負担割合と定められた率などで計上しております。簡潔な説明を心がけますが、専門用語等わかりにくい分もあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

国民健康保険におきましては、条例の一部改正の折に説明申し上げましたように、平成30年度より、熊本県が財政運営の責任主体となります。そのことに伴い、予算編成において、県が市町村ごとに決定した納付金を保険税や交付金と合わせ、国保事業費納付金として納付することとなります。

また、歳入歳出科目のうち、国庫支出金につきましては、県が事務を行い、療養給付費交付金、前期高齢者交付金納付金、後期高齢者支援金、介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金と県が行うため廃止となります。したがって、廃止となる款、項、目が多く、また、新設となる款、項、目もございます。御承知おきください。

国民健康保険事業につきましては、医療費の適正化、生活習慣病や糖尿病予防への取り組み、特定健診受診率の向上やその後の保健指導など、関係部署と連携して取り組んでまいります。

それではまず、歳出から説明いたします。15ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、本年度予算額699万4,000円です。前年度比較537万2,000円の減額となっております。減額の主なものですけれども、レセプト点検嘱託、これを廃止いたしました。それと、昨年度は県の移行化に伴うシステム改修費などがありましたけれども、本年はその費用が発生しないためです。

12節役務費213万6,000円の中には、県の移行化に伴う情報集約システムの手数料も含まれております。

13節委託料ですが、国保連合会への共同電算処理事務委託料211万7,000円。先ほど申しましたレセプト点検の嘱託職員が退職されましたので、県の連合会へ診療報酬明細書等点検業務の委託ということで137万円を計上しております。

次ページをお願いいたします。

2 目連合会負担金121万3,000円は、保険者の平等割、被保険者割で121万3,000円、国保連合会の負担金といたしましては108万1,000円を計上しています。

17ページ、1 目の運営協議会費です。29万4,000円で減額の10万6,000円ですけれども、運営協議会費ですね。運営協議会の開催回数を1回減らしたので、その分の減額となります。

下の2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費です。15億8,100万円計上しております。県の移行化により、全額県からの保険給付費等交付金が財源となります。社会保険の適用拡大や被保険者数の減少などで減額と見込んでおります。

2 目の退職被保険者等療養給付費につきましても、同様でございます。

次のページをお願いいたします。

5 目一般被保険者審査支払手数料 6 目退職被保険者審査支払手数料については、例年同様でございます。これは一般財源の予算でございます。

続いて19ページ、2 款保険給付費 2 項高額療養費につきましては、1 目から4 目まで合わせて2 億6,227万円を計上しております。これらも全額県交付金が財源となります。

次の20ページをお願いします。

4 項出産育児一時金1,008万円を計上しております。1 人当たり42万円、24名分を計上しております。

次ページの葬祭費60万円です。これは2 万円の30人分となります。

3 款国民健康保険事業費納付金、これが移行化に伴い新設される款でございます。

1 項一般被保険者医療給付費分 5 億830万3,000円、2 目退職被保険者等医療給付費63万4,000

円。これにつきましては、本町の前年度の医療費等を参考に、県が試算される費用が通知されまして積算根拠となります。

続きまして、2項の後期高齢者支援金等分でございます。

1目一般被保険者医療給付費分1億4,298万7,000円、次のページの2目退職被保険者等医療給付費分、合わせまして1億4,318万6,000円でございます。これにつきましても、前年度実績に基づきまして、県の試算より予算計上しております。

続いて3項介護納付金分1目介護納付金5,330万2,000円です。国保被保険者の40歳から65歳までの負担金でございます。これも実績をもとに計上しております。

続きまして23ページ、6款保健事業費1項保健事業費1目保健衛生普及費403万9,000円。財源内訳は県の支出金203万8,000円でございます。報酬につきましては、医療費の分析、事務補助の非常勤職員報酬1名分です。

続きまして、次のページの2項です。

特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費2,386万円を計上しております。13節委託料におきまして、40歳から74歳国保加入者の方々の集団健診、頸部健診、特定保健指導等の委託料でございます。

以下、7款の基金積立金、9款諸支出金はごらんとおりでございます。

26ページになります。

諸支出金の7目療養給付費等負担金償還金2,100万円計上しておりますが、今年度、29年度の実績により償還金が発生するための予算でございますが、これも移行化により30年度までの予算計上となります。

それから27ページ、諸支出金の3項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金4,616万3,000円ですが、これはそよう病院への保健事業や施設整備分等の予算となります。

28ページ、11款後期高齢者支援金等、12款前期高齢者納付金等、13款老人保健拠出金、14款介護納付金につきましては、県の移行化により廃款となります。

続きまして、歳入を説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額4億9,048万1,000円。これにつきましては、2目の退職被保険者等国民健康保険税とあわせまして、1月に県の標準保険料率の仮算定ということで通知をいただいております。これをもとに算定しております。例年、本算定による賦課というのは、今現在、所得税の申告があつてありますが、この所得税の申告の結果をもとに6月時点で賦課は行っておりますので、これにつきましては、今年度の現在の予算につきましては、1月の県の仮算定時の標準保険料率ということになっております。現年度分におきましては、平成29年4月1日時点での調定額に対しまして、収納率96%で算出をしております。1、2、3節が現年課税分、それから、4、5、6が過年度分ということとなっております。

この保険税につきましては、国保運営協議会の折に、限度額の基準というのが大体どのぐらい

の所得であるのかというようなことで、ちょっとわかりにくいというふうな意見がございましたので、標準的なモデルをちょっと調べてみました。40代の世帯主、それから子育て世代、いわゆる40代の子育て世代、子どもさんが2人おられるところで4人家族というふうなところの標準的なモデルで、年間の所得額が大体500万ぐらいが基準で最高額がかかります。

それから、70代ぐらいの年金生活者の方におかれましては、限度額まではもちろんいかないわけですが、固定資産税のあるなしで若干変わってきます。と申しますのも、保険税の算定が、資産割額というのが今度なくなりますので、固定資産で払われておる分の税金、その分につきましては、やや減額になるということで、そう大きな額ではございませんけれども、そのようなところが標準的なモデルであります。家族構成や年代によって変わりますので、あくまでもモデル的な数字でございます。

続きまして、次のページの3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金、県移行に伴う新設の交付金です。歳入の約74%の19億9,304万9,000円を計上しております。1節の普通交付金につきましては国保連合会の審査手数料、出産育児一時金、葬祭費を除く一般被保険者療養給付費等の保険給付費です。続く、特別交付金は、保険者努力支援分や直営診療施設そよう病院への交付金4,616万3,000円、県の繰入金2,932万9,000円、特定健康診査等負担金1,000万円が含まれております。

3項県負担金については、廃項となります。

9ページ、6款の繰入金です。

1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1億7,519万3,000円を計上しています。1節保険基盤安定繰入金で保険税の軽減分7,366万7,000円。保険税の減により、この額は減少しております。4節の出産育児一時金等繰入金は24件を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

7款繰越金その他の繰越金につきましては、前年度繰越金3,162万5,000円でございます。

11ページ、8款の諸収入4項の雑入のうち、次のページとなりますけれども、8目の療養給付費等負担金から10目の特定健康診査等負担金までは、29年度の精算分としているものであって、30年度限りの科目となります。

13ページ、10款国庫支出金、11款共同事業交付金、12款療養給付費等交付金、13款前期高齢者交付金については、廃款となります。

表紙の裏をお願いいたします。

平成30年度山都町国民健康保険特別会計予算。

平成30年度山都町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億9,626万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8,000万円と定める。

平成30年3月5日提出。山都町長。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第20号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 平成30年から保険者が県に変わるということで、大変御苦労さまでございます。

その中で、そこをちょっとお尋ねしたいことがありますけれども、まず今、6ページの一番上、歳入の医療給付の現年度課税分として、右側のほうに備考欄で特徴分と書いてありますけれども、これは特徴ばかりではないはずですので、ちょっとこれはミスじゃないかと思っております。

それから、10ページの基金のことでございますけれども、現在の基金の状況は幾らでなっておりますでしょうか。そしてまた、それをどのように、そのままの持ち越しですということと考えておられるわけでしょうか。そこあたりをお願いしたいと思えます。

それから、税ですね。税関係が4方式から3方式に今度変えられたということで、郡内、県内での税の賦課状況、料についても同じなんですけれども、上益城の中でそこあたりを統一されて決められたのか、県として、そこあたりを3方式に持ってくるということになったのか、そこらあたりも教えてもらいたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） まず、一般被保険者の国民健康保険税ですけれども、説明で申し上げましたが、社会保険への適応拡大や被保険者の減少というふうなことで、全体としては、保険税としては減額というふうになります。指摘のございました1節の医療給付費分の現年課税分での特徴分というふうに括弧書きでしておりますけれども、これにつきましては、ちょっと調べましてから、後ほど報告いたします。

基金につきましては、県に移行化するわけございまして、それぞれの市町村で基金の保有額はもちろん違います。保険税の均一化も36年度までに、県としては36年度までに、まだ6年間ありますけれども、平準化というようなことを見込んでおりますけれども、それにつきましても、かなり県内の45市町村、規模も環境もかなり違いますので、あくまでも見込みということで、36年度までに統一した保険料となるように見込んでいるというふうなことでございます。

基金の残高につきましては、ちょっと今、資料がございませんので、これも後ほど報告したいと思えます。

賦課のやり方ですけれども、これにつきましても、県に移行化する中で、現行が所得割、資産割、均等割、平等割の四つの要素でしておりますけれども、今回、県のほうは、資産割の部分を除くというふうなことでございます。残る所得割、均等割、平等割。均等割、平等割って同じようなことですけれども、被保険者当たり、それから1世帯当たりと所得割というふうな3本立てで試算をいたします。そのようなことで、先ほどちょっと紹介いたしましたが、資産割の部分

抜けるということで、固定資産税を納めていらっしゃる世帯につきましては、課税されていらっしゃる分には、それは普通に考えれば、その分減額になるというふうなことでございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。

私も4方式というのは、固定資産税に、また税金をかけるということで、税の二重取りということでありますので、3方式にすることが正しいというふうに思っております。

昔から、たばこについても、ガソリンについても、税金に税金をかけているような状況でございますけれども、町としては固定資産の中で収益が出てくれば、所得がそこで上がって、それに対しての税金が、当然、減税にも対応されてきますけれども、山等はほとんどお金にはならないけれども、固定資産税がかかると。それに対して、また、二重に税金をかけるということは、ちょっと間違っていると思っておりますので、今回、変わったことは、本当に正しいことだというふうに思っております。

それから、先ほどの、税について特徴と書いてありますけれども、特別徴収というのは、税務課長がいらっしゃいますのでわかっておられると思いますけど、年金とか、そこあたりから取ってくるのが特別徴収でございますので、直接納める人もいらっしゃいますから、特別徴収という括弧書きというのは、これは間違っているというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） ほかにありませんか。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 本当に、課長が四苦八苦といたしますか、本当に難しい言葉のオンパレードで、それを一々尋ねては、何か本当に先に進まないと思いますが、全体として、私も厚生委員会の中で、本当に今おっしゃった4方式とか3方式とか、初めて、やっぱり表にでもしてみないとわからないというふうに思います。確認なんですけれども、今回、県の見込みというか、前年度の見込み、そして、被保険者の減少ということで、かなりの減額になっていると思うんですが、これがもし、足りれば、もちろんオーケー、でも足りなければ、どこかからやっぱりお金を借りてこなくちゃいけないのかなと、今おっしゃった基金から、また取り崩していくのかなとか。逆に言えば、うまくいって、本当に皆さんが健康で余り医療費を使わずに余れば、また基金というところに入れていけるお金になっていくのか、県に返さなくちゃいけないのか、そこら辺のことをお伺いします。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 医療につきましては、やはり1人当たり、難病、重病にかかれますと、非常に莫大な費用が発生いたします。例えば、人工透析は、やはり1人で何百万も年間では使うこととなります。そういったときのための、やはり基金というものがございますので、これも県に一本化されますけれども、それぞれの自治体での事情が違います。基金を豊富に持っているところと、持っていないところもあります。その多額の、思いがけない費用が発生したときのための基金でございますので、それは一本化になるからということで、全て、全部持ち

出して県が一本化ということではございません。

そういったことで、一本化しますけれども、先ほどの保険税の平準化に何年間もかけるのと同じように、基金のほうは、それぞれ持っておるのは、しばらくはまだ、そのまま保有するというふうなことであります。

国保の財政調整基金と申しますが、これにつきましては、現在は1億6,600万ほどの基金の残高がございます。今、総務課長より助け船を出していただきました。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） これまでレセプト点検は町で行われておりましたけれども、先ほどの御説明では、非常勤職員の退職ということをお伺いいたしました。国保連合会にこれからは委託をされるということですが、やはり町で雇うと、それだけ、やっぱり経済的にも潤う職員もおったかなと思います。今回、県のほうに移行するということで、レセプト点検が国保連合会に委託されるようになったのか、これまでも委託があったのか。その部分も含めて御説明をいただきたいと思いますが、委託した場合と、町で雇用した場合の差額がどのくらいになるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 現在、レセプト点検を嘱託としてお願いしていらっしゃる方は、旧蘇陽町のころから何十年も、30年以上ですかね、勤めていただきました。県内でも、非常に指折りの介護レセプト点検の方でございましたけれども、御自身の都合もありまして、ぜひとも、どうしても退職させてくれということでございました。

県と共同しての連合会の中で、このレセプト点検、科目にありますとおり、共同しての診療報酬の点検というのはありますので、そちらのほうに委託をしてほしいという県からの要望もございましたので、そのようなことで、予算的には嘱託を雇うよりも、県の連合会に委託するほうが安くなりますので、そちらのほうを選ばせていただきました。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「平成30年度山都町国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第21号 平成30年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第21号「平成30年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） それでは、議案第21号、平成30年度山都町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

同じく、歳出より説明を申し上げます。

8ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。本年度予算額286万6,000円。財源の内訳ですけれども、その他ですが、事務費の繰入金252万2,000円となっております。12節役務費233万4,000円は、保険証や納付書を発送のときの郵便料等です。

次ページ、款、項、目ともに後期高齢者医療広域連合の納付金です。本年度予算額2億3,764万4,000円。その他財源につきましては、一般会計より保険基盤安定繰入金として1億270万5,000円、負担金補助及び交付金では、被保険者保険料負担金、基盤安定負担金として広域連合に支払います。

4款諸支出金50万円は、年度途中などの死亡など、異動等に伴う償還金の予算でございます。

5ページをお願いいたします。

歳入の部分です。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者保険料1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料、合わせて1億3,493万9,000円。これは広域連合からの算定となります。

それから、6ページをお願いいたします。

2項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金1億270万5,000円。これは県が4分の3、町が4分の1です。

6款の諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金50万円は、過年度分の過誤等の保険料ということで、広域連合より受け入れております。

以上です。

表紙の裏をお願いいたします。

平成30年度山都町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度山都町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,108万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8,000万と定める。

平成30年3月5日提出。山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第21号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「平成30年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第22号 平成30年度山都町介護保険特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第22号「平成30年度山都町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 議案第22号、平成30年度山都町介護保険特別会計予算について説明いたします。

まず、歳出からお願いいたします。

13ページになります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、本年度予算額517万9,000円。特定財源といたしまして、国庫補助金、介護保険事業費補助金124万4,000円がございます。1 節報酬は事務補助の非常勤職員1名分でございます。13 節委託料、システム改修委託料248万9,000円ですが、介護保険法改正によるもので、高額介護サービス費等の見直しや、あわせて利用者負担割合の見直しに伴うものです。ほか、共同電算処理事務に係る委託料でございます。

15ページをお願いいたします。

3 項介護認定審査会費 1 目認定調査費等、本年度予算額2,306万3,000円。1 月末現在の山都町におきましては、介護1 から5 までの方が1,264名、要支援の方が365名。財源内訳のその他につきましては、事務費繰入金と介護認定調査料で100万円を組んでおります。1 節報酬、4 節共済費につきましては、認定調査員5名分でございます。12 節役務費、郵便料286万5,000円。認定結果通知等の予算でございます。主治医の意見書作成手数料905万4,000円ですけれども、在宅や施設分2,200人分を計上しております。

続きまして16ページ、2 目認定審査会共同設置負担金628万円です。上益城の広域連合の負担金となります。

続きまして、5 項の事業計画策定委員会費でございますが、25万5,000円。減額の386万2,000

円となっていますけれども、29年度におきまして、第7期の介護保険事業計画を策定いたしました。というわけで、この策定委員会の回数が減りますので、減額となります。

17ページをお願いいたします。

2款保険給付費です。要介護1から5までの認定者の利用される予算で、1項介護サービス等諸費から9項の地域密着型介護サービス給付費までの6項で、総額23億8,401万6,000円となりまして、特別会計予算の約82%を占めます。財源につきましては、被保険者保険料や国庫支出金などが主な財源となります。

1目居宅介護サービス給付費8億2,649万5,000円を計上しております。居宅を訪問し、ホームヘルパーの身体介護や生活援助、看護師やリハビリ職員などが訪問する在宅サービスです。29年度の実績におきまして、利用者の増などで大幅な伸びがあっておりまして、前年度予算比較で1億4,609万6,000円の増となっております。

3目の施設介護サービス給付費は、介護が中心なのか、治療が中心なのかで施設を選択されません。常時介護が必要で、日常生活上の支援や介護を提供する特別養護老人ホーム、状態が安定していて、在宅復帰ができるようリハビリや介護を提供する老人保健施設、さらに、長期の療養を必要とする人のための医療、看護、リハビリなどを提供する介護療養型医療施設などに区分されます。本年度予算額は9億5,764万1,000円を計上しております。料金の改定などもあり、1,224万4,000円の増となっております。

6目の居宅介護住宅改修費471万1,000円。これにつきましては、実績を勘案いたしまして、300万ほどの減としております。

次のページ、7目居宅介護サービス計画給付費1億1,845万4,000円。いわゆるケアプランの作成費の負担金でございまして、対象者の増加もあり、2,446万4,000円の増となっております。

9目地域密着型介護サービス給付費4億7,539万円。住みなれた地域での生活を続けるための介護サービスが受けられ、通いを中心に訪問や泊まりのサービスを受けられる小規模多機能型居宅介護事業所が対象となっております。認知症の高齢者を対象とした認知症対応型共同生活事業所、いわゆるグループホームです。常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方を対象とする地域密着型介護老人施設入所者生活介護事業所などございます。

それから、2目、4目、次のページの8目、10目につきましては、認定前のサービスや緊急を要するサービスなどが対象となっておりますけれども、実態にそぐわず、実績がございませんでしたので、法の改正がございまして廃目となります。

次のページをお願いいたします。

2項の介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費です。5,850万1,000円です。これにつきましては、今議会の補正でも申し上げましたが、平成29年度の当初額は4,491万円でしたが、補正で898万5,000円の増額を認めていただきまして、29年度の減額は5,389万5,000円となりました。

介護保険の補正3号のほうで質問がございましたので、ちょっと詳しく説明を申し上げますと、この1目介護予防サービス給付費は、総合事業導入前の、平成28年度までの予算額は1億5,000

万を超える予算でございました。平成29年度の総合事業導入から、23ページにありますけれども、5款の地域支援事業費1項の介護予防生活支援サービス事業費に要支援1、2の方々に要する経費、内容につきましては、通所デイとホームヘルパーによるサービスを提供する事業所に支出する予算でありまして、28年度当初と29年度の予算におきましては、今申します介護予防サービス給付費は1億1,000万ほど減額した予算となっております。

ちょっと詳しく言いますと、28年度におきまして、言いました2款の保険給付費、5款の地域支援事業費、合わせまして1億7,795万1,000円の予算額でした。新総合事業が始まるということで、今年度におきまして、2款の保険給付費を当初で4,491万円と減額いたしまして、逆に、5款のほうを、当初では1億1,034万4,000円と、こちらのほうを増額していたわけです。補正でも審議いただきましたように、2款のほうが900万ほどの増額補正、5款のほうで3,000万円の減額補正ということになっております。

この内容につきまして、担当の保健師や事務の担当者とは協議したわけですがけれども、同じ要支援1、2の方ですがけれども、該当する通所デイと訪問ヘルパーの方々がこの地域支援事業のほうを使われるだろうというふうな見込みで当初予算を組んでおりましたけれども、その見込みまで使われなくて、以前の2款の保険給付費のほうの予算を、内容につきましては、いわゆる通所デイと訪問ヘルパー以外の、リハビリとかいうのは保険給付費のほうに該当いたしますので、2款を合わせたところの予算で振り分けるような形でありましたけれども、そのようなことで、片や見込みよりも多く使われた、片や見込みよりも少なかったというふうなことで、2款を合わせますと、28年度に比べて4,000万ほど数字としては少ない額になっております。

30年度におきましては、29年度の実績を踏まえまして、2款のほうが5,850万1,000円ですね。それから、5款の地域支援事業費のほうにつきましては、8,577万8,000円を予算計上しております。合わせますと1億4,427万9,000円となります。28年度は、その二つ合わせた額は1億7,795万1,000円ですので、28年度の額と30年度の額を比べますと、30年度のほうが3,000万円ほど少ない額というふうになっております。

よろしいでしょうか。なかなかわかりにくいと思います。

ちょっとわかりにくい話をまたしなくちゃなりません。国の狙いの一つは、地域支援事業に移行するサービスの中で、生活援助として家の中の掃除や洗濯、食事の世話など有料とするもの、専門の事業所さんのサービスでなくても地域支え合いとしてボランティアでできることなどがあるから、そちらのほうの広がりをも国としては狙っております。

何回も申しましたとおり、社協のサポートセンターや、老人クラブのシルバーヘルパーさんなどはそのようなことで専門家でない、ボランティアの方々たちの無料でできるサービスですね。その辺のところはさまざまに共助というふうな形になってきております。これが国の狙う新地域支援構想ということでございます。

わかりにくいと思います。済みません。

それでは、21ページをごらんください。

4項の高額介護サービス等諸費です。今年度予算額6,489万9,000円です。

続く22ページ、高額医療合算介護サービス等諸費ということで、介護保険と医療保険の負担額が高額になった場合の自己負担限度額がありますので、そこに関する予算でございます。

7項特定入所者介護サービス等諸費1目特定入所者介護サービス費です。1億7,467万5,000円を計上しております。これにつきましては、低所得者に係る分の食費や、居住費などの負担が限度額を超えた場合の予算でございます。限度額認定証というのを発行いたしますけれども、対象者は月500人ほどおられます。

それから、先ほど説明いたしました、5款の地域支援事業費です。1目サービス事業費です。8,577万8,000円ということで、先ほど説明しましたとおり、減額の2,556万6,000円になっております。くどいようですけれども、訪問ヘルパーサービスや通所デイに支出いたします。

24ページ、2目介護予防ケアマネジメント事業料1,559万3,000円です。13節委託料におきまして、介護支援専門員の人材派遣委託料で、まちづくりやべと委託を契約しております。

続いて25ページ、2項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費758万円です。一般介護予防事業は、比較的心身ともに健康で、自立した生活が送られている人の介護予防を目的とした事業です。閉じこもり気味や孤立など、何らかの支援が必要な人を把握して、健康教室や地域の行事などに参加を呼びかけるなどの介護予防の普及活動、地域での支え合い活動と位置づけられます。これが、何回も言っているとおりでございますけれども、行政や社協、老人クラブなどと協働しての活動が期待されるところであります。13節の委託料、主な支出となりますけれども、高齢者の生きがいと健康づくり事業の委託料として、町内28地区ごとの事業運営委託料として支出するものでございます。また、下の介護予防教室委託料でございますけれども、これは介護方面の専門業者の方へ、予防教室や体力アップ教室などの事業を委託しております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

4目任意事業費1,372万9,000円を計上しております。1節報酬につきましては、11名の介護相談員の方々への予算です。

28ページをお願いします。

13節委託料1,172万9,000円を計上しておりますが、食の宅配サービス、社協などに委託しておりますが、これも今後、事業所の検討なども予定しております。それから、ここには緊急通報装置の設置委託料678万5,000円を計上しております。現在、月2,570円で契約しておりますけれども、220世帯として、これには予算化しております。これはN T Tのほうに委託しております。

次の6目認知症施策総合推進事業費であります。これにつきましては、短期集中ということで新規事業となります。476万円を計上しております。これは介護保険法で設置が求められる事業であります。認知症が疑われる方の早期発見、早期治療に向けた支援体制を構築するものです。保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士など医療、福祉、保健に携わる専門職5名程度で構成いたします。

以下、30ページからの6款諸支出金におきましては、保険料の還付金等の予算を計上しております。

8款予備費におきましては、1,573万7,000円を計上しております。

歳入のほうをお願いいたします。

6 ページをお願いします。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料です。本年度予算額は 5 億 4,251 万 7,000 円を予定しております。年金から天引きされるものが特別徴収でございます。これは現在、6,450 件分です。それから、納付書での支払いが 2 節の普通徴収現年度分ということでございます。

7 ページをお願いします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 4 億 8,619 万 2,000 円。現年度分の居宅と施設介護給付費の分です。

それから、2 項の国庫補助金 1 目調整交付金 2 億 7,703 万 3,000 円。1 節現年度分の調整交付金は 2 億 7,703 万 2,000 円。県の通知により、給付に対して 11.21% で交付金の算出をしております。

続いて、2 目地域支援事業交付金 1,875 万 5,000 円です。地域支援事業交付金として、20% を国庫補助金として交付を受ける予算でございます。

3 目の地域支援事業交付金、同じ内容でございますけれども、包括的支援事業・任意事業は同様に 38.5% になる 1,347 万 7,000 円です。

8 ページをお願いします。

4 目介護保険事業費補助金 124 万 4,000 円につきましては、システム改修費の半분을補助金としていただくものです。

4 款の支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金。保険給付費で 40 歳から 64 歳の 2 号被保険者の交付金でございます。7 億 3,083 万 3,000 円です。

2 目の地域支援事業支援交付金。これに対しましても、同様に 2,532 万円です。社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、9 ページをお願いします。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 3 億 9,351 万 4,000 円。施設及び居宅での介護給付費について、県負担金としての予算でございます。

2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金、2 目も同様に、包括的支援事業・任意事業合わせて 1,846 万 2,000 円となります。

続いて 10 ページ、7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金 3 億 3,834 万 9,000 円、県負担金同様の負担金が 12.5% であります。

2、3 目についても同様の計算となります。

次ページ、4 目低所得者保険料軽減繰入金 820 万 4,000 円ですけれども、これにつきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 です。

5 目その他一般会計繰入金 100 万円につきましては、事務費のほうの繰入金です。

7 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金 1,000 万です。

続きまして 12 ページ、9 款諸収入 1 項雑入 1 目雑入 903 万 3,000 円です。これは連合会の予防給付のケアプラン料、介護認定調査料等が入っております。

表紙の裏をお願いいたします。

平成30年度山都町介護保険特別会計予算。

平成30年度山都町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億9,414万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8,000万円と定める。

平成30年3月5日提出。山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第22号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 28ページ、29ページの新たな認知症施策総合推進事業なんですけど、報酬では保健師等の5名分ということなんですけど、今、例えば保健師さんたちはどこそこお勤めになっている町がほとんどだと思いますが、新たにこの5名をどこから雇われるのか。平均したら、5名ということでしたらば、5万円ぐらいかなと思います。それから、下の委託料、認知症地域支援推進人材派遣委託料、どこに委託をされて、どういうふうに推進員を置かれるのか、そして、この推進員がどのように認知症対策に携わられるのか、その内容をお聞きいたします。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 認知症対策につきましては、これまで対策をやっていたわけではございませんで、初期集中ということでの、初めての新規の事業ということでもあります。

これにつきましては、専門職でございますけれども、この中にはもちろん町の保健師、それから看護師さんの代表とか、作業療法士、精神福祉士、社会福祉士の方々をお願いして、するものがございます。認知症が、その対象者の把握ということから始まります。情報の収集や観察、評価、疑われる方の家庭へ訪問しての相談支援、そのようなことで、かかりつけ医の方等おられると思いますので、その方へおつながりする、連携する部分もでございます。

そういったことで、本年度からこのチームの検討委員会というのを設立いたしまして、お願いするものであります。新規の事業でございますので、どのようなことになるかということも、ちょっとわかりませんけれども、そのような専門的な方々のチームで初期の方を見つけて、悪くならないようにというのが狙いでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに。

推進員の委託料と役割。どぎゃん。どこに委託するかちゅうと、役割。

○健康福祉課長（山本祐一君） 委員が今申しました、地域包括運営推進協議会というのがございますので、そこの中に初期集中支援チーム検討委員会というのを立ち上げますので、そこへの委託料となります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） お願いします。

何遍もいろんなところで質問させていただいて、何か言葉も難しいし、説明されるのも本当に大変だろうと思って、一生懸命聞いて、私なりに理解できるところもありますし、まだわからないところもあります。

私なりの理解でいいかどうかを、まずお尋ねします。

国の方針として、介護が必要な方、要介護1から5までの方の保障は一応すると。けれども、要支援1、2の方のデイサービスとか訪問ヘルパー事業をとにかく切っていきたいという方針だろうと思うんですね。そのお金を浮かせたいというか。

先ほど説明された23ページと19ページにある要支援1、2の方に係るお金を合わせると、大体1億3,000万ぐらいになるのかなと。この中身を、この間の説明では、デイサービスとヘルパー派遣を何とか地域に移行したいと。でも、リハビリとかを要するデイケアについては、保障していきたいというふうに言われたと思います。ただ、この3カ年では、全部保障できると言われましたけれども、将来的には、この3年間は何とか維持したいけれども、その次の3年になったら、多分、私の予想としては、切る方向になっていくんだろうなと思います。そのときに、とにかく29億近い介護保険制度のお金がかかっているの、これをこのまま増額にならないように、軽い方はちょっと我慢してねという国の方針だろうと思うんですが、それでいいのかと。

町としては、この3年間は維持するけれども、次の3年間に向けては、それを地域の支え合いに移行していきたいというお気持ちがあるのか。そのときに、そうすればお金はどれだけ削減できて、生み出せるのかという見通しを、どんなふうにとっていらっしゃるのかお聞きしたいです。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） だんだん声も小さくなりました。

いわゆる訪問ヘルパーさんの専門職としての仕事、それから、通所デイ、特に訪問ヘルパーさんが行かれて、洗濯をしてやるとか、簡単な食事をつくってやるとかいうことは、専門職でなくてもできる部分ですね。専門職でなくてもできますですね。西田さんが行かれても、できますですね。そのようなことで、専門の事業所を、いわゆる給付費の適正化と申しますけれども、それをサービス事業所としての有料のサービスを使われなくてもできる部分が、まさに予算の科目ですけれども、地域支援事業ですね。よろしいですかね。

それと、通所のデイにつきましても、デイサービス事業所に行って、皆さんで歌を歌ったりとか、お話をしたりとかいうふうなことは、それこそ専門の事業所でなくてもできることですね。ですから、国の狙いとしては、介護給付費の適正化という狙いもございます。できることは、何も専門家に頼らなくても、地域でできることはやってくださいというふうなことで、その分の給付費を抑えましょうというのが狙いにもございますので、そのようなことで、老人クラブさんのほうから新たな提案で、私たちができることはしましょうという、まさにそのようなことが地域でできることを私たちはしますよと。今までも、老人クラブのシルバーヘルパーさんは無料で行っていらっしゃる部分もたくさんございます。そのようなことで、そういった考えが、地域でのお

互いの助け合いというふうなことが広がっていけばというふうな狙いがあるというふうなことでございます。

介護保険料3年間は、もう第7期のほうでお認めいただきました。いわゆる使われる部分の介護給付費のほうを、いかに伸びない、抑えていくかというのが大事なこととっておりますので、そのようなことで地域での支え合い、よく言葉で出てきます。新たに社協さんもサポートセンターというのもつくられました。行政も一緒となって、地域での支え合いというのに、お互い協働して取り組んでいかなければならない。ひいては、介護給付費が減額となれば、その次の3年後の保険料のほうも減額になる可能性が出てくると思いますので、その辺で理解をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） おっしゃることは大分理解できるようになりましたが、私が聞いたかったのは、この3年間でどれだけの給付を抑える計画とか、だから、3年たった後に、今からの3年間でそれを積み上げていかないと次が見通せないの、どのように見通されていますかということをお尋ねしたかったんですが、またにしたいと思います。

もう一つは、言われるように給付費を下げるために地域での支え合いをお願いしたいというのはわかりました。でも、そのときに、具体的に言うと、老人会に100万、自治振興区の福祉部会に今ちょっとどれだけ使われるかわかりませんが、自治振興区としては100万以上の金を持ってらっしゃる。それから、ここの介護保険からの548万、高齢者と生きがい健康づくりについてのお金が出ています。それを使って、結局、地域でしてくださいということになると思うんですね。でも実際、私が去年、うちの老人会の方がやってみようと思って相談されたときに、いろいろ、何回も言っていますけど課題が出てきているわけですね。老人会の方は会員だけだし、生きがいと健康づくり事業は65歳以上の全員が対象になる。それから、交通手段はどうするかとか、誰がスタッフになるかとか、いろんな問題が出てくるわけです。

それでお願いしたいのは、考えていらっしゃるかどうかお尋ねしたいんですけども、交通体系のときにも、いろんな関係者が集まって、山都警察署の署長さんが呼びかけられて集まられたことで、ちょっと前に進み出しましたよね。なので、地域でのそういう受け皿づくりについても、自治振興区の方、老人会の方、民生委員、福祉委員の方、社協の方って、やっぱり一堂に会してもらって、じゃあ、うちの地域ではどういう受け皿づくりができるかとか、そういうことがないと、個別個別で、うちではどうしようかなとか、どうしたらいいんだろうというのを考えていても進まないと思うんですね。なので、そういうふうを集めてもらって、まずは相談ができるように町のほうでしていただけないだろうかということです。どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 心配されている部分はよくわかります。何回も申しますが、30の地区社協がございまして。その方たちは社会福祉協議会の地区社協委員として、福祉委員として活躍されております。それぞれの地域の特性に応じた方たちがされております。やっぱり、地域での支え合いの中心となられるのは、地区社協の福祉委員の方々だと思います。そういう方たち

がリーダーとなられて、老人クラブの方々、新しくできるサポートセンターの方々。ですから、大事なのは、関係機関が協力しながらということが大事だろうと思います。お世話される方が無理をされるということでは本末転倒かなと思いますので、できる方が、老人クラブは何しろ4,280名の会員がおられますので、59単位おられます。主な活動は、実際、70歳以上の方々がされているのかと思いますけれども、その地区社協の方々をリーダーとして、関係機関が足並みをそろえて、まずはできるところから、小さなことからコツコツとというふうに考えております。

そのために一般介護予防事業というのも組んでおりますので、使い勝手のいいように、今でも生きがいと健康づくり事業ということで活用されて、活発に事業を展開されている地区もございますので、そういった先進事例を紹介しながら、町、社協、関係機関が一体となって、この地域支え合い運動を活発に、できるところから展開していかなければならないかなと思っております。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） できるところからということで、このみなし事業、28年度からそういうふうにならなれていると思うんですよね。心配するのは、この3年間でそれをきちんと地域ができるようにしていかないと、その次のときに間に合わないと思うので言っているんです。

国の政策の一環としてされているものでもあるので、国が今5割負担をされていますよね。もう本当に、新聞報道でもあったと思うんですけど、行き詰まるのが目に見えているような制度だと思うんです。なので、町としても、この国の5割負担を6割にしてもらうように要求していくとか、そういうことも必要になってくると思っています。

山都町は地域の支え合いをしていける土壌というのはあるので、地域の方がせんって言よんなるわけではないから、できやすいようにしていただきたいし、去年もボランティア養成講座というのがあったと思うんですが、10回の、私もそれに何回か参加したんですけど、その中でも介護予防のいろんな体操とかを教えていただいたんですよ。

最後ですけど、この中にあるのか、一般会計にあったのか、ちょっとわからないんですが、そういうボランティア養成講座などもことは予定されていますか。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） ボランティア養成講座は、おっしゃったとおり、うちの高齢者支援係のほうで開催しております。もちろん必要な部分は続けてまいりますし、何回も言うようですけども、講座を受けられた方たちが、地域で、自分の近くのほうでできることから、例えば、1人、2人呼んで、ちょっとした体操を教えたりとか、そんなことから始めていただきたいと。それが広がっていけばいいなということで、これは将来に向けて、そういったことです。

過去にボランティアリーダー、そのような養成講座もずっと毎年続けておりまして、その方たちもやはり高齢になられているわけですね。ですから、活動がなかなか広がらないのも、その1つかなと思いますけれども、一般的に65歳以上の方が高齢者の人口ということになりますので、今後は、特に期待するのはやっぱり老人クラブの4,280名の方。若い会員の方々もおられますので、ぜひともそういった形で活動を展開していただければと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「平成30年度山都町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時28分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第23号 平成30年度山都町国民宿舎特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第23号「平成30年度山都町国民宿舎特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議案第23号、平成30年度山都町国民宿舎特別会計予算。

それでは、歳出のほうからお願いいたします。

7ページです。

歳出1款国民宿舎事業費用1項営業費用1目宿舎経営費413万9,000円でございます。需用費、修繕料100万。委託料7万8,000円、これは太陽光の管理委託料です。備品購入費ということで、300万、こしは上げさせていただいております。備品購入費ということで、先般も説明しましたとおり、耐用年数が過ぎた冷凍冷蔵庫等がございますので、そういった備品の購入に充てさせていただきたいということで、本年は199万8,000円の増額となっております。それから、協会の負担金でございます。

2款基金積立金、基金利子として1,000円上げさせていただいております。

次のページをお願いします。

3款公債費1項公債費1目元金6,586万1,000円です。これは借入金の償還金額でございます。

それから、2目利子350万1,000円ということで、合わせて6,936万1,000円の償還をしております。

その下に、財政融資資金貸付金の残高ということで出しておりますが、これは国民宿舎改築事業ということで、平成14年に国民宿舎を改築したときに貸付金として10億2,880万円の借り入れをしております。平成14年1月31日に年利1.6%ということで借り入れをしまして、この償還を現在行っているところであります。その残高として、ここに観光施設費等事業債、前々年度の残高として2億9,999万7,000円、前年度が2億3,517万8,000円ということで、当年度の残高が1億6,931万7,000円ということで、33年度末をもちまして償還が完了いたします。

それから、歳入のほうをお願いしたいと思います。

5ページでございます。

歳入1款財産収入ということで、国民宿舎基金利子ということで1,000円。

それから、2款繰入金で基金繰入金ということで1,000円。

2款繰入金2項一般会計繰入金ということで、先般の一般会計予算で6款商工費の28節繰出金のほうで繰り出していただきました一般会計繰入金ということで、7,349万8,000円でございます。

それから、繰越金1,000円ということで、あと、6ページの寄附金1,000円。それから、諸収入1,000円ということで、科目等についてございます。

表紙の2ページ目をお願いいたします。

平成30年度山都町国民宿舎特別会計予算。

平成30年度山都町の国民宿舎特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,350万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

平成30年3月5日提出。山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第23号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 一般会計のほうでお尋ねしたいところでしたが、今、国民宿舎のほうで、温泉協会の会費が出てきましたので、観光費で泉源システム管理委託料というのがありましたね。ですから、これが前は掘削とかで、通潤山荘に限らずという調査もあっていたりしたので、これは観光費で組まれたのかなということで自分なりに納得しておりましたが、ここで温泉協会費とか払ったりされるのであれば、もし泉源システム管理が国民宿舎に特化してあるのであれば、こちらで組むべきじゃないかなというふうに思いましたので、お尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） この温泉協会の会費といいますのは、熊本県内の国民宿舎の全国の会議とかございますけども、これは温泉の協会、いろんな黒川温泉とかいろんな温泉がございまして、その協会との連絡調整、意見交換のために協会として立ち上がっておりますので、その協会の活動の活動費として6万1,000円の負担金ということで上げさせていただきました。

先ほどの泉源の調査につきましては、これは、そもそも町の施設でございますので、当然、町

として施設の管理をする必要がございますので、温泉調査費、泉源調査ということで、毎年上げさせていただいている分がございます。

それから、3年ないし5年に1回、温泉が今後大丈夫かという湧水調査等もしますので、そういったことは、町の施設の管理として一般会計のほうですということ、一般会計の予算に組みさせていただいておりますので、こちらのほうは協会ということで、国民宿舎、有限会社虹の通潤館の宿舎の委託を受けておるほうの会計ということでこちらに上げさせていただいております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号「平成30年度山都町国民宿舎特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第24号 平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第24号「平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 御説明いたします。

御説明いたします。

議案第24号、平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

3ページのほうをお願いいたします。

歳入のほうです。

2款繰越金1項繰越金1目繰越金としまして、本年度464万6,000円を上げております。これは前年度繰越金ということしております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

公債費。1款公債費1項公債費1目元金30万円を上げてさせていただいております。これは償還金でございます。

2目利子6,000円でございます。これは利子でございまして、本年度に、もう償還も終わってしまうというようなことでございます。

次に、2款予備費1項予備費1目予備費としまして、434万円。これは予備費ということでございます。

次ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございますけれども、普通債としまして、一番右のほうに、当該年度末現在高として見込額はゼロとなります。これはもう、本年度終わってしまうというようなことでございます。

それでは、表紙の裏のほうをお願いいたします。

平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

平成30年度山都町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ464万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

平成30年3月5日提出。山都町長でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第24号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号「平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第25号 平成30年度山都町簡易水道特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第25号「平成30年度山都町簡易水道特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは、平成30年度山都町簡易水道特別会計について説明をさせていただきます。

補正予算の説明でも触れましたけれども、ことし1月から2月にかけての長期にわたる寒波の影響で、水道管の凍結破損による漏水が多くの箇所が発生しました。我々のほうで管理します給排水管のほうで26カ所、それから、修繕の業者さんから聞いた数字ですけれども、600カ所以上で、宅内での漏水の修繕があったというふうに聞いています。

また、凍結防止の対策として、夜間、水道の蛇口をあけた状態での利用者も多くおられ、配水

池の水位が極端に下がって、断水ぎりぎりの稼働状況となった施設も数カ所ありました。

夜間の計画断水とか、あと、管の系統の切りかえ、また応急修繕、それから、利用者への節水の喚起等で、何とか断水までには至らずに済むことができたところです。

水道は、いつも申し上げておりますけれども、利用者が日常生活を送る上において、最も大切なライフラインであり、今後においても適正に施設を管理し、安定した供給ができるように努めていくこととしております。

平成30年度では、まず、5カ年計画で進めております簡易水道整備事業矢部朝日地区の拡張工事、それから、柏地区の老朽管の更新事業が3年目に入ります。平成31年度の完了に向けて、事業を推進していくこととしております。

それから、平成32年度に簡易水道と水道事業の統合をし、企業会計に移行するという事は、これまで説明させていただいているところですが、多くの課題がある中で、平成30年度から、これに向けた具体的な準備に入ることとしております。具体的には、施設台帳の整備、それから、条例改正に向けた事務作業、統合後の財政シミュレーションあたりの作業を予定しております。

新年度の予算の中に、これらの準備に要する費用を計上させていただいております。

それでは、議案第25号、平成30年度山都町簡易水道特別会計予算について説明させていただきます。

歳出のほうから説明します。9ページをお願いします。

3、歳出です。主なもののみ説明をさせていただきます。

総務管理費の一般管理費です。本年度予算額1億2,357万1,000円、前年度予算9,449万5,000円、2,907万6,000円の増となります。財源は地方債1,400万、その他264万6,000円、一般財源が1億692万5,000円となります。

まず報酬ですけれども、簡易水道等審議会の委員9名の報酬になります。

2の給料から4の共済費までは、職員7名の人件費です。

それから、11節の需用費2,447万5,000円、これは施設維持に係る光熱水費、修繕料、それから医薬材料費等になります。

13節委託料です。3,552万円です。測量設計委託料で680万円。これは杉木地区と東竹原地区の老朽管の更新工事に伴う測量設計委託料を計上しております。それから、そのほかは水質検査等の施設管理に伴う管理費になります。

それから、水道検針の委託料411万9,000円は、矢部地区で1名、清和地区で2名、蘇陽地区で3名の6名に検針業務を委託しております。検針戸数が全体で2,860戸、1戸当たり120円で委託しております。

次に、事業統合水道施設台帳整備委託料1,400万ですけれども、これが統合に向けた施設台帳整備の委託料になります。これは水道法の改正案が今の国会に提案されることになっておりまして、この中で、水道事業者においては施設台帳の整備が義務づけられるということになります。これを見据えて、本年度、整備するものでございます。これに要する費用については、全額起債対象となり、交付税措置の対象となることも示されているところです。

それから15節です。工事請負費230万円。これは3施設で老朽管の更新と、それから、減圧弁のオーバーホール、それから取水ピットの築造工事等の3件を予定しております。

それから、27節公課費です。これは主に消費税です。

次に、2目簡易水道道整備事業費です。次のページですね。本年度予算4億4,251万1,000円を計上しております。財源は国庫支出金1億6,804万円、地方債2億6,730万円、その他10万5,000円と一般財源が706万6,000円です。

次のページ、12ページをお願いします。

13節委託料です。1,140万円、これは朝日地区の簡易水道、これは牛ヶ瀬地区になりますけれども、この拡張工事に伴う測量設計委託料540万円と、3地区で実施します整備工事の設計監理委託料600万円になります。

以上、総務管理費の合計が5億6,608万2,000円、前年度予算1億544万9,000円、4億6,633万円の増となります。財源は国庫支出金が1億6,804万円、地方債が2億8,130万円、その他275万1,000円、一般財源が1億1,399万1,000円となります。

次に、2款公債費です。12ページの下段から13ページになります。元金、利息合わせて、本年度予算1億6,555万2,000円、前年度予算1億6,232万7,000円、322万5,000円の増となります。これは、これまでに完了した整備事業の地方債の償還金で、元金償還額が1億4,154万4,000円、利子償還が2,400万8,000円となります。

最後に予備費です。50万円を計上しております。

次に、歳入です。6ページをお願いします。

1款分担金及び負担金です。本年度予算178万3,000円。内訳については、説明のとおりです。

次に2款使用料及び手数料のうち使用料です。本年度予算9,915万円、前年度予算9,809万円、106万円の増となります。前年度の収入見込額の98%を見込んでおります。106万円の増となっているのは、拡張工事で新規の加入によるものを見込んでおります。

次に2項手数料です。7ページになります。本年度予算14万円。内訳については説明のとおりです。

次に国庫支出金です。本年度予算1億6,804万円です。簡易水道整備事業の国庫補助金になります。補助率は10分の4です。内訳については、説明のとおりです。

次に4款繰入金です。本年度予算1億8,019万1,000円。これは、一般会計からの繰入金になります。

8ページをお願いします。

繰越金です。本年度予算150万円。29年度からの繰越金になります。

次に、6款諸収入です。本年度予算3万円。これは水道技術研修会等に参加した職員の一部について、熊本県の簡易水道協会から助成してもらう分になります。

次に、7款町債です。本年度予算2億8,130万円。これは簡易水道整備事業における地方債と歳出のほうで説明しました施設台帳整備に要する費用について、公営企業会計適用債を活用するものでございます。内訳については、説明のとおりです。

次に、14ページをお願いします。

地方債の現在高の見込みに関する調書です。前々年度の現在高が17億9,673万5,000円、前年度末現在高が19億9,055万3,000円、当該年度中の増減見込額が、起債見込額が2億8,030万、元金償還見込額が1億4,154万4,000円、当該年度末の現在高見込額が21億3,030万9,000円となります。

15ページが職員の給与明細書になります。7名分になります。

次に、1ページ、2ページですけれども、これは歳入歳出の予算表です。歳入歳出ともに合計7億3,213万4,000円となります。

それから3ページをお願いします。

第2表地方債です。ちょっと読み上げます。起債の目的、簡易水道事業債。限度額、2億8,130万円。起債の方法、証書借入。利率、償還の方法については、記載のとおりです。

それから4ページと5ページが、歳入歳出当初予算事項別明細書で款ごとに集計した表になります。

表紙の次のページをお願いします。

平成30年度山都町簡易水道特別会計予算。

平成30年度山都町簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,213万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

平成30年3月5日提出。山都町長。

以上です。お願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第25号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 済みません。会計の内容に直接関係ないので申しわけないんですが、皆さんのこの冬の御苦労に対しては、本当に感謝申し上げたいと思います。

それで、遊休施設というか、この簡易水道とはまた別のことになるかもしれないんですが、うちの近所の朝日小学校が、この冬、全く凍ってしまって、今、修繕見積もりをしてもらっているんですが、あちこち破裂して、えらい大きな修繕になりそうなんです。町の財産のほうなので、そちらのほうで見積もりをとっていただいています、本当に個人個人の家の水道の問題もさることながら、そういう遊休施設を今から活用していくとかいう際に当たって、もっと簡単なというか、シンプルな、何か学校ってすごく複雑なんですよね、水道の配管が。どこをどうやって修繕していったら、配管そのものが古いので、それが割れてまた塞ぐ、でもまた別のところが割れるというふうなことなので、もっと直接的に水道のシステムを考えられないかというふうなことを思っていますが、そういったのも大きな予算がかかることなので、そういったところも、何だ

か、済みません。これ、ここでする質問じゃなかったですかね。そういったことも年次計画の中で考えていただけたらというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「平成30年度山都町簡易水道特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後0時59分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第26号 平成30年度山都町水道事業会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第26号平成30年度山都町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは午前中に引き続き、山都町水道事業会計について説明をさせていただきます。

議案第26号、平成30年度山都町水道事業会計予算。収益的収入及び支出のほうから説明をさせていただきます。12ページをお願いします。

まず収入のほうからです。1款水道事業収益、本年度8,784万5,000円、前年度8,444万6,000円、339万9,000円の増となります。営業収益として給水収益です。水道料金8,159万7,000円、平成29年度の収納見込み額の97%で計上しております。

次に、2款営業外収益です。4目長期前受金戻入です。これは552万7,000円。これは減価償却費の補助金分を収益化するものでございます。めくっていただいて、収益的収入の合計が8,784万5,000円、前年度8,444万6,000円、339万9,000円の増となります。

次に支出です。1款本年度予算8,784万5,000円、前年度8,444万6,000円、339万9,000円の増となります。営業費用です。原水及び浄水費1,399万1,000円を計上しております。これについては、

施設管理に伴う水質検査、それから電気料、修繕費等になります。めくっていただいて、2目配水及び給水費です。これも施設の維持管理に伴うものでございますが、7番の委託料です。898万6,000円、これ検針委託料ですが3名、それから水質検査委託、それに配水地の管理委託として1名、これは常勤で雇用しております。合計で898万6,000円となります。それから、修繕費で490万円を計上しております。

次のページをお願いします。4目総係費です。本年度予算1,223万9,000円。1番と2番が職員1名の給料になります。それから、5番の報酬です。これは嘱託職員の報酬、これも1名常勤で雇用しております。それから、運営協議会の委員の報酬で6名分を計上しております。次が8番の旅費です。35万6,000円、職員の実務研修で技術、経理それから会計処理等の専門的知識のための各種研修会への参加費用として計上しております。

それから、15節の委託料です。腸内検査委託料、これは水道法に基づくもので、職員の検便の検査ですね、毎月の検査になりますけど、これ6名分を計上しております。それから、例規整備支援業務委託料、これが冒頭申し上げました統合に向けての条例等の整備に伴う支援委託ということで120万円を計上しております。

次のページをお願いします。減価償却費です。本年度2,930万6,000円、前年度2,754万円、176万6,000円の増となります。これは固定資産の減価償却費で2,930万6,000円を計上することになります。

それから、2款営業外費用です。支払い利息676万6,000円、前年度704万2,000円、27万6,000円の減となります。これは企業債の利息分になります345万5,000円です。

それから消費税を331万円計上しております。

めくっていただいて、4款で予備費として850万円を計上しております。

以上、収益的支出合計が8,784万5,000円、前年度8,444万6,000円、339万9,000円の増となります。

次に、資本的収入及び支出です。

まず収入のほうから、3款の負担金です。これ新設工事の分担金24万円と水道の新規の加入金14万円を計上しております。めくっていただいて、資本的収入の合計が38万4,000円、前年度62万4,000円、24万円の減となります。

次のページが支出になります。

資本的支出の合計が、本年度4,653万4,000円、前年度3,859万2,000円、794万2,000円の増となります。

1項の建設改良費です。1目の原水施設改良費で、工事請負費で200万円を計上しています。これは水道の水源地、上司尾と山神山の配水地のポンプこの2基を更新する分を計上しております。ポンプも標準的な更新時期が10年から15年と言われてはいますが、既に更新を過ぎているものです。それを2基更新する予定にしております。

次に、2目の配水施設改良費です。1,976万3,000円、前年度1,165万8,000円、810万5,000円の増となります。6節で委託料、測量設計業務委託料150万円計上しておりますが、めくっていた

だいて10の工事費です。老朽管の更新工事、これは市街地の更新工事を予定しております。その他も含めておりますけれども、この工事に伴う測量設計委託として、先ほど申しあげました150万円を計上するものでございます。

それから、固定資産購入費です。375万2,000円、前年度424万3,000円、49万1,000円の減となります。これは量水器とあと公用車、これも20年経過した20万キロ以上走行しておる公用車ですけれども、これを1台更新することとしております。これを200万円で計上しております。

次に、2款の企業債償還金。企業債償還金1,701万7,000円です。これは起債の償還金になります。それから、予備費として400万円を計上しております。

以上、資本的支出合計4,653万4,000円、前年度3,859万2,000円、794万2,000円の増となります。次のページをお願いします。29ページです。

平成29年度水道事業会計予定損益計算書、本年度末、今月末の見込みの損益計算書になります。一番下に当該年度純利益1,551万9,498円、前年度繰越利益剰余金1,551万9,498円、合計2,450万7,286円。当年度の未処分利益剰余金が4,002万6,784円となります。

次のページをお願いします。次のページですけれども、平成29年度今月末の予定貸借対照表になります。資産、負債、資本の合計がともに9億4,304万3,670円となります。先ほどのページで当年度分未処分利益剰余金が資本金の一番下になります。2万6,740円ここにこの数字が来ることになります。

次のページをお願いします。平成31年3月31日になりますが、平成30年度末の予定貸借対照表になります。資産、負債の部ともに9億3,392万2,654円となり、平成29年度比912万1,000円程度の減を見込んでおります。

次のページをお願いします。個別注記表になります。内容については、記載のとおりでございます。

次に5ページをお願いいたします。平成30年度の水道事業会計の予算実施計画書です。これは先ほど説明しました収益的収入及び支出のものをまとめたものになります。収入支出ともに8,784万5,000円となります。

次のページ、7ページをお願いします。資本的収入及び支出です。これも先ほどの説明をまとめた表になりますが、資本的収入は38万4,000円、次のページで支出が4,653万4,000円となります。

次の9ページです。平成30年度の予定キャッシュ・フロー計算書になります。これは現金の動きを示した表になります。当該年度での一番下の3行をちょっと読みます。本年度の動きとして、資金増加額が906万2,000円、資金期首残高、ことしの3月末の残高が1億9,834万8,000円、来年度末の見込みが2億7,041万円を見込んでおります。

10ページが職員の給与費の明細になります。職員1名分を記載しております。内容については記載のとおりです。

11ページです。企業債明細書。地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。ちょっと読みます。水道事業債、件数

18件、前々年度末現在高2億1,216万7,881円、前年度末現在高見込み額2億667万9,153円、当該年度中の元金償還見込み額が1,701万6,735円、当該年度末現在高見込み額が1億8,966万2,418円になる見込みでございます。償還終期は平成49年度を設定しております。

表紙の次のページをお願いします。平成30年度山都町水道事業会計予算。

第1条、平成30年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。給水戸数2,030戸、年間給水量50万3,820立米、1日平均給水量1,380立米、主要な建設改良事業、市街地老朽管の布設工事を予定しております。1,000万円。

次に、収益的収入及び支出です。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入事業収益8,784万5,000円、営業収益8,226万1,000円、営業外収益558万1,000円、特別利益3,000円。

2ページです。支出です。第1款事業費8,784万5,000円、第1項営業費用7,257万6,000円、第2項営業外費用676万6,000円、第3項特別損失3,000円、第4項予備費850万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款資本的収入38万4,000円、第1項企業債1,000円、第2項出資金1,000円、第3項負担金38万円、第4項国庫補助金1,000円、第5項固定資産売却代金1,000円。

支出、第1款資本的支出4,653万4,000円、第1項建設改良費2,551万7,000円、第2項企業債償還金1,701万7,000円、第3項予備費400万円。

一時借入金。第5条、一次借入金の限度額は4,000万円と定める。

議会の決議を経なければ流用できない経費。第6条、次に上げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費のその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費597万4,000円。

棚卸資産購入限度額。第7条、棚卸資産購入限度額は270万円と定める。

以上、平成30年3月5日提出、山都町長。

以上です。お願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第26号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 市街地老朽管布設工事、1ページでは1,000万円となっておりますが、26ページでは1,790万6,000円となっておりますので、この差額を御説明をお願いします。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。済みません、26ページの1,790万6,000円の内訳の中にもっと詳しく書いておけばよかったんですけども、市街地の老朽管工事が1,000万円と予定しております。それ以外の分を790万6,000円ということで積算しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「平成30年度山都町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第27号 平成30年度山都町病院事業会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第27号、平成30年度山都町病院事業会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） 特別会計の最後になります。よろしくお願ひいたします。

議案第27号、平成30年度山都町病院事業会計予算。

予算の説明に入ります前に、病院の現状について御報告、御説明させていただきたいと思ひます。

そよう病院も現在地に移転新築しまして、昨年11月で丸5年を過ぎております。

町内唯一の救急告示病院、また町立病院として定着してきたためか、現在では町内全域から治療のために町民の方々がおいでいただけるようになりました。

診療につきましては、今までと同様、熊本大学医学部附属病院、熊本赤十字病院とともに、総合診療、地域医療に力を入れ、特色ある診療、そして、地域に信頼される病院を目指していこうと思っております。

常に課題となっております常勤医師の確保につきましては、現在二人いらっしゃる自治医科大学出身の医師が、この3月で異動されることとなります。しかし、平成30年度につきましても、熊本県の御配慮により、自治医科大卒の2名の医師に赴任していただくこととなりました。常勤医は今年度と同じで4名という数を維持できることとなります。

しかし、そよう病院の医師定数は6名となっております。まだ2名不足という状況でありますけれども、来年度も熊本大学医学部附属病院からの非常勤医の派遣をお願いしておりますし、病院としましても非常勤医の確保のために各方面をお願いしております。

おかげをもちまして、延べ14名の非常勤医師を確保できる見込みとなりまして、医師定数の6を超えて6.8というような数字まで医師定数を伸ばすことができっております。さらに充実した診療が来年度も行うことができるのではないかと思います。

さらに、地域医療での総合診療を学ぶためとして、来年度も研修医を5カ月間を受け入れることにしております。多くの非常勤医や臨床研修医を迎えることは常勤医への負担が減るということで、病院にとっても非常にありがたい話だと思っております。

また、医師だけでなく医療スタッフの確保も課題となっております。特に薬剤師、それから、透析治療に欠かせない臨床工学技士が、ここ数年募集を続けておりますけれども、なかなか応募者がいない状況にあります。看護師の確保も含めてですけれども、今後もあらゆる手だてを講じてスタッフの確保を努めていきたいと思っております。

また、病棟におきましては、国が目指す在宅医療のために、退院後の自宅での生活がスムーズとなるようリハビリを中心とした地域包括ケア病床を、28年12月から57床のうちの10床を転換して、地域包括ケア在宅医療への取り組みを強めております。

透析につきましては、現在ベッド数11、実患者数が28名となっております。28年度と比較しますと、熊本地震がありました関係で、特別受け入れがありました関係で若干減ってはおりますけれども、現時点では、透析は安定的に行われている状況です。

また、ジェネリック医薬品につきましては、平成29年度の見込みとしまして、品目金額で約23%程度、約4分の1がジェネリックになる見込みです。28年度と比較しますと4%程度ふえておまして、患者負担の軽減を図る上からも、患者様の理解を得ながら切りかえを進めていきたいというふうに考えております。

外来患者数につきましては、人口減少もあってか、やや減少傾向が見られます。

病院の外来患者は、平成28年度が4万7,885人、29年度見込み数が約4万7,200人というような数字となっております。これは僻地診療所、歯科を含めた数字になります。

入院患者につきましては、平成28年度が1万5,816人、29年度の見込みは約1万7,000人ということで、入院患者の増が病院運営に大きく寄与しております。今年度は昨年度を上回る黒字化が見込めるのではないかと考えておりますが、町立病院ですので、病院が大幅な黒字になるのがよいことかどうかは、ちょっとまた別の問題になってくるかと思えます。

しかし、この黒字化といいますが、町のほうから一般会計からの繰入金があつてからのものですので、病院としましては、平成30年度から病院建設に伴う起債償還が本格化します。また、医療機器につきましては、徐々に更新時期を迎えているという状況がありますので、今後も、引き続き経費面での節約を徹底していきたいというふうに考えております。

また、熊本県では2025年、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題に関しまして、県内での効率的な医療提供体制を構築するために、熊本県地域医療構想を平成29年3月に策定しております。現在その実現を図るために、県内を10地域に区分し、地域医療構想調整会議というものが開催されております。山都町を含む上益城地域は、熊本市区域と統合された形で会議が行われております。

病床機能再編とか医療費抑制のために、いろいろな課題があるわけですが、病床数の削減とかということにもなりますと、病院の運営にも大きな影響がありますので、そよう病院の今後の見通しを含め、地域におけるそよう病院の必要性、その立場を十分に説明していきたいと思つ

ております。

病院の基本理念としまして、地域に信頼される病院づくりを目指しております。

山都町にある公立病院として、山都町ならず郡内及び南阿蘇地域を含めましても唯一の救急告示病院でもあります。真摯な姿勢で仕事に取り組み、町民の皆様の期待に答えられるよう合理的かつ効率的な病院経営に努めてまいりたいと思います。

それでは、平成30年度病院事業の会計について御説明申し上げます。

では、16ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度病院事業会計予算説明書。

収益的収入及び支出です。収入、1款病院事業収益1項医業収益9億721万2,000円を予定しております。1目入院収益4億5,208万8,000円、外来収益3億7,667万2,000円、外来収益の内訳は右の節のとおりになっております。繰入金6,042万1,000円、その他の医業収益1,803万1,000円となっております。

続きまして、医業外収益1億4,198万3,000円、1目受取利息31万円、2補助金1,880万円、補助金の1,880万円は、右のほうの付記にありますように、僻地拠点病院として、あるいは国保病院としての助成金の合計で1,880万円となっております。繰入金7,826万9,000円、長期前受金戻入1,139万3,000円、その他医業外収益1,647万6,000円。

医業外収益につきましては、これは特別養護老人ホーム等の嘱託医としての報酬、それから太陽光パネルを今屋上のほうに設置してありますけれども、その売電の金額が約170万円ぐらいを予定しております。それから、訪問看護ステーションの収益が1,673万5,000円ということで、医業外収益を1億4,198万3,000円としております。

特別利益につきましては、過年度損益修正益ということで1,000円を計上しております。

支出につきましては、17ページになります。1款病院事業費用1項医療費用1目給与費6億3,713万8,000円という金額になっております。職員としましては4月1日付で66名となりますので、その分の給与それから職員手当等になります。3番目の報酬ですけれども、9,430万2,000円という金額を計上しております。これは、先ほど申しました非常勤医等の分とそれから非常勤医が14名、その分と、それから臨時、嘱託等の賃金を49名分で計上しております。退職給付金165万9,000円、賞与引当金繰入額3,223万円、法定福利費1億3,251万円となっております。

続きまして18ページです。材料費1億2,780万2,000円、薬品費、診療材料費、給食材料費、医療消耗品費という内訳になります。3番目の経費ですけれども、1億6,144万8,000円を予定しております。内訳につきましては、節の区分として右のほうにありますように、1から18まであります。このうちの光熱費は2,297万円となっております。これは病院自体がオール電化になっております。調理とかも含めてオール電化になっております。それで月200万円近い電気料がかかっております。

それから、委託料につきましては9,956万6,000円を予定しております。病院のいろんな機器の保守料だったり、検査にかかる部分だったり、医療行為関係で業務委託している部分になります。雑費としまして237万6,000円を上げておりますが、このうち付記に寄附金とあります。寄附金を

100万円と予定しております。これは本来、以前は禁止されていたんですけれども、大学のほうが独立行政法人化された折に、自治体からの寄附が可能ということになりました関係で、病院としましても、当初申しましたように熊大病院とも深いつき合いがございますので、医師の派遣等でお世話になっていることも含めて、ちょっと寄附を計画しております、その分で100万円を計上しております。賃借料は785万2,000円、これは医療機器のリース料等が入ります。

4番減価償却費7,175万9,000円、内訳としましては右のとおりになります。資産減耗費1,000円、医師等研究研修費198万円、その他の医業費用583万5,000円、これは右に書いてありますように児童手当の総額になります。

以上、病院事業の費用は、合計で10億4,919万6,000円となります。

続いて、医業外費用ですけれども、19ページになります。医療外費用4,123万2,000円、1目支払い利息1,376万8,000円。これは企業債を借りておりますけど、その利息分になります。その他医業外費用126万2,000円、消費税及び地方消費税127万8,000円、訪問看護ステーション運営費2,492万4,000円、これは右のほうに節で書いておりますけれども、スタッフとして看護師が3名訪問看護ステーションのほうにおります。その3名分の給与費、法定福利費等になります。経費で、備品で4万円、経費で148万3,000円、研究研修費で2万円というふうに内訳をしております。

3項特別損失、過年度損益修正損を1,000円、予備費としまして200万円を計上しております。収益的収支が以上のところ です。

20ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出になります。収入。1款資本的収入1項企業債1目企業債、科目存置で1,000円を計上しております。2項補助金186万4,000円、これは支出のほうでまた申し上げますけれども、機器を購入計画しております、その分の補助金186万4,000円をここに計上しております。繰入金。町からの繰入金ですけれども、4,775万5,000円を計上しております。

21ページ支出です。1款資本的支出1項建設改良費、科目存置で1,000円を計上しております。2項企業債償還金、本年度5,439万9,000円となります。企業債の償還につきましては、平成54年度完了の予定になっておりますので、まだ当分償還が続きます。3、機械器具購入費につきましては、本年度1億684万6,000円を計上しております。この内訳につきましては、付記に書いておりますけれども、今年度は4点考えております。まず電子カルテシステムを導入する計画にしております。電子カルテにつきましては、接続費等も含めまして合計で1億11万1,680円という大きな金額がかかることとなります。2番目の内視鏡洗浄装置、内視鏡検査で使う器具の洗浄装置ですけれども、これが古くなっておりますので、199万8,000円を計画予定しております。それから検査科で使いますけれども、全自動血液凝固測定装置、これが359万6,400円という計画でおります。それからベッドパンウォッシャー113万9,400円で考えておりますけれども、これは寝たきりのときに、おしっこをかをされる際におまるとかを使いますけれども、そういったやつを今まで手で洗っていたんですけれども、この器械を導入して看護師の手間を少しでも軽減しようということで、そういう洗浄装置を入れることにしております。

資本的支出の合計が1億6,124万7,000円となっております。

以上のほかに、8ページにキャッシュ・フローの計算書をつけております。

30年度につきましては、右の下のほうに書いておりますけれども、現金の期末残高は6億2,932万1,000円を見込んでおります。本年度末に比べますと8,000万円ほどちょっとキャッシュ・フローでいくと下がっていくというようなこととなりますが、先ほど申しましたように、施設整備でちょっと大量に費用がかかりますので、ちょっとそこは減ることになります。

それから9ページから職員給与費の明細書になります。これがずっと続きます、14ページまで続きます。

それから15ページから企業債の明細書になります。こういった種類の起債を借りております。

それから、続きまして22ページごらんいただきたいと思えます。29年度の病院事業会計の予定損益計算書になります。一番下のところに、当年度未処分利益剰余金ということで7,562万501円の剰余金を見込んでおります。

24ページが、29年度における予定貸借対照表になります。資産、負債あわせまして、資産の部で23億2,413万8,508円ということで、資本の分もあわせて同じ金額となります。

最後に26ページが30年度の予定貸借対照表ということになります。

戻りまして、5ページから7ページにかけましては、病院事業会計予算実施計画書ということで、先ほど御説明申し上げましたものの集約したものになります。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思えます。

平成30年度山都町病院事業会計予算。

総則、第1条、平成30年度山都町病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、病床数、一般病床57床、2、患者数、年間患者数6万6,706人、1日平均患者数が248.1名、入院患者、年間患者数が1万7,520名、1日平均48名、外来患者数4万9,186人、1日平均200名という予定にしております。

続きまして2ページをごらんいただきたいと思えます。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益10億4,919万6,000円、第1項医業収益9億721万2,000円、第2項医業外収益1億4,198万3,000円、第3項特別利益1,000円。

支出、第1款病院事業費用10億4,919万6,000円、第1項医業費用10億596万3,000円、第2項医業外費用4,123万2,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費200万円。

3ページです。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,162万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分数で補てんするものとする。収入、第1款資本的収入4,962万円、第1項企業債1,000円、第2項補助金186万4,000円、第3項繰入金4,775万5,000円。

支出、第1款資本的支出1億6,124万7,000円、第1項建設改良費1,000円、第2項企業債償還金5,439万9,000円、第3項機械器具購入費1億684万6,000円、第4項自動車購入費1,000円。

4ページをごらんいただきたいと思えます。

一時借入金、第5条、一時借入金の限度額は8,000万円と定める。

議会の議決を経なければ利用できない経費、第6条、次にかかる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費6億5,661万5,000円、2、公債費35万円。

他会計からの繰入金、第7条、病院事業費として一般会計より繰入金を受ける金額は1億8,644万5,000円である。

棚卸資産の購入限度額。第8条、棚卸資産の購入限度額は1億8,000万円と定める。

平成30年3月5日提出、山都町病院事業、山都町長です。

以上です。

○議長（工藤文範君） 議案第27号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 8番飯開です。一つだけお伺いしたいのは、病院事業に、私が病院にこういう事業があると知りませんでした。貸倒引当金というのがありましたので、少し貸借対照表のほうを見させていただきましてけれども、未収金の部分がこれだけありますので、未収金が、29年からすれば、30年はさらにふえておりますし、流動資産の未収金というのがこのようにあるというのは、少し説明をいただけますか。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） 24ページそれから26ページの未収金ということによろしいでしょうか。

未収金としまして29年度、24ページですけれども、29年度が1億9,503万4,703円、26ページ、30年度としまして2億3,678万9,861円という金額になっておりますが、これは病院受診された方の未収金ということではなくて、それ以外の、診療報酬とかは国保連合会とかからおくれて入ってきますけれども、そういった部分が3月まで入っていない場合で、一応3月で企業会計を締めますので、その時点が入ってきていない部分はすべて未収金という形になるんですよ。ですから、そういったものは、4月以降に入ってきた分については、一応整理の段階で、一応それは収入として見ますので、この金額がそのまま患者様の未収の分ではないということで御理解いただければと思うんですけれども。診療報酬とか月おくれで2カ月おくれとかで入ってくるものですかから、どうしても企業会計だと4月から3月ということで、それまでの現金の動きということで出すものですから、こういう形になってしまうんですよ。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） では、貸倒引当金というのは、どういう部分で引当金になっていきますか。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） 貸倒引当金につきましては、未収金の下のところにな

るかと思います。

○議長（工藤文範君） 何ページかね。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） 24ページ、29年度分で105万4,110円、26ページ、30年度分で190万9,110円という金額になっておりますけれども、これはちょっと、済みません。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） この部分は後日でよろしいですし、理解を後ほどいたしたいと思しますので。ただ、未収金の額がどこかで消えるのか、増減がですね。やはり9月の監査がありますので、監査のときに、この未収金の部分、未収金の部分の増減を、やはり教えていただきたいと思ひます。未収金という部分は、どこかで消えるとか、新しく発生するとか、そういう数字の動きがあるのか未収金ですので、移動しないと大変だと思いますので、よろしくお願ひしときます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 矢仁田でございます。議案については何ら申し上げることはございませんけれども、そよう病院、さっきから常勤医師の確保にも大変苦勞されておるといふことでございませぬけれども、今、水本院長が幾つになられるかわかりませぬけれども、その後も考えていかないかとじゃないかと思ひますが、その辺はどうなっておりますでしょうか。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） 水本院長先生が、もうこちらの病院に来られてもう10年以上経ちます。年齢的には昭和29年生まれですので63ですかね。条例を改正しまして、医師の定年を70歳まで延長しておりますので、もう少し期間はあるんですけども、やはり院長という職務も激務ですので、やはり院長先生の体力のことも心配しなくてはならないと思っております。ですから實際、その次の院長先生をといふことも確かに私たちも心配はしております。

ただ、なかなか私たちのほうからどなたにお願いするとか、そういうこともできませんし、院長先生のお考えといふのをまだちょっと私たちも把握できておりませぬので、院長先生と相談しながら、院長先生のお考えを聞きながら進めていきたいといふふうには思ひます。ちょっとお答えにならないかもしれませぬけれども、院長先生と相談しながら進めていきたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を、はい、13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 藤澤です。28ページの、私のちょっと勘違いかもしれんけども、注記と書いてあるのに貸倒引当金のことを書いてございませぬ。これによると、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上しているといふようなことを書いてあるもんですから、先ほど事務長が言われたのと多少なりとも違ふような気がいたしましたので、その辺のことをちょっとお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） 済みませぬ、ちょっと私もきちんと把握してございませぬ

んで申しわけないと思っております。またちょっと勉強して、ちゃんと精査した上でもう一回、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「平成30年度山都町病院事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第28号 工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第28号、工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは御説明をいたします。

議案第28号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。平成30年3月5日提出、山都町長。

1、工事番号。道改清第12号です。

2、工事名。大川大矢線道路改良工事。

3、工事場所。山都町鶴ヶ田地内。

4、契約金額。8,024万4,000円です。

5、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町大平434-4、有限会社清和建設、代表取締役武原公洋。

6、契約の方法。指名競争入札です。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のほうから、資料をつけておりますので、お願いいたします。

工事概要を説明いたします。

4番の入札年月日ですが、30年2月23日に行っております。

工事概要です。施工延長240メートル、幅員7メートルです。

掘削工1万5,842立方メートルです。盛土工2,509立方メートル、植生工2,634平方メートル、

のり枠工1,662平方メートル、側溝工441メートル、排水工83メートル。下層路盤工1,688平方メートル、防護柵工90メートルです。

参加業者につきましては、下に列記しております11業者になります。

次お願いいたします。仮契約書をつけております。この中で、4番の工期のほうから行きたいと思っております。30年3月19日から30年3月30日、これはもう繰り越しでするようにしておりますので、3月で一回切っております。請負代金額8,024万4,000円でございます。

それから7番、解体工事に、済みません、その下ですが、上記の工事について、発注者山都町と受注者有限会社清和建设は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。平成30年2月27日、発注者、山都町。受注者、有限会社清和建设、代表取締役武原公洋。

その次、開いていただきたいと思っております。これは入札結果のコピーをつけております。

11者指名をいたしましたけれども、下記の10、11で清和建设、後藤工業さんが入札に参加されて、ほかは辞退という形になっております。

次のほうをお願いいたします。これは管内図に位置図を落としたものであります。それから、その次は、よりそこを拡大してつけたものであります。赤の部分、赤で図示している分が、29年度改良工事として20メートルの7メートルということで改良する分でございます。

その次に標準的な横断図をつけております。切土面をして道路をつくって、後はのり土面で終わるといふようなことでしております。この中で切土面は、のり面は植生シートといいまして、種子が着いておるシートがございますけれども、それによって盛り土面の保護を行うというような工事をしております。

その後には平面図、全体の平面図を載せています。このピンクで色づけをしておる部分が今回の工事の部分ということでございますので、多少これ無理してA3判でコピーしておりますので、少し字が小さいかと思っておりますけれども、一応そういうふうになっております。

以上で、説明のほうを終わらせていただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 議案第28号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 7番、甲斐でございます。2点教えていただきたい。

まず工期繰り越しをされますけれども、いつまでを最終的に考えておられるのかという1点と、掘削土量が1万5,000立米出てきます、盛り土が2,000ぐらいですので、最終的なその捨て土場所関係、そこあたりはどういうふうな事後整理されるのか。この付近の土はあんまりいい土では

ないもので、どこでも捨てますと、その後の被害がかなり心配されます。私もこの道路の改良をずっとやっておりましたので、土の状況はわかっておりますので。そこあたりのことをちょっとお話いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それではお答えをいたします。

8,000万ですので、かなりの適正工期が必要になります。だから秋以降の工期になるかと思えますけれども、今のところ、もうずっとお話ししているように、災害で大変な苦勞を業者さんしております。ですから、うちが設定しております工期よりも、恐らくまた長くなる可能性ちゅうのはございますもんですから、今のところ、いつまでということは差し控えたいと思います。

皆さんのほうに、8,000万でありますと、多少の変更が出てくれば、また議会のほうの承認を得なければなりません。そのときに、またその機会にお示しできればというふうに考えています。

また、捨て土場所ですけれども、これは一応2キロ以内ということで、今のところはしております。おっしゃられるように、大変ほかのところに盛り土として流用することはできません。砂利等がかなり混じっておりまして、シラマも入っております。これにつきましては、捨て土場所の、2キロ以内で設定はしておりますけれども、その確認はまだしていませんけれども、捨てたところの締め固め等は、よくこちらでも検査をしていきたいなというふうには考えておりますけれども。

甲斐議員が前回しておられたということでございますので、大変詳しくございますので。そういうことでございますので、御了承いただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） その捨て土ですけど、前の経験上、捨て土したところから大雨のときに河川まで流れ込んだという事例が実際ありますので、重々注意されて。捨て土を現場に置いての施工方法も、ただ捨てるということではなくて、そこあたりの指導もよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） わかりました。そういうことでございますので、今いろんな施工が、土も固めたりする施工がございますので。セメントを混ぜたりとか、そういうことも考えながら、捨て土のことにつきましては、気をつけて施工したいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第29号 工事請負契約の締結について（柚木砥用線道路改良工事）

○議長（工藤文範君） 日程第10、議案第29号、工事請負契約の締結について（柚木砥用線道路改良工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 御説明いたします。

議案第29号、工事請負契約の締結について。次の工事について請負契約を締結することとする。平成30年3月5日提出、山都町長。

- 1、工事番号。社道改矢第4号です。
- 2、工事名。柚木砥用線道路改良工事。
- 3、工事場所。山都町柚木地内。
- 4、契約金額。8,964万円です。
- 5、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役上田幸徳。
- 6、入札の方法。指名競争入札です。

提案理由、本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

10ページをお願いいたします。これから資料になっております。

工事の概要でございます。

入札月日は30年2月23日に行っております。

工事概要としまして、施工延長60メートル、これは全体、全計画の延長は300メートルでございます。

主な工事としまして、掘削工、土砂3,727立方メートル、同じく軟岩3,511立方メートル、硬岩、1万1,664立方メートルです。残土処理が1万8,902立方メートル、植生工としまして125平方メートルをしております。

指名業者につきましては、下のほうに11者列記しております。

これにつきましては、さきの企画政策課長のほうから、13号議案におきまして辺地総合整備計画の中の説明があったと思います。その中に柚木砥用線というのが入ったと思いますが、この路線でありますので、申し添えておきます。

次のほうをお願いいたします。仮契約書をつけております。

工期につきましては、30年3月19日から30年3月30日、これも繰り越しを考えております。

請負契約代金8,964万円です。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、矢部開発株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は議会の議決を得たとき、本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。平成30年2月27日、発注者、山都町。受注者、矢部開発株式会社、代表取締役上田幸徳。

次のほうをお願いいたします。これは入札結果の写しをつけております。

11者指名をいたしましたけれども、矢部開発さんのみの入札、応札がございました。

次に、管内図における路線の位置図をつけております。

その次が、それをちょっと少し拡大したところでございます。御存じのように美里町と山都のちょうど町村界に当たります。

次に、4番で平面図をつけております。一番左のピンクで色づけしておりますけれども、この施工を行うということです。ほとんどが土工事でございます。赤の筋が縦に入っているかと思っております。これは町村界でございます。美里町と山都町の町村界でございます。

次のページをお願いしたいと思います。次に、縦断図、これちょっとわかりにくいですがけれども、縦断図をつけております。わかりやすいのは次の1番最後の、標準の横断図がでございます。このピンクのところを今回掘削しますというところでございます。

下のほうの少し黄色がかっているやつ、これはまだ残るということでございます。事業費の関係で、下のほうはまだ残ると。翌年度、次年度以降の工事になるというようなところでございます。

赤の点線等でしております、これは土質の違いによりまして、これを点線であらわしておりますが、小さ過ぎて恐らくわからないかと思っております。こういうふうにしておりまして、土質によって、先ほど言いました土砂あるいは硬岩、軟岩というようなことで分けておるところです。積算が違いますもんですから、一応こういうふうにして土質をあらわしてしておるところです。

掘削につきましては、昨日も一般会計の中で、美里町にうちの負担金を払うというところが出たかと思っております。これはちょうど今回も、町村境ですので、真っすぐ町村のところで切るわけにはいきません。切る工事はできません、真っすぐに切るということがですね。ですから、双方で、美里町の担当、それとうちの担当、建設課で、お互いに切りながらするちゅう工法で今するようにしております。

美里のほうが先に掘削をしていただいて、そして、ちょうど切ることができませんもんですから、美里のほうにうちが食い込んで少し切るといふ工法で今考えております。

ですから、昨日上げておりました全体の事業費ちゅうのは、それも計算したところでの計算で負担金を算出しておりますので。一応そういうことでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号「工事請負契約の締結について（柚木砥用線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時12分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第30号 町有財産の無償貸付について（旧中島西部小）

○議長（工藤文範君） 日程第11、議案第30号、町有財産の無償貸し付けについて（旧中島西部小）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 議案第30号について説明をいたします。

議案第30号、町有財産の無償貸し付けについて（旧中島西部小）。町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。平成30年3月5日提出、山都町長。

- 1、物件の所在。山都町北中島字小鶴1017番地1ほか、旧中島西部小学校。地目、学校用地、面積、8,885平方メートル。
- 2、貸付対象物件。旧校舎棟、鉄筋コンクリートづくり、800平方メートル。旧給食棟、鉄骨づくり、80平方メートル。
- 3、使用目的。小規模多機能型居宅介護事業による地域密着型の居宅サービス拠点施設。
- 4、貸付料。無償。
- 5、貸付期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日、3年間です。
- 6、貸付の相手方。住所、山都町北中島1717番地、氏名、NPO法人ボランティアネット夢工房、理事長佐藤豊さんです。

提案理由です。町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条

第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

めくっていただきまして、校舎平面図でございます。斜線が貸付部分です。

全棟貸付となります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ちょっと教えてもらいたいですけども、これ一番最初、何年から貸し付けをされておりましたでしょうか。ことしは何年目になっておるかということです。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 一番最初、平成18年度になります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「町有財産の無償貸し付けについて（旧中島西部小）」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第31号 町有財産の無償貸付について（旧小峰小）

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第31号、町有財産の無償貸し付けについて（旧小峰小）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第31号について説明いたします。

議案第31号、町有財産の無償貸し付けについて（旧小峰小）。

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。平成30年3月5日提出、山都町長。

1、物件の所在。所在、山都町小峰字引地1385番地、旧小峰小学校。地目、学校用地。面積1万7,344平方メートル。

2、貸付対象物件。旧校舎棟、鉄筋コンクリートづくり、1,650平方メートル。

3、使用目的。障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスを行う施設。

4、貸付料。無償。

5、貸付期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日、3年間。

6、貸付の相手方。住所、山都町神ノ前242番地15、氏名、社会福祉法人御陽会、明星学園、理事長、武元典雅さんです。

提案理由です。

町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

ページめくっていただきまして、これも平面図をつけております。

給食棟を除きます斜線部分が、今回貸し付け部分ということになります。

本施設につきましては、平成21年度から事業を実施されておるところでございます。

○議長（工藤文範君） 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「町有財産の無償貸し付けについて（旧小峰小）」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第2号 町道廃止について

日程第14 議案第3号 町道認定について

○議長（工藤文範君） 日程第13、議案第2号、町道廃止について及び日程第14、議案第3号、町道認定については関連しますので、一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

○経済建設常任委員長（藤原秀幸君） 議案第2号、第3号、町道廃止認定について、経済建設委員会に付託を受けましたので、その報告をしたいと思います。

山都町議会議長、工藤文範様。

経済建設常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、議案第2号。件名、町道廃止について。1-1の上鶴線、1-2瀬戸福

良線、1-3、面田線。3、審査の結果、廃止。審査の経過、本常任委員会に付託された事件について、3月12日、執行部から説明を求め、現地の視察を行った。審査の結果、全員一致で廃止することが相当と認められたので、当該3路線を廃止するものとする。

次、経済建設常任委員会報告書。

本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、議案第3号。2、件名、町道認定について。2-1上鶴線、2-2瀬戸福良線、2-3面田線、2-4上鶴支線、2-5小鶴釜出線、2-6小払線。審査の結果、認定。審査の経過、本常任委員会に付託された事件について、3月12日に執行部から説明を求め、現地の視察を行った。審査の結果、全員一致で認定することが相当と認められたので、当該6路線を認定するものとする。

以上です。

○議長（工藤文範君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号、町道廃止について及び議案第3号、町道認定についての2件を一括して採決します。

お諮りします。

ただいまの経済建設常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「町道廃止について」及び議案第3号「町道認定について」は、経済建設常任委員長の報告のとおり決定しました。

日程第15 同意第1号 山都町教育長任命について同意を求める件

○議長（工藤文範君） 日程第15、同意第1号、山都町教育長任命について同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） それでは、同意第1号、山都町教育長任命について。

次の者を山都町教育長に任命したいので、同意を求めます。平成30年3月5日山都町長、梅田穰。

同意を求める者。

熊本県熊本市東区秋津町秋田3440番地1、井手文雄。生年月日、昭和32年8月5日生まれ、満

60歳。

提案理由。

教育長を任命するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号第4条の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが同意を提出する理由であります。

今回、同意をお願いする井手文雄氏につきましては、地元矢部高等学校を卒業後、昭和52年に熊本県に入庁されました。その後、昭和61年に熊本県教員に転職され、これまで熊本県の教育に尽力されてきました。

平成24年に、山都町立矢部小学校校長として赴任の後、平成27年に益城町立広安西小学校の校長に就かれ、教員時代の教育実践はもとより、管理職としても高い識見と強い行動力を持って教育に当たってこられたところで、本年3月30日をもって退職されるものです。

また、井手氏は平成28年熊本地震の際には、指定避難所となっていた広安西小学校に700人もの多くの避難者を抱えたものの、教職員を大臣に見立てた大臣任命制をとって役割分担を決め、教員たちとともにユーモアあふれるユニークな避難所運営に奮闘され、また地震後の課題でもあった子供の心のケアにも積極的に取り組まれる等、先頭に立ってスピード感を持って学校再開を果たされました。この様子は、たびたび報道等でもなされたことから、皆さんも記憶に残っているのではないかと思います。

このような豊富な経験と適切な判断と行動力より、今後ますます重要となる教育政策に真摯に当たっていただける方と確信をいたしておりますので、ここに任命の同意をお願いするものであります。

なお、任期は本年4月1日から3カ年となります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 同意第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 2番、西田です。

異議を唱えるということではありませんけれども、一言ちょっと申し上げたいと思って手を挙げました。

27年度の法改正によって、今までは教育委員会の教育委員の互選で教育長というのが決められていたものが、町長の任命となったというふうに認識しています。

政治と教育は独立するべきという点から、町長のこの任命については、私は責任が大きいというふうに思っておりますし、藤吉教育長においては、3年間ほんとうに精いっぱい働いていただいたことに、心より感謝したいというふうに思っています。

だから、今度の人事で井手先生がどうのということではありません。ただ、引き続き井手先生がされることに当たって、今なおある部落差別を初めあらゆる差別をなくすという点からも、わからない子のわからないところに学んで、みんながわかるための授業改善をする、それから、人

の痛みがわかる心優しい子を育てる。よく考えて自分の意見を持てる子供に育てるということが、私は同和教育の推進というふうに思っておりますし、その点を、次期の井手先生にもぜひ頑張っていたきたい。それから、本当に子供の健全育成に寄与していただきたいという意味を込めて、一言申し上げさせていただきました。

よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） この人事案については、ほんとうにいろいろと検討なさった結果と思うし、私は井手文雄さんという方を、学校の校長先生をなさっていたということはもちろん存じていますし、それこそ今の御説明にもありましたように、震災以降すごく活躍をして、メディアにもよく登場していらっしゃるということで、かなり実行力のある方なんだろうなというふうに理解をしています。

それで、その井手先生自身についての話ではありませんが、やはりこの御住所が町外ということで、こういったこともやはり条件というか、そういったものがあるのかなというふうにちょっと思いました。

奥様も、町内にずっと務めてらしたということで存じ上げているわけなんですけれども、だから、町内の教育に対しては、ほんとうにすごく考えていただけるだろうなと。

そして、一方で、やはりこの教育長という職が、歴代校長先生を上げられた方がバトンタッチしていらっしゃるような感じもしてですね。ただ、その点もちょっと心配をしたんですが、心配といえますか、やはり教育委員会というのは、学校教育だけではなくて社会教育というところもカバーをしないといけないので、今、経歴を聞きましたところ、丸々、若いときから学校畑ではなかったような、今御説明でしたので、広い見識をお持ちなのかなとちょっと思いました。

で、1点だけ、その居住地のことについてお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 私も、先ほど西田議員からもありました、藤吉教育長に何ら問題はないと思っておりますし、教育委員会、3年前からというようなことでありますし、私も本来、行政と教育委員会は別かなという思いでございましたが、法改正の中で、このような形というようなことでありますので、これについては御了承いただいておりますという思いでおりますが。

井手先生につきましても、私も早い時期から学校現場ではなくて県庁の職員として、また矢部白糸第一小におられたのかなと思っておりますが、若いころからバレーボールも一緒にしたような仲間でありまして、ずっと出身も下名連石というようなことであります。

今後、居住につきまして、また教育委員、後でまた教育委員さんも出しますが、教育長につきましても、要件の中には、地元というくくりはないというようなことであります。

ありますように、お二人とも山都町出身で山都というようなことでありますので、今後は恐らく山都町に住んでいただくものと、そういう思いの中でお願いもしておりますので、そうなるという思いでおります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから同意第1号、山都町教育長任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 全員起立です。

したがって、同意第1号「山都町教育長任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第16 同意第2号 山都町教育委員任命について同意を求める件

○議長（工藤文範君） 日程第16、同意第2号山都町教育委員任命について同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意第2号、山都町教育委員任命について同意を求める件。

次の者を山都町教育委員に任命したいので、同意を求めます。平成30年3月5日、山都町長、梅田穰。

同意を求める者。

住所、熊本県上益城郡山都町黒川263番地、小田原孝也。生年月日昭和38年1月1日生まれ、55歳。

提案理由。

教育委員を任命するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号第4条の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが同意を提出する理由であります。

今回、同意をお願いする小田原孝也氏につきましては、地元矢部高校卒業後、町内の事業所に就職され、現在に至っております。小田原氏は、青年団活動に積極的に携われ、バレーボール競技では、全国青年大会に出場されるとともに矢部町青年団団長、上益城郡青年団協議会会長を歴任されております。また、消防団員として長年務められ、平成16年から3年間、下名連石、御所地区を管轄区域とする第3分団長を務められていますが、これまで幾多の火災等の現場にあっては、団長の指揮のもと消防団の安全に配慮しつつ早期の鎮火に努めるなど、町民の安全安心を第一に活動されております。

また、小学校PTA会長や矢部高校育友会副会長も務められ、子供の教育環境にも高い関心を持っておられることから、本町の教育振興、充実に適切な助言をいただけるものと期待するところであり、これまでの豊富な経験と適切な判断と行動力により、今後ますます重要となる教

育政策に真摯に当たっていただける方と確信をいたしておりますので、ここに任命の同意をお願いするものであります。

なお、任期は本年3月26日から4年間となります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 同意第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号、山都町教育委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 全員起立です。

したがって、同意第2号「山都町教育委員任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第17 議員派遣の件

○議長（工藤文範君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第18 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第18、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

ここで、教育長藤吉勇治君から発言の申し出がっております。これを許します。

教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 一言御挨拶申し上げます。

3年間という期間ではありましたが、本当にお世話になりました。

今、町の状況ということでは、少子高齢化という状況がありますけれども、そういう中で、教育の果たす役割、これ非常に大きいものがあります。学校教育、そして、生涯学習の分野の社会教育含めてですけれども。

そして、私は3年前の就任のときに決意を述べたわけですが、全ては子供のために。そして、町民の幸せのためにということで決意を述べて、この3年間、教育行政に関わってきました。

特に、町の将来を担う子供たちの育成、教育の充実、そして、この町のことをしっかりと知って、将来、この町の将来を担う、そういった子供たちを育てたいという思いを強く持ちながらの3年間でした。

本当に議会のほうにもお世話になりましたし、今後は、一町民としまして、町の将来にわたってしっかりと応援をしていきたいというふうに思っております。

今後の議会の発展、そして町の発展を祈念申し上げまして、お礼といたします。本当にお世話になりました。（拍手）

○議長（工藤文範君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時38分

平成30年3月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

| | | | |
|-------|------------------------------------|-------|------|
| 議案第4号 | 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事） | 3月5日 | 原案可決 |
| 議案第5号 | 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線白石橋下部工 工事） | 3月5日 | 原案可決 |
| 発議第1号 | 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置につい て | 3月5日 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 山都町営プール条例の廃止について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第7号 | 山都町高齢者生産活動センター条例の廃止について | 3月12日 | 原案可決 |

| | | | |
|--------|---|-------|------|
| 議案第8号 | 山都町環境保全型農業推進条例の廃止について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第9号 | 山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第10号 | 山都町国民健康保険条例の一部改正について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第11号 | 山都町介護保険条例の一部改正について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第12号 | 山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第13号 | 山都町辺地総合整備計画の策定について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第14号 | 債権の放棄について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第15号 | 平成29年度山都町一般会計補正予算（第5号）について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第16号 | 平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第17号 | 平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第18号 | 平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について | 3月12日 | 原案可決 |
| 議案第19号 | 平成30年度山都町一般会計予算について | 3月14日 | 原案可決 |
| 議案第20号 | 平成30年度山都町国民健康保険特別会計予算について | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第21号 | 平成30年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第22号 | 平成30年度山都町介護保険特別会計予算について | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第23号 | 平成30年度山都町国民宿舎特別会計予算について | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第24号 | 平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第25号 | 平成30年度山都町簡易水道特別会計予算について | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第26号 | 平成30年度山都町水道事業会計予算について | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第27号 | 平成30年度山都町病院事業会計予算について | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第28号 | 工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事） | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第29号 | 工事請負契約の締結について（柚木砥用線道路改良工事） | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第30号 | 町有財産の無償貸付について（旧中島西部小） | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第31号 | 町有財産の無償貸付について（旧小峰小） | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第2号 | 町道廃止について | 3月15日 | 原案可決 |
| 議案第3号 | 町道認定について | 3月15日 | 原案可決 |
| 同意第1号 | 山都町教育長任命について同意を求める件 | 3月15日 | 原案同意 |
| 同意第2号 | 山都町教育委員任命について同意を求める件 議員派遣の件 | 3月15日 | 原案可決 |
| 議長報告 | 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について | 3月15日 | 原案可決 |

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
